

静岡県社会的養育推進計画

令和7年3月

静岡県・静岡市・浜松市

目次

第1章 計画の改定にあたって

1. 計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 社会的養育の体制整備の基本的考え方・・・・・・・・ 1
4. PDCA サイクルの運用の在り方・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 社会的養育を取り巻く状況及び改定前計画の評価

1. こども人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 虐待相談対応件数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 代替養育を必要とするこどもの状況・・・・・・・・ 4
4. 里親・ファミリーホーム委託の状況・・・・・・・・ 5
5. 一時保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
6. 改定前計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 計画の基本理念及び施策体系

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 代替養育を必要とするこども数等の見込み

1. こどもの推計人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
2. 代替養育を必要とするこども数の見込み・・・・・・・・ 17
3. 里親等委託が必要なこども数の見込み・・・・・・・・ 20

第5章 社会的養育の推進に向けた取組

《静岡県》

1.こどもの権利擁護の推進	28
(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組	28
(ア) 意見聴取等措置	28
(イ) 意見表明等支援事業の実施	31
(ウ) こどもの権利擁護に係る環境整備	34
2.こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進	39
(1) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組	39
(ア) 相談支援体制の整備に向けた支援・取組	39
(イ) 家庭支援事業等の整備に向けた支援・取組	44
(ウ) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	47
(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	51
(3) 一時保護改革に向けた取組	54
(ア) 一時保護体制の整備	54
(イ) 一時保護におけるこどもの最善の利益	59
(4) 児童相談所の強化等に向けた取組	62
3.家庭と同様の環境における養育の推進	66
(1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	66
(ア) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	66
(イ) 親子関係再構築に向けた取組	68
(ウ) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	73
(2) 里親等への委託の推進に向けた取組	77
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	86
(ア) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化	86
(イ) 多機能化・機能転換	92
(4) 障害児入所施設における支援	98
4.こどもの自立支援の推進	100
(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	100

《静岡市》

1.こどもの権利擁護の推進	106
(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組	106
(ア) 意見聴取等措置	106
(イ) 意見表明等支援事業の実施	109
(ウ) こどもの権利擁護に係る環境整備	112
2.こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進	117
(1) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組	117
(ア) 相談支援体制の整備に向けた支援・取組	117
(イ) 家庭支援事業等の整備に向けた支援・取組	120
(ウ) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	123
(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	125
(3) 一時保護改革に向けた取組	127
(ア) 一時保護体制の整備	127
(イ) 一時保護におけるこどもの最善の利益	130
(4) 児童相談所の強化等に向けた取組	133
3.家庭と同様の環境における養育の推進	137
(1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	137
(ア) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	137
(イ) 親子関係再構築に向けた取組	139
(ウ) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	143
(2) 里親等への委託の推進に向けた取組	146
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	151
(ア) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化	151
(イ) 多機能化・機能転換	156
(4) 障害児入所施設における支援	161
4.こどもの自立支援の推進	162
(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	162

《浜松市》

1.こどもの権利擁護の推進	166
(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組	166
(ア) 意見聴取等措置	166
(イ) 意見表明等支援事業の実施	170
(ウ) こどもの権利擁護に係る環境整備	173
2.こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進	177
(1) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組	177
(ア) 相談支援体制の整備に向けた取組	177
(イ) 家庭支援事業等の整備に向けた取組	181
(ウ) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	184
(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	186
(3) 一時保護改革に向けた取組	186
(ア) 一時保護体制の整備	188
(イ) 一時保護の環境及び体制整備	192
(4) 児童相談所の強化等に向けた取組	196
3.家庭と同様の環境における養育の推進	200
(1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	200
(ア) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	200
(イ) 親子関係再構築に向けた取組	202
(ウ) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	206
(2) 里親等への委託の推進に向けた取組	210
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	215
(ア) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化	215
(イ) 多機能化・機能転換	220
(4) 障害児入所施設における支援	225
4.こどもの自立支援の推進	226
(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	226

参考データ	• • •	229
用語集	• • •	237
資料編	• • •	247

第1章 計画の改定にあたって

1. 計画改定の趣旨

平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下、「改正児童福祉法」という。)において、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの「家庭養育優先の原則」が明記され、これを受けて取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、静岡県、静岡市及び浜松市は、令和2年3月に「静岡県社会的養育推進計画」を策定し、里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等を推進してきた。

令和4年6月には、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正児童福祉法が成立し、令和6年3月には、この法改正の内容を踏まえた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(以下、「計画策定要領」という。)が示されたことから、計画の全面的な見直しを行う。

2. 計画期間

令和7年度から令和11年度まで(5年間)

3. 社会的養育の体制整備の基本的考え方

- ・ こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障(パーマネンシー保障)」のために、政令市を除く市町では、県支援の下各市町において、静岡市及び浜松市では各市において、家庭支援事業の実施に加え、地域のNPO法人や企業、地域住民などとの連携、協力の下、予防的支援体制を構築する。
- ・ 代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所は、家庭養育優先原則に基づき、本人の意向や状況等を踏まえ、里親又はファミリーホームへの委託を検討し、これらが適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された小規模ユニットへの入所措置を行う。
- ・ 里親等への委託や施設入所措置がされたこどもについては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続して行い、家庭復帰を目指していく。

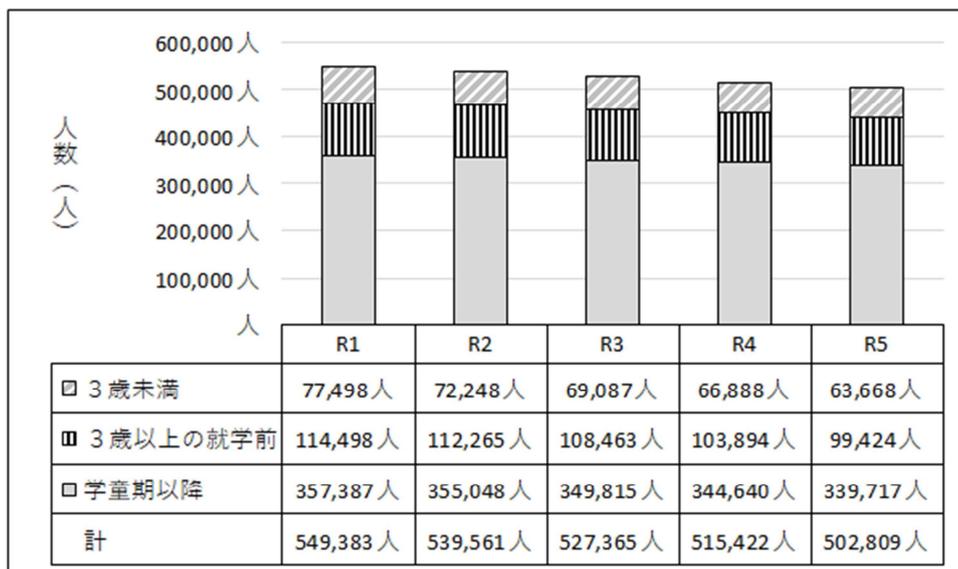
4. PDCA サイクルの運用の在り方

- ・静岡県、静岡市及び浜松市が相互に連携し、本計画の推進に努めることとし、毎年評価のための指標等により自己点検・評価を行い、その結果を静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会、静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会及び浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ報告する。
- ・自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用する。
- ・新たな施策等を実施する場合には、当事者であるこどもや社会的養護経験者の意見を反映する。

第2章 社会的養育を取り巻く状況及び改定前計画の評価

1. こども人口の推移

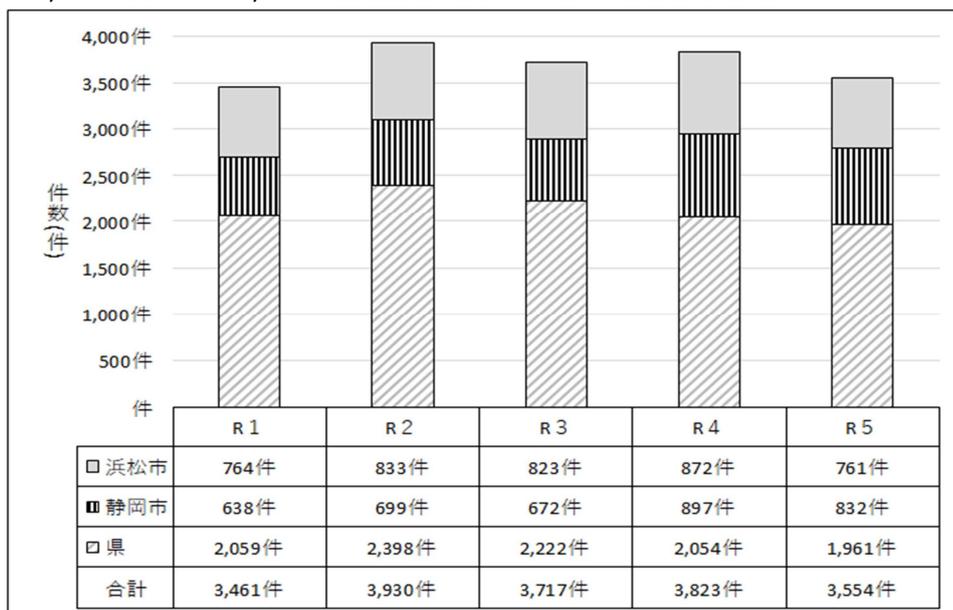
県内のこども人口の合計は、令和元年度から令和5年度にかけて減少傾向にあり、減少率は▲8.5%である。



出典：静岡県年齢別人口推計毎年10月1日現在数値

2. 虐待相談対応件数の状況

虐待相談対応件数は、令和2年度に3,930件と最多数となっているが、その後は3,500件から3,800件程度と高止まりの傾向である。

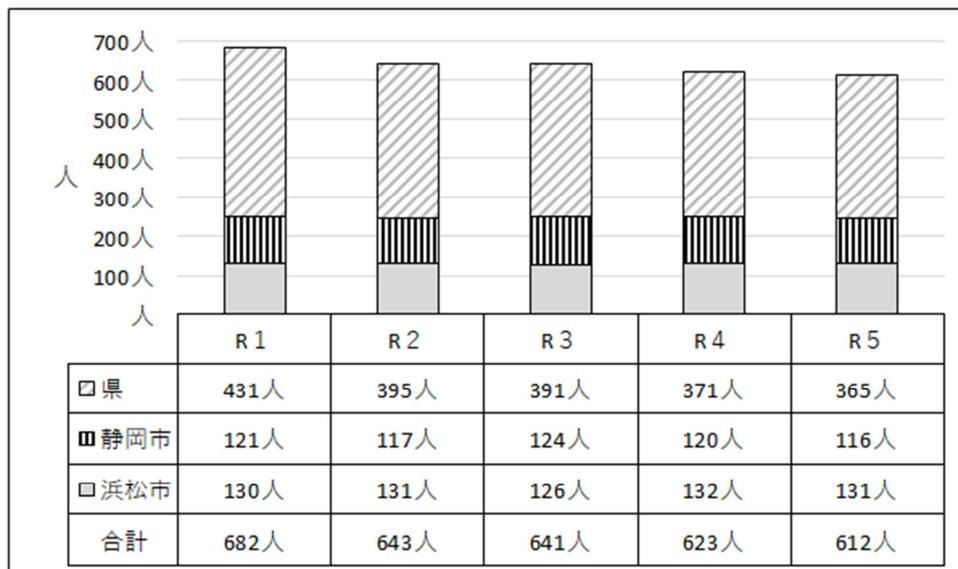


出典：福祉行政報告例（各年度末時点）

3. 代替養育を必要とするこどもの状況

○代替養育を必要とするこども数

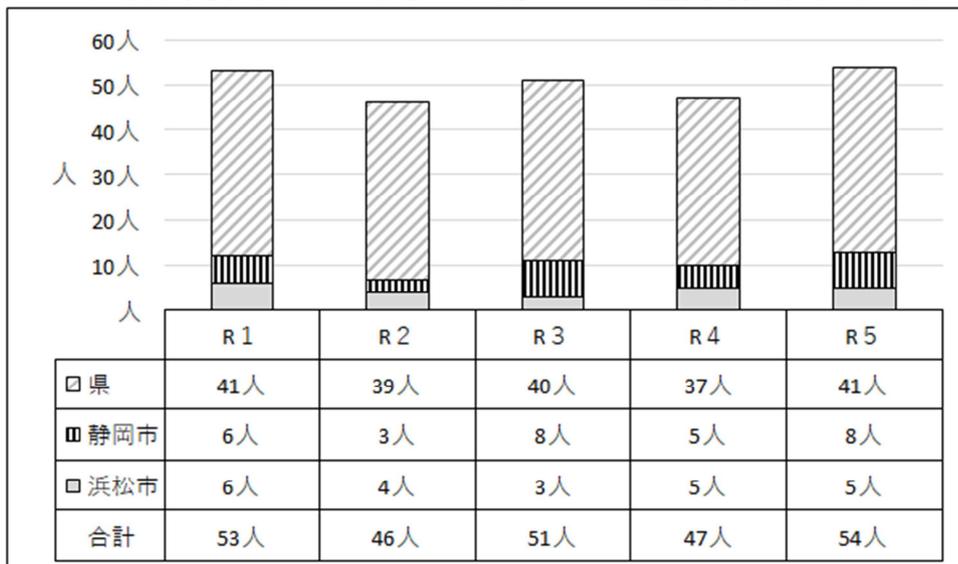
代替養育を必要とするこども数の県内合計値は、令和元年度から令和5年度にかけて減少傾向にあり、減少率は▲10.3%である。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

○乳児院に入所しているこども数

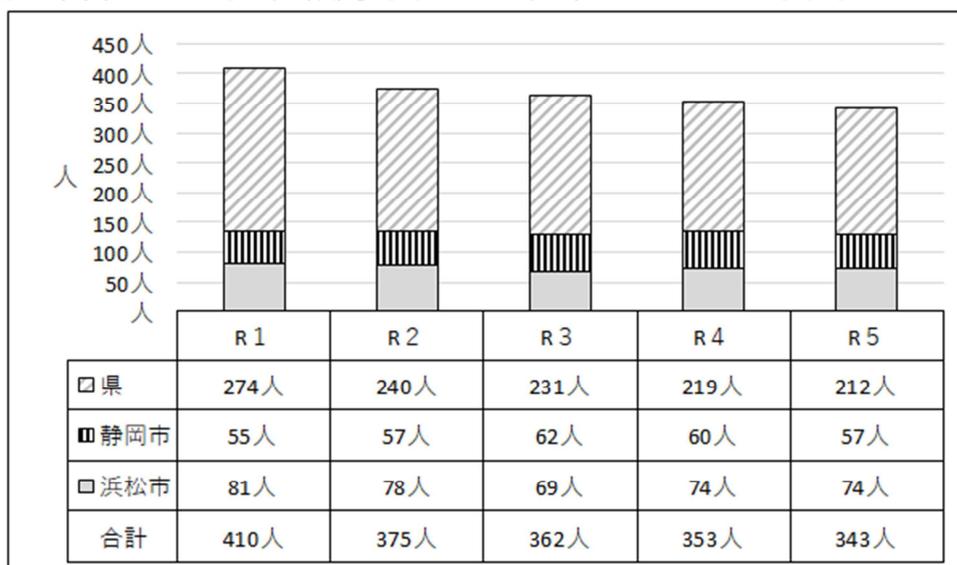
乳児院に入所しているこども数の県内合計値は、令和元年度から令和5年度にかけて各年度で増減はあるが、概ね50人程度で推移している。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

○児童養護施設に入所しているこども数

児童養護施設に入所しているこども数の県内合計値は、令和元年度から令和5年度にかけて減少傾向であり、減少率は▲16.3%である。

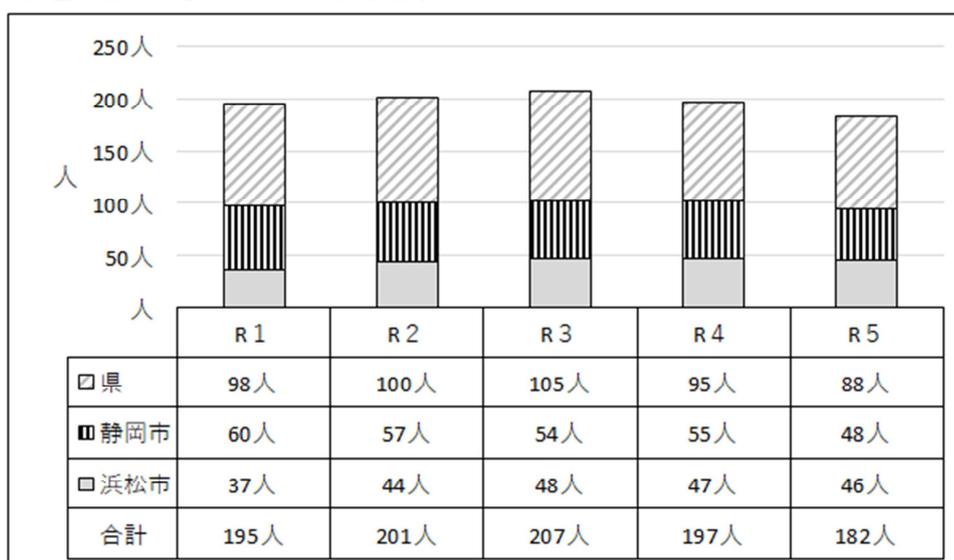


出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

4. 里親・ファミリーホーム委託の状況

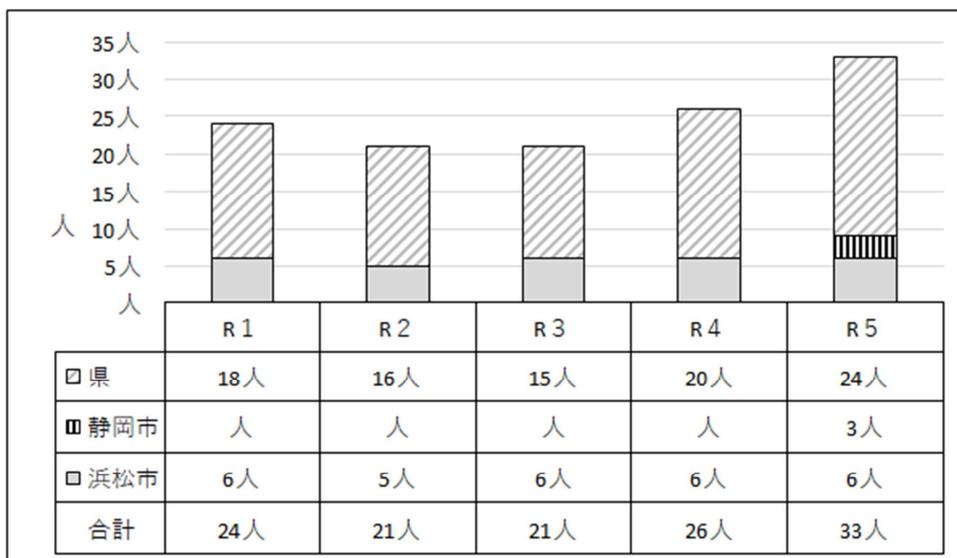
○里親に委託されているこども数

里親に委託されているこども数の県内合計値は、令和3年度までは増加したが、令和4年度以降は減少傾向であり、令和元年度と令和5年度を比較すると減少率は▲6.7%である。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

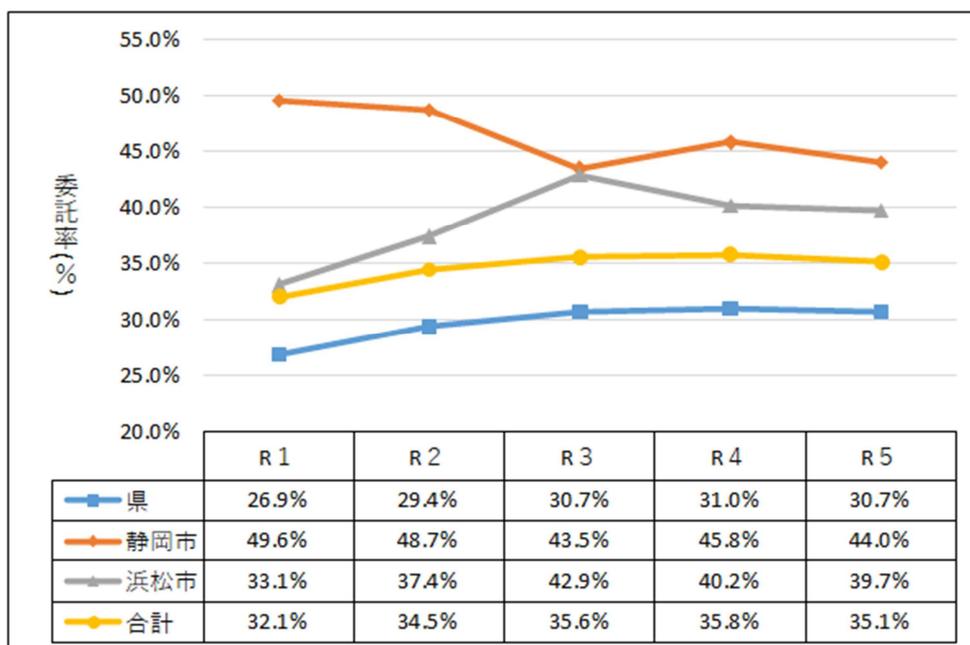
- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）に委託されているこども数
 ファミリーホームに委託されているこども数の県内合計値は、令和元年度から令和2年度は減少したが、その後、令和5年度にかけて増加しており、令和元年度と令和5年度を比較すると増加率は37.5%となっている。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

○里親・ファミリーホーム委託率

里親等委託率は、令和元年度と令和5年度を比較すると、県、政令市を合計した数値は増加しているが、個別の状況は県と浜松市の委託率は増加しているのに対して、静岡市の委託率は減少している。

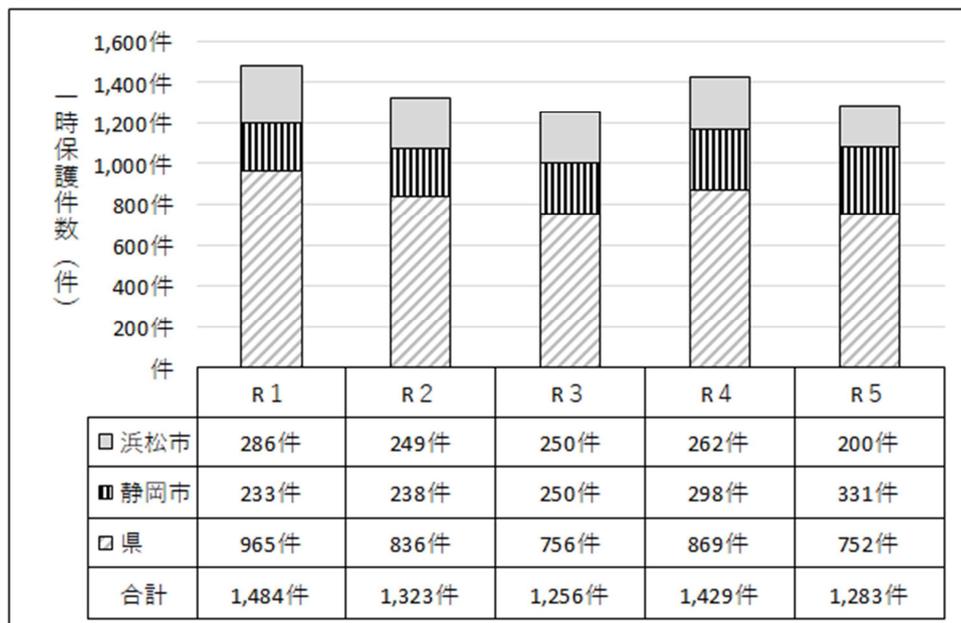


出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

5. 一時保護の状況

○一時保護件数（一時保護施設＋一時保護委託）

一時保護件数は各年度で増減があり、1,200件から1,500件の間で推移している。



出典：児童相談所事業報告（毎年度末時点）

6. 改定前計画の評価

○評価の方法

現計画に記載された施策等に対する取組状況及び里親委託率について4段階評価を行い、今後の取組の方向性を整理する。

※ 4段階評価 目標達成:「★」 前進:「➤」 現状維持:「➡」 後退:「➡」

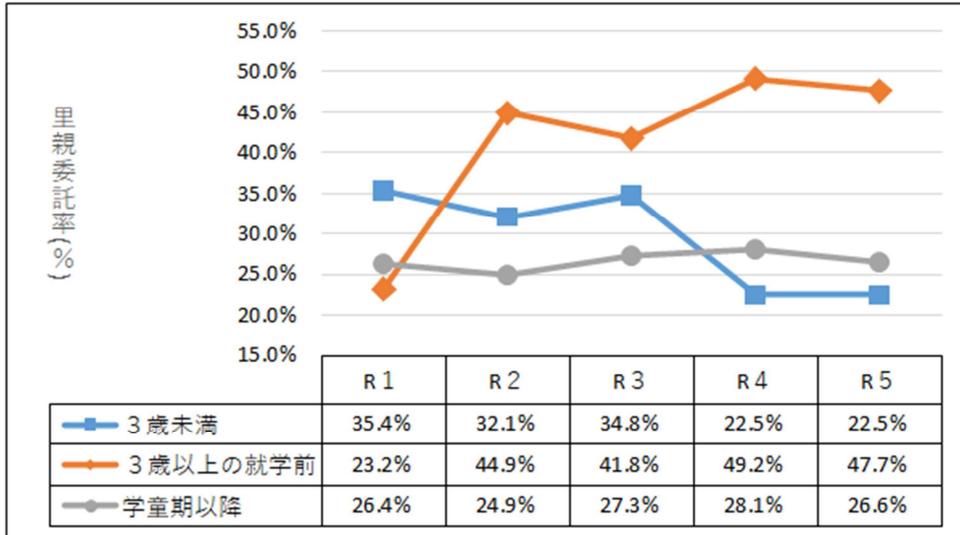
(1) 静岡県計画の評価

○評価指標

項目	基準値 (2019)	現状値 (2023)	区分	目標値 (2029)
1 こどもの権利擁護の推進				
(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組				
指標: 子どもの権利ノートの配付率 (措置・委託児童のうち学齢児以上)	100%	100%	★	100%
2 こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進				
(1) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組				
指標: 子育て世代包括支援センターの実施数	35 か所 (2018)	43 か所	★	43 か所 (2021)
指標: 子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	12 市	29 市町	➤	全市町(33市町) (2021)
指標: 児童家庭支援センター設置数	3 か所	3 か所	➡	5 か所
(2) 一時保護改革に向けた取組				
指標: 一時保護所における一時保護期間の平均日数	24.6 日 (2018)	29.1 日	➡	14 日
(3) 児童相談所の強化等に向けた取組				
指標: 児童福祉司の配置数	58 人	83 人 (2024)	★	83 人 (2022)
指標: 児童心理司の配置数	23 人	34 人 (2024)	➤	42 人 (2024)
3 家庭と同様の環境における養育の推進				
(1) 里親等への委託の推進に向けた取組				
指標: 里親登録者数(新規・委託子ども数)	306 組	378 組	➤	450 組
指標: 里親不調数	11 人 (2018)	11 人	➡	0 人
(2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組				
指標: 児童相談所での特別養子縁組成立件数	10 組	3 組	➡	20 組
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組				
指標: 小規模化等された施設の定員数	12 人	111 人	➤	112 人
4 こどもの自立支援の推進				
(1) 社会的養育自立支援に向けた取組				
指標: 措置児童の大学等進学率	59.3% (2017)	25.0%	➡	73.8% (2024)

○年齢区分ごとの里親・ファミリーホーム委託率（静岡県）

3歳以上の就学前の里親等委託率は、目標値よりも高い水準であるが、その他の年齢区分の里親等委託率は、目標値よりも低い水準で推移している。



【現計画目標値（静岡県）】

年齢区分	基準値 (2019)	現状値 R 5 (2023)	区分	目標値	
				R 6 (2024)	R 11(2029)
3歳未満	25%	23%	↓	45%	65%
3歳以上の就学前	22%	48%	★	40%	58%
学童期以降	25%	27%	↑	36%	46%

○現計画に係る総合的な評価

評 価 内 容	<p>評価指標の中で取組が後退している主な3項目の要因等を分析した。</p> <p>【一時保護所における一時保護期間の平均日数】 各児童相談所で毎週開催される総合会議で状況を確認するなど援助方針の早期決定に取り組んだが、処遇困難なこどもが増加したことや里親委託を優先的に検討した結果、マッチング等に時間を要し、保護期間が延びた。</p> <p>【措置児童の大学等進学率】 大学等に進学を希望する児童の措置延長や「施設で暮らす大学等修学支援事業」により進学する児童の生活費等の助成を行ってきたが、児童本人の意思や家庭の状況から、進学よりも就職を選択した児童が増加したことから、大学等進学率は低下した。</p> <p>【3歳未満の里親委託率】 処遇方針の決定に当たっては、里親委託を最優先としたが、医療的ケアの必要性や強い発達特性等のこどもの状態に加え、里親とのマッチングの状況等から乳児院への委託が増加した。</p>
------------------	---

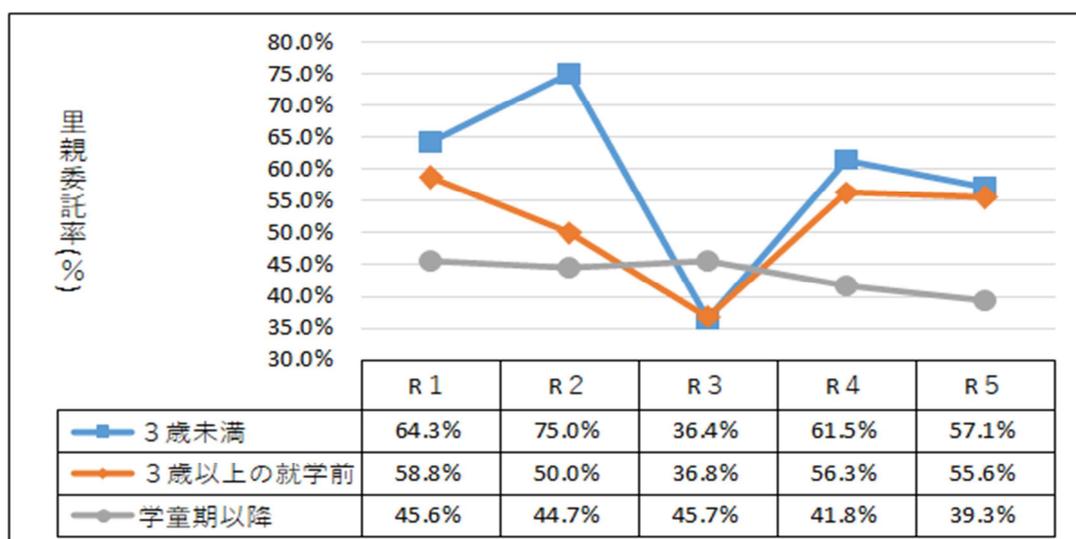
(2) 静岡市計画の評価

○評価指標

項目	基準値 (2019)	現状値 (2023)	区分	目標値 (2029)
1 こどもの権利擁護の推進				
(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組				
指標：子どもの権利ノートの配付率 (措置・委託児童のうち学齢児以上)	100%	100%	★	100%
2 こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進				
(1) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組				
指標：子育て世代包括支援センターの実施数	3か所 (2018)	3か所	★	3か所
指標：子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	0か所	設置	★	設置
指標：児童家庭支援センター設置数	0か所	0か所	➡	未定
(2) 一時保護改革に向けた取組				
指標：一時保護所における一時保護期間の平均日数	28.5日 (2018)	30.3日	➡	21日
(3) 児童相談所の強化等に向けた取組				
指標：児童福祉司の配置数	20人	24人	➡	26人 (2022)
指標：児童心理司の配置数	9人	10人	➡	12人 (2022)
3 家庭と同様の環境における養育の推進				
(1) 里親等への委託の推進に向けた取組				
指標：里親登録者数 (新規・委託子ども数)	87組	109組	★	107組 (2027)
指標：里親不調数	3人 (2018)	4人	➡	0人
(2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組				
指標：児童相談所での特別養子縁組成立件数	3組 (2018)	1組	➡	3組
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組				
指標：小規模化等された施設の定員数	6人	24人	➡	30人
4 こどもの自立支援の推進				
(1) 社会的養育自立支援に向けた取組				
指標：措置児童の大学等進学率	33.3% (2018)	33.3%	➡	73.8%

○年齢区分ごとの里親・ファミリーホーム委託率（静岡市）

3歳未満の里親等委託率は、目標値よりも高い水準であるが、その他の年齢区分の里親等委託率は、目標値よりも低い水準で推移している。



【現計画目標値（静岡市）】

年齢区分	基準値 (2019)	現状値 R 5 (2023)	区分	目標値	
				R 6 (2024)	R11(2029)
3歳未満	44%	57%	➡	53%	64%
3歳以上の就学前	60%	56%	➡	62%	58%
学童期以降	48%	39%	➡	50%	52%

○現計画に係る総合的な評価

評価 内容	<p>以下の4点が基準値からの後退が見られる。</p> <p>【一時保護所における一時保護期間の平均日数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設定員数の減少等により、受入施設の調整等、処遇方針の決定に時間を要したことによるものと推測される。 <p>【里親不調数】</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれの件も、無理に里親に預け続けるのではなく、里親委託の結果のアセスメントを通じて、対象児童については里親環境が適当ではないと判断し、児童の福祉を最優先に考慮した結果、専門里親等への措置変更を行ったことが要因である。 <p>【児童相談所での特別養子縁組成立件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2～4年度は3組から5組程度で推移しており、令和5年度は対象ケースが少なかったことから1組となった。 特別養子縁組成立に向けた取組は進めているが、成立のための諸条件を満たしたケースが少なかったことが要因と考えられる。 <p>【3歳以上及び学童期以降の里親委託率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準値が全国平均よりも高かったことに加え、児童の特性などを考慮した結果、里親委託よりも施設措置が適当と考えられた児童が多かったことが要因である。
----------	--

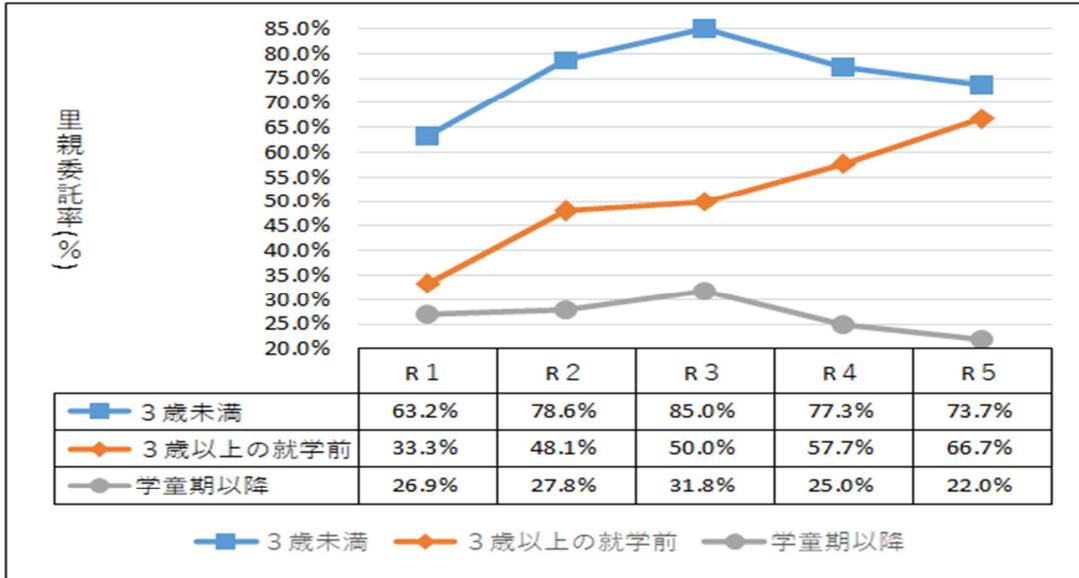
(3) 浜松市計画の評価

○ 評価指標

項目	基準値 (2019)	現状値 (2023)	区分	目標値 (2029)
1 こどもの権利擁護の推進				
(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組				
指標：子どもの権利ノートの配付率 (措置・委託児童のうち学齢児以上)	100%	100%	★	100%
2 こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進				
(1) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組				
指標：子育て世代包括支援センターの実施数	8か所	7か所	★	8か所
指標：子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	未設置	7か所	★	7か所 (2022)
指標：児童家庭支援センター設置数	1か所	1か所	➡	未定
(2) 一時保護改革に向けた取組				
指標：一時保護所における一時保護期間の平均日数	32.1日 (2018)	46.6日	➡	21日
(3) 児童相談所の強化等に向けた取組				
指標：児童福祉司の配置数	26人	29人	★	29人 (2022)
指標：児童心理司の配置数	12人	14人	★	14人
3 家庭と同様の環境における養育の推進				
(1) 里親等への委託の推進に向けた取組				
指標：里親登録者数 (新規・委託子ども数)	92組 (2018)	109組	➡	155組 (2024)
指標：里親不調数	1人 (2018)	0人	★	0人
(2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組				
指標：児童相談所での特別養子縁組成立件数	3組 (2018)	2組	➡	6組
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組				
指標：小規模化等された施設の定員数	24人	36人	➡	58人
4 こどもの自立支援の推進				
(1) 社会的養育自立支援に向けた取組				
指標：措置児童の大学等進学率	66.7% (2018)	100%	★	73.8% (2024)

○年齢区分ごとの里親・ファミリーホーム委託率（浜松市）

3歳未満及び3歳以上の里親等委託率は、目標値よりも高い水準であるが、学童期以降の年齢区分の里親等委託率は、目標値よりも低い水準で推移している。



【現計画目標値（浜松市）】

年齢区分	基準値 (2019)	現状値 R 5 (2023)	区分	目標値	
				R 6 (2024)	R 11(2029)
3歳未満	50%	74%	★	56%	67%
3歳以上の就学前	28%	67%	★	44%	59%
学童期以降	24%	22%	↓	37%	49%

○現計画に係る総合的な評価

評価内容	<p>現計画に基づいて取組みを進め、評価指標項目及び里親等委託率において、9項目の目標値を達成した。評価の主なものは次のとおり。</p> <p>【こども家庭支援体制の構築等に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点について、令和5（2023）年度までに市内7か所に設置し、目標を達成した。更なるこども家庭支援体制の充実に取り組み、令和6（2024）年度からは同7か所にこども家庭センターを設置した。 <p>【里親等への委託の推進に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29（2017）年度から児童相談所に里親推進グループを設置し、里親等支援業務を包括的に行い、職員の意識改革や受け皿となる里親の確保により、乳幼児の委託を積極的に進め、目標を大きく上回ることとなった。 <p>【一時保護所における一時保護期間の平均日数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護期間は1か月以上2か月未満の日数が多くなってきている状況であり、児童の特性や状態により施設等の受入調整などで処遇の実施までに時間を要し、平均日数が延びた。
------	--

第3章 計画の基本理念及び施策体系

1. 基本理念

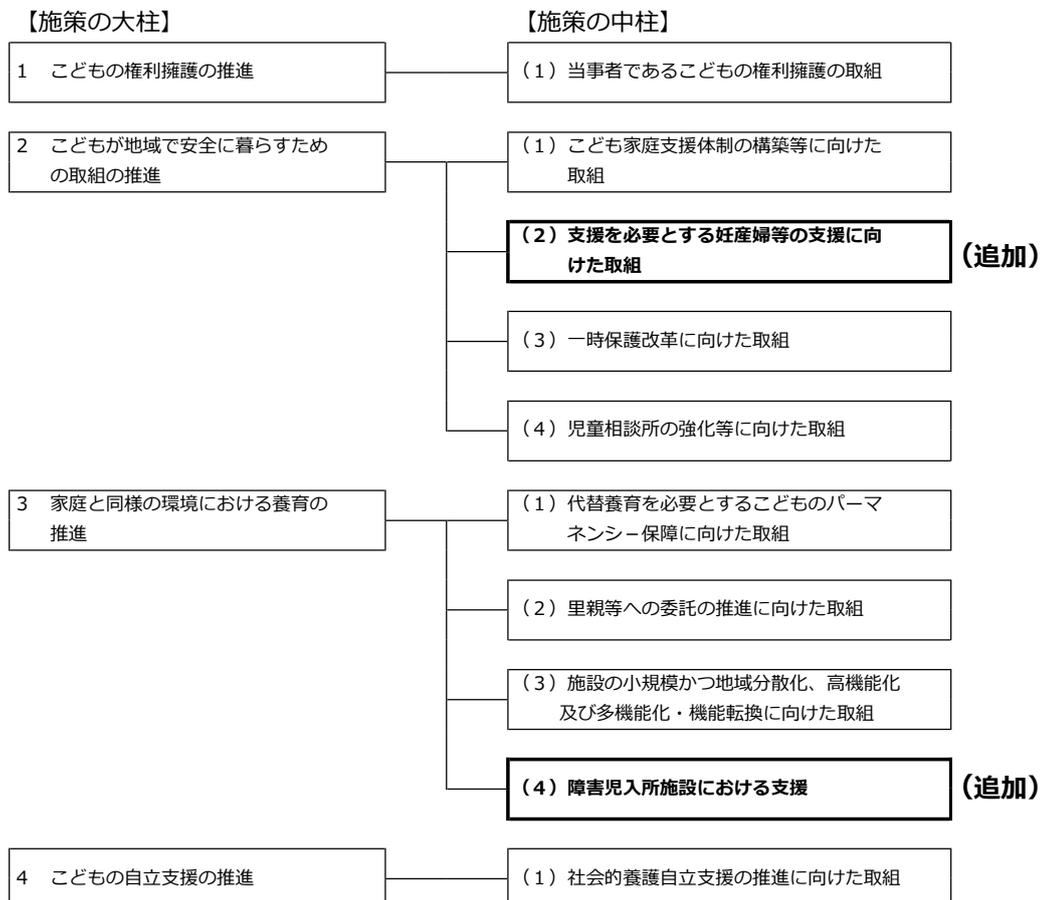
- ・改定前計画は、平成28年児童福祉法等の改正で位置付けられたこどもの権利擁護を踏まえ「こどもの権利主体」を明記し、こどもの最善の利益の実現を基本理念として定めている。
- ・この基本理念には、令和4年に成立したこども基本法の理念であるウェルビーイングの考え方が含まれており、計画の継続性という観点も考慮し、本計画においても改定前計画の基本理念を引き継ぐものとする。

基本理念

「こどもが権利の主体であり、こどもの最善の利益を実現するために、社会全体でこどもを育む」

2. 施策体系

改定前計画と同様に以下の4つの方針を施策の大柱とし、新たに追加された2項目を加えた10項目を中柱として設定する。



第4章 代替養育を必要とするこども数等の見込み

各施策の具体的な取組を検討するにあたり、数値目標の基礎となる里親、ファミリーホーム、乳児院及び児童養護施設で養育が必要な「代替養育を必要とするこども数の見込み」及び「里親等委託が必要なこども数」について算出する。

1. こどもの推計人口

こども数の見込みは、令和元年度から令和5年度の実績及び「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を参考に推計する。

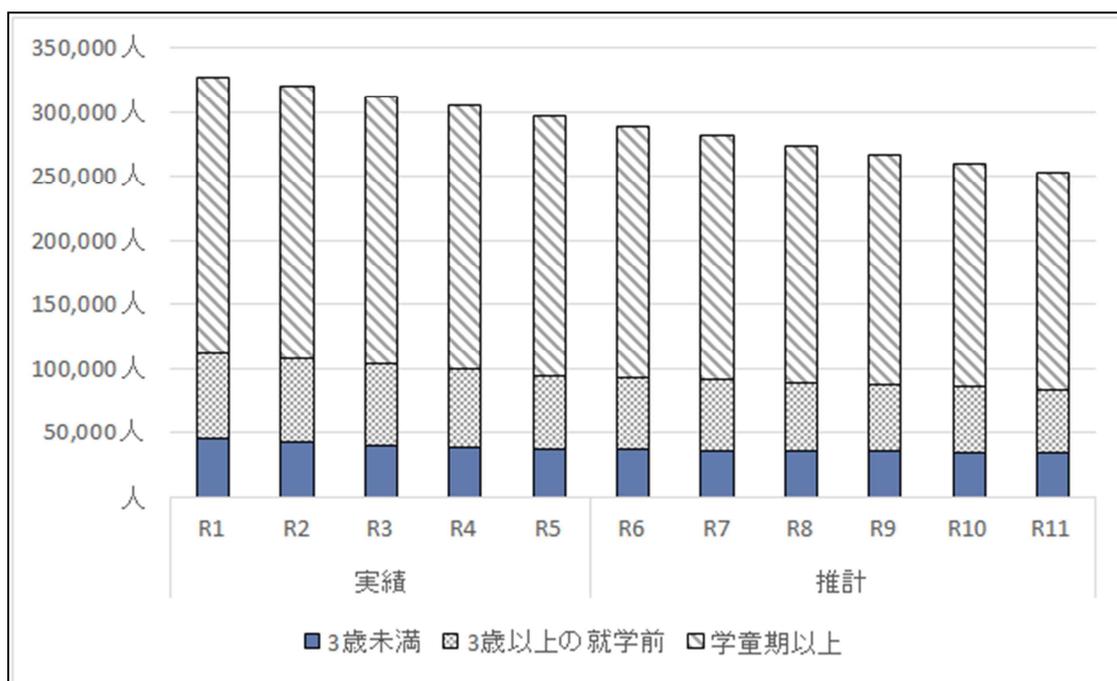
※人口実績は静岡県年齢別人口推計毎年10月1日現在数値を参照

(1) 静岡県

令和11年の推計人口は、令和5年の人口と比較して約42,000人減少（▲14.5%）することが見込まれる。

【こども人口の推移】

	実績					推計					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	44,961人	41,893人	39,897人	38,654人	36,587人	36,111人	35,642人	35,179人	34,722人	34,271人	33,825人
3歳以上の就学前	67,348人	65,573人	63,305人	60,638人	57,987人	56,584人	55,215人	53,879人	52,575人	51,303人	50,061人
学童期以上	213,948人	211,930人	208,517人	205,069人	201,638人	195,891人	190,308人	184,884人	179,615人	174,496人	169,523人
児童年齢計(0～17歳)	326,257人	319,396人	311,719人	304,361人	296,212人	288,586人	281,165人	273,942人	266,912人	260,070人	253,409人

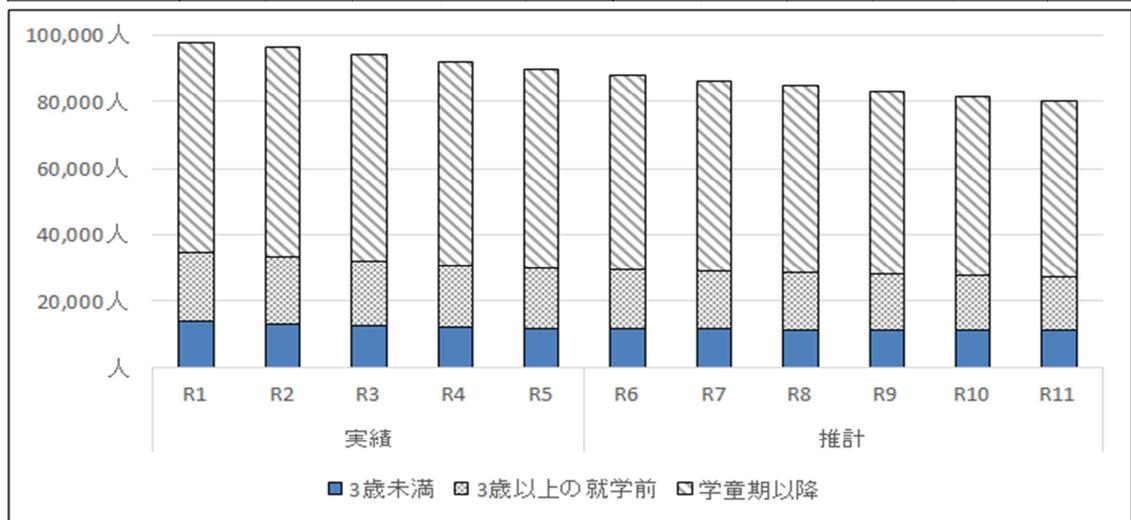


(2) 静岡市

令和 11 年の推計人口は、令和 5 年の人口と比較して約 9,900 人減少（▲11.0%）することが見込まれる。

【こども人口の推移】

	実績					推計					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	14,066人	13,110人	12,676人	12,313人	11,891人	11,784人	11,678人	11,573人	11,469人	11,366人	11,264人
3歳以上の就学前	20,496人	20,302人	19,503人	18,629人	17,857人	17,553人	17,255人	16,962人	16,674人	16,391人	16,112人
学童期以降	63,320人	62,978人	62,022人	61,026人	60,147人	58,824人	57,530人	56,264人	55,026人	53,815人	52,631人
児童年齢計(0~17歳)	97,882人	96,390人	94,201人	91,968人	89,895人	88,161人	86,463人	84,799人	83,169人	81,572人	80,007人

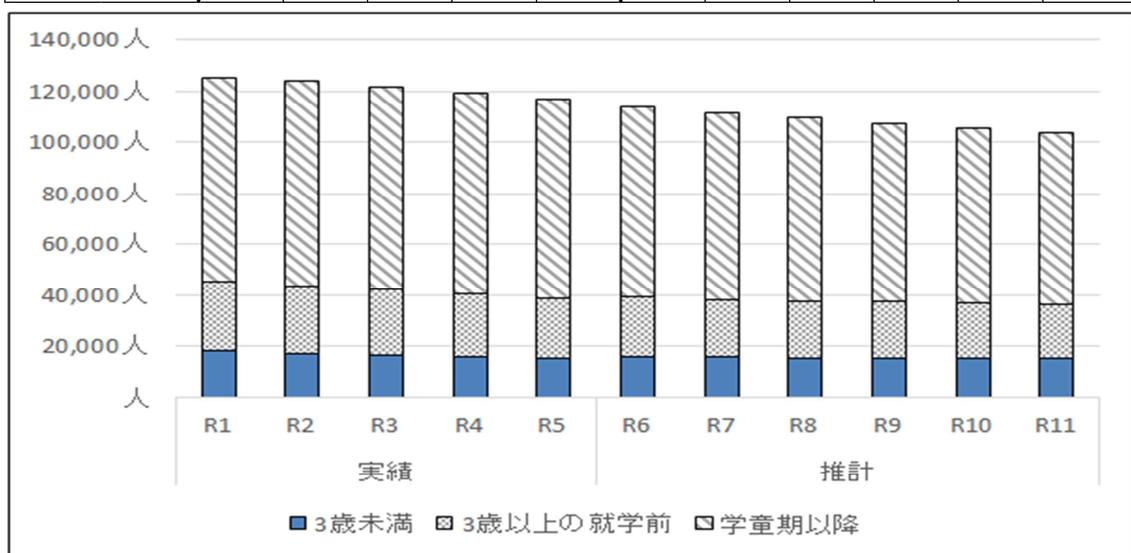


(3) 浜松市

令和 11 年の推計人口は、令和 5 年の人口と比較して約 13,000 人減少（▲11.4%）することが見込まれる。

【こども人口の推移】

	実績					推計					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	18,471人	17,245人	16,514人	15,921人	15,190人	16,207人	15,725人	15,647人	15,570人	15,492人	15,415人
3歳以上の就学前	26,654人	26,390人	25,655人	24,627人	23,580人	23,143人	22,426人	22,074人	21,722人	21,371人	21,019人
学童期以降	80,119人	80,140人	79,276人	78,545人	77,932人	74,712人	73,492人	71,852人	70,212人	68,571人	66,931人
児童年齢計(0~17歳)	125,244人	123,775人	121,445人	119,093人	116,702人	114,062人	111,643人	109,573人	107,504人	105,434人	103,365人



2. 代替養育を必要とするこども数の見込み

各施策の具体的な取組を推進する上で基礎となる、計画期間中の「代替養育を必要とするこども数」は以下の方法で算出する。

$$\text{代替養育を必要とするこども数} = \text{児童人口推計} \times \text{代替養育が必要となる割合 (潜在的需要を含む)}$$

(1) 静岡県

ア 代替養育が必要となる割合

代替養育が必要となる割合は、現に代替養育を必要とするこども数のこども人口に対する割合とする。令和元年度から令和5年度の里親等に委託されているこども及び乳児院、児童養護施設等に措置されているこどもの年齢別の割合の平均値である3歳未満0.112%、3歳以上の就学前0.105%、学童期以上0.123%を代替養育が必要となる割合として設定する。

イ 潜在的需要の算出

潜在的需要は、「新規に里親等委託又は入所措置されたこども数」の状況や伸び率が今後の代替養育が必要となる割合に直接影響を及ぼすと考えられることから、直近の統計数値が確定している過去5年間の対前年伸び率の平均値を潜在的需要として、代替養育が必要となる割合に加味する。

ウ 代替養育を必要とするこども数の見込み

ア及びイをもとに、代替養育を必要とするこども数を算出する。こども人口の減少が大きい一方で、潜在的需要として見込んだ新規入所措置等こども数の伸び率から、令和11年度の代替養育を必要とするこども数は、令和5年度数値から15人減少した334人と見込むこととする。

【年齢区分別代替養育を必要とするこども数】

	実績				見込み					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	53人	46人	40人	39人	41人	41人	42人	42人	42人	42人
3歳以上の就学前	69人	67人	61人	65人	61人	60人	60人	60人	59人	59人
学童期以降	251人	254人	247人	245人	246人	243人	241人	238人	236人	233人
児童年齢計(0~17歳)	373人	367人	348人	349人	348人	344人	343人	340人	337人	334人

(2) 静岡市

ア 代替養育が必要となる割合

代替養育が必要となる割合は、現に代替養育を必要とするこども数のこども人口に対する割合とする。令和元年度から令和5年度の里親等に委託されているこども及び乳児院、児童養護施設などに措置されているこどもの年齢別の割合の平均値である、3歳未満0.101%、3歳以上の就学前が0.093%、学童期以降が0.136%を代替養育が必要となる割合として設定する。

イ 潜在的需要の算出

潜在的需要は、「新規に里親等委託又は入所措置されたこども数」の状況や伸び率が今後の代替養育が必要となる割合に直接影響を及ぼすと考えられることから、直近の統計数値が確定している過去5年間の対前年伸び率の平均値を潜在的需要として、代替養育が必要となる割合に加味する。

ウ 代替養育を必要とするこども数の見込み

ア及びイをもとに、代替養育を必要とするこども数を算出する。こども人口の減少が大きい一方で、潜在的需要として見込んだ新規入所措置等こども数の伸び率から、令和11年度の代替養育を必要とするこども数は、令和5年度数値から7人減少した108人と見込むこととする。

【年齢区分別代替養育を必要とするこども数】

	実績				見込み					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満(0~2歳)	12人	11人	13人	14人	13人	13人	13人	13人	13人	13人
3歳以上(3~6歳)	20人	19人	16人	19人	18人	18人	18人	17人	17人	17人
学童期以上(7~17歳)	85人	92人	82人	82人	87人	85人	83人	81人	80人	78人
児童年齢計(0~17歳)	117人	122人	111人	115人	118人	116人	114人	111人	110人	108人

(3) 浜松市

ア 代替養育が必要となる割合

代替養育が必要となる割合は、現に代替養育を必要とするこども数のこども人口に対する割合とする。令和元年度から令和5年度の里親等に委託されているこども及び乳児院、児童養護施設などに措置されているこどもの年齢別の割合の平均値である、3歳未満0.114%、3歳以上の就学前0.095%、学童期以上0.103%を代替養育が必要となる割合として設定する。

イ 潜在的需要の算出

潜在的需要は、「新規に里親等委託又は入所措置されたこども数」の状況や伸び率が今後の代替養育が必要となる割合に直接影響を及ぼすと考えられることから、直近の統計数値が確定している過去5年間の対前年伸び率の平均値を潜在的需要として、代替養育が必要となる割合に加味する。

ウ 代替養育を必要とするこども数の見込み

ア及びイをもとに、代替養育を必要とするこども数を算出する。こども人口の減少が大きい一方で、潜在的需要として見込んだ新規入所措置等こども数の伸び率から、令和11年度の代替養育を必要とするこども数の見込みは令和5年度数値から4人減少した121人と見込むこととする。

年齢区分別の代替養育を必要とするこども数は、各年齢区分ともほぼ横ばいとなる。

【年齢区分別代替養育を必要とするこども数】

	実績				見込み					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	14人	20人	22人	19人	19人	19人	19人	20人	20人	20人
3歳以上の就学前	27人	18人	26人	30人	23人	23人	23人	23人	23人	23人
学童期以降	85人	83人	78人	76人	79人	79人	79人	78人	78人	78人
児童年齢計(0~17歳)	126人	121人	126人	125人	121人	121人	121人	121人	121人	121人

3. 里親等委託が必要なこども数の見込み

里親等委託が必要なこども数の見込みは、以下により算出する。

$$\text{里親等委託が必要なこども数} = \boxed{\text{代替養育を必要とするこども数}} \times \boxed{\text{里親等委託が必要なこどもの割合}}$$

(1) 里親等委託が必要なこども数の割合

里親等委託が必要なこども数の割合は、計画策定要領に記載された算式1及び算式2に基づき算出し、適切な数値を選択する。

【算式1】

- ・ 代替養育を必要とするこどものうち、現に里親等委託されているこどもの割合
- ・ 現に施設に入所しているこどもの内、里親等委託が必要なこどもの割合

施設種別	内容
乳児院	乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
	児童養護施設に入所するこどもで乳児院から措置変更された乳幼児数
	児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数
児童養護施設	児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数

【算式2】

- ・ 代替養育を必要とするこども数のうち、現に里親等委託されているこども数の割合
 - ・ 現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合
- ⇒令和6年7月1日時点で施設への入所措置や里親等への委託をされている全てのこどもを対象とし、こどもの状態や養育環境、こどもの意向等を確認する「入所等児童状況調査」を行い、里親等委託が必要なこども数の割合を算出した。

(2) 算式1及び算式2の検討

- ・ 算式1はこどもの入所期間に基づき、一律に里親等委託を推進するものであり、こどもの状態や意向を反映しておらず、里親等に委託できるこどもの実態を反映していない。
- ・ 算式2は、こどもの状態や養育環境、こどもの意向確認を目的として実施した入所等児童状況調査の結果に基づき算出したものであり、里親等委託が可能なこどもの実態を反映したものであることから、算式2を採用する。

(3) 里親等委託率の検討：静岡県

ア 算式2の結果

年齢区分	措置児童 (A) (令和6年7月1日現在)		入所児童等状況調査結果			里親委託 子ども数 (D:B-C)	委託率 (E:D/A)
			区分	里親養育が望 ましい子ども数 (B)	子どもが里親 以外希望 (C)		
3歳未満 (0～2歳)	乳児院	32人	※措置期間半年未満	6人	1人	5人	67%
			※措置期間半年以上	14人	0人	14人	
	里親	6人	6人	0人	6人		
	FH	1人	1人	0人	1人		
	計	39人		27人	1人	26人	
3歳以上 の就学前 (3～6歳)	乳児院	9人	※措置期間半年未満	0人	0人	0人	59%
			※措置期間半年以上	5人	2人	3人	
	児童養護施設	25人	※入所期間1年未満	1人	1人	0人	
			※入所期間1年未満(乳児院から措置変更)	5人	2人	3人	
			※入所期間1年以上	9人	7人	2人	
	小計	34人		20人	12人	8人	
	里親	25人		25人	0人	25人	
FH	4人		4人	0人	4人		
計	63人		49人	12人	37人		
学童期以降 (7～17歳)	児童養護施設	181人	※入所期間3年未満	48人	0人	48人	48%
			※入所期間3年以上	54人	48人	6人	
	里親	47人	47人	0人	47人		
	FH	15人	15人	0人	15人		
	計	243人		164人	48人	116人	

(参考：算式1)

年齢区分	措置児童 (A) (令和6年7月1日現在)		入所期間別等区分			委託率 (C:B/A)
			区分	非該当	算式1該当 (B)	
3歳未満 (0～2歳)	乳児院	32人	措置期間半年未満	6人	0人	85%
			措置期間半年以上	0人	26人	
	里親	6人	0人	6人		
	FH	1人	0人	1人		
	計	39人		6人	33人	
3歳以上 の就学前 (3～6歳)	乳児院	9人	措置期間半年未満	0人	0人	98%
			措置期間半年以上	0人	9人	
	児童養護施設	25人	入所期間1年未満	1人	0人	
			入所期間1年未満(乳児院から措置変更)	0人	5人	
			入所期間1年以上	0人	19人	
	小計	34人		1人	33人	
	里親	25人		0人	25人	
FH	4人		0人	4人		
計	63人		1人	62人		
学童期以降 (7～17歳)	児童養護施設	181人	入所期間3年未満	76人	0人	69%
			入所期間3年以上	0人	105人	
	里親	47人	0人	47人		
	FH	15人	0人	15人		
	計	243人		76人	167人	

イ 里親等委託率の目標値

計画策定要領では、全ての都道府県において乳幼児は75%以上、学童期以降の里親等委託率は50%以上を実現することを一律に求めているが、計画策定要領にも記載のとおり、里親等委託は数値目標達成のため機械的に措置等を行うべきでなく、こどもの状態や希望等に基づき判断すべきものである。このため、静岡県としては、こどもの状態や養育環境、こどもの意向確認を目的として実施した入所等児童状況調査の結果に基づき、実態に即した目標値を設定する。

【里親等委託率目標値】

	現計画				計画改定目標値 (R11)	
	基準値	現状値	目標値		国目標	目標値
	H30	R5	R6	R11		
3歳未満	25%	23%	45%	65%	75%	67%
3歳以上の就学前	22%	48%	40%	58%	75%	59%
学童期以降	25%	27%	36%	46%	50%	48%

ウ 里親等委託が必要なこども数の見込み

イで設定した里親等委託率の目標値により、里親等委託が必要なこども数の見込みを算出する。

	R5			R11		
	児童数計	里親・FH		児童数計	里親・FH	
		委託率	児童数		委託率	児童数
全体	349人		105人	334人		173人
3歳未満	40人	23%	9人	42人	67%	28人
3歳以上の就学前	65人	48%	31人	59人	59%	34人
学童期以降	244人	27%	65人	233人	48%	111人

エ 施設で養育が必要なこども数の見込み

施設で養育が必要なこども数の見込みは、代替養育を必要とするこども数の見込みから里親等委託が必要なこども数の見込みを減じて算出する。

	R5			R11		
	児童数計	施設入所		児童数計	施設入所	
		入所率	児童数		入所率	児童数
全体	349人		244人	334人		161人
3歳未満	39人	77%	30人	42人	33%	14人
3歳以上の就学前	65人	52%	34人	59人	42%	25人
学童期以降	245人	73%	180人	233人	52%	122人

(4) 里親等委託率の検討：静岡市

ア 算式2の結果

年齢区分	措置児童 (A) (令和6年7月1日現在)		入所児童等状況調査結果			里親委託 子ども数 (D:B-C)	委託率 (E:D/A)
			区分	里親養育が望 ましい子ども数 (B)	子どもが里親 以外希望 (C)		
3歳未満 (0~2歳)	乳児院	8人	※措置期間半年未満	4人	0人	4人	80%
			※措置期間半年以上	1人	0人	1人	
	里親	7人	7人	0人	7人		
	FH	0人	0人	0人	0人		
	計	15人		12人	0人	12人	
3歳以上 の就学前 (3~6歳)	乳児院	1人	※措置期間半年未満	0人	0人	0人	65%
			※措置期間半年以上	1人	0人	1人	
	児童養護施設	9人	※入所期間1年未満	5人	3人	2人	
			※入所期間1年未満(乳児院から措置変更)	0人	0人	0人	
			※入所期間1年以上	1人	1人	0人	
	小計	10人		7人	4人	3人	
	里親	9人		9人	0人	9人	
FH	1人		1人	0人	1人		
計	20人		17人	4人	13人		
学童期以降 (7~17歳)	児童養護施設	53人	※入所期間3年未満	21人	15人	6人	45%
			※入所期間3年以上	15人	15人	0人	
	里親	30人	30人	0人	30人		
	FH	2人	2人	0人	2人		
	計	85人		68人	30人	38人	

(参考：算式1)

年齢区分	措置児童 (A) (令和6年7月1日現在)		入所期間別等区分			委託率 (C:B/A)
			区分	非該当	算式1該当 (B)	
3歳未満 (0~2歳)	乳児院	8人	措置期間半年未満	6人	0人	60%
			措置期間半年以上	0人	2人	
	里親	7人	0人	7人		
	FH	0人	0人	0人		
	計	15人		6人	9人	
3歳以上 の就学前 (3~6歳)	乳児院	1人	措置期間半年未満	0人	0人	75%
			措置期間半年以上	0人	1人	
	児童養護施設	9人	入所期間1年未満	5人	0人	
			入所期間1年未満(乳児院から措置変更)	0人	0人	
			入所期間1年以上	0人	4人	
	小計	10人		5人	5人	
	里親	9人		0人	9人	
FH	1人		0人	1人		
計	20人		5人	15人		
学童期以降 (7~17歳)	児童養護施設	53人	入所期間3年未満	27人	0人	68%
			入所期間3年以上	0人	26人	
	里親	30人	0人	30人		
	FH	2人	0人	2人		
	計	85人		27人	58人	

イ 里親等委託率の目標値

【里親等委託率目標値】

	現計画				計画改定目標値 (R11)	
	基準値	現状値	目標値		国目標	目標値
	H30	R5	R6	R11		
3歳未満	44%	57%	53%	64%	75%	75%
3歳以上の就学前	60%	58%	62%	58%	75%	65%
学童期以降	48%	38%	50%	52%	50%	45%

※算式2の結果、国目標を超えた場合は、国目標に下方修正しました。

ウ 里親等委託が必要な子ども数の見込み

イで設定した里親等委託率の目標値により、里親等委託が必要な子ども数の見込みを算出する。

	R5			R11		
	児童数 計	里親・FH		児童数 計	里親・FH	
		委託率	児童数		委託率	児童数
全体	115人		50人	108人		56人
3歳未満	14人	57%	8人	13人	75%	10人
3歳以上の就学前	19人	58%	11人	17人	65%	11人
学童期以降	82人	38%	31人	78人	45%	35人

エ 施設で養育が必要な子ども数の見込み

施設で養育が必要な子ども数の見込みは、代替養育を必要とする子ども数の見込みから里親等委託が必要な子ども数の見込みを減じて算出する。

	R5			R11		
	児童数 計	施設入所		児童数 計	施設入所	
		入所率	児童数		入所率	児童数
全体	115人		65人	108人		52人
3歳未満	14人	43%	6人	13人	25%	3人
3歳以上の就学前	19人	42%	8人	17人	35%	6人
学童期以降	82人	62%	51人	78人	55%	43人

(5) 里親等委託率の検討：浜松市

ア 算式2

年齢区分	措置児童 (A) (令和6年7月1日現在)		入所児童等状況調査結果			委託率 (E:D/A)
			区分	里親養育が望ましいこども数 (B)	こどもが里親以外希望 (C)	
3歳未満 (0～2歳)	乳児院	6人	※措置期間半年未満	0人	0人	0人
			※措置期間半年以上	0人	0人	0人
	里親	16人	16人	0人	16人	
	FH	2人	2人	0人	2人	
	計	24人	18人	0人	18人	
3歳以上の 就学前 (3～6歳)	乳児院	0人	※措置期間半年未満	0人	0人	0人
			※措置期間半年以上	0人	0人	0人
	児童養護施設	6人	※入所期間1年未満	0人	0人	0人
			※入所期間1年未満(乳児院から措置変更)	0人	0人	0人
			※入所期間1年以上	0人	0人	0人
	小計	6人	0人	0人	0人	
	里親	13人	13人	0人	13人	
FH	人	0人	0人	0人		
計	19人	13人	0人	13人		
学童期以降 (7～17歳)	児童養護施設	64人	※入所期間3年未満	8人	1人	7人
			※入所期間3年以上	24人	11人	13人
	里親	19人	19人	0人	19人	
	FH	4人	4人	0人	4人	
計	87人	55人	12人	43人		

(参考：算式1)

年齢区分	措置児童 (A) (令和6年7月1日現在)		入所期間別等区分			委託率 (C:B/A)
			区分	非該当	算式1該当 (B)	
3歳未満 (0～2歳)	乳児院	6人	※措置期間半年未満	1人	0人	
			※措置期間半年以上	0人	5人	
	里親	16人	0人	16人		
	FH	2人	0人	2人		
	計	24人	1人	23人		
3歳以上の 就学前 (3～6歳)	乳児院	0人	※措置期間半年未満	0人	0人	
			※措置期間半年以上	0人	0人	
	児童養護施設	6人	※入所期間1年未満	1人	0人	
			※入所期間1年未満(乳児院から措置変更)	0人	0人	
			※入所期間1年以上	0人	5人	
	小計	6人	1人	5人		
	里親	13人	0人	13人		
FH	0人	0人	0人			
計	19人	1人	18人			
学童期以降 (7～17歳)	児童養護施設	64人	※入所期間3年未満	21人	0人	
			※入所期間3年以上	0人	43人	
	里親	19人	0人	19人		
	FH	4人	0人	4人		
計	87人	21人	66人			

イ 里親等委託率の目標値

【里親等委託率目標値】

	現計画				計画改定目標値 (R11)	
	基準値	現状値	目標値		国目標	目標値
	H30	R5	R6	R11		
3歳未満	50%	74%	56%	67%	75%	75%
3歳以上の就学前	28%	67%	44%	59%	75%	70%
学童期以降	24%	22%	37%	49%	50%	50%

ウ 里親等委託が必要な子ども数の見込み

イで設定した里親等委託率の目標値により、里親等委託が必要な子ども数の見込みを算出する。

	R5			R11		
	児童数 計	里親・FH		児童数 計	里親・FH	
		委託率	児童数		委託率	児童数
全体	125人		51人	121人		70人
3歳未満	19人	74%	14人	20人	75%	15人
3歳以上の就学前	30人	67%	20人	23人	70%	16人
学童期以降	76人	22%	17人	78人	50%	39人

エ 施設で養育が必要な子ども数の見込み

施設で養育が必要な子ども数の見込みは、代替養育を必要とする子ども数の見込みから里親等委託が必要な子ども数の見込みを減じて算出する。

	R5			R11		
	児童数 計	施設入所		児童数 計	施設入所	
		入所率	児童数		入所率	児童数
全体	125人		74人	121人		51人
3歳未満	19人	26%	5人	20人	25%	5人
3歳以上の就学前	30人	33%	10人	23人	30%	7人
学童期以降	76人	78%	59人	78人	50%	39人

第5章 社会的養育の推進に向けた取組

《 静 岡 県 》

【各項目における主な記載事項等】

- 改定前計画の達成見込み・要因分析等
 - ・計画改定前の目標設定の内容、直近の取組結果、令和6年度末時点での目標達成見込み及び達成の要因を分析して記載
 - ・計画改定前に記載のない項目については記載無し
- 地域の現状
 - ・計画期間における「資源の必要量等」の見込みを算出し、当該資源の「現在の状況」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、記載
- 資源の整備・取組方針等
 - ・「地域の現状」で算出した、計画期間における「整備すべき見込み量等」について、要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」と、年度ごとの「定量的な整備目標」を記載
- 評価のための指標
 - ・取組状況を把握し、自己点検・評価を実施するため、国が定めた評価指標の項目を記載
 - ・本指標に基づき「定量的な整備目標」の進捗管理や状況分析を実施
 - ・現状値の基準年度については、「RO」と記載

1. こどもの権利擁護の推進

(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組

ア 意見聴取等措置

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	こども自身や養育者が、こどもの権利を理解し、こどもが丁寧な説明を受け、こどもが意見を表明できる最適な養育環境が提供される。
直 近 の 取 組 結 果	<p>① こどもへの意見聴取等措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所職員は、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等、処遇方針の検討に当たり、措置する理由やこどもが置かれている状況等の必要な事項をこどもに事前に丁寧に説明し、こどもが説明を理解できたことを確認した。 ・ 意見聴取等措置は、処遇方針を決定する援助方針会議の前後など複数回行い、こどもの意見・意向の把握に努めた。 ・ 令和4年改正児童福祉法の意見聴取等措置の法定化に伴い、援助方針会議の提案票等の改定を行い、こどもから聴取した意見・意向の記載欄を新設した。 ・ 援助方針会議では、こどもの意見・意向を職員間で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して支援方法等を検討した。 ・ 援助方針決定後は、こどもに対してその内容と理由を丁寧に説明し、こどもの意見・意向と反する決定をした際には、こどもが納得できるよう、特に丁寧に説明した。 <p>② 意見聴取等措置のための環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所の職員は、児童福祉司任用前講習会でこどもの権利擁護に関する研修を受講するとともに、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（令和5年12月26日付こ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）（以下、「スタートアップマニュアル」という。）の内容を再度確認する等、意見聴取等措置が適切にとられるための環境づくりに努めた。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<p>① こどもへの意見聴取等措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「こどもの意識アンケート調査」（令和6年7月1日時点で児童養護施設、養育里親及びファミリーホームに措置中の小学4年生以上のこどもを対象に実施。以下「アンケート調査」という。）の結果、児童相談所がこどもに対して行う意見聴取等措置に対して、85%のこどもが、「大事なことを決めるときに意見を聞いてくれる」と回答した一方、6%が「聞いてくれない」と回答した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが表明した意見に対して、94%のこどもが「対応してくれた」、「現在対応してくれている」と回答した一方、4%が「何もしてくれなかった」と回答した。 ・こどもの処遇方針等、大事なことが決定した後にその理由を説明してくれたかとの問いに対しては、77%が「説明してくれる」と回答した一方、5%が「説明してくれない」と回答した。 ・アンケート調査の結果からは、こどもへの意見聴取等措置が概ね適切に行われていると考えられる一方で、こどもへの対応が不十分という回答もあり、こどもの意見・意向の確認や説明を更に丁寧に行う必要がある。 <p>② 意見聴取等措置のための環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員に対しては、こどもへの意見聴取等措置を含むこどもの権利擁護に関する研修等を実施しているが、更なる取組が必要である。
--	--

【地域の現状】

- ・児童相談所等職員に対するこどもの権利擁護に係る研修は、毎年児童福祉司任用前講習会において実施しており、資源の必要量等は、今後も継続して実施することとし、実施回数は毎年1回、受講者数は新任全職員が受講することを想定して設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数			
児童相談所等	1回/年	1回/年	－
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数			
児童相談所等	25人/年	新任職員全職員	新任職員全職員

【資源の整備・取組方針】

① こどもへの意見聴取等措置

- ・ 児童相談所職員による意見聴取等措置の実施に当たっては、引き続き、こどもの年齢や発達の状況を踏まえ、こどもが理解しやすい言葉や表現を用いて説明するなど、丁寧な実施に努める。
- ・ こどもの意見・意向を確認するためのチェックリスト等により、適切な意見聴取が実施されているか随時確認する体制を確保する。
- ・ 処遇方針決定後のこどもへの説明はなるべく早く行い、その際のこどもの反応や意見についても児童相談所の職員間で共有し、意見聴取等措置に係るこどもの満足度の向上を図る。

② 意見聴取等措置のための環境づくり

- ・ 児童相談所等職員に対しては、引き続き、児童福祉司任用前講習会においてこどもの権利擁護に関する研修を実施するとともに、スタートアップマニュアルの共有や外部研修への参加を促進し、こどもの権利擁護に関する職員意識の醸成を図る。

【年度ごとの定量的な整備目標】

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数						
児童相談所等	1回	1回	1回	1回	1回	1回
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数						
児童相談所等	25人	新任職員全職員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の実施回数	
児童相談所等	1回/年
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者等数	
児童相談所等	25人/年

イ 意見表明等支援事業の実施

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	意見を表現することが困難なこどもが、適切な第三者(アドボケーター)による支援を受け、こどもが意見を表明できる仕組みが実現する。
直近の取組 結 果	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年改正児童福祉法により、意見表明等支援事業の実施が都道府県の努力義務とされたことを踏まえ、令和6年度に意見表明等支援事業を予算化し、県内2施設において実施した。 意見表明等支援事業は、スタートアップマニュアルを踏まえ、関係機関（児童相談所、児童養護施設、一時保護施設）職員等に事業の趣旨を説明し、意見表明等を希望するこどもの意見も踏まえ実施した。 意見表明等支援員は、独立性の観点から外部事業者への委託により配置した。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度は2施設で試行を実施し、事業実施方法等の検討を行った。 全施設における事業実施は未達成である。

【地域の現状】

- 意見表明等支援事業は、令和6年度に2施設で試行を実施し、資源の必要量等は、全施設における実施として設定した。
- 事業を利用したこどもの割合は、1%であり、資源の必要量は、全ての措置児童の利用を想定して設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数	56人	349人	293人
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	13%	100%	—
意見表明等支援事業を利用したこどもの割合	1%	100%	—

【資源の整備・取組方針】

- ・意見表明等支援事業の実施に当たっては、こどもや児童養護施設職員等に対して事業の内容や趣旨を説明し、事業実施への理解促進を図る。
- ・意見表明を希望する全てのこどもが円滑に意見を表明できるよう、電話やメール、オンラインフォーム等、多様なアクセス手段を検討する。
- ・こどもの意見表明等の支援に当たっては、こどもが意見を述べやすい環境や雰囲気配慮する。
- ・こどもが表明した意見の内容は、児童相談所や児童養護施設等、対象となる機関でこどもの最善の利益を考慮した上で検討し、検討結果については、こどもに丁寧に説明する。
- ・意見表明等支援員は、意見表明したこどもに対して、対象機関からの回答が十分なものであったか確認を行い、再度の意見表明の希望の有無を確認する。
- ・意見表明等支援事業に関するこどもの認知度や満足度等を把握するためのアンケート調査を実施し、調査結果を意見表明等支援員や関係機関の職員等と共有し、課題への対応策を検討する等、事業の改善を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数	56人	249人	394人	381人	375人	349人
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	13%	63%	100%	100%	100%	100%

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
意見表明等支援事業の実施状況	
事業を利用したことのあるこどもの割合	1%
事業を利用することで意見を表明できたこどもの割合	67%
意見が大切に扱われたと感じるこどもの割合	100%
意見表明後の対応について説明を受けたこどもの割合	100%
意見表明等支援員に意見を言えてよかったと感じるこどもの割合	67%
日ごろから意見を表明できるこどもの割合	68%
日ごろから意見を大切に扱われたと感じるこどもの割合	36%
日ごろから意見についてどう対応するか説明を受けているこどもの割合	52%
事業を利用できるこどもの人数	56人
事業を利用できるこどもの割合	13%
事業を認知しているこどもの割合	52%
事業を利用しやすいと感じるこどもの割合	44%
第三者への事業委託の有無	有

ウ こどもの権利擁護に係る環境整備

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>こども自身や養育者がこどもの権利を理解し、こどもが丁寧な説明を受け、こどもが意見を表明できる最適な養育環境が提供される。こどもの意見が反映された施策が実施される。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 権利擁護に関する仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもが意見申し立ての希望をした時に静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇特別部会において調査・審議を行い、必要に応じて関係機関に意見を具申する体制を整備した。 <p>② こどもへの周知啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等に入所するこどもに対しては、児童相談所職員が「子どもの権利ノート」によりこどもの権利や権利擁護の仕組みについて説明した。 ・児童養護施設等においても施設で生活するルールと併せて、こどもの権利等を説明した。 ・各施設において意見箱の設置やこどもが主催する会議などを開催し、こども自身の意見・意向を踏まえた生活環境の改善を図った。 <p>③ こどもの権利擁護に係る環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護に携わる関係機関職員等に対して、各団体が開催する研修や外部機関の研修への出席を促し、こどもの権利擁護に係る職員の意識醸成を図った。 ・本計画策定に当たり当事者であるこどもの意見・意向を本計画に反映させるためアンケート調査を実施するとともに、社会的養護経験者に本計画検討会議委員としての参画を依頼した。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 権利擁護に関する仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもが意見を申し立てる際の手続きや方法を、「子どもの権利ノート」等を通じてわかりやすく伝えるとともに、こどもがアクセスしやすい環境の整備が必要である。 <p>② こどもへの周知啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果、こどもの権利について82%が「知っている」、「聞いたことがある」と回答し、15%が「知らなかった」と回答した。 ・「子どもの権利ノート」等は、54%のこどもが「知っている」と回答した一方、30%が「知らなかった」と回答した。 ・「子どもの権利ノート」等の内容は、49%が「わかる」と回答した一方、47%が「わからない」、「わかりにくい」と回答しており、こどもの理解が十分でないことが判明した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設等で生活するこどもが意見表明する手段の1つである意見箱については、70%のこどもがその存在を「知っている」と回答した一方、25%が「知らない」と回答しており、周知に課題があることが判明した。 ③ こどもの権利擁護に係る環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護に携わる関係機関職員等に対するこどもの権利擁護に関する研修は様々な形で実施されており、養育者の理解は進んでいる。 ・ 本計画策定にあたり、アンケート調査や社会的養護経験者からの意見聴取を行い、当事者の意見の施策への反映に努めた。
--	--

【地域の現状】

- ・ 児童養護施設等で生活するこども自身を対象とした権利擁護に関する研修等は、未実施であり、資源の必要量等は、毎年1回以上各施設において実施することとし、受講者数は、入所者全員が受講することを想定して設定した。
- ・ 社会的養護に関わる関係職員等に対するこどもの権利擁護に係る研修等は、里親は登録更新研修、施設は団体主催研修や各施設における研修を実施している。
- ・ 資源の必要量等について、研修の実施回数は、各研修の年間開催数の現状と同等数、受講者数は、里親は登録更新研修の受講者数（5年毎）、施設は全職員の受講を見込んで設定した。
- ・ 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度、こどもの権利に関する理解度、日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度については、本計画策定時にアンケート調査を実施し確認しており、資源の必要量等は、本計画策定時と同様にアンケート調査を実施することを想定して現状維持とした。
- ・ こどもの権利擁護機関等については、静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇特別部会により、個別ケースについて調査・審議を行う体制を確保しており、資源の必要量等は現在の状況と同様に現状維持として設定した。
- ・ 社会的養護施策策定の際の当事者の参画等については、本計画策定に当たり、社会的養護経験者の参画を求めるとともに、当事者であるこどもに対するアンケート調査を実施しており、資源の必要量等は、今後の施策策定時等においても同様の取組を想定していることから、現状維持として設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	0回/年	11回以上(※)/年	11回以上/年
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数	0人/年	349人/年	349人/年
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数			
里親・ファミリーホーム	5回/年	5回/年	－
児童養護施設等	1回/年	1回/年	－
児童家庭支援センター	1回/年	5回/年	－
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数			
里親・ファミリーホーム	120人/年	120人/年	－
児童養護施設等	159人/年	195人/年	36人/年
児童家庭支援センター	4人/年	16人/年	12人/年
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	整備済	整備済	－
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	整備済	整備済	－
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	整備済	整備済	－
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	整備済	整備済	－
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこどもの委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	整備済	整備済	－

(※) 令和11年までに児童養護施設が1施設減少する予定

【資源の整備・取組方針】

- ① 権利擁護に関する仕組みの整備
 - ・引き続き、静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇特別部会において、こどもが意見の申し立てを希望する場合に調査・審議を行う体制を確保する。
- ② こどもへの周知啓発等
 - ・こどもを対象に、カードゲームなどこどもが楽しみながらこどもの権利について学ぶことができる取組を実施し、こども自身の権利に関する理解や取組の認知度の向上を図る。
 - ・「子どもの権利ノート」の内容について、こどもの理解度が低いことから、児童相談所職員がより丁寧にこどもに対して説明する。
 - ・「子どもの権利ノート」について意見表明等支援員の役割やこどもが意見を申し立てる手続きや方法を具体的に記載するなど、内容を改訂する。
- ③ こどもの権利擁護に係る環境整備
 - ・社会的養護に携わる関係職員等への研修は、現在の取組を継続するとともに、研修が未実施の機関等については、研修の受講を促す取組を実施する。
 - ・こどもの権利擁護に関する取組について、こどもの認知度や満足度等を把握するアンケート調査を実施し、その結果を社会的養護に携わる関係職員間で共有することでこどもの権利擁護への意識醸成を図る。
 - ・社会的養護に関する施策の検討に当たっては、こどもに対するアンケート調査の実施やヒアリングに加え、社会的養護経験者の検討会議への参画等により、当事者の意見の施策への反映を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	0回	12回以上	11回以上	11回以上	11回以上	11回以上
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数	0人	249人	394人	381人	375人	349人
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数						
里親・ファミリーホーム	5回	5回	5回	5回	5回	5回
児童養護施設等	1回	1回	1回	1回	1回	1回
児童家庭支援センター	1回	4回	4回	4回	4回	5回
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数						
里親・ファミリーホーム	120人	120人	120人	120人	120人	120人
児童養護施設等	159人	176人	190人	191人	192人	195人
児童家庭支援センター	4人	16人	16人	16人	16人	20人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修等の実施回数	0回/年
子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者数	0人/年
社会的養護に関わる関係職員に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	
里親・ファミリーホーム	5回/年
児童養護施設等	1回/年
児童家庭支援センター	1回/年
意見表明支援事業委託先	11回/年
社会的養護に関わる関係職員に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者等数	
里親・ファミリーホーム	120人/年
児童養護施設等	159人/年
児童家庭支援センター	4人/年
意見表明支援事業委託先	4人/年
措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・満足度等	
認知度	62%
利用度	10%
満足度	66%
措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度	51%
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合	68%
措置児童等を対象とした意見表明に係る満足度	36%
子どもの権利擁護機関の設置状況	設置済
子どもから意見の申立てがあった件数	0件
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子どもの委員としての参画の有無	有
社会的養護施策策定の際の措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	有

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(1) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

ア 相談支援体制の整備に向けた支援・取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	全ての市町に「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」が設置され、地域における児童相談支援体制が充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が適切に行われる。
直近の取組 結 果	<p>① こども家庭センターの普及、人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町のこども家庭センターの設置を促進するため、こども家庭センターの設置状況を市町に共有するとともに、配置職員の人材育成や運営支援ための研修を開催した。 ・児童相談所において、こどもが安全かつ健全に育つことができる家庭維持に向けて市町等関係機関と連携し、在宅指導等を実施した。 ・市町への送致が適切と考えられる事案については、市町との役割分担を明確にした上で市町や学校等関係機関に対して丁寧な説明を行い、十分な引き継ぎを行った。 ・市町から送致を受けた事案については、県と市町が共同で開催する支援会議や同席面接、同行訪問等、ケースに適した方法で情報共有を行った。 ・市町職員の人材育成については、児童相談所の総合会議や各児童相談所が開催する管内市町を対象とした研修に市町職員の参加を促し、市町職員の専門性の向上を図った。 <p>② ヤングケアラーに対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーを早期に発見し、支援に繋げることができるよう相談窓口を設置するとともに、教育や福祉等関係職員に研修を行い、早期にヤングケアラーを発見するための人材を育成した。 ・ヤングケアラーの個別ケース支援のためのアドバイザーを市町に派遣するとともに、支援者向けのヘルプデスクを設置した。 ・同じ悩みを抱えた者同士で交流・助言する場やピアサポートによる相談の場の設置等、行政以外での相談体制を整える関係団体を支援した。

令和6年度末時点での目標の達成見込み	<p>① こども家庭センターの普及、人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> こども家庭センターの統括支援員等に対する研修を実施し、市町職員の人材育成を図った。 こども家庭センター設置市町は、19市町であり、14市町は未設置である。 <p>② ヤングケアラーに対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町で支援体制を構築し、適切に対応しているが、子ども・若者育成支援推進法改正に伴い対象年齢が拡大された18歳以上のヤングケアラーへの支援体制が未整備である。
--------------------	---

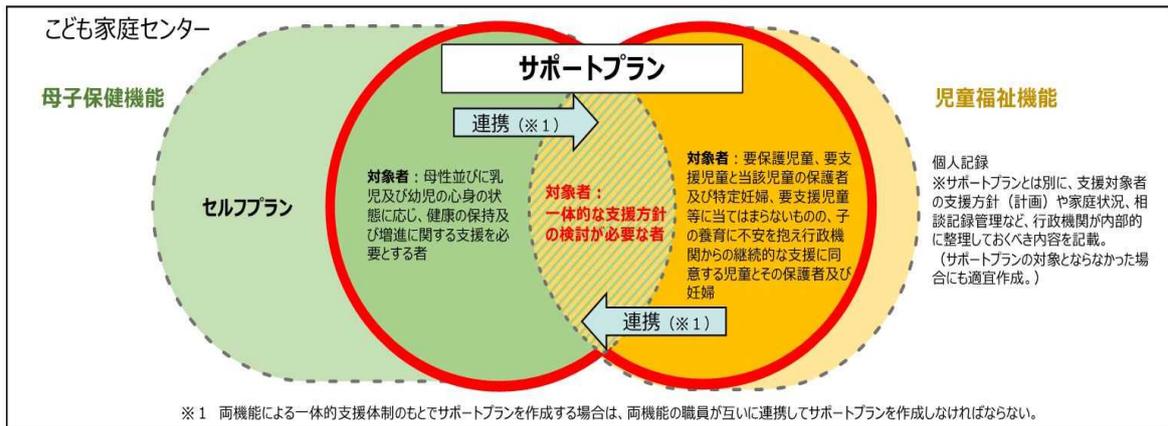
【地域の現状】

- こども家庭センターの設置数は19市町であり、資源の必要量等は全33市町において設置として設定した。
- こども家庭福祉行政に携わる市町職員研修は、県主催研修を毎年1回実施しており、資源の必要量等は、今後も研修を継続して開催することを想定し、毎年1回以上の開催として設定した。
- 県と市町との人材交流の実施体制は、整備済の市町が3市町であり、資源の必要量等は、全33市町において整備として設定した。
- こども家庭センターにおけるサポートプラン策定体制は、児童福祉機能のみ整備済が11市町、母子保健機能のみ整備済が10市町、児童と母子保健機能一体を整備済が12市町であり、資源の必要量等は、各機能を全33市町において整備することとして設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
こども家庭センターの設置数	19市町	33市町	14市町
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数	1回/年	1回以上/年	-
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の受講者数	52人/年	33人以上/年	-
県と市町との人材交流の実施体制の整備	3市町	33市町	30市町
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備（※）			
児童福祉機能のみ	11市町	33市町	22市町
母子保健機能のみ	10市町	33市町	23市町
児童と母子保健機能一体	12市町	33市町	21市町

（※）サポートプランは、母子保健機能のみ、児童福祉機能のみで作成する場合と、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に作成するものがあることからそれぞれの策定体制の整備が必要とした。

【サポートプランの考え方】



出典：こども家庭センターガイドライン（令和6年3月こども家庭庁）

【資源の整備・取組方針】

- ① こども家庭センターの普及、人材育成等
- ・ こども家庭センター未設置市町に対しては、引き続き、職員配置や組織体制の整備に関する助言等、こども家庭センターの設置に向けた支援を実施する。
 - ・ こども家庭センター設置済市町に対しては、サポートプランの作成方法や作成例などについて、市町間の情報共有や研修の機会を提供していく。
 - ・ 児童相談所の総合会議や研修に市町職員の参加を促すとともに、市町主催研修への参加や、講師派遣、ケース会議への臨席等を通して児童相談所職員と市町職員の専門性の向上や相互の理解促進を図る。
 - ・ 児童相談所に配置された市町担当児童福祉司を活用し、市町と児童相談所間の事案送致の調整や個別ケースの対応に関する技術的助言等を行い、児童相談所と市町や関係機関との連携を促進する。
 - ・ 県と市町共同でのケースワークや個別ケース会議の開催、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の活用等、ケースに適した方法で市町との情報共有に努める。
- ② ヤングケアラーに対する支援
- ・ ヤングケアラーの支援の主体となる市町のこども家庭センターに対して、県が設置するアドバイザーを派遣し、ケースへの対応等に関する助言を行う。
 - ・ 18歳以上のヤングケアラーの実態把握や支援が切れ目無く行えるよう、市町のヤングケアラー支援体制構築を支援する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置数	19 市町	27 市町	28 市町	33 市町	33 市町	33 市町
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の受講者数	52 人	33 人以上				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
こども家庭センターの設置数 (※1)	19 市町
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数	1 回/年
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の受講者数	52 人/年
県と市町職員との人材交流の実施状況 (※2)	3 市町
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	
児童福祉機能のみ (※2)	11 市町
母子保健機能のみ (※2)	10 市町
児童福祉機能と母子保健機能一体 (※2)	12 市町

(※1) R7.2 調査時点

(※2) R6.8 調査時点

イ 家庭支援事業等の整備に向けた支援・取組

【地域の現状】

- ・市町が策定する子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率については、市町に対して各事業における量の見込みと確保策の調査を行い、その合計値を現在の状況及び資源の必要量等とした。
- ・養育支援訪問事業や一時預かり事業、子育て短期支援事業については、既に多くの市町で事業化されているのに対し、令和4年改正児童福祉法により新たに法定化された、児童育成支援拠点事業や親子関係形成支援事業は、実施市町が少ない状況である。
- ・市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数については、下表のとおりであり、実績に基づき、資源の必要量等を設定した。
- ・子育て短期支援事業の実施に当たっては、市町からの要望に応じて事業の受託可能里親等の情報を提供した。
- ・母子生活支援施設については、県所管施設は1施設であり、入所率は90%（定員：20世帯、入所：18世帯、48人）である。（令和6年4月1日現在）
- ・施設入所の理由は、夫等からの暴力が約80%、住宅事情が約10%、経済的な事情が約5%であり、児童虐待や不適切な家庭環境等を理由とする入所者はいない。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率			
養育支援訪問事業	2,497人 (22市町)	3,711人以上 (28市町)	1,214人以上
一時預かり事業	103,325人日 (29市町)	74,417人日以上 (32市町)	-
子育て世帯訪問支援事業	1,975人日 (13市町)	4,284人日以上 (24市町)	2,309人日以上
児童育成支援拠点事業	1,300人 (1市町)	2,436人以上 (8市町)	1,136人以上
親子関係形成支援事業	226人 (4市町)	522人以上 (11市町)	296人以上
子育て短期支援事業	1,766人日 (18市町)	2,299人日以上 (24市町)	533人日以上
市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数			
里親	73か所	76か所	3か所
ファミリーホーム	3か所	8か所	5か所
児童家庭支援センター	0施設	5施設	5施設

【資源の整備・取組方針】

- ① 市町の家庭支援事業等の整備・充実
- ・施設に地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に対応する専門職員等の配置を支援し、家庭支援事業受託可能施設の拡大を図る。
 - ・こども家庭センターの職員等が、特に支援が必要な者に対して積極的に家庭支援事業の利用勧奨や措置を行うことができるよう、具体的な事例を交えた実践的な研修を行う。
 - ・子育て短期支援事業については、引き続き、委託先となり得る里親等の把握や委託可能な里親等の名簿を作成し、市町の求めに応じて提供する。
 - ・里親等が出席する会議において、子育て短期支援事業の趣旨を説明する等、引き続き、事業への協力を求めていく。
- ② 母子生活支援施設の体制整備・活用促進
- ・母子生活支援施設は、DV被害者に限らず、虐待、生活困窮等様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援ができる施設であることから、児童相談所及び市町職員に対して同施設の機能を周知し、活用促進を図る。
 - ・要保護児童対策地域協議会の中に母子生活支援施設の支援対象となるケースがある場合は、児童相談所から市町に対して積極的な利用について助言を行う。
 - ・児童相談所等が主催する研修の内、母子生活支援施設職員にも有用と思われる研修については、研修への参加を促し、職員の人材育成を促進する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保達成率（※）						
養育支援訪問事業	2,497人	3,692人以上	3,701人以上	3,710人以上	3,708人以上	3,711人以上
一時預かり事業	103,325人日	87,740人日以上	84,354人日以上	80,068人日以上	76,888人日以上	74,417人日以上
子育て世帯訪問支援事業	1,975人日	4,148人日以上	4,144人日以上	4,267人日以上	4,288人日以上	4,284人日以上
児童育成支援拠点事業	1,300人	2,442人以上	2,440人以上	2,439人以上	2,438人以上	2,436人以上
親子関係形成支援事業	226人	522人以上	523人以上	528人以上	524人以上	522人以上
子育て短期支援事業	1,766人日	2,355人日以上	2,291人日以上	2,279人日以上	2,289人日以上	2,299人日以上
市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数						
里親	73か所	73か所	73か所	73か所	73か所	76か所
ファミリーホーム	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	8か所
児童家庭支援センター	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	5施設

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	
養育支援訪問事業	2,497 人
一時預かり事業	103,325 人日
子育て世帯訪問支援事業	1,975 人日
児童育成支援拠点事業	1,300 人
親子関係形成支援事業	226 人
子育て短期支援事業	1,766 人日
市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数（※）	
里親	73 か所
ファミリーホーム	3 か所
児童家庭支援センター	0 施設

（※）R5 実績

ウ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>児童家庭支援センターの地域での養育相談支援機能が強化され、虐待相談の増加や、身近な地域での専門的な相談ニーズの高まりにも適切に対応できる。</p> <p>児童相談所の補完的役割を果たす拠点である児童家庭支援センターが、各地域にバランスよく配置されている。</p>
直近の取組 結 果	<p>① 児童家庭支援センターの機能強化に向けた県の支援・取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内3施設の児童家庭支援センターに専門職員を配置し、施設を定期的に開放した子育て相談支援や電話、来所、メール、家庭訪問、地域の子育て支援センター等での相談対応等、幅広い年齢層を対象とした支援を実施した。 ・里親制度等普及促進・リクルート事業、里親研修・トレーニング等事業、里親等訪問支援事業を児童家庭支援センターに委託し、里親への支援を行った。 <p>② 児童家庭支援センターの設置に向けた県の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターが未設置である西部地域、伊豆地域において、児童養護施設等を設置する社会福祉法人に対して設置に向けた働き掛けを行った。 <p>③ 市町との連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターへのヒアリング等により、受託可能な家庭支援事業を把握し、市町に対して情報提供を行った。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<p>① 児童家庭支援センターの機能強化に向けた県の支援・取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域からの幅広い相談支援ニーズに対応している一方、地域住民への認知度向上や市町の求めに応じた専門職員の派遣、市町事業の受託等について、更なる取組が必要である。 ・児童家庭支援センターへの在宅指導措置の委託については、年間の実施件数が0～3件と少ない。 <p>② 児童家庭支援センターの設置に向けた県の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターが未設置であった西部地域には、令和7年度から新たに児童家庭支援センターが開設される見込みだが、伊豆地域には未設置である。 <p>③ 市町との連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターにおいて受託可能な家庭支援事業の情報を市町に提供し、連携体制の構築を図った。

【地域の現状】

- ・県内の児童家庭支援センターは、3施設（東部、富士、中央）設置されており、資源の必要量等は、伊豆地域及び西部地域にそれぞれ1施設ずつ設置することを想定し、5施設として設定した。
- ・在宅指導措置委託は、令和6年度は0件であるが、資源の必要量等は、児童相談所への調査の結果を踏まえ、各児童相談所1件程度の委託を見込み、5件として設定した。
- ・市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センターは1施設であり、資源の必要量等は、設置が必要と考えられる5施設の児童家庭支援センター全てにおいて市町から事業が委託されることを想定して設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童家庭支援センターの設置数	3施設	5施設	2施設
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	0件/年	5件/年	5件/年
市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	1施設	5施設	4施設

【資源の整備・取組方針】

- ① 児童家庭支援センターの機能強化に向けた県の支援・取組
 - ・児童相談所は、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適切と考えられるケースについては、積極的に在宅指導措置委託を実施する。
 - ・引き続き、児童家庭支援センターが市町のこども家庭センターに対する専門的な助言・援助を行うことや市町から在宅指導措置委託を積極的に受けることにより、地域支援を十分に行えるよう支援する。
- ② 児童家庭支援センターの設置に向けた県の取組
 - ・児童養護施設等を運営する社会福祉法人に対して児童家庭支援センターの伊豆地域への設置に向けた働き掛けを行う。
- ③ 市町との連携
 - ・市町のこども家庭センターと児童家庭支援センターとの連携を促進するため、児童家庭支援センターにおける地域連携担当職員の配置に向けた支援を行うとともに、市町の家庭支援事業の確保策等の調査を行い、児童家庭支援センターへの事業委託促進に向けた支援を行う。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数	3施設	4施設	4施設	4施設	4施設	5施設
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	0件	5件	5件	5件	5件	5件
市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	1施設	1施設	1施設	3施設	4施設	5施設

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童家庭支援センターの設置数	3 施設
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	0 件／年
児童相談所から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託割合	0 %
市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	1 施設

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

【地域の現状】

- ・妊産婦等生活援助事業は、育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、妊婦健康診査の受診を促すとともに、産前・産後サポート事業等必要な支援に繋ぐ事業であるが、現状では実施されておらず、資源の必要量等は、事業の実施予定箇所として2か所を設定した。
- ・助産施設は保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて安全で衛生的な出産を保障し、胎児が無事に生まれてくることを確保するための施設であり、県内に10施設設置されている。
- ・資源の必要量等は、現在設置されている10施設の定員合計が47人であるのに対し、令和2年から令和5年における1年間の利用件数の平均が13件程度であることから、現状維持として設定した。
- ・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修は、既に行っている市町は4市町、受講者数は70人であり、資源の必要量等は、全市町における1回以上の実施、受講者数は1回当たりの平均参加人数から設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0か所	2か所	2か所
助産施設の設置数	10施設	10施設	—
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数（自治体数）	4回（4市町）／年	33回以上（33市町）／年	29回以上（29市町）／年
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講者数	70人／年	561人／年	491人／年

【資源の整備・取組方針】

- ① 妊産婦等生活援助事業の整備
 - ・自ら支援を求めることが困難な妊産婦もいることから、行政がそのリスクを事前に把握し、アウトリーチ型支援により適切な支援につなげるため、妊産婦等生活援助事業の実施を検討する。
- ② 助産施設／助産制度の体制整備と周知
 - ・助産施設は、利用件数に対して施設の定員が上回っていることから、現施設の運営を継続する。
 - ・支援を必要とする妊産婦や支援者に対して、助産制度が適切に活用されるよう、市町のこども家庭センター等と連携し、周知を行う。
- ③ 市町等との連携
 - ・特定妊婦等への支援について理解を深めるためには、職員への研修が必要であることから、各市町に対して研修の開催等の人材育成を働き掛けるとともに、講師の派遣等協力依頼があれば積極的に対応する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 か所	0 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
助産施設の設置数	10 施設					
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数	4 回	7 回	14 回	21 回	28 回	33 回
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の受講者数	70 人	119 人	238 人	357 人	476 人	561 人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 か所
助産施設の設置数	10 施設
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数	4 回／年
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数	70 人／年

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(3) 一時保護改革に向けた取組

ア 一時保護体制の整備

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境が整い、一人ひとりのこどもの状況に応じた一時保護が実施される。</p> <p>一時保護委託が可能な里親、施設等が適切に確保され、一時保護件数の増加にも対応できる。</p> <p>一時保護所には、こどもの特性を理解し、適切に支援するための高い専門性を持ち、アセスメントに必要な行動観察を的確に行うことができる技能を有する人材が配置される。</p>
<p>直近の取組 結 果</p>	<p>① 一時保護に係る環境及び体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から示された一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえ、一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を令和6年度に制定し、既存施設の定員や職員体制を検討した。 <p>② 一時保護先の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の実施に当たっては、一時保護の目的が県知事から委任を受けた児童相談所長によるこどもの安全確保やアセスメントの適切な実施ということを踏まえ、県営の一時保護施設に加え、こどもの状況に応じて里親への一時保護委託等、家庭における養育環境と同様の養育環境での一時保護の実施に努めた。 ・家庭における養育環境と同様の養育環境を確保するため、一時保護委託の受け入れが可能な里親やファミリーホームの確保に努めた。 <p>③ 一時保護に関わる職員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設職員は、専門知識取得のため外部研修等を積極的に受講した。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 一時保護に係る環境及び体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、既存施設の定員の見直しや職員配置の拡充等の対応が必要である。 <p>② 一時保護先の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの状態から開放的環境においても安全確保が可能な場合に、一時保護委託が受け入れ可能な里親やファミリーホームは一定数確保できているが、一時保護児童の学習権の保障（原籍校への通学）の観点から更なる取組が必要である。

	<ul style="list-style-type: none">・ 県所管施設において、一時保護専用施設は未設置であることから、設置に向けた検討が必要である。 <p>③ 一時保護に関わる職員の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・ 一時保護施設の職員は、研修等により専門性の向上や人材育成が図られているが、定期的な人事異動により職員配置が変わることから、こどもの行動観察やアセスメントを適切に行うことができる職員を計画的に育成する必要がある。
--	--

【地域の現状】

- ・一時保護施設の定員は40人であるが、既存の2施設（東部、中央）とも1室あたりの定員が2人であり、運用上は個室対応としていることから、実質的な定員は28人（各施設14人）である。
- ・資源の必要量等は、一時保護の実績及び今後の児童人口の推計値から40人として設定した。
- ・県が指定した一時保護専用施設はないが、浜松市所管施設に定員協定として1名設定されており、資源の必要量等は、これに加えて県所管の児童相談所管内に各1施設程度設置されることを想定し、設置する施設種別を問わず、6施設として設定した。
- ・一時保護委託が可能な里親数は、127組であり、資源の必要量等は、こどもの学習権の保障の観点から原籍校への通学対応を考慮し、全ての中学校区に里親が配置されることを想定し、中学校区と同数の160組として設定した。
- ・一時保護委託が可能なファミリーホーム、児童養護施設、乳児院の現在の状況は下表のとおりであり、資源の必要量等は、現在の状況と同数を設定した。
- ・一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等は、年間6回開催、受講者数は6人であり、資源の必要量等は現在と同数として設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
一時保護施設の定員数	40人(28人)	40人	12人
一時保護委託が可能な施設等確保数			
一時保護専用施設	1施設(※)	6施設	5施設
里親	127組	160組	33組
ファミリーホーム	9か所	9か所	—
児童養護施設	9施設	9施設	—
乳児院	3施設	3施設	—
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数	6回/年	6回/年	—
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数	6人/年	6人/年	—

(※) 県所管外施設

【資源の整備・取組方針】

- ① 一時保護に係る環境及び体制整備
 - ・一時保護施設については、十分な定員の確保が必要であるが、現在の一時保護施設の実質的な定員は28人程度であり、受入定員の増加が必要である。
 - ・既存施設の改修や新たな一時保護施設の設置等、ハード面の検討と併せて職員配置や組織体制等、ソフト面の検討を進めていく。
 - ・一時保護施設の職員については、一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例に基づき職員体制の拡充を図る。

- ② 一時保護先の確保
 - ・一時保護については、引き続き、こどもの迅速な安全確保と適切なアセスメントの実施という目的に加え、こども一人ひとりの状況に合わせた適切な一時保護の実施に努める。
 - ・特に乳幼児の一時保護については、乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ乳児院への一時保護委託を含め、こどもの状態に応じた最適な一時保護先を検討する。
 - ・一時保護委託については、引き続き、里親やファミリーホーム等に制度趣旨を丁寧に説明し協力を依頼するとともに、新たに設置された自立援助ホーム等に対しても協力を依頼するなど、緊急時の一時保護委託の受入先の拡充を図る。
 - ・里親に一時保護を委託する際には、里親の受託経験に加え、一時保護するこどもの年齢や状態等を考慮し、こどもにとって最良の養育環境の確保に努める。
 - ・一時保護されたこどもの学習権の保障（原籍校への通学）の観点から、県内全中学校区への里親の配置を目標に里親登録を推進する。
 - ・一時保護専用施設の設置は、施設へのヒアリング結果から、現在の職員配置基準は、施設の機能や役割に対して不十分であり、現行制度では施設の運営が難しいという意見が多いことから、国制度が拡充される等、状況の変化があったところで施設と設置に向けた検討を行う。

- ③ 一時保護に関わる職員の育成
 - ・一時保護されたこどもの行動観察やアセスメントを適切に行う職員を育成するため、配置職員の計画的な研修の受講や外部の専門研修の受講促進等、職員の専門性向上を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	40人 (28人)	検討中				
一時保護委託が可能な施設等確保数（施設、里親数）						
一時保護専用施設	1施設(※)	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
里親	127組	133組	139組	145組	151組	160組
ファミリーホーム	9施設	9施設	9施設	9施設	9施設	9施設
児童養護施設	9施設	9施設	8施設	8施設	8施設	8施設
乳児院	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
一時保護所職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数	6回	6回	6回	6回	6回	6回
一時保護所職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数	6人	6人	6人	6人	6人	6人

(※) 県所管外施設

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
一時保護施設の定員数	40人 (28人)
一時保護委託が可能な施設等確保数（※1）	
一時保護専用施設	1施設
里親	127組
ファミリーホーム	9施設
児童養護施設	9施設
乳児院	3施設
一時保護所職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数 (※2)	6回
一時保護所職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数 (※2)	6人

(※1) R6.8 調査時点

(※2) R5 実績

イ 一時保護における子どもの最善の利益

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>子どもの安全を確保し、適切な保護を行う一時保護においては、権利擁護の観点から必要最小限の保護期間とし、環境変化による不安定な状況を和らげるよう配慮されている。</p> <p>自身の権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもが理解し、子どもの意見が適切に表明される仕組みがある。</p> <p>学齢児以上の子どもに対しては、子どもの状況や特性、学力に配慮し、在籍校との緊密な連携による学習支援が行われ、子どもの学習権が保障される。</p>
直近の取組 結果	<p>① 一時保護された子どもの最善の利益の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護は、子どもの安全と最善の利益を最優先とすることとし、一時保護前には子どもの意向を必ず確認した。 ・子どもの意思に反して一時保護を実施する場合は、一時保護の目的を子どもに対して分かりやすく説明した。 ・一時保護は、一時保護ガイドラインに添って実施の目的を明確にし、子どもに不利益が生じないように、必要な支援を集中的に行う等、保護期間が短期になるよう努めた。 <p>② 一時保護された子どもの権利擁護の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設では子どもの年齢や状況に配慮した上で原則として個別対応としており、子どものプライバシーに配慮した対応を行った。 ・一時保護施設内では子ども会議の定期的な開催や意見箱の設置、退所時のアンケート調査の実施により、子どもの意見聴取に努め子どもの意見を踏まえた施設運営を心掛けた。 ・一時保護施設では、定期的に第三者評価を実施し、一時保護された子どもの立場に立った質の高い支援に努めた。 ・一時保護施設には教職免許取得者を学習支援員として配置し、学習支援を実施した。 ・一時保護された子どもの学習権を保障するため、一時保護委託先では可能な限り原籍校への通学支援を実施した。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<p>① 一時保護された子どもの最善の利益の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の一時保護平均日数が29.1日であり、一時保護期間の短縮が必要である。 <p>② 一時保護された子どもの権利擁護の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設では個室対応を原則とするなど、子どもの個別性に配慮した一時保護を実施した。 ・一時保護施設では子ども会議の開催や意見箱の設置により子どもの意見聴取に努めているが、意見表明が困難な子どもへの支援等、更なる取組が必要である。 ・一時保護施設内の学習時間は一般の学校よりも短く、学習支援員1名が年少児から高齢児を担当しており、学習支援の更なる充実が必要である。

【地域の現状】

- ・第三者評価を実施している一時保護施設は2か所であり、資源の必要量等は、引き続き、実施を継続することとし、現状維持として設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
第三者評価を実施している一時保護施設数	2施設	2施設	-

【資源の整備・取組方針】

- ① 一時保護されたこどもの最善の利益の確保
 - ・一時保護は、目的及び必要性を明確にした上で実施し、毎週開催する児童相談所総合会議等で一時保護されたこどもの状況や周辺環境等の情報から一時保護継続の必要性を検討し、一時保護期間の短縮を図る。
- ② 一時保護されたこどもの権利擁護の取組
 - ・児童相談所職員がこどもに対して、一時保護実施前に一時保護の目的や一時保護中に制限される事項、一時保護中に保障される権利等について丁寧な説明を行う。
 - ・一時保護中は、意見表明等支援員によるこどもの意見表明等支援を行い、一時保護されたこどもの意見表明等の機会を確保する。
 - ・市町教育委員会や学校等関係機関に対して一時保護施設内のこどもの生活実態の説明や、施設見学の受け入れ等により一時保護施設への理解を促進し、原籍校からの学習教材の提供やタブレット端末等を活用した授業への参加等、一時保護されたこどもの学習環境の改善に向けた関係機関との連携を促進する。
 - ・原籍校への通学を希望するこどもに対しては、通学可能な里親等への一時保護委託を実施する。
 - ・一時保護施設内のルールについては、こども会議で定期的に取り上げる等、こどもの安全、安心を守るための制限を除き必要最小限のものとなるよう随時見直しを行う。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している一時保護施設数	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
第三者評価を実施している一時保護施設数	2 施設
第三者評価を実施している一時保護施設割合	100%
一時保護施設の平均入所日数 (※)	29.1 日
一時保護施設の平均入所率 (※)	58%

(※) R5実績

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(4) 児童相談所の強化等に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」による職員配置基準を踏まえた、児童相談所における児童福祉司や児童心理司などの職員が計画的に配置され、充実した児童相談所の相談支援体制が整備される。</p> <p>各種研修の充実や職場内でのスーパーバイザーの配置、キャリアデザインの明確化などが行われ、児童相談所職員に求められる業務の知識や技術を身につけた高い専門性を備えた人材が育成され、適時適切な対応ができる。</p> <p>中核市の児童相談所及び一時保護所が、必要な人材の研修等の支援を受けて適正に設置される。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 児童相談所の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 12 月に定められた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき児童福祉司、児童心理司、弁護士などの増員、配置を行った。 <p>② 専門性を備えた人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司等に対する法定研修のほか、児童相談所職員の専門性向上を図るため外部研修にも積極的に参加した。 ・児童相談所等における相談支援等の質の向上を図る観点から、こども家庭ソーシャルワーカー（令和 4 年改正児童福祉法により創設された認定資格をいう。以下同じ。）資格取得のための研修の受講促進を行った。 ・児童相談所や児童福祉施設等の職員の確保を図るため、大学生等を対象とし、就職説明会や施設見学会等を開催した。 <p>③ 市町との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町支援児童福祉司を 2 児童相談所（東部、中央）に配置した。 <p>④ 中核市の児童相談所設置に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内には中核市はなく対応はしていない。
<p>令和 6 年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 児童相談所の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき児童相談所における児童福祉司等職員の増員、配置を行った。 <p>② 専門性を備えた人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員に対して法定研修の実施に加え、外部研修の受講を促進し、職員の人材育成を図った。 <p>③ 市町との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町支援児童福祉司の配置は 2 人であり、全ての児童相談所に配置しておらず活動は限定的である。

【地域の現状】

- ・ 児童相談所の管轄人口については、管轄人口 100 万人までの範囲が目安とされており、現時点においてすべての児童相談所がその範囲内に収まっている。
- ・ 児童相談所の第三者評価は未実施であり、資源の必要量等は、県内全ての児童相談所（賀茂、東部、富士、中央、西部）における実施を想定して設定した。
- ・ 児童福祉司等の現在の配置状況については、下表のとおりであり、資源の必要量等は、児童福祉法施行令等で定められた令和 6 年の職員定数を設定した。
- ・ 児童相談所職員の研修受講者は延べ 290 人であり、資源の必要量等は、現状と同程度以上の受講として設定した。
- ・ 専門職員の採用者数は 21 人（児童福祉司及び児童心理司）であり、資源の必要量等は、現状維持として設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童相談所の管轄人口		－	－
賀茂児童相談所	54,436 人	100 万人以下	－
東部児童相談所	708,718 人	100 万人以下	－
富士児童相談所	363,684 人	100 万人以下	－
中央児童相談所	437,998 人	100 万人以下	－
西部児童相談所	511,865 人	100 万人以下	－
第三者評価を実施している児童相談所数	0 か所	5 か所	5 か所
児童福祉司の配置数	83 人	89 人 (配置基準以上)	6 人
児童心理司の配置数	34 人	42 人 (配置基準以上)	8 人
市町村支援児童福祉司の配置数	2 人	2 人	－
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	14 人	15 人	1 人
医師の配置数	5 人	5 人	－
保健師の配置数	5 人	5 人	－
弁護士配置数	4 人	4 人	－
児童相談所職員の研修受講者数	290 人	290 人以上	－
専門職採用者数	21 人	21 人	－

【資源の整備・取組方針】

- ① 児童相談所の相談支援体制の強化
 - ・県内の児童虐待相談対応件数が高い水準にあることに加え、複雑・困難なケースが増加していることから、児童虐待防止対策を更に推進するため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和４年１２月１５日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に沿った児童福祉司の配置等、児童相談所の体制強化を進める。
 - ・こどもの権利擁護機関として児童相談所が機能しているかを確認するため、児童相談所において第三者評価を実施する。
- ② 専門性を備えた人材の育成・確保
 - ・こども家庭福祉実務者の専門性向上を目的とし、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図る。
- ③ 市町との連携
 - ・児童相談所に配置された市町担当児童福祉司を活用し、市町と児童相談所間の事案送致の調整や個別ケースの対応に関する技術的助言等を行い、児童相談所と市町や関係機関との連携を促進する。
 - ・虐待等に至る前の予防的支援として在宅支援の充実が求められることから、市町のこども家庭センターの設置促進するとともに、家庭支援事業の実施や児童相談所との連携強化を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している児童相談所数	0 か所	1 か所	2 か所	3 か所	4 か所	5 か所
児童福祉司の配置数	83 人	89 人	89 人	89 人	89 人	89 人
児童心理司の配置数	34 人	42 人	42 人	42 人	42 人	42 人
市町村支援児童福祉司の配置数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	14 人	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
医師の配置数	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
常勤	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
非常勤	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
保健師の配置数	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
常勤	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
非常勤	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
弁護士の配置数	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
児童相談所職員の研修受講者数	290 人	290 人以上				
専門職採用者数	21 人	21 人	21 人	21 人	21 人	21 人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童相談所の管轄人口	
賀茂児童相談所	54,436 人
東部児童相談所	708,718 人
富士児童相談所	363,684 人
中央児童相談所	437,998 人
西部児童相談所	511,865 人
第三者評価を実施している児童相談所数	0 か所
児童福祉司の配置数	83 人
児童心理司の配置数	34 人
市町村支援児童福祉司の配置数	2 人
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	14 人
医師の配置数	5 人
保健師の配置数	5 人
弁護士の配置数	4 人
児童相談所職員の研修受講者数	290 人
専門職採用者数	21 人

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

ア 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

【地域の現状】

- ・児童相談所において、こどもの家庭復帰が難しい状況である場合には、養育が可能な親族への働き掛けや里親等委託を検討している。
- ・施設入所が長期に亘るこどもの場合は、随時処遇方針を見直しているが、施設入所等をしている全てのこどもに対する支援や処遇方針の見直し・進捗管理を行う体制は整備されていない。
- ・資源の必要量等は、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行い、長期措置を防ぐための体制整備として、児童相談所において措置中のこどもの支援状況を見直すための進行管理会議を行う体制を整備することとして設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行う児童相談所における専門チームの配置などの体制整備の状況	未整備	整備	整備

【資源の整備・取組方針】

- ・児童相談所において、施設入所措置や里親等委託措置されたこどもを対象として、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを行うことを目的とした進行管理会議を定期的を実施する。
- ・進行管理会議では、対象となるこどもの意向や家族状況等を踏まえ、児童相談所が家庭復帰に向けた親子関係再構築支援の進捗確認や評価に加え、親族養育・養子縁組・里親等家庭養育への移行について検討を行う。
- ・こどものパーマネンシー保障のため、親子関係再構築支援を経た家庭復帰や親族による養育及び特別養子縁組を推進するが、これが困難なこどもには進行管理会議の中で未成年後見人や地域における援助者の活用等、こどもと永続的な関係性を結べる支援者の開拓についても検討を行う。
- ・家庭養育優先原則の観点から、実親に対し、里親等委託に対する不安を軽減するため、里親制度の概要・利点や委託後のこどもとの交流等について説明するためのリーフレット等を作成し、措置への同意取得の際に活用する。

【評価のための指標】

内容	現状値 (R5)
里親への平均委託期間	4年4か月
ファミリーホームへの平均委託期間	3年3か月
乳児院への平均措置期間	1年2か月
児童養護施設への平均措置期間	4年9か月

イ 親子関係再構築に向けた取組

【地域の現状】

- ① 児童相談所における体制強化
 - ・親子再統合（親子関係再構築）支援事業（以下、「親子再統合支援事業」という。）による支援は、個別ケースに応じて保護者カウンセリングや保護者支援プログラムを実施しているが、プログラムを実施するための資格（ライセンス）や知識を有する職員が不足している。
 - ・支援の実施件数に関する資源の必要量等は、各児童相談所への調査の結果、実施が必要であると想定されたケース数とした。
 - ・支援体制の整備に関する資源の必要量等は、親子関係再構築を担当とする職員を児童相談所へ配置することにより体制を整備することとした。
 - ・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修は、県・政令市児童相談所職員を対象とした「家族支援研修会」を実施しており、資源の必要量等は、研修を毎年1回実施することとして設定した。
 - ・保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス取得に向けた体制は未整備であり、資源の必要量等は、保護者支援プログラムの実施や研修の実施等に関するライセンス取得者を児童相談所へ配置することにより整備することとした。
- ② 民間団体との協働による支援の充実
 - ・児童相談所において民間団体への委託による保護者カウンセリングが行われていることから整備済みであり、資源の必要量等は、現状維持として設定した。
- ③ 市町における支援体制の強化と連携等
 - ・一時保護や施設入所措置等の親子分離を行ったケースに対し、市町の支援サービスを利用して家庭引取が可能な家庭環境を整備する等、個別ケースに応じて行われているが、市町の社会的資源の状況等により、地域ごとに取組に差が生じている。
- ④ 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援
 - ・親子分離を行った児童の施設等からの退所時の支援等、親子関係再構築に向けた里親・施設等との連携は個別ケースに応じて行われているが、ケースごとの取組に差が生じている。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【カウンセリング】(※1)	7件/年	156件/年	149件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【家族療法・保護者支援プログラム】(※2)	13件/年	173件/年	160件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【ファミリーグループカンファレンス】(※3)	34件/年	147件/年	113件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【宿泊型支援事業】(※4)	0件	5件/年	5件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【スーパーバイズ】(※5)	33件/年	187件/年	154件/年
親子関係再構築支援体制の整備	未整備	整備済	—
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	1回/年	1回/年	—
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	7人/年	7人/年	—
保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス取得に向けた体制の整備	未整備	整備済	—
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	整備済	整備済	—

(※1)【カウンセリング】とは、精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対して行うカウンセリングを言う。

(※2)【家族療法・保護者支援プログラム】とは、こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラム（ペアレント・トレーニングなど）を言う。

(※3)【ファミリーグループカウンセリング】とは、こどもや保護者が参加する個別支援会議など、当事者が主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける支援を言う。

(※4)【宿泊型支援】とは、離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行う支援を言う。

(※5)【スーパーバイズ】とは、学識経験者や医師等から親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受けることを言う。

【資源の整備・取組方針】

- ① 児童相談所における体制強化
 - ・引き続き、「家族支援研修会」を年1回実施するほか、学識経験者等による親子関係再構築支援の取組内容等に関するスーパーバイズの実施により、親子関係再構築に関する児童相談所職員の専門性の向上を図る。
 - ・保護者支援プログラムの実施体制を整備するため、児童相談所に保護者支援プログラム等の有資格者の設置を促進する。

- ② 民間団体との協働による支援の充実
 - ・児童家庭支援センター等の民間機関に対し、親子関係再構築支援の働き掛けを行い、民間団体と協働した支援を実施する。

- ③ 市町における支援体制の強化と連携等
 - ・要保護児童対策地域協議会等において市町に対して親子関係再構築支援の実施を促すとともに、家庭支援事業に関する情報提供を行い、市町の支援メニューを拡充することにより、市町における親子再構築支援体制の強化を図る。

- ④ 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援
 - ・社会的養護に携わる関係機関職員等に対し、親子関係再構築支援の意義や支援方法に関する研修を実施するとともに、各種会議においてケース等の情報提供を行うことにより、関係機関の理解促進を図る。
 - ・施設入所や里親等委託など、分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援については、自立支援計画や養育計画の策定時等を利用して、児童相談所と支援者（施設職員、里親等）間で親子関係再構築支援の方針・内容について早期から情報共有を行うなど、協働した支援体制の構築を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【カウンセリング】	7 件	57 件	82 件	106 件	131 件	156 件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【家族療法・保護者支援プログラム】	13 件	66 件	93 件	120 件	146 件	173 件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【ファミリーグループカンファレンス】	34 件	72 件	91 件	109 件	128 件	147 件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【宿泊型支援事業】	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【スーパーバイズ】	33 件	84 件	110 件	136 件	161 件	187 件
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R5)
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【カウンセリング】	7件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【家族療法・保護者支援プログラム】	13件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【ファミリーグループカンファレンス】	34件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【宿泊型支援事業】	0件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【スーパーバイズ】	33件/年
親子関係再構築支援体制の整備	未整備
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	1回/年
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	7人/年
保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス取得に向けた体制の整備	未整備
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	整備

ウ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>県民に特別養子縁組制度に関する理解が進み、特別養子縁組等が社会的養護が必要なこどもにとって重要な選択肢のひとつとして認識され、より活用される。</p> <p>乳幼児の代替養育を担う乳児院、医療機関、子育て世代包括支援センター等の関係機関と緊密に連携を図りながら、特別養子縁組等が活用され、児童にとって最適な支援につながる。</p> <p>特別養子縁組の対象となるこどもが安心・安全な環境で暮らすことができ、こどもの権利が適切に守られている。</p>
直 近 の 取 組 結 果	<p>① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度に児童相談所職員における特別養子縁組制度の理解促進やスキルアップを目的として「児童相談所職員のための新生児特別養子縁組サポートブック」（以下、「サポートブック」という。）を作成し、令和 5 年度には、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立（以下、「児童相談所長による申立」という。）や民間あっせん機関との連携に関する内容を盛り込んだ改訂を行った。 ・養親の負担軽減やこどもの最善の利益のため必要と考えられるケースに対しては、児童相談所長による申立を実施した。 <p>② 民間あっせん機関等との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養親希望者手数料補助金事業の実施により、民間あっせん機関による養子のあっせんを受けた養親希望者への支援を行った。 <p>③ 特別養子縁組等の成立後の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養子縁組等成立後の家庭に対して児童相談所や児童家庭支援センター等の関係機関が継続的な相談支援を実施した。
令和 6 年度末時点での 目標の達成見込み	<p>① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックにより、特別養子縁組制度の利用対象となるこどもや養親希望者を支援する児童相談所職員の制度等に関する理解が進み、特別養子縁組制度の活用が促進された。 <p>② 民間あっせん機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養親希望者手数料補助金事業により、養親希望者を支援したことで特別養子縁組制度の活用が促進された。 <p>③ 特別養子縁組等成立後の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養子縁組成立後の家庭に対する継続的な相談支援体制については、ケースによって支援期間や内容が異なる等、支援体制に課題があった。 ・こどもの権利である「出自を知る権利」を保障するための取組については、児童相談所職員等が情報収集や記録の保存等を適切に行うことやこどもの養親となる里親等が正しい理解を持って対応することが求められるが、一層の周知啓発、理解促進が必要である。

【地域の現状】

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数及び民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数については、年度ごとに件数の差が大きく、資源の必要量等は、令和2年度～令和5年度の平均件数をもとに設定した。
- ・ 児童相談所長による特別養子適格の確認審判の申立の検討体制の整備については、既に県内児童相談所において必要なケースに対しては行われていることから整備済みであり、資源の必要量等は、現状維持として設定した。
- ・ 特別養子縁組等の相談支援体制は、児童相談所及び児童家庭支援センターによる里親支援体制に含まれており、資源の必要量等は、現状維持として設定した。
- ・ 特別養子縁組等に関する研修については、各児童相談所において外部研修を受講しており、資源の必要量等は、各児童相談所の里親担当福祉司等が毎年受講することを想定して設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	3件/年	8件/年	5件/年
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数(※1)	0件/年	0件/年	-
児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	整備済	整備済	-
特別養子縁組等の相談支援体制の整備	整備済	整備済	-
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	5人/年	5人/年	-

(※1)「民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数」は、代替養育を開始したこどもについて、家庭復帰を目指したものの、それが困難なために特別養子縁組を検討する中で、児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合に、民間あっせん機関との連携・協力により特別養子縁組が成立した件数

【資源の整備・取組方針】

- ① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方
 - ・特別養子縁組等に向けたケースマネジメントや支援方法、民間あっせん機関等との連携のあり方、児童相談所長による申立の流れや制度趣旨等に関する児童相談所職員の理解促進・スキルアップのため、特別養子縁組支援の中心となる各児童相談所の里親担当福祉司等による外部研修の受講を促進する。
 - ・地区担当の児童福祉司等に対しては、サポートブックの活用により、特別養子縁組制度や支援の手法、こどもの「出自を知る権利」を保障するための記録の収集、整理方法等について、理解促進を図る。
 - ・特別養子縁組等の更なる周知のため医療機関と連携した特別養子縁組制度の普及啓発を実施する。

- ② 民間あっせん機関等との連携
 - ・養親希望者手数料補助金事業の実施を継続し、民間あっせん機関による養子のあっせんを受けた養親希望者への支援を行う。
 - ・児童相談所においては、引き続き、児童相談所運営指針やサポートブックの内容に基づき、適切な支援を行う。

- ③ 特別養子縁組等成立後の支援について
 - ・「児童相談所運営指針」を踏まえ、成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続する。
 - ・継続援助の期間中には、養親・養子の状況把握や相談支援のほか、地域の相談支援機関との引き継ぎを行うなど、養親・養子に対する相談支援が縁組成立をもって途切れないよう配慮した支援を行う。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	3件	8件	8件	8件	8件	8件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	5人	5人	5人	5人	5人	5人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R5)
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	3件/年
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0件/年
児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	整備済
特別養子縁組等の相談支援体制の整備	整備済
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	5人/年
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	有

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(2) 里親等への委託の推進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>里親制度について、社会的認知度が向上し、里親登録者が増加することにより、家庭における養育環境と同様の養育環境の受け皿が確保される。</p> <p>代替養育が望ましいこどもの里親やファミリーホームへの委託が進み、こどもの状況に合った養育環境が提供される。</p> <p>里親への包括支援（フォスタリング）や、関係機関との連携強化による支援体制の充実が図られ、質の高い養育支援が提供される。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所において、施設入所が長期であり、家庭養育への移行が適当と考えられる児童について、里親やファミリーホームへの措置変更を積極的に検討した。 ② 代替養育が必要なこどもの十分な受け皿の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所やフォスタリング業務の一部を委託した児童家庭支援センターにおいて、里親相談会や街頭キャンペーン等の広報啓発活動を毎年10月の里親月間と併せて実施した。 ・ 里親の資質向上を目的として、未委託里親等に対する里親力の向上を目的とした研修やスキルアップ研修等を実施した。 ③ 里親のリクルートに係る市町との連携体制等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所や児童家庭支援センターにおいて、管内市町の施設を開催場所とした里親相談会の開催や、広報誌への里親制度に関する記事の掲載を行った。 ④ やむを得ない理由による委託解除(以下「里親不調」という。)に至った要因分析とその対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所において、里親不調予防を目的としたレスパイト・ケアを積極的に実施した。 ⑤ 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童家庭支援センター3施設にフォスタリング業務の一部を委託し、里親制度の啓発や里親希望者のリクルート、研修、委託後の相談・訪問支援等を実施した。 ・ 児童相談所に配置した里親担当福祉司が児童家庭支援センターと連携し、委託中の里親家庭の訪問や、現況調査を利用した未委託里親の意向確認を実施した。

<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<ul style="list-style-type: none">① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援<ul style="list-style-type: none">・ 児童相談所において家庭養育優先原則に基づき里親等への委託を推進するための対象児童の選定等を行ったが、取組が限定的であった。② 十分な受け皿の確保等<ul style="list-style-type: none">・ 児童家庭支援センターと協働した里親制度の広報・啓発活動により、里親登録者数は増加している。・ 障害を持ったこどもの養育が可能な里親やファミリーホームは十分に確保できていない。③ 里親のリクルートに係る市町との連携体制等<ul style="list-style-type: none">・ 市町における里親相談会の開催や、広報誌への里親制度に関する記事の掲載により里親制度の認知度が向上した。④ 里親不調の要因分析とその対応<ul style="list-style-type: none">・ 里親不調については、不調となったケースの要因分析が十分にできていない。⑤ 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組<ul style="list-style-type: none">・ 里親支援センターは未設置である。・ 包括的な里親等支援業務（以下、「フォスタリング業務」という。）の実施は、各児童相談所が行っており、県内4か所の児童相談所（賀茂、東部、富士、中央）においては、児童家庭支援センター3施設に業務の一部を委託の上実施している。
--------------------------------	--

【地域の現状】

- ・各年齢ごとの里親等委託率は、約 23%～48%であり、資源の必要量等は、既に里親・ファミリーホームへ委託中のこども数に加え、「入所等児童状況調査」の結果により設定した。

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託こども数}}{\text{代替養育を必要とするこども数}}$$

- ・里親登録率（代替養育を必要とするこども数に対する里親等が受託可能なこども数の割合）は、現状で既に 100%を超えていることから、資源の必要量等は 100%以上として設定した。

$$\text{里親等登録率} = \frac{\text{里親等登録数} \times \text{平均受託こども数} + \text{ファミリーホーム定員数}}{\text{乳児院・児童擁護施設の入所こども数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託こども数}}$$

- ・里親稼働率（里親等が受託可能なこども数に対する里親等へ委託されているこども数の割合）は 25%であり、資源の必要量等は、登録済みの里親・ファミリーホームのうち、令和 6 年度の現況調査において、養育里親としての受託が可能であると回答した者の割合を設定した。

$$\text{里親等稼働率} = \frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託こども数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託こども数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

- ・里親登録数の合計は 378 組であり、各種別の里親登録（認定）数の資源の必要量等は、里親等委託率及び里親等稼働率を踏まえて設定した。
- ・ファミリーホームは 8 か所設置されているが、定員が充足されていないホームが複数あり、量の増加よりも稼働率の向上が課題と考えられることから、資源の必要量等は、現状維持として設定した。
- ・里親登録に係る静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会は、年 2 回開催しており、資源の必要量等は、里親登録数の年間申請件数が概ね 20～30 組で現在の開催回数で支障は無いと考えられることから、現状維持として設定した。
- ・里親支援センターは未設置であるが、児童相談所の管内に 1 施設ずつの設置が必要と考え、資源の必要量等は 5 施設として設定した。
- ・里親等のリクルート及びアセスメントから里親等委託をされたこどもの自立支援までの一貫したフォスタリング業務を県から委託を受けて包括的に実施する里親支援機関（以下、「民間フォスタリング機関」という。）は未設置であり、児童相談所がフォスタリング業務を実施している。
- ・里親支援センターは、一連のフォスタリング業務を実施する児童福祉施設であるため、里親支援センターが設置された地域においては、民間フォスタリング機関は原則として不要と考え、資源の必要量等は 0 か所として設定した。

- ・ 児童相談所における里親等支援体制の整備は、各児童相談所の里親担当福祉司の配置を継続することとし、資源の必要量等は現状維持として設定した。
- ・ 必修研修以外の研修は、既に実施している「スキルアップ研修」や「未委託里親等里親力向上研修」を対象とし、実施回数の資源の必要量等は、各児童相談所管内において年5回ずつの開催とし、受講者数の資源の必要量等は、全登録里親が年1回以上の参加するものとして設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
里親等委託率	31%	52%	22%
3歳未満	23%	67%	44%
3歳以上の就学前	48%	59%	11%
学童期以降	27%	48%	21%
里親等登録率	121%	100%	－
里親等稼働率	25%	40%	15%
里親登録数	378組	409組	31組
養育里親	357組	388組	31組
専門里親	12組	23組	11組
養子縁組里親	240組	258組	20組
ファミリーホーム数	8か所	8か所	－
里親登録（認定）に係る 審議会開催件数	2回／年	2回／年	－
里親支援センターの設置 数	0施設	5施設	5施設
民間フォスタリング機関 の設置数	0か所	0か所	0か所
児童相談所における里親 等支援体制の整備	整備済	整備済	－
必修研修以外の研修の実 施回数	41回／年	25回以上／年	－
必修研修以外の研修の受 講者数	442人／年	409人以上／年	－

【資源の整備・取組方針】

- ① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援
- ・ 児童相談所において、施設・里親等へ措置されたこどもを対象として、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを目的とした進行管理会議を定期的の実施し、こどもの意向や状況等を踏まえた適切な代替養育先の検討を行う。
 - ・ 特に、乳幼児期は愛着関係の基礎を作る重要な時期であり、特定の大人との安定した愛着形成が、その後のこどもの成長に深く関わることから、3歳未満の乳幼児が施設に入所している場合には、可能な限り早期の家庭養育への移行が実現されるよう検討する。
 - ・ 施設養育から家庭養育への移行を検討する過程においては、こどもの意向や心身の状態のアセスメント、委託後の里親支援体制の構築等、里親委託のための準備を行い、里親不調を予防するための取組を着実に実施する。
 - ・ これらの準備期間においては施設入所を継続し、こどもの養育に関し高い専門性を持つ施設と、代替養育先の検討を行う児童相談所が連携し、こどもの家庭養育への移行の準備を行う。
 - ・ こどもの障害の有無に関わらず、家庭養育優先原則に基づく里親等委託を推進するため、里親を対象とした障害児養育に関する研修を実施するほか、障害児や里親へ適切な支援が行えるよう、児童相談所職員等に対しても障害児や障害福祉サービスに関する知識が習得できる機会を設けていく。
 - ・ 実親に対しては、里親等委託に対する不安を軽減させるため、里親制度の概要・利点や委託後のこどもとの交流等について説明するリーフレット等を作成し、里親等委託に対する理解促進を図る。
- ② 十分な受け皿の確保等
- ・ 里親制度に関する県民の理解促進を図るため、夜間やオンラインでの説明会の開催に加え、地域の民間企業やショッピングセンター等におけるリーフレットの配付など、幅広い開催場所・時間帯・方法による広報・啓発活動を実施する。
 - ・ 障害を持ったこどもの養育が可能な里親等が十分に確保できていないことから、障害児の特性に理解や専門性を持つ福祉や医療等関連団体への働き掛けを行う。
 - ・ 登録済みの里親に対しても障害特性を持つこどもの養育に対する理解促進を図るため、障害児施設の見学や交流機会を設けるスキルアップ研修を開催する等、里親の受託希望の裾野を広げることで里親稼働率の向上を図る。

③ 里親のリクルートに係る市町との連携体制等

- ・市町が実施する子育て短期支援事業の委託先として、里親等は有用であることから、本事業において積極的な活用がされるよう、引き続き、委託可能な里親等の名簿を提供する。
- ・市町と連携した里親リクルートの一環として、市町の広報誌への啓発記事の掲載や市町が行うファミリー・サポート・センター事業等、子育て支援事業を活用し、里親制度を周知する。

④ 里親不調に至った要因分析とその対応

(要因の分析)

- ・令和2年度～令和4年度において、やむを得ず里親委託解除に至ったケースの分析を行ったところ、合計24件が該当した。
- ・24件全てにおいて、委託から2年以内に委託解除に至っており、この内6割が学齢期以降に新規で里親に委託されたこどもであった。
- ・このことから、委託時のこどもの年齢が高くなるほど里親不調が生じやすく、委託後2年以内と短期間の内に里親不調となる傾向が見られた。
- ・解除の要因は、こどもの問題行動（非行・反抗等）に対して里親が対応困難（不適切な対応含む）となり養育の限界を訴えた、里親とこどもとの関係が悪化し、こどもが自分の意思で里親家庭から離れたといったものが主であった。

(対応)

- ・里親等委託が可能と考えられるこどもについては、できる限り低年齢の内に、里親等への委託を検討し、委託に当たっては、こどもと里親のマッチング時のアセスメント等を丁寧に行う。
- ・委託直後は、こどもには養育環境の変化による不安や戸惑いが生じ、里親にも家族関係や生活スタイル等の変化が生じる不安定な時期であり、里親不調のリスクが高いことから、委託開始から1年程度は、児童相談所等による家庭訪問や、地域における支援体制の構築を集中的に行う。
- ・こどもの権利擁護や被措置児童等虐待の防止等に関する研修に加え、里親の負担軽減のためのレスパイト・ケアを実施し、里親が不適切養育に至ることのないよう予防策を実施する。
- ・上記の取組に加え、里親不調については引き続き、毎年の件数や原因の調査と分析を行い、予防に努めていく。

⑤ 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

- ・里親支援センターは、各児童相談所管内の設置（県内5施設）を目標とし、児童養護施設等を運営する社会福祉法人に対して設置の働き掛けを行う。
- ・里親支援センターが設置できていない地域では、引き続き、児童相談所がフォスタリング業務の中心となるが、児童相談所のフォスタリング業務の一部委託を受けた児童家庭支援センター、地区里親会、里親支援専門相談員を設置する施設等（以下「各里親支援機関」という）と相互に連携することにより、切れ目のない包括的な里親支援を行う体制を構築する。
- ・里親支援センターの設置済地域においても、里親支援センターや児童相談所に加え、各里親支援機関が定期的な連絡会の開催等、里親支援のための取組を行う。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率	31%	37%	41%	45%	48%	52%
3歳未満	23%	37%	45%	52%	60%	67%
3歳以上の就学前	48%	51%	53%	55%	57%	59%
学童期以降	27%	34%	37%	41%	44%	48%
ファミリーホーム数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
里親登録（認定）に係る審議会開催件数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
里親登録数	378組	388組	394組	399組	404組	409組
養育里親	357組	367組	373組	378組	383組	388組
専門里親	12組	16組	18組	19組	21組	23組
養子縁組里親	240組	247組	250組	253組	257組	260組
里親支援センターの設置数	0施設	2施設	2施設	3施設	4施設	5施設
必修研修以外の研修実施回数	41回	25回以上	25回以上	25回以上	25回以上	25回以上
必修研修以外の研修受講者数	442人	409人以上	409人以上	409人以上	409人以上	409人以上

【評価のための指標】

内容	現状値 (R5)
里親等委託率	31%
3歳未満	23%
3歳以上の就学前	48%
学童期以降	27%
里親等登録率	121%
里親等稼働率	25%
里親登録数	378組
養育里親	357組
専門里親	12組
養子縁組里親	240組
新規里親登録（認定）数	23組
養育里親	23組
専門里親	0組
養子縁組里親	17組
委託里親数	77組
養育里親	70組
専門里親	3組
養子縁組里親	4組
委託子ども数	84人
養育里親	77人
専門里親	4人
養子縁組里親	3人
ファミリーホーム	
ファミリーホーム数	8か所
新規ホーム数	1か所
委託子ども数	24人
里親登録（認定）に対する委託里親の割合	22%
里親登録（認定）に対する「委託里親」及び「措置によらない形（一時保護等）により養育をしている里親」の割合（※）	32%
里親登録（認定）に係る審議会開催件数	2回/年
里親支援センターの設置数	0施設
民間への委託数（里親支援センター）	0施設
民間フォスターリング機関の設置数	0か所
必修研修以外の研修の実施回数	41回/年
必修研修以外の研修の受講者数	442人/年

(※) 一時保護等の短期的な養育においても、こどもの権利やパーマネンシー保障の観点からは可能な限り家庭と同様の環境が提供されるべきであり、このためには、長期的な措置委託を受ける里親だけではなく、一時保護や子育て短期支援事業等の短期養育を専門として行う里親の確保も必要と考えられる。

このため、本計画では県独自の指標として、『里親登録（認定）に対する「委託里親」及び「措置によらない形（一時保護等）により養育をしている里親」の割合』を設けている。

$$\text{里親登録（認定）に対する「委託里親」及び「措置によらない形（一時保護等）により養育をしている里親」の割合} = \frac{\text{当該年度中に委託を受けた里親数} + \text{当該年度中に措置によらない形により養育をした里親数}}{\text{里親登録（認定）里親数}}$$

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(3) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>乳児院及び児童養護施設が、小規模かつ地域分散化した地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの形態となり、「できる限り良好な家庭的環境」が整備される。</p> <p>措置されたこどもや保護者に対して、施設による短期間での質の高い養育や支援が集中的に提供され（高機能化）、こどもや保護者の安定や自立が促され、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等につながる。</p> <p>専門性の高い職員が配置されるとともに、職員間の連携強化による継続的・安定的な養育が行われ、養育の質が向上する。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化 ・児童養護施設における小規模かつ地域分散化に向けた施設整備に対して財政支援等を実施した。</p> <p>② 児童養護施設等における人材確保・人材育成等 ・施設職員の業務負担の軽減や新たに児童指導員となる人材確保を目的として、令和6年度より「児童養護施設等体制強化事業」を開始した。</p> <p>・県が主催する研修や児童養護施設等の職員の外部研修の受講料を補助する「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」の実施等により、職員の専門性向上を促進した。</p>
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化 ・地域小規模児童養護施設は、児童養護施設において8施設設置されており、施設の小規模化・地域分散化は進展している。</p> <p>② 施設等における人材確保・人材育成等 ・里親等委託の推進により、施設ではケアニーズが高いこどもの入所割合が高くなっており、こどもの個別対応に多くの時間を要するとともに、職員が学校との連絡調整や送迎に加え、医療受診も担う等、負担が過大になっている。</p>

【地域の現状】

- ・小規模かつ地域分散化施設の現在の状況は、児童養護施設においては8施設、乳児院においては未設置であり、資源の必要量等は、各施設が策定した施設計画に基づき設定した。
- ・小規模かつ地域分散化した入所児童の現在の状況は、児童養護施設においては39人、乳児院においては0人であり、資源の必要量等は、代替養育が必要なこどものうち、施設で養育が必要なこども数の見込みにより設定した。
- ・養育機能強化のための専門職の加配施設及び職員の現在の状況は、次ページ表の通りであり、資源の必要量等は、加配可能な職員を各施設に配置することを想定して設定した。
- ・養育機能強化のための事業実施施設は、現在事業を実施している施設はなく、資源の必要量等は、各施設が策定した施設計画の集計値を設定した。
- ・県所管の児童養護施設等においては、入所児童のうち約5割が継続的な服薬管理や健康管理が必要な状態にあり、約3割は障害者手帳を保持、若しくは同程度の障害を有すると医師が認める状態にある等、一般家庭での養育が困難なケアニーズの高いこどもが多く入所しており、こどもへの個別対応や医療機関等の受診及び連絡調整等に時間を要していることから、職員体制の強化が必要である。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
小規模かつ地域分散化した施設数			
乳児院	0 施設	0 施設	－
児童養護施設	8 施設	17 施設	9 施設
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数			
乳児院	0 人	0 人	－
児童養護施設	39 人	94 人	55 人
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】			
家庭支援専門相談員	0 施設	2 施設	2 施設
心理療法担当職員	0 施設	2 施設	2 施設
養育機能強化のための専門職の加配施設数【児童養護施設】			
家庭支援専門相談員	1 施設	7 施設	6 施設
心理療法担当職員	6 施設	7 施設	1 施設
自立支援担当職員	2 施設	4 施設	2 施設
看護師	2 施設	7 施設	5 施設
職業指導員	5 施設	3 施設	－
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】			
家庭支援専門相談員	0 人	2 人	2 人
心理療法担当職員	0 人	2 人	2 人
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】			
家庭支援専門相談員	1 人	7 人	6 人
心理療法担当職員	6 人	7 人	1 人
自立支援担当職員	2 人	4 人	2 人
看護師	2 人	7 人	5 人
職業指導員	5 人	3 人	－
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】			
親子支援事業	0 施設	1 施設	1 施設
家族療法事業	0 施設	1 施設	1 施設
育児指導機能強化事業	0 施設	1 施設	1 施設
医療機関等連携強化事業	0 施設	2 施設	2 施設
障害児等受入体制強化事業	0 施設	1 施設	1 施設
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】			
親子支援事業	0 施設	1 施設	1 施設
家族療法事業	0 施設	1 施設	1 施設
育児指導機能強化事業	0 施設	1 施設	1 施設
医療機関等連携強化事業	0 施設	6 施設	6 施設
障害児等受入体制強化事業	0 施設	1 施設	1 施設

【資源の整備・取組方針】

- ① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化
 - ・小規模化・地域分散化を行う施設に対しては、引き続き、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、施設整備の促進を図る。
 - ・小規模化に伴い必要となる施設職員の確保のため、「児童養護施設等体制強化事業」により、夜間等補助職員配置に係る財政支援を継続する。
 - ・令和7年度から「乳児院等多機能化推進事業」を予算計上し、入所児童やその家族に加え、地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に対応する育児指導担当職員や、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進するための医療機関連絡調整員、障害等を有する児童の受入及び支援体制を強化するための障害児等受入調整員の児童養護施設等への配置を支援する。

- ② 児童養護施設等における人材確保・人材育成等
 - ・児童養護施設等における人材確保を促進するため、「児童養護施設等体制強化事業」により、児童指導員等の資格要件を満たすことを目指す者の雇い上げに係る財政支援を継続する。
 - ・児童養護施設等の職員の専門性の向上のため、施設等職員を対象とした県の主催研修の実施や、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」の実施により、研修受講費用の補助を継続する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した施設数						
乳児院	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
児童養護施設	8施設	10施設	14施設	15施設	16施設	17施設
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数						
乳児院	0人	0人	0人	0人	0人	0人
児童養護施設	39人	56人	80人	81人	87人	94人
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】						
家庭支援専門相談員	0施設	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
心理療法担当職員	0施設	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
養育機能強化のための専門職の加配施設数【児童養護施設】						
家庭支援専門相談員	1施設	4施設	4施設	5施設	5施設	7施設
心理療法担当職員	6施設	5施設	6施設	6施設	6施設	7施設
自立支援担当職員	2施設	2施設	4施設	4施設	4施設	4施設
看護師	2施設	3施設	3施設	3施設	4施設	7施設
職業指導員	5施設	5施設	3施設	3施設	3施設	3施設
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】						
家庭支援専門相談員	0人	2人	2人	2人	2人	2人
心理療法担当職員	0人	2人	2人	2人	2人	2人
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】						
家庭支援専門相談員	1人	4人	4人	5人	5人	7人
心理療法担当職員	6人	5人	6人	6人	6人	7人
自立支援担当職員	2人	2人	4人	4人	4人	4人
看護師	2人	3人	3人	3人	4人	7人
職業指導員	5人	5人	3人	3人	3人	3人
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】						
親子支援事業	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	1施設
家族療法事業	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	1施設
育児指導機能強化事業	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	1施設
医療機関等連携強化事業	0施設	1施設	1施設	1施設	1施設	2施設
障害児等受入体制強化事業	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	1施設
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】						
親子支援事業	0施設	0施設	0施設	1施設	1施設	1施設
家族療法事業	0施設	0施設	0施設	1施設	1施設	1施設
育児指導機能強化事業	0施設	0施設	0施設	0施設	1施設	1施設
医療機関等連携強化事業	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	6施設
障害児等受入体制強化事業	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	1施設

【評価のための指標】

内容	現状値
小規模かつ地域分散化した施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	8 施設
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数	
乳児院	0 人
児童養護施設	39 人
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】	
家庭支援専門相談員	0 施設
心理療法担当職員	0 施設
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】	
家庭支援専門相談員	1 施設
心理療法担当職員	6 施設
自立支援担当職員	2 施設
看護師	2 施設
職業指導員	5 施設
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】	
家庭支援専門相談員	0 人
心理療法担当職員	0 人
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】	
家庭支援専門相談員	1 人
心理療法担当職員	6 人
自立支援担当職員	2 人
看護師	2 人
職業指導員	5 人
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】	
親子支援事業	0 施設
家族療法事業	0 施設
育児指導機能強化事業	0 施設
医療機関等連携強化事業	0 施設
障害児等受入体制強化事業	0 施設
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】	
親子支援事業	0 施設
家族療法事業	0 施設
育児指導機能強化事業	0 施設
医療機関等連携強化事業	0 施設
障害児等受入体制強化事業	0 施設

イ 多機能化・機能転換

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>乳児院や児童養護施設において、一時保護委託の受入や里親支援、在宅支援の充実化等、施設の多機能化・機能転換が図られることによりこれまで培ってきたこどもの養育の専門性が地域社会における貴重な資源として活用される。</p> <p>一時保護専用施設に専任職員が配置される等、一時保護委託の受入体制が整備され、児童の権利擁護の観点から、安全が確保された開放的環境で一時保護が行われる。</p> <p>里親を包括的に支援するフォスタリング機関が設置され、地域における里親支援体制が強化されることにより里親委託の推進につながる。</p> <p>児童養護施設等において、児童相談所や市町等の関係機関と連携することにより、児童の養育に関する相談・助言やショートステイ事業等の在宅支援の取組が充実する。</p>
直 近 の 取 組 結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等においては、一時保護委託の受け入れを積極的に実施しているほか、一部施設においては、一時保護委託中の通学支援やオンライン授業の受講等、一時保護中のこどもの権利擁護に配慮した対応を行った。 ・児童相談所から児童養護施設等に対し、子育て短期支援事業の実施や、児童家庭支援センターの設置促進等、施設の多機能化に向けた働き掛けを行った。 ・施設における里親支援専門相談員の配置促進により、施設に入所しているこどもの里親委託の推進や、里親委託後の相談支援等を実施した。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・県所管の児童養護施設等に附置された児童家庭支援センターは2施設（東部、富士）であり、児童養護施設等を設置する社会福祉法人が運営する児童家庭支援センターは、1施設（中央）設置されている。 ・一時保護専用施設は県内1施設（浜松市所管施設・県協定定員設定有）である。 ・里親支援センター及びフォスタリング機関については、未設置であるほか、里親支援専門相談員が未配置の施設もあり、地域ごとに里親支援体制の整備状況に差が生じている。 ・子育て短期支援事業を除き市町の家庭支援事業を受託している施設はない。

【地域の現状】

- ・一時保護専用施設は浜松市所管施設に1施設設置されており、協定定員として1名が設定されているが、資源の必要量等は、これに加えて県所管の児童相談所管内に各1施設ずつ設置されることを想定し、6施設として設定した。
- ・児童家庭支援センターは県所管児童相談所管内においては、全3施設（東部、富士、中央）設置されており、このうち乳児院に附置されているセンターが1施設、児童養護施設に附置されているセンターが1施設である。
- ・資源の必要量等は、各児童相談所管内に1施設設置するものと考え、設置する施設種別を問わず、設置数を5施設として設定した。
- ・妊産婦等生活援助事業はいずれの施設においても実施されておらず、資源の必要量等は、各施設が策定した施設計画の値を集計して設定した。
- ・里親支援センターやフォスタリング事業（里親養育包括支援事業）を実施している児童養護施設及び乳児院はないが、児童相談所の設置数と同程度の設置が必要と考え、資源の必要量等は5施設として設定した。
- ・市町の家庭支援事業を委託されている施設数は、次ページ表の通りであり、子育て短期支援事業の資源の必要量等は、既に全ての県所管施設において実施されていることから現状維持として設定した。
- ・その他の事業の資源の必要量等は、各市町への調査において、施設種別を問わず、施設等への委託を検討していると回答した市町数に応じた施設数を必要量として設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
一時保護専用施設の整備施設数			
乳児院	0施設	6施設	5施設
児童養護施設	1施設(※1)		
児童家庭支援センターの設置施設数			
乳児院	1施設	5施設	2施設
児童養護施設	1施設		
(その他社会福祉法人による運営)	(1施設)		
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数			
乳児院	0施設	5施設	5施設
児童養護施設	0施設		
妊産婦等生活援助事業の実施施設数			
乳児院	0施設	2施設	2施設
児童養護施設	0施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て短期支援事業】			
乳児院	2施設	9施設(※2)	-
児童養護施設	8施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【養育支援訪問事業】			
乳児院	0施設	1施設	1施設
児童養護施設	0施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【一時預かり事業】			
乳児院	0施設	3施設	3施設
児童養護施設	0施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て世帯訪問支援事業】			
乳児院	0施設	1施設	1施設
児童養護施設	0施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【児童育成支援拠点事業】			
乳児院	0施設	2施設	2施設
児童養護施設	0施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【親子関係形成支援事業】			
乳児院	0施設	2施設	2施設
児童養護施設	0施設		

(※1) 県所管外施設

(※2) 令和11年までに児童養護施設が1施設減少する予定

【資源の整備・取組方針】

- ・一時保護専用施設の設置は、施設へのヒアリング結果から、現在の職員配置基準は、施設の機能や役割に対して不十分であり、現行制度の元では施設の運営が難しいという意見が多いことから、国制度が拡充される等、状況の変化があったところで施設と設置に向けた検討を行う。
- ・児童養護施設への一時保護委託等において原籍校への通学ができるよう送迎等を支援する職員の配置を促進する。
- ・フォスタリング業務を行う児童福祉施設である里親支援センターの設置については、児童養護施設等を運営する社会福祉法人に対し、設置の働き掛けを行う。
- ・フォスタリング事業（里親養育包括支援事業）については、現況では児童家庭支援センターに対して一部事業の委託を行っているが、里親支援センターの設置・運営状況により、新たな委託が必要な場合には、児童養護施設等に対しても実施の働き掛けを行う。
- ・児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員を活用し、児童相談所や各里親支援機関と協働した地域の里親支援体制を構築する。
- ・各施設への家庭支援事業に関する情報提供や、各市町におけるニーズの情報共有等により、家庭支援事業を受託可能な施設の拡大を図る。
- ・令和7年度から「乳児院等多機能化推進事業」を予算計上し、入所児童やその家族に加え、地域の子育て中の家庭等に対する相談対応や育児支援のための各種事業の実施等による施設の育児指導機能を充実化する育児指導担当職員の児童養護施設等への配置を支援する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
一時保護専用施設の整備施設数						
乳児院	0施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
児童養護施設	1施設					
児童家庭支援センターの設置施設数						
乳児院	1施設	3施設	3施設	3施設	3施設	4施設
児童養護施設	1施設	(4施設)	(4施設)	(4施設)	(4施設)	(5施設)
(その他社会福祉法人による運営)	(1施設)					
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数(※1)						
乳児院	0施設	2施設	2施設	3施設	4施設	5施設
児童養護施設	0施設					
妊産婦等生活援助事業の実施施設数						
乳児院	0施設	0施設	2施設	2施設	2施設	2施設
児童養護施設	0施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て短期支援事業】(※2)						
乳児院	2施設	10施設	9施設	9施設	9施設	9施設
児童養護施設	8施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【養育支援訪問事業】						
乳児院	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	1施設
児童養護施設	0施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【一時預かり事業】						
乳児院	0施設	0施設	0施設	1施設	2施設	3施設
児童養護施設	0施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て世帯訪問支援事業】						
乳児院	0施設	0施設	0施設	0施設	1施設	1施設
児童養護施設	0施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【児童育成支援拠点事業】						
乳児院	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	2施設
児童養護施設	0施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【親子関係形成支援事業】						
乳児院	0施設	0施設	0施設	0施設	1施設	2施設
児童養護施設	0施設					

(※1) 里親支援センターの資源の必要量等は、県所管区域内で必要と考えられるセンター数を設定した。

(※2) 令和11年までに児童養護施設が1施設減少する予定

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
一時保護専用施設の整備施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	1 施設
児童家庭支援センターの設置施設数	
乳児院	1 施設
児童養護施設	1 施設
(その他社会福祉法人による運営)	(1 施設)
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
市町の家庭支援事業を委託されている施設数	
子育て短期支援事業	
乳児院	2 施設
児童養護施設	8 施設
養育支援訪問事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
一時預かり事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
子育て世帯訪問支援事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
児童育成支援拠点事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
親子関係形成支援事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(4) 障害児入所施設における支援

【地域の現状】

- ・県内にはユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している福祉型障害児入所施設が3施設ある。
- ・ユニット化された福祉型障害児入所施設には71人の児童が入所している。
(令和6年4月1日現在)
- ・医療型の障害児入所施設においてユニット化されている施設はない。

項目	現在の状況
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	3施設
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児数	71人

【資源の整備・取組方針】

- ・引き続き、障害特性に応じた養育環境を提供するとともに、「静岡県障害者計画（第5次）」に基づき、入所施設の権利擁護や短期入所の充実など、障害児やその家族への支援等を推進する。
 - 施設に入所する児童が「良好な家庭的環境」において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化の推進を検討する。
 - 個別の支援ニーズに応じた短期入所等の提供体制の整備を推進する。
 - 利用者の支援や権利擁護等の取組が、指定基準等に基づいて適切に行われるよう、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等に対して運営指導等を実施する。
 - 利用者保護のため、障害福祉サービス事業所等における苦情解決体制を整備する。
 - 障害児への虐待の未然防止を図るため、相談窓口となる市町職員や相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等に対して研修を実施する。
 - 障害福祉サービス事業所等における障害児への虐待の通報があった場合には、市町と連携し、立入調査等の権限を適切に行わせる。

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	3施設
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児数	71人

4. こどもの自立支援の推進

(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>施設や里親に措置されているこどもに対し、措置中から就労や進学に向けた住居や経済的な問題なども含めた相談支援が行われ、希望に沿った自立ができる。</p> <p>措置解除後も必要に応じた生活相談や就労相談、居住支援や生活支援など継続的な支援によりこどもが安心して生活を送ることができる。</p> <p>自立に向けた中間ステップとしての自立援助ホームの設置が促進され、退所後にも安全で温かい生活場所が確保される。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 児童自立生活援助事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立援助ホームの設置に向けた働き掛けを行った。 ・自立援助ホームにおいては、入所者が共同生活を営む中で、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、社会的自立の促進を図るための支援を実施した。 <p>② 社会的養護自立支援拠点事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設退所者等のうち、引き続き、支援が必要な者に対し支援を継続することで、将来の安定的な自立につなげることを目的として、「社会的養護自立支援拠点事業（令和5年度までは社会的養護自立支援事業）」を県内3か所（賀茂・東部、富士、中央・西部）で実施した。 ・社会的養護自立支援拠点事業においては、支援コーディネーターが支援計画を作成し、本人の自立に向けた支援を行うほか、生活・就労相談支援を実施した。 <p>③ 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の措置期間が終わる20歳から大学等の卒業までの間、「施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業」により生活費等の支援を実施した。 ・社会的養護経験者への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、実態調査を実施した。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 児童自立生活援助事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立援助ホームにおいては、相談支援や日常生活上の援助及び生活指導、就業支援等を実施し、社会的養護経験者の自立を促進した。 ・自立援助ホームの設置数は増加したが、東部地域に多く設置されており、地域ごとの設置数に偏りがある。

	<p>② 社会的養護自立支援拠点事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・措置解除を迎えた者等に対して社会的養護自立支援拠点事業において継支援計画策定、生活・就労相談支援を実施し、対象者の自立を促進した。 <p>③ 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・大学等進学者への支援は「施設で暮らすこどもの大学等就学支援事業」により実施してきたが、令和6年からは児童自立生活援助事業の拡充により、同事業により支援を実施することとした。・社会的養護経験者等の自立支援を充実させるため、支援ニーズの把握や支援方法等の検討が必要である。
--	---

【地域の現状】

- ・ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込については、18歳から29歳までの者を対象とし、18歳到達時の措置解除想定人数及び18～29歳の社会的養護経験者想定人数により見込数を集計した。

[社会的養護経験者等見込み数]

現状値	R7	R8	R9	R10	R11
350人	350人	341人	335人	331人	322人

- ・ 児童自立生活援助事業Ⅰ型（自立援助ホーム）は、10か所設置されており、資源の必要量等は、既存事業所の配置数及び各児童相談所管内の状況等を踏まえ、13か所として設定した。
- ・ Ⅱ型（児童養護施設等）については、県所管事業所として2か所設置されており、資源の必要量等は、全ての児童養護施設等で実施する可能性があることから、7か所として設定した。
- ・ Ⅲ型（里親、ファミリーホーム）については、4か所設置されており、資源の必要量等は、これまでの実績を踏まえ今後も同程度の事業実施が見込まれることから、現状と同数の4か所として設定した。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業は3か所整備済みであり、資源の必要量等は、現在の状況で県所管地域全てを対象としていることから、現状維持として設定した。
- ・ 社会的養護自立支援協議会については未整備であることから、資源の必要量等は、協議会の整備として設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童自立生活援助事業の実施箇所数			
Ⅰ型	10か所	13か所	3か所
Ⅱ型	2か所	7か所	5か所
Ⅲ型	4か所	4か所	－
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	3か所	3か所	－
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	未整備	整備	－

【資源の整備・取組方針】

- ① 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施促進
 - ・ I 型（自立援助ホーム）は、東部地域に実施事業者が多く、偏りがあることから、事業者が少ない地域における実施を促進する。
- ② 社会的養護自立支援拠点事業の実施促進
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業を効果的に実施するため、事業者と児童相談所との連携の促進及び生活困窮者自立支援機関等、他制度と連携した支援体制を構築する。
- ③ 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備
 - ・ 社会的養護経験者の自立に向けた実態の把握や支援ニーズに則した支援体制の構築について検討を行うため、社会的養護自立支援協議会の設置を検討する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童自立生活援助事業の実施箇所数						
I 型	10 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所	13 箇所
II 型	2 箇所	5 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
III 型	4 箇所					
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	3 箇所					

【評価のための指標】

内容	現状値
児童自立生活援助事業の実施箇所数	
I 型	10 箇所
II 型	2 箇所
III 型	4 箇所
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	3 箇所
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	未整備

第5章 社会的養育の推進に向けた取組

《 静 岡 市 》

【各項目における主な記載事項等】

- 改定前計画の達成見込み・要因分析等
 - ・計画改定前の目標設定の内容、直近の取組結果、令和6年度末時点での目標達成見込み及び達成の要因を分析して記載
 - ・計画改定前に記載のない項目については記載無し
- 地域の現状
 - ・計画期間における「資源の必要量等」の見込みを算出し、当該資源の「現在の状況」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、記載
- 資源の整備・取組方針等
 - ・「地域の現状」で算出した、計画期間における「整備すべき見込み量等」について、要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」と、年度ごとの「定量的な整備目標」を記載
- 評価のための指標
 - ・取組状況を把握し、自己点検・評価を実施するため、国が定めた評価指標の項目を記載
 - ・本指標に基づき「定量的な整備目標」の進捗管理や状況分析を実施
 - ・現状値の基準年度については、「RO」と記載

1. こどもの権利擁護の推進

(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組

ア 意見聴取等措置

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	こども自身や養育者が、こどもの権利を理解し、こどもが丁寧な説明を受け、こどもが意見を表明できる最適な養育環境が提供される。
直 近 の 取 組 結 果	<p>① こどもへの意見聴取等措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所職員は、里親委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等、意見聴取等措置が必要となる場面において、措置をとる理由やこどもが置かれている状況等の必要な事項をこどもに事前に丁寧に説明し、こどもが説明を理解できたことを確認した。 ・ こどもの援助方針を決定する援助方針会議提案票の様式にこどもから聴取した意見等の記載欄を設けた。 ・ 援助方針会議では、こどもの意見・意向を職員間で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して支援方法等を検討した。 ・ 援助方針の決定後は、こどもに対してその内容と理由を丁寧に説明し、特にこどもの意見・意向と反する決定をした際には、こどもが納得できるよう、特に丁寧に説明した。 <p>② 意見聴取等措置のための環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所の職員は、児童福祉司任用前講習会でこどもの権利擁護に関する研修を受講した。 ・ 施設入所児童や里親委託措置児童に対し「子どもの権利ノート」、「あたらしいしくみのおしらせ」により、こどもの権利について説明し、その内容を毎年確認した。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<p>① こどもへの意見聴取等措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「こどもの意識アンケート調査」（令和6年7月1日時点で児童養護施設、養育里親及びファミリーホームに措置中の小学4年生以上のこどもを対象に実施。以下「アンケート調査」という。）の結果、児童相談所がこどもに対して行った意見聴取等措置について、約80%のこども（小学校4年生以上）が肯定的な意見を回答した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果からは、こどもへの意見聴取等措置が概ね適切に行われていると考えられる。 ② 意見聴取等措置のための環境づくり ・児童相談所の職員向けに研修をすることで、こどもの権利擁護に関する職員の意識啓発を高める。
--	---

【地域の現状】

- ・児童相談所等職員は、毎年児童福祉司任用前講習会において、こどもの権利擁護に係る研修を実施している。
- ・資源の必要量等は、児童福祉司任用前講習会での実施を想定し、毎年1回実施、受講者数は想定人数として令和6年度の受講者数を設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数			
児童相談所等	任用前講習会1回/年	任用前講習会1回/年	－
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数			
児童相談所等	7人/年	新任職員全職員	新任職員全職員

【資源の整備・取組方針】

- ① こどもへの意見聴取等措置
- ・今後、言葉による意見表出が困難とされるこども（小学校4年生未満、障害児等）に対しては、他自治体の事例等を参考に、コミュニケーションツールを活用した意向のくみ取り方法等の検討を図る。
- ② 意見聴取等措置のための環境づくり
- ・援助方針決定後のこどもへの説明の際のこどもの反応や意見についても児童相談所の職員間で共有し、こどもの意見・意向を丁寧に確認する意識を醸成する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数						
児童相談所・一時保護所	1回	1回	1回	1回	1回	1回
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数						
児童相談所・一時保護所	7人	新任職員全職員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の実施回数	
児童相談所、一時保護所	1回/年
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者等数	
児童相談所等	7人/年

イ 意見表明等支援事業の実施

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	意見を表現することが困難なこどもが、適切な第三者(アドボケーター)による支援を受け、こどもが意見を表明できる仕組みが実現する。
直近の 取組結果	① 意見表明等支援事業 ・意見表明等支援事業は実施できていない。 ・児童相談所職員等やこどもの「こどもの権利擁護」「こどもアドボカシー」についての理解度が十分ではない。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	② 意見表明等支援事業 ・意見表明等支援員の確保ができていない。 ・「こどもの権利擁護」「こどもアドボカシー」について、児童相談所等職員、こども、いずれも理解度が十分ではない。

【地域の現状】

- ・意見表明等支援事業を実施可能な民間団体等と協議中である。資源の必要量等は、全施設で実施することを想定して設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数	未実施	すべての一時保護・措置児童	現状—必要量
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	未実施	100%	現状—必要量
意見表明等支援事業を利用したこどもの割合	未実施	利用希望こども数の割合	現状—必要量

【資源の整備・取組方針】

- ・令和7年度開始を目指し、事業実施に必要な意見表明等支援員を確保する。
- ・令和8年度に管内全施設（一時保護所、児童養護施設等）での実施を目指し、児童養護施設及び市里親会へ意見表明等支援事業の説明、実施体制を整える。
- ・意見表明等支援事業の実施に当たっては、こどもや施設職員等に対して事業の内容や趣旨を説明し、事業実施への理解促進を図る。
- ・意見表明を希望する全てのこどもが円滑に意見表明ができるよう、電話やはがき、SNS等、多様なアクセス手段を検討する。
- ・こどもの意見表明の支援に当たっては、こどもが意見を述べやすい環境や雰囲気配慮した環境を確保する。
- ・こどもが表明した意見に対しては、児童相談所や施設等、対象となる機関でこどもの最善の利益を考慮した上で検討し、結果についてはこどもに丁寧に説明する。
- ・意見表明等支援員は、こどもが表明した意見を関係機関等に伝えた後に、こどもが望む場合には、児童相談所等の関係機関からこどもに対して適切な対応やフィードバックが実施され、こどもがその説明に納得しているかを確認し、こどもから再度意見表明したいという要望があれば、再度の意見表明を支援する。
- ・意見表明等支援員は、意見表明したこどもに対して、対象機関からの回答が十分なものであったか確認を行い、更に意見表明したい内容がないか等を確認するなど、意見表明等支援事業に係るこどもの満足度の向上に努める。
- ・意見表明等支援事業について、静岡県及び浜松市と協働し、こどもの認知度や満足度等を把握するためのアンケート調査を実施し、調査結果を意見表明等支援員や事業対象施設の職員等と共有し、課題等の対応策を検討する等、事業の改善を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数	0人	一時保護所・措置児童全員				
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	0%	100%	100%	100%	100%	100%

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
意見表明等支援事業の実施状況	
事業を利用したことのあるこどもの割合	0%
事業を利用することで意見を表明できたこどもの割合	0%
意見が大切に扱われたと感じるこどもの割合	0%
意見表明後の対応について説明を受けたこどもの割合	0%
意見表明等支援員に意見を言えてよかったと感じるこどもの割合	0%
日ごろから意見を表明できるこどもの割合	0%
日ごろから意見を大切に扱われたと感じるこどもの割合	0%
日ごろから意見についてどう対応するか説明を受けているこどもの割合	0%
事業を利用できるこどもの人数	0人
事業を利用できるこどもの割合	0%
事業を認知しているこどもの割合	0人
事業を利用しやすいと感じるこどもの割合	0%
第三者への事業委託の有無	未実施

ウ こどもの権利擁護に係る環境整備

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>こども自身や養育者がこどもの権利を理解し、こどもが丁寧な説明を受け、こどもが意見を表明できる最適な養育環境が提供される。こどもの意見が反映された施策が実施される。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 権利擁護に関する仕組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの権利擁護に関する専門部会等の環境整備ができていない。 <p>② こどもへの周知啓発等 <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの権利や権利擁護の仕組みについては、施設に入所するこどもに対しては児童相談所職員が「子どもの権利ノート」による説明を行い、施設職員からも施設で生活するルールと併せて、こどもの権利等を説明した。 ・ こども自身の意見については、児童養護施設内に意見箱を設置し、こどもの意見・意向を踏まえた生活環境の改善やこどもの権利擁護等に取り組んだ。 <p>③ こどもの権利擁護に係る環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内で職員向けにこどもの権利擁護研修を実施し、こどもの権利擁護に係る職員の理解醸成を図った。 ・ 里親等を対象にこどもの権利擁護研修を実施し、こどもの権利擁護に係る里親等の理解醸成を図った。 </p></p></p>
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 権利擁護に関する仕組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内でこどもの意見を反映させる手段、体制を構築できる見込みである。 ・ こどもの権利擁護に関する専門部会等の設置ができていない。 <p>② こどもへの周知啓発等 <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の結果、こどもの権利について81%が「知っている」、「聞いたことがある」と回答し、19%が「知らなかった」と回答した。 ・ 「子どもの権利ノート」等は、63%のこどもが「知っている」と回答した一方、26%が「知らなかった」と回答した。 ・ 「子どもの権利ノート」等の内容は、44%が「わかる」と回答した一方、51%が「わからない」、「わかりにくい」と回答しており、こどもの理解が十分でないことが判明した。 ・ 施設で生活するこどもが意見表明する手段の1つである意見箱については、80%のこどもがその存在を「知っている」と回答した一方、11%が「知らない」と回答しており、周知に課題があることが判明した。 <p>③ こどもの権利擁護に係る環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもを対象としたこどもの権利擁護に関する研修は未実施である。 </p></p></p>

【地域の現状】

- ・施設等で生活する子ども自身を対象とした権利擁護に関する研修等は、未実施であり、資源の必要量等は、一時保護所は随時、児童養護施設は毎年1回、意見表明等支援員が実施することとし、受講者数は、一時保護中児童及び措置児童全員として設定した。
- ・社会的養護に関わる関係職員等に対する子どもの権利擁護に係る研修等は、里親は里親登録希望者研修、施設は団体主催研修や各施設における研修を実施しており、実施回数の資源の必要量等は、それぞれの年間開催数の現状と同等の回数、受講者数の資源の必要量等は、里親は登録里親全員、施設職員は全員の受講を見込んで設定した。
- ・措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度、子どもの権利に関する理解度、日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度については、本計画策定時にアンケート調査により確認しており、資源の必要量等は、本計画策定時と同様に静岡県及び浜松市と協働しアンケート調査を実施することを想定して設定した。
- ・子どもの権利擁護機関等の整備については、令和7年度中に専門部会の設置及び運営体制の整備を行う。
- ・社会的養護施策策定の際の当事者の参画等については、静岡県及び浜松市と協働し、本計画策定に当たり、社会的養護経験者の参画を求めるとともに当事者である子どもに対するアンケート調査を実施し、意見を施策に反映するための取組を実施した。
- ・資源の必要量等は、静岡県及び浜松市と協働し、本計画の進捗管理を行う会議に社会的養護経験者の参画を求めるとともに、新たな施策策定時等においては、当事者である子どもに対するヒアリングやアンケートを実施することを想定して設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	実施なし	一時保護所 随時 児童養護施設 1回/年	一時保護所 随時 児童養護施設 1回/年
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数	実施無し	一時保護中児童 及び措置児童全 員	一時保護中児童及 び措置児童全員
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数			
里親・ファミリーホーム	1回/年	1回/年	1回/年
児童養護施設等	1回/年	1回/年	1回/年
児童家庭支援センター	—	—	—
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数			
里親・ファミリーホーム	里親登録希望者全員	登録里親全員	登録里親全員
児童養護施設等	施設職員全員	施設職員全員	施設職員全員
児童家庭支援センター	—	—	—
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	整備済	整備済	—
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	整備済	整備済	—
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	整備済	整備済	—
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	専門部会等の設置無し	専門部会等の設置及び運営体制の整備	
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこどもの委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	整備済	整備済	—

【資源の整備・取組方針】

- ① 権利擁護に関する仕組みの整備
- ・ こどもの権利擁護機関等の整備については、令和7年度中に専門部会の設置こどもから権利救済の申し立てがあった場合に調査・審議を行う体制を確保する。
- ② こどもの権利擁護に係る環境整備
- ・ 意見表明等支援員が社会的養護関係職員及びこどもを対象にこどもの権利擁護関係研修を実施する。
 - ・ 団体主催の研修へ市関係職員や施設職員、里親の参加を促進する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現 状 値	目 標 値				
		R7	R8	R9	R10	R11
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	0回	随 時	随 時 1 回	随 時 1 回	随 時 1 回	随 時 1 回
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数	0回	全 員	全 員	全 員	全 員	全 員
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数						
里親・ファミリーホーム	1回	1回	1回	1回	1回	1回
児童養護施設等	1回	1回	1回	1回	1回	1回
児童家庭支援センター	-	-	-	-	-	-
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数						
里親・ファミリーホーム	里親希望者	新規里親 登録者全員	新規里親 登録者全員	新規里親 登録者全員	新規里親 登録者全員	新規里親 登録者全員
児童養護施設等	全 員	全 員	全 員	全 員	全 員	全 員
児童家庭支援センター	-	-	-	-	-	-

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の実施回数	0回/年
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者数	0人/年
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	
里親・ファミリーホーム	1回/年
施設・児童家庭支援センター	1回/年
意見表明支援事業委託先	-
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者等数	
里親・ファミリーホーム	新規里親登録者全員
施設・児童家庭支援センター	施設職員全員
意見表明支援事業委託先	-
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・満足度等	
認知度	66.7%
利用度	2.4%
満足度	0%
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	57.8%
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合	100%
措置児童等を対象とした意見表明に係る満足度	未実施
こどもの権利擁護機関の設置状況	未設置
こどもから意見の申立てがあった件数	0件/年
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこどもの委員としての参画の有無	無
社会的養護施策策定の際の措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	有

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(1) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

ア 相談支援体制の整備に向けた支援・取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」が設置され、地域における児童相談支援体制が充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が適切に行われる。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① こども家庭センターの設置、人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制として、令和5年までに「子育て世帯包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」を市内3か所に設置、令和6年度から「こども家庭センター」を市内3か所に設置した。 ・こども家庭福祉行政に携わる職員を対象に人材の育成及び専門性の向上を目的とした研修会等を開催した。 <p>② ヤングケアラーに対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー相談窓口として「子ども若者相談センター」を令和5年4月に設置し、こども家庭センターとの連携体制を構築した。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① こども家庭センターの設置、人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備した。 ・児童相談支援体制の充実を図るため、こども家庭福祉行政に携わるこども家庭センター職員を対象に研修会等を開催し、こども家庭センター職員の人材育成及び専門性の向上が見込まれる。 <p>② ヤングケアラーに対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー相談窓口として「子ども若者相談センター」を設置した。

【地域の現状】

- ・ こども家庭センターは、市内3か所に設置済みである。引き続き市内3か所の設置を資源の必要量として設定した。
- ・ こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修については、県・政令市共催の研修会を毎年1回、市独自で実施している研修が毎年3回の計4回の研修を実施している。
- ・ 統括支援員実務研修は令和6年度に県と政令市とで共催で実施している。現在実施している研修と合わせて、5回を資源の必要量等として設定した。
- ・ 研修会の受講者数は、令和6年度の実績としては、延べ33人が受講しているが、こども家庭センター職員が少なくとも6人、統括支援員実務研修は3人が参加することを資源の必要量として設定した。
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制については、市内3か所のこども家庭センターが体制整備済みである。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
こども家庭センターの設置数	3か所	3か所	現状維持
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数	5回/年	5回/年	—
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の受講者数	延べ33人/年	延べ27人/年	—
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	こども家庭センター3か所で整備済み	こども家庭センター3か所でサポートプランの作成体制が整備されている状態。	

【資源の整備・取組方針】

- ① こども家庭センターの設置、人材育成等
- ・引き続きこども家庭センターの設置体制を維持し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を維持する。
 - ・こども家庭センターと関係機関の連携を強化し、こどもや各家庭のニーズに応じた支援を実施する。
 - ・こども家庭福祉行政に携わる職員に対する研修については、引き続き県・政令市共催の研修会と市独自の研修会を開催する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現 状 値	目 標 値				
		R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の受講者数	33 人	27 人	27 人	27 人	27 人	27 人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
こども家庭センターの設置数	3 か所
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数	5 回／年
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の受講者数	33 人／年
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	3 か所で整備済み

イ 市の家庭支援事業等の整備に向けた支援・取組

【地域の現状】

- ・子育て世帯訪問事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業について実施している。
- ・子育て短期支援事業については、市内の児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設で実施している。
- ・母子生活支援施設を活用し、様々な困難を抱える母子の支援を実施している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保達成率（※）			
養育支援訪問事業	23 世帯	25 世帯	2 世帯
一時預かり事業	238,461 人日	168,805 人日	－
子育て世帯訪問支援事業	13 世帯	30 世帯	17 世帯
児童育成支援拠点事業	0 人	検討中	検討中
親子関係形成支援事業	0 人	検討中	検討中
子育て短期支援事業	252 人日	215 人日	－
市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数（※）			
里親	0 か所	検討中	検討中
ファミリーホーム	0 か所	検討中	検討中
児童家庭支援センター	0 施設	検討中	検討中

（※）静岡市子ども・子育て支援事業計画の数値を記載

【資源の整備・取組方針】

① 家庭支援事業等の整備・充実

- ・既存の社会資源を活用し、子育て世帯に対する支援メニューをより充実させ子育てを支える体制の構築を進めていく。
- ・児童育成支援拠点、親子関係形成支援事業の実施に向けて、事業委託先や実施方法等を検討していく。
- ・こども家庭福祉行政に携わる職員が、特に支援が必要な者に対して適切に家庭支援事業の利用勧奨や措置を行うことができるよう、研修の中で取り扱っていく。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保達成率（※）						
養育支援訪問事業	23世帯	25世帯	25世帯	25世帯	25世帯	25世帯
一時預かり事業	238,461人日	186,828人日	180,584人日	173,503人日	169,749人日	168,805人日
子育て世帯訪問支援事業	13世帯	16世帯	18世帯	21世帯	25世帯	30世帯
児童育成支援拠点事業	0人	検討中				
親子関係形成支援事業	0人	検討中				
子育て短期支援事業	252人日	215日	215日	215日	215日	215日
市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数（※）						
里親	0か所	検討中				
ファミリーホーム	0か所	検討中				
児童家庭支援センター	0施設	検討中				

（※）静岡市子ども・子育て支援事業計画の数値を記載

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率（※1）	
養育支援訪問事業	23 世帯
一時預かり事業	238,461 人日
子育て世帯訪問支援事業	13 世帯
児童育成支援拠点事業	0 人
親子関係形成支援事業	0 人
子育て短期支援事業	252 日
市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数（※2）	
里親	0 か所
ファミリーホーム	0 か所
児童家庭支援センター	0 施設

（※1）静岡市子ども・子育て支援事業計画の数値を記載

（※2）R5 実績

ウ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や児童の福祉に関する相談援助が適正に行われている。
直 近 の 取 組 結 果	① 児童家庭支援センターの設置に向けた市の取組 ・ 児童家庭支援センターの設置について検討する。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① 児童家庭支援センターの設置に向けた市の取組 ・ 児童家庭支援センターは未設置である。

【地域の現状】

- ・ 児童家庭支援センターは未設置である。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童家庭支援センターの設置数	0 施設	1 施設	1 施設
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	0 件/年	検討中	検討中
市から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0 施設	検討中	検討中

【資源の整備・取組方針】

- ① 児童家庭支援センターの設置に向けた市の取組
- ・児童養護施設が令和8年度からの事業実施を検討しており、児童相談所とこども家庭センターとの役割分担を整理した上で、児童家庭支援センターの設置について検討を行う。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数	0 施設	1 施設				
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	0 件	検討中				
市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0 施設	検討中				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童家庭支援センターの設置数	0 施設
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	0 件/年
児童相談所から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託割合	0 %
市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0 施設

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

【地域の現状】

- ・妊産婦等生活援助事業は未実施である。
- ・助産施設を市内に2施設設置し、妊産婦の出産を保障している。引き続き、市内2施設の設置を資源の必要量として設定した。
- ・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修については、保健福祉センターの新職員を対象に毎年1回実施している。令和5年度の実績として、13人が受講しているが、対象となるすべての職員が受講することを資源の必要量等として設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 か所	1 か所	1 か所
助産施設の設置数	2 施設	2 施設	0 施設
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数	1 回／年	1 回	0 回
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講者数	13 人／年	対象となるすべての職員が受講する。	

【資源の整備・取組方針】

- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施を検討する。
- ・ 特定妊婦等への支援に関係する職員の人材育成を引き続き実施する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所
助産施設の設置数	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講回数	13 人	対象となるすべての職員が受講				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 か所
助産施設の設置数	2 施設
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数	1 回／年
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講者数	13 人／年

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(3) 一時保護改革に向けた取組

ア 一時保護体制の整備

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境が整い、一人ひとりのこどもの状況に応じた一時保護が実施される。</p> <p>一時保護委託が可能な里親、施設等が適切に確保され、一時保護件数の増加にも対応できる。</p> <p>一時保護所には、こどもの特性を理解し、適切に支援するための高い専門性を持ち、アセスメントに必要な行動観察を的確に行うことができる技能を有する人材が配置される。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 一時保護されたこどもの養育環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の実施にあたっては、一時保護の目的がこどもの安全確保やアセスメントの適切な実施ということを踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境を検討した上で、安全確保が困難な場合には、里親への一時保護委託等、できる限り良好な家庭的環境での一時保護の実施に努めた。 ・一時保護委託先として市内児童養護施設、乳児院、障害者入所施設に加えて、里親32世帯を確保し、より増加を目指した。 <p>② 一時保護の実施に係る環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所職員対象の研修を外部研修1回、内部研修2回の計年間3回実施した。令和5年度は15人が参加した。 ・国から示された一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえ、一時保護施設整備・運営基準条例を制定し、基準を踏まえた施設・設備の改修、人員配置を検討した。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 一時保護されたこどもの養育環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護委託が受け入れ可能な里親は一定数確保できているが、市内の児童入所施設の定員数は減少しており、市外の施設への一時保護委託が増加している。 <p>② 一時保護の実施に係る環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設の職員については、外部研修の積極的な受講により、専門性の向上及び人材育成が図られているが、定期的な人事異動により職員配置が変わることから、一時保護されたこどもの行動観察やアセスメントを適切に行う職員を計画的に育成することが必要である。 ・一時保護施設整備・運営基準条例を制定したが、基準を踏まえた施設・設備の改修、人員配置が必要である。

【地域の現状】

- ・直営の一時保護施設が1か所あり、定員は20人である。
- ・これと別に一時保護委託先として、里親が32組、乳児院1施設、児童養護施設1施設、障害児入所施設1施設が確保されている。

項目	現在の状況 (R6)	資源の必要量等
一時保護施設の定員数	20人	24人
委託一時保護が可能な施設等確保数		
里親	32組	36組
ファミリーホーム	0か所	1か所
児童養護施設	1施設	1施設
乳児院	1施設	1施設
一時保護所職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数	2回/年	2回/年
一時保護所職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数	15人/年	15人/年

【資源の整備・取組方針】

- ① 一時保護されたこどもの養育環境の確保
- ・ こどものプライバシーを確保するため、一時保護施設の設備・運営基準に準拠した施設設備を実施する。また、職員配置についても一時保護施設設備・運営基準条例に基づく職員配置を目指していく。
 - ・ 里親の研修時に一時保護委託の意義を説明するなど、里親研修時等に働きかけをすることで、一時保護委託を希望する登録里親を増やしていく。
 - ・ 専門的対応を必要とする乳児については、乳児院への入所を優先的に検討する。
- ② 一時保護の実施に係る環境整備
- ・ 専門的知識を習得するための研修を実施することで、一時保護所職員の専門性や技能を確保していく。

項目	現状値 (R6)	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	20人	20人	20人	20人	12人	24人
委託一時保護が可能な施設等確保数（施設、里親数）						
里親	32人	33人	34人	34人	35人	36人
ファミリーホーム	0施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
児童養護施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
乳児院	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
一時保護所職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
一時保護所職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数	15人	15人	15人	15人	15人	15人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
一時保護施設の定員数	20人
委託一時保護が可能な施設等確保数	
里親	32人
ファミリーホーム	0施設
児童養護施設	1施設
乳児院	1施設
一時保護所職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数	2回/年
一時保護所職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数	15人/年

イ 一時保護における子どもの最善の利益

【改定前の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>こどもの安全を確保し、適切な保護を行う一時保護においては、権利擁護の観点から必要最小限の保護期間とし、環境変化による不安定な状況を和らげるよう配慮されている。</p> <p>自身の権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関してこどもが理解し、こどもの意見が適切に表明される仕組みがある。</p> <p>学齢期以上のこどもに対しては、こどもの状況や特性、学力に配慮し、在籍校との緊密な連携による学習支援が行われ、こどもの学習権が保障される。</p>
直 近 の 取 組 結 果	<p>① 一時保護されたこどもの最善の利益の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護は、こどもの安全と最善の利益を最優先に考え行うこととし、一時保護の前にはこどもの意向を必ず確認し、権利擁護に関する説明をした。 ・こどもの意思に反して一時保護を実施する場合は、一時保護の目的をこどもの目線に立って分かりやすく説明した。 ・保護期間が必要最小限になるように全職員が出席する総合会議で毎週、全ての一時保護児童についてケースワークの進捗を確認した。また、保護日数の短縮化に向けて常時、協議を行った。 <p>② 一時保護されたこどもの権利擁護の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設内ではこども会議を定期開催し、こどもから出た意見から実現可能なものは積極的に取り入れた。 ・入所児童からの聞き取りや一時保護施設内への意見箱の設置により、こどもの意見を踏まえた施設運営を心掛けた。 ・一時保護施設においては、定期的に第三者評価を実施しており、一時保護されたこどもの立場に立った質の高い支援に努めた。 ・学習時間を設け、教員資格を持つ学習指導員が個々のこどもにあわせた学習指導を行った。 ・一部のこどもにおいては、状況に応じた原籍校への通学支援を実施した。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護日数について、令和5年度については30.3日で目標日数を超過している。 ・意見表明支援事業は未実施である。 ・一時保護施設内の学習時間は一般の学校と比べて短く、学習支援の充実化が必要である。 ・一時保護児童の原籍校への通学は限定的で一部児童について実施したが、こどもの学習権の保障の観点から改善が必要である。

【地域の現状】

- ・第三者評価施設：1か所

項目	現在の状況 (R6)	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
第三者評価を実施している一時保護施設数	1か所	1か所	—

【資源の整備・取組方針】

- ① 一時保護されたこどもの最善の利益の確保
- ・一時保護の実施にあたっては、一時保護の目的及び必要性を明確にし、解除に向けた達成課題を想定したアセスメントを行う等、可能な限り今後の見通しを考えるとともに、毎週開催する児童相談所の総合会議の場等で一時保護されたこどもの状況や周辺環境等の情報共有を行い、一時保護継続の必要性を随時検討することで一時保護期間の短縮を図る。
 - ・一時保護実施前に児童相談所職員がこどもに対してこどもの権利の説明や制限される事項について丁寧に説明を行い、一時保護の実施についての理解を求める。
 - ・既に実施している意見聴取等措置の実施に加え一時保護施設内における意見表明支援事業を実施することで、こどもの意見が適切に表明される仕組みとしていく。
 - ・学習環境については、原籍校との連携による学習支援を充実すると同時に、引き続き状況に応じて原籍校への通学支援を実施することで、こどもの学習権を保障に努める。
 - ・第三者評価及び自己評価を継続実施することで、これらの取り組みを継続実施していく。

【年度ごとの定量的な整備目標】

項目	現状値 (R6)	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している一時保護施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
第三者評価を実施している一時保護施設数	1 カ所
第三者評価を実施している一時保護施設割合	100%
一時保護施設の平均入所日数	30.3日
一時保護施設の平均入所率	77.5%

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(4) 児童相談所の強化等に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画策定前の 目標設定の内容</p>	<p>「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）による職員配置基準を踏まえた、児童相談所における児童福祉司や児童心理司などの職員が計画的に配置され、充実した児童相談所の相談支援体制が整備される。</p> <p>各種研修の充実や職場内でのスーパーバイザーの配置、キャリアデザインの明確化などが行われ、児童相談所職員に求められる業務の知識や技術を身につけた高い専門性を備えた人材が育成され、適時適切な対応ができる。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 児童相談所の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月の「新たな児童虐待防止対策総合強化プラン」に沿って、非常勤弁護士、児童精神科医、併任警察官等を配置するとともに、児童福祉司及び児童心理司の増員を図った。 <p>② 専門性を備えた人材の育成・配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司等に対する法定研修のほか、スーパーバイザーや児童心理司等に対する外部研修を実施した。 ・児童相談所等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、研修の受講促進を図った。 ・各区との連携においては、連絡調整や技術的援助等を行う市町村支援児童福祉司を配置し、連携を図った。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 児童相談所の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待相談対応件数の増加を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司の増加を図っているが、必要数には達しなかった。 <p>② 専門性を備えた人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅職員にこども家庭ソーシャルワーカー資格取得を促すなど、キャリアデザインを明確化した。 ・児童福祉司スーパーバイザーの増員を図るとともに、こどもの特性に応じた研修実施など、職員の資質向上を図った。 ・警察等と連携し、対応が困難な保護者への組織的な対応のための研修を受講した。

【地域の現状】

- ・ 児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえ、児童相談所の職員体制について、随時増員を行っている。
 児童福祉司：25人配置（定数33人）
 児童心理司：9人配置（定数15人）
- ・ 「新たな児童虐待防止対策総合強化プラン」に沿って、非常勤弁護士、児童精神科医、併任警察官等を配置している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童相談所の管轄人口	674,550人	－	－
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	1か所	1か所
児童福祉司の配置数	25人	30人	5人
児童心理司の配置数	9人	14人	5人
市町村支援児童福祉司の配置数	1人	1人	－
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	3人	3人	－
医師の配置数	4人	5人	1人
保健師の配置数	1人	1人	－
弁護士の配置数	1人	1人	－
児童相談所職員の研修受講者数	221人	251人	30人
専門職採用者数	4人	2人	－

【資源の整備・取組方針】

- ・ 児童福祉司、児童心理司については、児童福祉法施行令等に定められた基準に基づき更なる増員を行い、児童相談所の体制を強化する。
- ・ こども家庭センターとの更なる連携の強化を図る。
- ・ 現状の社会状況に合わせた所内研修を実施するとともに、所外の専門研修にも積極的に参加することにより、専門性の向上に努める。
- ・ こども家庭福祉実務者の専門性向上を目的としたこども家庭ソーシャルワーカーについて資格取得促進を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している 児童相談所数	0 か所	1 か所				
児童福祉司の配置数	25 人	26 人	27 人	28 人	29 人	30 人
児童心理司の配置数	9 人	10 人	11 人	12 人	13 人	14 人
市町村支援児童福祉司の配 置数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
児童福祉司スーパーバイザ ーの配置数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
医師の配置数	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	5 人
常勤	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
非常勤	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	5 人
保健師の配置数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
常勤	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
非常勤	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
弁護士の配置数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
児童相談所職員の研修受講者数	221 人	227 人	233 人	239 人	245 人	251 人
専門職採用者数	4 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童相談所の管轄人口	674,550 人
第三者評価を実施している児童相談所数	0 か所
児童福祉司の配置数	25 人
児童心理司の配置数	9 人
市町村支援児童福祉司の配置数	1 人
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	3 人
医師の配置数	4 人
保健師の配置数	1 人
弁護士の配置数	1 人
児童相談所職員の研修受講者数	221 人
専門職採用者数	4 人

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

ア 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

【地域の現状】

- ・児童相談所において、こどもの家庭復帰が難しい状況である場合には、養育が可能な親族への働き掛けを行うほか、施設入所が長期に渡ることどもの場合は、その処遇方針の見直し等について、個別事例に応じて随時実施されているが、全ケースのケースマネジメントを行う体制整備は行われていない。
- ・資源の必要量等は、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行い、長期措置を防ぐための体制整備として、施設や里親支援センターと連携し、措置中の児童の支援状況を見直すための進行管理ができる体制を整備することを必要量として設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行い長期措置を防ぐための体制整備	未整備	整備	整備

【資源の整備・取組方針】

- ・ こどもの意向や家族状況等を踏まえ、措置中の児童に対する親子関係再構築に向けた各種支援状況を確認するとともに、施設や里親支援センターと連携し、養子縁組・里親等の家庭養育への移行が必要なケースの見直し、検討等を行う。
- ・ 親子関係再構築支援を経た家庭復帰、親族による養育及び特別養子縁組はこどものパーマネンシー保障のための永続的な解決になり得るが、これが困難な状況のこどもにおいてもパーマネンシー保障を行うべきことから、児童相談所のケースマネジメントにおいて、未成年後見人や地域における援助者の活用等、こどもと永続的な関係性を結べる支援者の開拓についても検討を行う。
- ・ 家庭養育原則の観点から、実親に対し、里親等委託に対する不安を軽減するため、措置の提案時などには里親支援センターにも面接への同席を求め、里親制度の概要や利点、委託後のこどもとの交流等について丁寧に説明を行う。

【評価のための指標】

内容	現状値 (R5)
里親への平均委託期間	5年6か月
ファミリーホームへの平均委託期間	5か月
乳児院への平均措置期間	1年
児童養護施設への平均措置期間	3年3か月

イ 親子関係再構築に向けた取組**【地域の現状】**

- ① 児童相談所における体制強化
 - ・課題を抱える親子に対し、これまでは担当の福祉司、心理司が個々に定期面接を通してカウンセリングや各種プログラムをアレンジして支援を実施してきたが、対応できる職員が不足している。
 - ・支援の実施件数に関する資源の必要量等は、実施が必要であると想定されたケース数とした。
 - ・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修は、令和6年度より静岡県中央児童相談所において開催される「家族支援研修会」を想定しており、資源の必要量等は、研修を毎年1回受講することとして設定した。
 - ・支援プログラムに沿った指導を行うために、今年度支援プログラム（CARE）に関する研修を2人の職員が受講し、担当の福祉司、心理司以外の職員が支援プログラムを実施している。しかし、保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス取得に向けた体制は未整備である。
- ② 民間団体との協働による支援充実
 - ・協働する民間団体について現状では具体的な候補はないが、将来的には委託可能な団体に協力を依頼することを検討している。
- ③ 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援
 - ・親子分離を行った児童の施設等からの退所時の支援等、親子関係再構築に向けた里親・施設等との連携は個別事例に応じて行われているが、ケースごとに取組に差が生じている。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【カウンセリング】	0件/年	20件/年	20件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【家族療法・保護者支援プログラム】	0件/年	15件/年	15件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【ファミリーグループカンファレンス】	5件/年	10件/年	5件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【宿泊型支援事業】	0件/年	0件/年	—
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【スーパーバイズ】	10件/年	15件/年	5件/年
親子関係再構築支援体制の整備	未整備	整備済	連続性のある親子関係再構築支援が実施できる体制の整備
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	未整備	整備済	—
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	令和6年度1月実施	令和6年度1月実施時の参加人数により設定	R6実績と同数を設定
保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス取得に向けた体制の整備	未整備	整備済	—
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	未整備	整備済	—

【資源の整備・取組方針】

- ① 児童相談所における体制強化
 - ・引き続き、児童相談所職員を対象とした家族支援研修会を年1回受講するほか、学識経験者等による親子関係再構築支援の取組内容等に関するスーパーバイズの実施により、親子関係再構築に関する児童相談所職員のスキルアップを図る。
 - ・保護者支援プログラムを実施可能な職員の育成。支援プログラム実施のための研修を受講した職員が常時5人程度在籍していることが望ましい。
- ② 民間団体との協働による支援の充実
 - ・民間団体などへの委託体制については、随時検討する。
- ③ 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援
 - ・社会的養護に関わる関係職員等と、親子関係再構築支援の意義や支援方法を共有する。
 - ・施設入所や里親委託等、分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援については、自立支援計画や養育計画の策定時等を利用して、児童相談所と支援者（施設職員、里親等）間で親子関係再構築支援の方針・内容について早期から情報共有を行う等、協働した支援を行う体制の構築を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【カウンセリング】	0件	5件	10件	15件	20件	20件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【家族療法・保護者支援プログラム】	0件	5件	10件	12件	15件	15件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【ファミリーグループカンファレンス】	5件	5件	6件	8件	10件	10件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【宿泊型支援事業】	0件	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【スーパーバイズ】	10件	10件	12件	15件	15件	15件
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	0回	静岡県が実施する研修を受講				
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	6人(予定)	6人	6人	6人	6人	6人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R5)
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【カウンセリング】	0件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【家族療法・保護者支援プログラム】	0件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【ファミリーグループカンファレンス】	5件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【宿泊型支援事業】	0件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【スーパーバイズ】	10件
親子関係再構築支援体制の整備	未整備
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	0回／年
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	R6年度受講 (6人予定)
保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス取得に向けた体制の整備	未整備
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	未整備

ウ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>市民に特別養子縁組制度に関する理解が進み、特別養子縁組等が社会的養護が必要なこどもにとって重要な選択肢のひとつとして認識され、より活用される。</p> <p>乳幼児の代替養育を担う乳児院、医療機関、子育て世代包括支援センター等の関係機関と緊密に連携を図りながら、特別養子縁組等が活用され、児童にとって最適な支援につながる。</p> <p>特別養子縁組の対象となるこどもが安心・安全な環境で暮らすことができ、こどもの権利が適切に守られている。</p>
直 近 の 取 組 結 果	<p>① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を行い家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討している。 ・ 家庭状況や支援経過からみて家族再統合が困難と判断されたこどもについては、特別養子縁組も含めた処遇検討を行っている。なお、縁組を進める場合、成立後の実親との関係性についても含めて検討している。 ・ 家庭復帰が困難であり、養親の負担軽減等が必要であると考えられるケースについては、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申し立てを検討、実施している。 <p>② 特別養子縁組等の成立後の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組成立後の家庭に対しては、児童相談所や里親支援センター等の関係機関が継続的な相談支援を実施した。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<p>① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組制度の活用を進めるためには、市民への制度周知を引き続き実施するとともに児童相談所等職員が制度を理解することが必要であるが、職員の全体としての理解度は低く、定期的に研修等理解促進につながる機会を設けることが必要である。 ・ 施設や里親等に対し、特別養子縁組制度を活用していくための積極的なはたらきかけは実施できていない。 <p>② 特別養子縁組等の成立後の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組成立後も、ニーズに応じてフォローアップを行っており、制度を利用したこどもの出自などを知る権利を保証するために必要な支援を行っている。

【地域の現状】

- ・ 特別養子縁組制度の活用が適当であることについても、児童相談所を通じて成立したケースは毎年一定数あるが、民間あっせん機関を通じての成立状況については十分な把握ができていない。
- ・ 児童相談所長による特別養子適格審判の申立検討体制については整備が済みであり、当該申立が必要なケースが生じれば対応できる状況。
- ・ 特別養子縁組等の相談支援については児童相談所職員に加え、里親支援センターによる対応も実施している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	1件	1件	現状維持
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0件	0件	現状維持
児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	整備済 (申立実績：0件)	必要なケースに対して実施できる体制の整備	－
特別養子縁組等の相談支援体制の整備	整備済 (適宜実施)	必要なケースに対して実施できる体制の整備	－
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	0人/年	10人/年	10人/年

【資源の整備・取組方針】

- ① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方
- ・措置児童に対する進行管理会議を定期的に行い、児童相談所長による特別養子適格確認申立も含めた特別養子縁組等成立に相当とされるケース検討を実施する。
 - ・児童相談所職員が特別養子縁組の制度や児童相談所長申立の知識を身に付けるための研修を実施する。
 - ・関係機関職員に対する特別養子縁組等の知識向上や養親・養子への支援に関する対応力向上を目的とした研修及び情報提供を実施する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	0人	新任職員全職員				

【評価のための指標】

内容	現状値
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	1件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	1件
児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	整備済 (申立実績：0件)
特別養子縁組等の相談支援体制の整備	整備済 (適宜実施)
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	0人
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	無し

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(2) 里親等への委託の推進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>里親制度について、社会的認知度が向上し、里親登録者が増加することにより、家庭における養育環境と同様の養育環境の受け皿が確保される。</p> <p>代替養育が望ましいこどもの里親やファミリーホームへの委託が進み、こどもの状況に合った養育環境が提供される。</p> <p>里親への包括支援（フォスタリング）や、関係機関との連携強化による支援体制の充実が図られ、質の高い養育支援が提供される。</p>
<p>直近の 取組結果</p>	<p>① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替養育を必要とするこどもについて、里親委託を進めていく場合、実親に不安を抱かせないための説明を児童相談所が行い、委託後も適宜交流等を行い、里親等委託に対する実親の理解を得るよう努めている。 <p>② 代替養育が必要なこどもの十分な受け皿の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替養育が必要なこどもの行き場について、市内の児童養護施設や乳児院については今後も受け入れ人数は大きく変動しないが、里親については毎年度一定数の新規登録が行われている。 ・市民に対し里親制度の認知・理解を広く浸透させるため、公共交通機関やショッピングセンターなどと連携した啓発活動を行うほか、市広報誌、SNS、ホームページ等様々な媒体を通じた広報活動を実施し積極的な普及啓発を実施している。 <p>③ 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月より、国の策定する実施要項及びガイドラインを踏まえ、里親支援センターを設置している。 ・里親支援センターにおいて、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親等委託中における里親養育への支援、里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援体制を構築している。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替養育が望ましいこどもの処遇検討の際には、里親やファミリーホームへの委託方針を選択肢として組み込み、こどもの状況に合わせた養育環境が提供されるよう検討をしている。

	<p>② 代替養育が必要なこどもの十分な受け皿の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親支援センターとの連携により、様々な方法を用いて里親制度の普及啓発を行い社会的認知度の向上に努めている。結果として新規里親登録者を確保することができている。 <p>③ 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所施設内に里親支援センターが設置（R6年4月より）されており、里親支援センターと連携を密に取りながら里親への包括支援（フォスタリング）について取り組んでいる。
--	--

【地域の現状】

- ・里親等委託率について、現状、全国的には高水準となっているが、施設等への状況調査の結果を踏まえて「資源の必要量等」を算出したところ、「3歳未満」「3歳以上の就学前」「学童期以降」いずれも目標値には足りておらず、委託推進に向け積極的な検討が必要である。
- ・社会的養護が必要なこどもの受け皿確保に向け里親制度についての周知啓発を行うことで新規里親登録者は定期的に確保できているが、諸事情により登録削除となる里親もいる。
- ・里親支援センターと連携しながら里親登録（認定）に係る児童福祉審議会を適宜開催している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
里親等委託率	43.5%	52.5%	9.0%
3歳未満	57.1%	75.0%	17.9%
3歳以上の就学前	57.9%	65.0%	7.1%
学童期以降	37.8%	44.7%	6.9%
里親等登録率	132.2%	100%	—
里親等稼働率	32.9%	48.8%	15.9%
里親登録数	114組	129組	15組
養育里親	112組	126組	14組
専門里親	4組	5組	1組
養子縁組里親	47組	53組	6組
ファミリーホーム数	0か所	1か所	1か所
里親登録（認定）に係る審議会開催件数	4回/年	4回/年	—
里親支援センターの設置数	0施設	1施設	1施設
民間フォスタリング機関の設置数	1か所	0か所	—
児童相談所における里親等支援体制の整備	里親担当職員（兼任）を1人配置	里親担当職員（兼任）を1人配置	—
必修研修以外の研修の実施回数	34回/年	34回/年	現状維持
必修研修以外の研修の受講者数	386人/年	登録里親全員×1回/年	現状維持

【資源の整備・取組方針】

- ① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援
 - ・ 児童相談所において、施設・里親等へ措置されたこどもを対象として、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを目的とした進行管理会議を定期的実施し、こどもの意向や状況等を踏まえた適切な代替養育先の検討を行う。
 - ・ 施設入所措置が長期化しているこどもの里親等委託への措置変更を検討するため、各児童福祉施設等と連絡会の機会などを捉えて意見交換を実施する。その際には施設と児童相談所とで、こどもの意向や心身の状態についてアセスメントを行うとともに、代替養育先を慎重に検討していく。

- ② 十分な受け皿の確保等
 - ・ 里親制度に関する市民の理解促進を図るため、引き続き開催場所、時間帯、媒体等を検討しながら効果的な広報・啓発活動を実施する。
 - ・ 高年齢児童の里親委託を推進するため、里親に対して高年齢児童の心理行動面の特徴や発達課題等について理解促進するための研修を実施する。

- ③ 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
 - ・ 障害等により養育が困難なこどもの里親不調を防ぐため、里親委託に至る手前で、アセスメントを目的とした児童福祉施設での短期的措置を実施することを考慮する。
 - ・ 不調防止を目的とした児童相談所と里親支援センターとで定期的なカンファレンスを実施する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率	43.5%	45.3%	47.1%	48.9%	50.7%	52.5%
3歳未満	57.1%	60.7%	64.3%	67.8%	71.4%	75.0%
3歳以上の就学前	57.9%	59.3%	60.7%	62.2%	63.6%	65.0%
学童期以降	37.8%	39.2%	40.1%	41.9%	43.3%	44.7%
ファミリーホーム数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
里親登録（認定）に係る審議会開催件数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
里親登録数	114組	117組	120組	123組	126組	129組
養育里親	112組	115組	118組	121組	124組	127組
専門里親	4組	4組	4組	4組	4組	5組
養子縁組里親	47組	48組	49組	51組	52組	53組
里親支援センターの設置数（※）	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
必修研修以外の研修の実施回数	34回	34回	34回	34回	34回	34回
必修研修以外の研修の受講者数	386人	各年度の登録里親数に応じる				

（※）R6実績

【評価のための指標】

内容	現状値 (R5)
里親等委託率	43.5%
3歳未満	57.1%
3歳以上の就学前	57.8%
学童期以降	57.9%
里親等登録率	132.2%
里親等稼働率	62.9%
里親登録数	114組
養育里親	112組
専門里親	4組
養子縁組里親	47組
新規里親登録（認定）数	12組
養育里親	7組
専門里親	0組
養子縁組里親	5組
委託里親数	40人
養育里親	36人
専門里親	4人
養子縁組里親	0人
委託子ども数	48人
養育里親	45人
専門里親	3人
養子縁組里親	0人
ファミリーホーム	
ファミリーホーム数	0か所
新規ホーム数	0か所
委託子ども数	3人
里親登録（認定）に対する委託里親の割合	31.6%
里親登録（認定）に係る審議会開催件数	4回/年
里親支援センターの設置数（※）	1施設
民間への委託数	1か所
民間フォスターリング機関の設置数	1か所
必修研修以外の研修の実施回数	34回/年
必修研修以外の研修の受講者数	386人/年

（※）R6実績

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(3) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>乳児院及び児童養護施設が、小規模かつ地域分散化した地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの形態となり、「できる限り良好な家庭的環境」が整備される。</p> <p>措置された子どもや保護者に対して、施設による短期間での質の高い養育や支援が集中的に提供され（高機能化）、子どもや保護者の安定や自立が促され、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等につながる。</p> <p>専門性の高い職員が配置されるとともに、職員間の連携強化による継続的・安定的な養育が行われ、養育の質が向上する。</p>
<p>直 近 の 取組結果</p>	<p>① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設における小規模化かつ地域分散化に係る施設整備の支援を実施した。 <p>② 施設等における人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設職員向けの研修をとおして施設職員の人材育成と資質向上の支援を実施した。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の小規模化・地域分散化を促進した。（地域小規模児童養護施設が2か所、分園型地域小規模グループケア施設が2か所整備済。） ・心理士や看護師の配置により、専門性の高い養育環境を整備した。 <p>② 施設等における人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設職員が研修を受講し、こどもの養育に関する幅広い知識を取得できる見込みである。

【地域の現状】

- ・市内に1か所ある児童養護施設において、地域小規模児童養護施設が2か所、分園型地域小規模グループケア施設が2か所設置されている。また、令和6年から令和7年にかけて本体施設をユニット化する工事が実施される。
- ・市内に1か所ある乳児院において、敷地内小規模グループケア施設が設置されている。
- ・高機能化に係る職員の配置は以下のとおりである。
 - 家庭支援専門相談員配置施設：2施設（3人）
 - 心理療法担当職員配置施設：2施設（4人）
 - 看護師配置施設：2施設（4人）
 - 自立支援担当職員：1施設（1人）
 - 職業指導員：1施設（1人）

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
小規模かつ地域分散化した施設数			
乳児院	0 施設	0 施設	－
児童養護施設	4 施設	4 施設	－
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数			
乳児院	0 人	0 人	－
児童養護施設	24 人	24 人	－
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】			
家庭支援専門相談員	1 施設	1 施設	－
心理療法担当職員	1 施設	1 施設	－
看護師	1 施設	1 施設	－
養育機能強化のための専門職の加配施設数【児童養護施設】			
家庭支援専門相談員	1 施設	1 施設	－
心理療法担当職員	1 施設	1 施設	－
自立支援担当職員	1 施設	1 施設	－
看護師	1 施設	1 施設	－
職業指導員	1 施設	1 施設	－
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】			
家庭支援専門相談員	1 人	2 人	1 人
心理療法担当職員	2 人	2 人	－
看護師	3 人	3 人	－
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】			
家庭支援専門相談員	2 人	2 人	－
心理療法担当職員	2 人	2 人	－
自立支援担当職員	1 人	2 人	1 人
看護師	1 人	1 人	－
職業指導員	1 人	1 人	－
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】			
親子支援事業	0 施設	1 施設	1 施設
家族療法事業	0 施設	1 施設	1 施設
育児指導機能強化事業	0 施設	0 施設	0 施設
医療機関等連携強化事業	0 施設	0 施設	0 施設
障害児等受入体制強化事業	0 施設	0 施設	0 施設
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】			
親子支援事業	0 施設	1 施設	1 施設
家族療法事業	0 施設	1 施設	1 施設
育児指導機能強化事業	0 施設	0 施設	0 施設
医療機関等連携強化事業	0 施設	0 施設	0 施設
障害児等受入体制強化事業	0 施設	0 施設	0 施設

【資源の整備・取組方針】

- ① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化
 - ・ 児童養護施設等における小規模化かつ地域分散化を進めるため、各施設の状況を把握した上で、施設整備等のための必要な支援について検討する。

- ② 施設等における人材育成等
 - ・ こどもの養育に関する幅広い知識の取得が可能となる研修の開催や施設職員の人材育成や資質向上の支援を実施する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した施設数						
乳児院	0 施設					
児童養護施設	4 施設					
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数						
乳児院	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
児童養護施設	24 人					
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】						
家庭支援専門相談員	1 施設					
心理療法担当職員	1 施設					
看護師	1 施設					
養育機能強化のための専門職の加配施設数【児童養護施設】						
家庭支援専門相談員	1 施設					
心理療法担当職員	1 施設					
自立支援担当職員	1 施設					
看護師	1 施設					
職業指導員	1 施設					
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】						
家庭支援専門相談員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人
心理療法担当職員	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
看護師	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】						
家庭支援専門相談員	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
心理療法担当職員	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
自立支援担当職員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人
看護師	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
職業指導員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】						
親子支援事業	0 施設	1 施設				
家族療法事業	0 施設	1 施設				
育児指導機能強化事業	0 施設					
医療機関等連携強化事業	0 施設					
障害児等受入体制強化事業	0 施設					
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】						
親子支援事業	0 施設	1 施設				
家族療法事業	0 施設	1 施設				
育児指導機能強化事業	0 施設					
医療機関等連携強化事業	0 施設					
障害児等受入体制強化事業	0 施設					

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
小規模かつ地域分散化した施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	4 施設
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数	
乳児院	0 人
児童養護施設	24 人
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】	
家庭支援専門相談員	1 施設
心理療法担当職員	1 施設
看護師	1 施設
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】	
家庭支援専門相談員	1 施設
心理療法担当職員	1 施設
自立支援担当職員	1 施設
看護師	1 施設
職業指導員	1 施設
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】	
家庭支援専門相談員	1 人
心理療法担当職員	2 人
看護師	3 人
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】	
家庭支援専門相談員	2 人
心理療法担当職員	2 人
自立支援担当職員	1 人
看護師	1 人
職業指導員	1 人
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】	
親子支援事業	0 施設
家族療法事業	0 施設
育児指導機能強化事業	0 施設
医療機関等連携強化事業	0 施設
障害児等受入体制強化事業	0 施設
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】	
親子支援事業	0 施設
家族療法事業	0 施設
育児指導機能強化事業	0 施設
医療機関等連携強化事業	0 施設
障害児等受入体制強化事業	0 施設

イ 多機能化・機能転換

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>一時保護専用施設の設置等一時保護委託の受入体制が整備される。</p> <p>乳児院や児童養護施設において、一時保護委託の受入や在宅支援の充実化等、施設の多機能化・機能転換が実施される。</p>
直 近 の 取 組 結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の定員に空きがある場合に一時保護委託の受入を実施している。 ・児童養護施設と乳児院で子育て短期支援事業を実施している。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護専用施設は未設置である。 ・市内2か所で子育て短期支援事業を実施している。

【地域の現状】

- ・一時保護専用施設は未設置である。
- ・児童養護施設、乳児院で子育て短期支援事業を実施している。子育て短期支援事業を除く家庭支援事業は未実施である。
- ・里親支援センターについては、市内のNPO法人が運営している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
一時保護専用施設の整備施設数			
乳児院	0施設	1施設	1施設
児童養護施設	0施設		
児童家庭支援センターの設置施設数			
乳児院	0施設	1施設	1施設
児童養護施設	0施設		
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数			
乳児院	0施設	1施設	-
児童養護施設	0施設		
その他（NPO法人による運営）	1施設		
妊産婦等生活援助事業の実施施設数			
乳児院	0施設	0施設	-
児童養護施設	0施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て短期支援事業】			
乳児院	1施設	2施設	-
児童養護施設	1施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【養育支援訪問事業】			
乳児院	0施設	0施設	-
児童養護施設	0施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【一時預かり事業】			
乳児院	0施設	0施設	-
児童養護施設	0施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て世帯訪問支援事業】			
乳児院	0施設	0施設	-
児童養護施設	0施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【児童育成支援拠点事業】			
乳児院	0施設	1施設	1施設
児童養護施設	0施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【親子関係形成支援事業】			
乳児院	0施設	1施設	1施設
児童養護施設	0施設		

【資源の整備・取組方針】

- ・施設の整備や入所の状況及び一時保護の状況を鑑みて、一時保護専用施設の設置や整備の必要性について検討する。
- ・施設へ家庭支援事業に関する情報提供を実施する。
- ・家庭支援事業に関する支援を検討し、児童養護施設等への家庭支援事業の委託を促進する。
- ・里親支援センターと施設の連携を支援する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現 状 値	目 標 値				
		R7	R8	R9	R10	R11
一時保護専用施設の整備施設数						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	1 施設
児童養護施設	1 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	1 施設
児童家庭支援センターの設置施設数						
乳児院	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
児童養護施設	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数						
乳児院	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
児童養護施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
その他 (NPO 法人による運営)	1 施設					
妊産婦等生活援助事業の実施施設数						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
児童養護施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て短期支援事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
児童養護施設	1 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【養育支援訪問事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
児童養護施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【一時預かり事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
児童養護施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て世帯訪問支援事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
児童養護施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【児童育成支援拠点事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
児童養護施設	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【親子関係形成支援事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
児童養護施設	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
一時保護専用施設の整備施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
児童家庭支援センターの設置施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
その他（NPO 法人による運営）	1 施設
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
市町の家庭支援事業を委託されている施設数	
子育て短期支援事業	
乳児院	1 施設
児童養護施設	1 施設
養育支援訪問事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
一時預かり事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
子育て世帯訪問支援事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
児童育成支援拠点事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
親子関係形成支援事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(4) 障害児入所施設における支援

【地域の現状】

- ・市内1か所の福祉型障害児入所施設は、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」は未整備である。
- ・市内3か所の医療型障害児入所施設のうち、1か所がユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している。

項目	現状値
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	0施設
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している障害児数	0人

【資源の整備・取組方針】

- ・障害児入所施設のユニット化を進めるため、施設の状態を把握した上で、施設整備等のための必要な支援について検討する。

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	0施設
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している障害児数	0人

4. こどもの自立支援の推進

(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>施設や里親に措置されているこどもに対し、措置中から就労や進学に向けた住居や経済的な問題なども含めた相談支援が行われ、希望に沿った自立ができる。</p> <p>措置解除後も必要に応じた生活相談や就労相談、居住支援や生活支援など継続的な支援によりこどもが安心して生活を送ることができる。</p> <p>自立に向けた中間ステップとしての自立援助ホームの設置が促進され、退所後にも安全で温かい生活場所が確保される。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 社会的養護自立支援の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設退所者等のうち、引き続き支援が必要な者に対し支援を継続することで、将来の安定的な自立につなげることを目的として、社会的養護自立支援拠点事業を実施した。 ・ 社会的養護自立支援事業においては支援コーディネーターが支援計画を作成し、本人の自立に向けた支援を行うほか、就労・生活相談支援を実施した。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 社会的養護自立支援の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置解除を迎えた者等に対して、継続支援計画を策定。生活・就労相談支援を実施している（生活相談事業（市単独事業）） ・ 社会的養護経験者の自立に向けた相談支援、日常生活上の援助及び生活指導、就労支援などを行えている（児童自立生活援助事業）

【地域の現状】

- ・ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込

現状値 (R6)	R7	R8	R9	R10	R11
70人	70人	68人	66人	66人	64人

(※) 18歳から29歳までの者を対象として見込を推計

- ・ ケースワーカーに対し、卒業年度を迎えるこどもについての進路確認を行うよう年度当初からSVで管理を行っている
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅰ型について、実施の相談はあるものの実現に至っていない。
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅱ型について、児童養護施設に1か所設置し、児童養護施設を措置解除された者が慣れ親しんだ場所で自立に向かうことができている。
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅲ型について、支援を必要とする者の里親に丁寧に事業説明を行い、措置解除後も慣れ親しんだ里親に相談などを行いながら自立に向かうことができている。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業について未実施であり、児童養護施設等と実施に向けて調整を行っている。

項目	現在の状況 (R6)	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童自立生活援助事業の実施箇所数			
Ⅰ型(定員)	0人	12人	12人
Ⅱ型(定員)	2人	4人	2人
Ⅲ型(定員)	5人	8人	3人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0か所	1か所	1か所
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	未整備	社会的養護自立支援協議会の設置の検討	

【資源の整備・取組方針】

- ① 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ・ 自立支援事業の対象者とともに、卒業年度を迎えることについても進路確認等を実施し、年度毎に自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を把握し、支援を進めていく。
 - ・ 措置児童に対し、措置中から就労や進学に向けた住居や経済的な問題なども含めた相談支援体制の充実を図っていく
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業の活用に向け、事業者と児童相談所との連携の促進及び生活困窮者自立支援機関等、他制度と連携した支援体制構築を構築する。
 - ・ 自立支援の体制の評価や、支援ニーズに則した支援体制の構築について検討を行うため、社会的養護自立支援協議会を県と調整し、設置を検討していく。
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業の実施にあたっては、措置解除者が相談しやすい体制を構築する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童自立生活援助事業の実施箇所数						
I型（定員）	0人	0人	6人	6人	6人	12人
II型（定員）	2人	4人	4人	4人	4人	4人
III型（定員）	5人	6人	7人	7人	8人	8人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童自立生活援助事業の実施箇所数	
I型（定員）	0人
II型（定員）	2人
III型（定員）	5人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0か所
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	0か所

第5章 社会的養育の推進に向けた取組

《 浜 松 市 》

【各項目における主な記載事項等】

- 改定前計画の達成見込み・要因分析等
 - ・計画改定前の目標設定の内容、直近の取組結果、令和6年度末時点での目標達成見込み及び達成の要因を分析して記載
 - ・計画改定前に記載のない項目については記載無し
- 地域の現状
 - ・計画期間における「資源の必要量等」の見込みを算出し、当該資源の「現在の状況」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、記載
- 資源の整備・取組方針等
 - ・「地域の現状」で算出した、計画期間における「整備すべき見込み量等」について、要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」と、年度ごとの「定量的な整備目標」を記載
- 評価のための指標
 - ・取組状況を把握し、自己点検・評価を実施するため、国が定めた評価指標の項目を記載
 - ・本指標に基づき「定量的な整備目標」の進捗管理や状況分析を実施
 - ・現状値の基準年度については、「RO」と記載

1. こどもの権利擁護の推進

(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組

ア 意見聴取等措置

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>こども自身や養育者が、こどもの権利を理解し、こどもが丁寧な説明を受け、こどもが意見を表明できる最適な養育環境が提供される。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① こどもへの意見聴取等措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所職員は、一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親委託などの決定等の場面において、措置等を行う理由やこどもが置かれている状況等の必要な事項をこどもへ事前に丁寧に説明し、こどもから意見・意向の聴取を行い、こどもが説明を理解できたことを確認した。 ・ 意見聴取等措置は、援助方針の検討時や援助方針会議の前後など複数回行い、こどもの意見・意向の把握に努めた。 ・ こどもの処遇方針を決定する援助方針会議の提案票の様式を改定し、こどもから聴取した意見・意向の記載欄を新たに設けた。 ・ 援助方針会議では、こどもの意見・意向を職員間で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して支援方法等の検討を行った。 ・ 処遇方針の決定後は、こどもに対してその内容と理由を丁寧に説明しており、こどもの意見や意向と反する決定をした際には、こどもが納得できるよう、特に丁寧な説明を行った。 <p>② 意見聴取等措置のための環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（令和5年12月26日付けこ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）を基に「こどもの意見聴取等措置実践マニュアル」（令和6年2月浜松市児童相談所策定）を作成した。 ・ 児童相談所の職員は、所内研修や児童福祉司任用前講習会でこどもの権利擁護に関する研修を受講しており、職員の意識啓発に努めた。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① こどもへの意見聴取等措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「こどもの意識アンケート」（令和6年7月1日時点で児童養護施設、養育里親及びファミリーホームに措置中の小学4年生以上のこどもを対象に実施。以下「アンケート」と表記。）において、児童相談所がこどもに対して行った意見聴

	<p>取等措施について、約9割のこどもが、「大事なことを決めるときに意見を聞いてくれる」、「表明した意見に対して対応してくれた」、「大事なことが決まった後にその理由を説明してくれた」と回答しており、こどもへの意見聴取等措施が概ね適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方で、2～3%のこどもが「表明した意見に対応してもらえない」、「大事なことが決まった後にその理由を説明してくれない」と回答した。 ・アンケート調査の結果からは、こどもへの意見聴取等措施が概ね適切に行われていると考えられる一方で、こどもへの対応が不十分という回答もあり、こどもの意見・意向の確認や説明を更に丁寧に行う必要がある。 <p>② 意見聴取等措施のための環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員に対しては、こどもへの意見聴取等措施を含むこどもの権利擁護に関する研修を実施しているが、職員の意識の醸成などの更なる取組みが必要である。
--	--

【地域の現状】

- ・児童相談所及び一時保護施設職員は、毎年、児童福祉司任用前講習会や所内研修において、こどもの権利擁護に係る研修を実施している。
- ・資源の必要量等は、児童福祉司任用前講習会や児童相談所・一時保護施設におけるこどもの権利擁護に関する所内研修の実施を想定し、実施回数、それぞれ毎年1回、児童福祉司任用前講習会については新任職員全員、所内研修については全職員が受講することを想定して設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数			
児童相談所・一時保護施設	3回/年	3回/年	-
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数			
児童相談所・一時保護施設	40人/年	全職員	全職員

【資源の整備・取組方針】

- ① こどもへの意見聴取等措置
- ・ 児童相談所職員による意見聴取等措置の実施に当たっては、引き続き丁寧な実施に努め、こどもの年齢や能力に応じた適切な方法について児童相談所内で検討するとともに、適切な意見聴取が実施されているか随時確認する体制を確保する。
 - ・ こどもの意見聴取の実施手引き整備や聴取のためのツール（絵本、紙芝居等）の作成など、年齢や発達の程度に配慮した意見聴取を実施する。
 - ・ 処遇方針決定後のこどもへの説明時におけるこどもの反応や意見についても児童相談所の職員間で共有し、こどもの意見・意向を丁寧に確認する意識を醸成する。
- ② 意見聴取等措置のための環境づくり
- ・ 児童相談所職員に対しては、引き続き、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「こどもの意見聴取等措置実践マニュアル」の共有や外部研修、所内研修の研修への参加を促進し、こどもの権利擁護に関する職員意識の醸成を図る。
 - ・ 一時保護施設の職員については、一時保護施設設備・運営基準条例に基づき職員体制の拡充を図るとともに、一時保護されたこどもの行動観察やアセスメントを適切に行う職員を育成するため、配置職員の計画的な研修の受講や外部の専門研修の受講の促進等、職員の専門性の向上を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修の実施回数						
児童相談所・一時保護施設	3回	3回	3回	3回	3回	3回
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修の受講者数						
児童相談所・一時保護施設	40人	全職員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の実施回数(※1)	
児童相談所・一時保護施設	3回/年
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者等数(※1)	
児童相談所・一時保護施設	40人/年

(※1) 令和5年度実績

イ 意見表明等支援事業の実施

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>意見を表明することが困難なこどもが、適切な第三者（アドボケーター）による支援を受け、こどもが意見を表明できる仕組みが実現する。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 意見表明等支援事業の実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの意見表明の機会を確保し、その意見表明等を支援する仕組みを構築するため、意見表明等支援事業を実施している先進地の取り組みを調査した。 ・ 意見表明等支援員は、独立性の観点から外部事業者への委託を検討している。委託先は、意見表明等支援員の質を確保するために事業者自身が意見表明等支援員の養成を行うこと、「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」（令和5年12月26日付けこ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）を踏まえた研修カリキュラムを行えること、こどもが利用を希望したときに、そのニーズに合わせて速やかに対応することができる事業者を選択できるよう、選定方法について検討を行っている。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 意見表明等支援事業の実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度末までに意見表明等支援事業の事業スキームを構築し、令和7年度から意見表明等支援員の養成やこどもの権利擁護に係る周知啓発ができる体制を整える。

【地域の現状】

- ・ 意見表明等支援事業は未実施である。
- ・ 意見表明等支援事業は、すべての措置されているこどもが利用可能であり、利用を希望した場合には、すぐに利用できる体制を検討している。
- ・ こどもの権利擁護に関する活動をしている民間団体との意見交換を通じ、意見表明等の支援内容を検討している。
- ・ 意見表明等支援事業を実施するうえで、こども自身や児童相談所職員、施設職員等の関係者へこどもの権利や意見表明等支援事業について十分に理解を得る必要があることから、こどもの権利に関する周知啓発事業の実施を検討している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数	未実施	すべての措置児童	すべての措置児童
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	未実施	100%	100%
意見表明等支援事業を利用したこどもの割合	未実施	利用を希望するすべての措置児童	利用を希望するすべての措置児童

【資源の整備・取組方針】

① 意見表明等支援事業の実施体制の整備

- ・すべての措置されている子どもへの周知や児童相談所、一時保護施設、児童福祉施設等の職員への研修により、子ども権利擁護や意見表明等支援事業への理解を促進する。
- ・意見表明等支援事業を希望するすべてのこどもが意見表明の機会が得られる体制とするために、多様なアクセス手段を確保する。
- ・意見表明を支援する場面では、こどもが意見を述べやすい環境や雰囲気配慮した事業実施体制を確保する。
- ・意見表明等支援事業を利用したこどもへアンケート等による満足度を調査し、こどもが利用しやすい事業体制を整備する。
- ・こどもの権利擁護に関する市民への理解促進を図るとともに、意見表明等支援員を確保するため養成研修を実施する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数	0人	措置児童全員				
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	0%	100%	100%	100%	100%	100%

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
意見表明等支援事業の実施状況	
事業を利用したことのあるこどもの割合	0%
事業を利用することで意見を表明できたこどもの割合	0%
意見が大切に扱われたと感じるこどもの割合	0%
意見表明後の対応について説明を受けたこどもの割合	0%
意見表明等支援員に意見を言えてよかったと感じるこどもの割合	0%
日ごろから意見を表明できるこどもの割合	0%
日ごろから意見を大切に扱われたと感じるこどもの割合	0%
日ごろから意見についてどう対応するか説明を受けているこどもの割合	0%
事業を利用できるこどもの人数	0人
事業を利用できるこどもの割合	0%
事業を認知しているこどもの割合	0%
事業を利用しやすいと感じるこどもの割合	0%
第三者への事業委託の有無	無

ウ こどもの権利擁護に係る環境整備

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>こども自身や養育者が、こどもの権利を理解し、こどもが丁寧な説明を受け、意見を表明できる最適な養育環境を提供する。</p> <p>こどもの意見が反映された施策を実施される。</p>
直近の 取組結果	<p>① こどもへの周知啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての措置されているこどもに「子どもの権利ノート」を配付し、こども自身に対して自らが権利の主体であることを周知啓発している。 <p>② こどもの権利擁護に係る環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもの意見表明の機会を保障するために、被措置児童虐待に関する相談方法を示した「相談しくみのおしらせ」及びこどもが意見を担当者へ送付するための封筒（切手不要）を配付している。 静岡県社会的養育推進計画の策定において、こども自身の権利擁護に対する認識や権利擁護の取組に関する「アンケート」を実施し、認知度・理解度を調査している。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<p>① こどもへの周知啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設では意見箱を設置し、こどもの意見を把握、反映させる体制を構築している。こどもの意見箱の認知率は約7割である。 <p>② こどもの権利擁護に係る環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度から浜松市社会福祉審議会にこどもの権利擁護に係る調査・審議を行う機関を設置するための検討を行っている。

【地域の現状】

- こどもが自身の権利や権利擁護について対面で研修する等の機会は整備できていない。
- 「アンケート」では、こども自身の「こどもの権利」についての理解度は約5割であった。
- 被措置児童虐待の予防のための児童養護施設等職員研修事業を実施し、研修の中でこどもの権利擁護に係る意識向上、理解醸成を行っている。
- 里親・ファミリーホームに対するこどもの権利擁護に係る研修等の体制は整備できていない。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	0回/年	7回/年(各施設年1回) 一時保護所1施設 児童養護施設3施設 乳児院1施設 障害児入所施設2施設	7回/年(各施設年1回) 一時保護所1施設 児童養護施設3施設 乳児院1施設 障害児入所施設2施設
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数	0人/年	すべての措置児童	すべての措置児童
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数			
里親・ファミリーホーム	0回/年	1回/年	1回/年
施設	3回/年	3回/年	-
児童家庭支援センター	0回/年	1回/年	1回/年
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数			
里親・ファミリーホーム	0人/年	登録里親すべて	登録里親すべて
施設	59人/年	施設職員すべて	施設職員すべて
児童家庭支援センター	0人/年	職員すべて	職員すべて
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	本計画策定にあたり、措置児童等にアンケートを実施	措置児童に対してアンケート調査によりこどもの権利擁護に関する取組の認知度等を確認	
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	本計画策定にあたり、措置児童等にアンケートを実施	措置児童に対してアンケート調査によりこどもの権利に関する理解度を確認	
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	本計画策定にあたり、措置児童等にアンケートを実施	措置児童に対してアンケート調査により日頃から意見表明ができるこどもの割合等を確認	
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	浜松市社会福祉審議会児童専門分科会でこどもの意見を審議する体制を検討中	社会福祉審議会児童専門分科会に新たに(仮称)児童権利擁護部会を設置し、必要に応じて随時開催	
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこどもの委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	本計画策定にあたり、社会的養護経験者の委員の参画や措置児童等にアンケート調査を実施	社会的養護経験者等を(仮称)児童権利擁護部会の委員とする参画体制の整備や措置児童等に対するヒアリングやアンケートを実施する体制を整備	

【資源の整備・取組方針】

- ① こどもへの周知啓発等
 - ・「子どもの権利ノート」、「相談しくみのお知らせ」及び封筒の配付、施設内の意見箱等、現在行っているこどもに対する権利擁護の取組を継続する。
- ② こどもの権利擁護に係る環境整備
 - ・こどもの権利擁護に係る周知啓発や理解醸成を総合的に実施するこどもの権利擁護環境整備事業を実施する。年に1回こどもに自身の権利や権利擁護について周知啓発、理解醸成を図る機会をつくる。
 - ・こどもの権利擁護に関する取組について、こども本人の認知度・理解度・満足度を調査するためのアンケート等を実施する。
- ③ 権利擁護に関する仕組みの整備
 - ・こどもの申し立てに基づき個別ケースのこどもの権利擁護を図るため、令和7年度から浜松市社会福祉審議会児童専門分科会にこどもの権利擁護を調査・審議する機関を設置する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R 7	R 8	R 9	R10	R11
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	0回	4回	4回	5回	5回	7回
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数	0人	対象施設の措置児童全員				
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数						
里親・ファミリーホーム	0回	1回	1回	1回	1回	1回
施設	3回	3回	3回	3回	3回	3回
児童家庭支援センター	0回	1回	1回	1回	1回	1回
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数						
里親・ファミリーホーム	0人	登録里親全員				
施設	59人	施設職員全員				
児童家庭支援センター	0人	職員全員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の実施回数	0回/年
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者数	0人/年
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講回数等(※1)	
里親・ファミリーホーム	0回/年
施設	3回/年
児童家庭支援センター	0回/年
意見表明支援事業委託先	0回/年
社会的養護に関わる関係職員及に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者等数(※1)	
里親・ファミリーホーム	0人/年
施設	59人/年
児童家庭支援センター	0人/年
意見表明支援事業委託先	0人/年
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・満足度等(アンケートによる調査に基づく)	
認知度(子どもの権利ノートを知っているか)	57%
利用度(子ども権利ノートのはがきを使ったことがあるか)	2%
満足度(利用したことがある児童のうち問題が解決したか)	100%
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	知っている: 52% 聞いたことがある: 31%
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合	相談できる人がいる: 83%
措置児童等を対象とした意見表明に係る満足度	相談した結果解決した: 58%
こどもの権利擁護機関の設置状況	未設置
こどもから意見の申立てがあった件数	0件
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこどもの委員としての参画の有無	有
社会的養護施策策定の際の措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	有

(※1) 令和5年度実績

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(1) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

ア 相談支援体制の整備に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	「こども家庭センター」が設置され、地域における児童相談支援体制が充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が適切に行われる。
直近の 取組結果	<p>① こども家庭センターの普及、人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に「こども家庭センター」を市内7か所に設置し、地域における児童相談支援体制を充実させ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施している。 ・統括支援員を全ての「こども家庭センター」に配置し、母子保健と児童福祉の連携を強化している。 ・こども家庭センター職員への児童虐待相談対応研修、サポートプラン運用研修、統括支援員基礎研修を実施している。 ・統括支援員実務研修の実施に向け検討を行っている。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<p>① こども家庭センターの普及、人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こども家庭センター」が設置されたことにより、児童相談支援体制の充実が図られた。 ・「こども家庭センター」の機能の一つである「地域資源の開拓」が十分できていないため、地域の特性等に応じた支援体制が確立できていない。 ・「効果的なサポートプランの作成」ができる人材を育成する。

【地域の現状】

- ・改正児童福祉法に基づき、令和6年4月1日、市内7か所でこども家庭センターを開設した。すべての妊産婦・こども・子育て世帯を対象とした総合相談窓口としての機能を果たしている。
- ・複雑かつ多問題を抱える世帯が増加している中、適切な支援が展開できるよう、職員のスキルアップを図っている。(児童相談所・こども家庭センター職員合同研修の開催、こども家庭センター職員向けサポートプラン研修等)
- ・こども家庭センターの新任職員が児童相談所の援助方針会議に参加し、包括的アセスメントのポイントについて学ぶ機会としている。
- ・ヤングケアラー支援の充実を図るべく、令和5年度からヤングケアラー相談窓口を設置。ヤングケアラーコーディネーターを配置し、支援についての周知・啓発、庁内外関係職員への研修を実施している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
こども家庭センターの設置数	7か所	7か所	-
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の実施回数	県政令市合同研修:1回 児相合同研修:5回 こども家庭センター職員研修:4回 養育支援訪問員合同研修:2回 計:12回/年	県政令市合同研修:1回 児相合同研修:5回 こども家庭センター職員研修:3回 養育支援訪問員合同研修:2回 統括支援員研修:2回 計:13回/年	統括支援員研修 :1回/年
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の受講者数	県政令市合同研修:8人 児相合同研修:40人 こども家庭センター職員研修:170人 養育支援訪問員合同研修:20人	階層や職域等により各職員が対象となる受講すべき研修をすべて受講する。	
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	7か所	すべてのこども家庭センターでサポートプランの策定体制を整備する。	

【資源の整備・取組方針】

- ① こども家庭センターの普及、人材育成等
- ・統括支援員を中心として、各こども家庭センターエリアにおける地域資源の開拓を行うとともに、地域の特性等に応じた柔軟な支援を展開していく。民間団体等を含めた様々な関係機関と連携し、多様な課題を持つ家庭への支援体制の充実を図る。
 - ・妊娠期からの切れ目のない支援、包括的アセスメントにもとづく支援、ヤングケアラー支援も含めた相談支援体制のさらなる強化を図る。
 - ・支援を要するこども・妊産婦等へサポートプランを作成することで、支援対象者が自らの課題や得られる支援内容を理解し、安心して支援が受けられる心理的安全性の確保と支援者との信頼関係の構築を図る。
 - ・市民の多様なニーズに対応できるよう、「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日付けこ支虐第147号こども家庭庁支援局長通知）を参考として、こども家庭センター職員の研修を継続していく。
 - ・現在行っている児童相談所との合同研修を継続することで、児童相談所とこども家庭センターがお互いの専門性について理解を深め、円滑な連携を図る。
 - ・引き続き、こども家庭センターの職員が児童相談所の援助方針会議に参加し、包括的アセスメントのポイントについて学ぶ。
- ② ヤングケアラーに対する支援
- ・ヤングケアラーに対する早期支援のために、教育分野等との連携体制を構築する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の実施回数	12回	13回	13回	13回	13回	13回
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の受講者数	170人	対象となるすべての職員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
こども家庭センターの設置数	7か所
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の実施回数(※1)	13回/年
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の受講者数(※1)	170人/年
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	市内7か所で策定

(※1) 令和5年度実績

イ 家庭支援事業等の整備に向けた取組

【地域の現状】

- ・改正児童福祉法に基づき令和6年度から、保健師等による専門的な相談支援を養育支援訪問事業、家事・育児に係る援助を子育て世帯訪問支援事業にて実施している。
- ・家庭の状況に応じて養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業を利用勧奨及び措置により、早期かつ予防的に導入している。
- ・子育て短期支援事業は、令和5年度延べ324人の利用があり、保護者の入院による利用が最も多い。
- ・保育所等で実施する一時預かり事業は、令和5年度延べ14,609人の利用があり、保護者の就労の事由による利用が最も多い。次いで、育児に伴う負担の解消の事由での利用が多く、その割合は増加傾向にある。
- ・児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業は未実施である。
- ・母子生活支援施設を活用し、様々な困難を抱える母子の支援を実施している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
市子ども計画における家庭支援事業の確保達成率（※）			
養育支援訪問事業	832回	832回	－
一時預かり事業	31,520人	32,490人	970人
子育て世帯訪問支援事業	5,304件	5,304件	－
児童育成支援拠点事業	0人	100人	100人
親子関係形成支援事業	0人	560人	560人
子育て短期支援事業	324人	316人	－
子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数			
里親	0か所	検討中	
ファミリーホーム	0か所	検討中	
児童家庭支援センター	0施設	0施設	－

（※）浜松市子ども計画の数値を記載

【資源の整備・取組方針】

- ① 市町の家庭支援事業等の整備・充実
- ・特に支援が必要な家庭に対しては、積極的に家庭支援事業の措置を行う。
 - ・各家庭支援事業の実施体制は、事業評価をもとに、対象者、受託者、実施方法等を見直し、必要な事業量の確保や効果的な支援を行う。中山間地域は、特有のニーズや地域性も踏まえ、支援内容について検討を図る。
 - ・令和7年度以降の児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の実施に向けて、事業方法等を検討する。
 - ・子育て短期支援事業における里親の活用について、実施が可能か検討する。
- ② 母子生活支援施設の体制整備・活用促進
- ・母子生活支援施設の機能を児童相談所及びこども家庭センター等へ周知し、活用促進を図る。
 - ・母子生活支援施設職員の人材育成・専門性向上のため、研修参加費用等の財政支援を行う。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
市こども計画における家庭支援事業の確保達成率（※）						
養育支援訪問事業	832回	832回	832回	832回	832回	832回
一時預かり事業	31,520人	31,650人	31,995人	32,160人	32,325人	32,490人
子育て世帯訪問支援事業	5,304件	5,304件	5,304件	5,304件	5,304件	5,304件
児童育成支援拠点事業	0人	20人	40人	60人	80人	100人
親子関係形成支援事業	0人	180人	420人	560人	560人	560人
子育て短期支援事業	324人	316人	314人	311人	309人	307人
子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数						
里親	0か所	検討中				
ファミリーホーム	0か所	検討中				
児童家庭支援センター	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設

（※）浜松市こども計画の数値を記載

【評価のための指標】

内容	現状値 (R5)
市こども計画における家庭支援事業の確保方策の達成率（※）	
養育支援訪問事業	753 回
一時預かり事業	31,520 人
子育て世帯訪問支援事業	5,304 件
児童育成支援拠点事業	0 人
親子関係形成支援事業	0 人
子育て短期支援事業	324 人
市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	
里親	0 か所
ファミリーホーム	0 か所
児童家庭支援センター	0 施設

（※）浜松市こども計画の数値を記載

ウ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>児童家庭支援センターの地域での養育相談支援機能が強化され、虐待相談の増加や、身近な地域での専門的な相談ニーズの高まりにも適切に対応できる。</p> <p>児童相談所の補完的役割を果たす児童家庭支援センターを各地域にバランスよく配置されている。</p>
直 近 の 取 組 結 果	<p>① こども家庭センターとの連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターにおける多問題を抱える家庭への支援に対してスーパーバイズを実施している。 ・浜松市要保護児童対策地域協議会に出席し、支援対象児童等の情報等について関係機関と共有している。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<p>① こども家庭センターとの連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターは市内1施設の設置にとどまっているが、市内7か所のこども家庭センターと連携し、地域の専門的な相談ニーズに対応している。

【地域の現状】

- ・児童家庭支援センターを市内に1施設設置している。
- ・児童相談所からの在宅指導措置委託を受託する体制を整備しているが、令和5年度の受託実績は0件である。
- ・家庭支援事業の委託は未実施である。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童家庭支援センターの設置数	1施設	1施設	－
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	0件/年	5件/年	5件/年
市から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0施設	1施設	－

【資源の整備・取組方針】

- ① こども家庭センターとの連携体制
- ・ 要保護児童対策地域協議会への出席により多問題を抱える家庭への専門的な支援を引き続き行う。
 - ・ 児童養護施設等の地域支援機能の強化のために、ソーシャルワークや個別ケース等に関するスーパーバイズや情報提供を行う。
- ② 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組
- ・ 児童相談所から在宅指導措置委託を受託できる体制を維持し、受託件数の増加に対応できる体制を整備する。
 - ・ 児童家庭支援センターの配置については、現行を維持し、各地域への支援は、こども家庭センターとの連携を強化する。
 - ・ 家庭支援事業の委託を検討する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数	1 施設					
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	0 件	1 件	1 件	3 件	3 件	5 件
市から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0 施設	1 施設				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童家庭支援センターの設置数	1 施設
児童相談所からの在宅指導措置委託件数 (※1)	0 件/年
児童相談所から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託割合 (※1)	0%
市から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0 施設

(※1) 令和 5 年度実績

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

【地域の現状】

- ・浜松市要保護児童対策地域協議会で管理されている特定妊婦は令和4年度50件、令和5年度84件で、34件増加している。妊娠期から特に支援が必要な家庭が増加している。
- ・家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産前後の母子等の養育に係る相談及び支援等をこども家庭センターで実施している。
- ・経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊婦に対し、市内4か所の助産施設で安心・安全な出産ができる環境を整備している。
- ・妊産婦等生活援助事業は未実施である。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 か所	1 か所	1 か所
助産施設の設置数	4 施設	4 施設	—
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数	県政令市合同研修：1回 こども家庭センター職員研修：4回 養育支援訪問員合同研修：2回 計：7回／年	県政令市合同研修：1回 こども家庭センター職員研修：4回 養育支援訪問員合同研修：2回 統括支援員研修：1回 関係機関との合同研修：1回 計：9回／年	統括支援員研修：1回／年 庁外関係機関との特定妊婦に係る合同研修：1回／年
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の受講回数	県政令市合同研修：1回 こども家庭センター職員研修：4回 養育支援訪問員合同研修：2回 計：7回／年	階層や職域等により各職員が対象となる受講すべき研修をすべて受講する。	

【資源の整備・取組方針】

- ① 妊産婦等生活援助事業の整備
 - ・妊産婦等生活援助事業の実施に向けて、母子生活支援施設等への委託を検討し、関係する施設、機関等との調整を行う。
- ② 助産施設・助産制度の体制整備
 - ・今後も妊産婦の安心・安全な出産環境を整備するため助産施設4施設の設置を継続する。
- ③ こども家庭センター等の連携
 - ・支援を必要とする妊産婦へ必要に応じて助産制度や妊産婦等生活援助事業への円滑なつなぎを行う。
 - ・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修を実施し、職員の資質向上に努める。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
助産施設の設置数	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数	7 回	8 回	9 回	9 回	9 回	9 回
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講人数	100 人	対象となるすべての職員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 か所
助産施設の設置数	4 施設
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数 (※1)	7 回/年
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講人数 (※1)	100 人/年

(※1) 令和5年度実績

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(3) 一時保護改革に向けた取組

ア 一時保護体制の整備

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境が整い、一人ひとりのこどもの状況に応じた一時保護が実施される。</p> <p>一時保護委託が可能な里親、施設等が適切に確保され、一時保護件数の増加にも対応できる。</p> <p>一時保護施設には、こどもの特性を理解し、適切に支援するための高い専門性を持ち、アセスメントに必要な行動観察を的確に行うことができる技能を有する人材が配置される。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 一時保護されたこどもの養育環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの安全と最善の利益を最優先にこどもの意向を確認し、一時保護の目的等について丁寧に説明を行い、一時保護を実施した。 ・一時保護施設では、こどものプライバシーに配慮し、こどもの年齢等を勘案して可能な限り個室対応を行った。 ・一時保護施設とは別に、市内に一時保護専用施設を1か所設置した。 ・一時保護委託先確保の取組みとして、新規登録里親増加などに取り組んだ。 <p>② 一時保護の実施に係る環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設職員は、外部研修や所内研修において、専門性向上のための研修を受講し、職員間でこどもの権利擁護に関する意識を共有した。 ・一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）に基づき、令和6年度中に本市の基準条例を制定予定である。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 一時保護されたこどもの養育環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の実施にあたっては、こどもの状況に応じた一時保護の実施に努めており、一時保護施設においては、こどものプライバシーに配慮し、こどもの年齢等を勘案して可能な限り個室対応を行っている。 ・一時保護件数の増加にも対応できるように、一時保護委託先確保の取組として、新規登録里親増加などの取組を継続している。

	② 一時保護の実施に係る環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設の職員については、こどもの行動観察やアセスメントを適切に行い、こどもの権利擁護に関する職員意識の醸成を図るため、引き続き、外部研修や所内研修の受講を促進する必要がある。
--	--

【地域の現状】

- ・市内に一時保護施設 1 か所、一時保護専用施設 1 か所を設置し、一時保護施設の定員は 20 人、一時保護専用施設の定員は 6 人である。資源の必要量等は、現在の状況と同数を設定した。
- ・一時保護委託が可能な養育里親数の現在の状況は、107 組であり、資源の必要量等は、代替養育を必要な児童数に里親委託率の目標値や里親稼働率などを勘案して 134 組と設定した。
- ・一時保護委託が可能なファミリーホーム、児童養護施設、乳児院の現在の状況は下表のとおりであり、資源の必要量等は、現在の状況と同数を設定した。
- ・一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の現在の状況は、年間 2 回、受講者数 14 人であり、資源の必要量等は、一時保護施設職員全員が受講することを想定し、16 人を設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
一時保護施設の定員数	20 人	20 人	—
一時保護専用施設の定員	6 人	6 人	—
委託一時保護が可能な施設等確保数			
一時保護専用施設	1 か所	1 か所	—
養育里親	107 組	134 組	27 組
ファミリーホーム	1 か所	2 か所	1 か所
児童養護施設	3 施設	3 施設	—
乳児院	1 施設	1 施設	—
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数	2 回/年	2 回/年	—
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数	14 人/年	16 人/年	2 人/年

【資源の整備・取組方針】

- ① 一時保護されたこどもの養育環境の確保
- 一時保護については、引き続き、こどもの迅速な安全確保と適切なアセスメントの実施という目的に加え、代替養育の場という面も鑑み、できる限り良好な家庭的環境を確保し、こどもの個別性の尊重に努める。
 - 一時保護委託については、引き続き、里親やファミリーホーム等に制度趣旨を丁寧に説明し、協力を依頼する。
 - 一時保護委託の受け入れ先については、新たに設置された自立援助ホーム等に対しても協力を依頼するなど、緊急時の一時保護委託の受入先の拡充を図る。
 - 2歳未満の乳幼児の一時保護については、家庭養育優先原則を踏まえ、こどものケアニーズを勘案し、里親又は乳児院への一時保護委託を行う。
 - 里親に一時保護を委託する際には、里親の受託経験に加え、一時保護するこどもの年齢や状態等を考慮し、こどもにとって最良の養育環境の確保に努める。
- ② 一時保護の実施に係る環境整備
- 一時保護施設の経年劣化に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例に基づき、家庭的な養育環境の提供やこどものプライバシーに配慮した施設整備の検討を実施していく。
 - 一時保護施設の職員配置については、一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例に基づいた配置を継続する。
 - 一時保護されたこどもの行動観察やアセスメントを適切に行う職員を育成するため、配置職員の計画的な研修の受講や外部の専門研修の受講の促進等、職員の専門性の向上を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
一時保護専用施設の定員数	6人	6人	6人	6人	6人	6人
委託一時保護が可能な施設等確保数（施設、里親数）						
一時保護専用施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
養育里親	107組	114組	119組	124組	129組	134組
ファミリーホーム	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
児童養護施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
乳児院	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数	14人	16人	16人	16人	16人	16人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
一時保護施設の定員数	20人
一時保護専用施設の定員数	6人
委託一時保護が可能な施設等確保数	
一時保護専用施設	1か所
養育里親(※1)	107組
ファミリーホーム	1か所
児童養護施設	3施設
乳児院	1施設
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数(※2)	2回/年
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数(※2)	14人/年

(※1) 令和5年度末実績

(※2) 令和5年度実績

イ 一時保護の環境及び体制整備

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>こどもの安全を確保し、適切な保護を行う一時保護においては、権利擁護の観点から必要最小限の保護期間とし、環境変化による不安定な状況を和らげるよう配慮されている。</p> <p>自身の権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関してこどもが理解し、こどもの意見が適切に表明される仕組みがある。</p> <p>学齢児以上のこどもに対しては、こどもの状況や特性、学力に配慮し、在籍校との緊密な連携による学習支援が行われ、こどもの学習権が保障される。</p>
直 近 の 取 組 結 果	<p>① 一時保護されたこどもの最善の利益の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護は、こどもの安全と最善の利益を最優先に考え行うこととし、一時保護の前にはこどもの意向を必ず確認した。 ・こどもの意思に反して一時保護を実施する場合は、一時保護の目的をこどもの目線に立って分かりやすく説明した。 ・一時保護は、一時保護ガイドラインに則って実施の目的を明確にし、こどもに不利益が生じないよう、必要な支援を集中的に行う等、保護期間の短縮に取り組んだ。 <p>② 一時保護されたこどもの権利擁護の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護実施時における権利擁護に関する説明や意見箱の設置、退所時のアンケートを実施し、こどもの意見を踏まえた施設運営を心掛けた。 ・一時保護施設においては、3年ごとの第三者評価及び毎年の自己評価を実施しており、一時保護されたこどもの立場に立った質の高い支援に努めた。 ・一時保護施設にタブレット端末を配置し、こどもの意向に応じてオンデマンド学習（一部オンライン学習）を実施した。 ・一部のこどもにおいては、状況に応じた原籍校への通学支援を実施した。 ・一時保護施設には、教職免許取得者を学習支援員として配置し、学習支援を実施した。 ・一時保護施設における生活上のルールや所持品持込みルールの点検・見直しを行い、所持品の持ち込みについては管理が可能な範囲で認めた。 ・一時保護施設内の日課については、こどもの個別事情に配慮し、柔軟に対応した。

令和6年度末時点での目標の達成見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設における平均保護日数は46.6日（R5年度実績）である。 ・令和6年度から、意見聴取等措置を実施している。 ・意見表明支援事業を令和7年度から実施予定である。 ・タブレット端末を配置し、こどもの意向に応じてオンラインやオンデマンド学習を実施している。 ・一時保護児童の原籍校への通学対応は、こどもの安全確保等の事情により限定的である。 ・一時保護施設において、3年ごとの第三者評価及び毎年の自己評価を実施している。
--------------------	---

【地域の現状】

- ・一時保護施設において、3年に1回の第三者評価と毎年の自己評価を実施している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
第三者評価を実施している一時保護施設数	1か所	1か所	—

【資源の整備・取組方針】

- ① 一時保護されたこどもの最善の利益の確保
- ・一時保護の実施にあたっては、一時保護の目的及び必要性を明確にし、解除に向けた達成課題を想定したアセスメントを行う等、可能な限り今後の見通しを考えるとともに、毎週開催する児童相談所の総合会議の場等で一時保護されたこどもの状況や周辺環境等の情報共有を行い、一時保護継続の必要性を随時検討することで一時保護期間の短縮を図る。
 - ・一時保護開始時や必要に応じて随時、こどもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して、こどもの年齢や理解に応じて説明を行う。
- ② 一時保護されたこどもの権利擁護の取組み
- ・意見聴取等措置及び意見表明支援事業を実施し、こどもの意見が適切に表明されるよう配慮する。
 - ・こどもの意向を聴きながら、原籍校との調整を行い、こどもの意向に応じてオンラインやオンデマンド学習の機会を確保する。
 - ・自主通学が可能な高校生等、個々の状況に応じて原籍校への通学支援を検討し、実施する。
 - ・可能な限りこどもへ安心できる環境を提供するという観点から、心理的に大切な物についてはこどもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等、引き続き、一時保護開始日の支給又は貸与を実施する。
 - ・一時保護施設内のルールについては、施設内のこども会議で定期的に取り上げ、こどもの安全、安心を守るための制限以外、必要最小限のものとなるよう随時見直しを行う。
 - ・一時保護日数を必要最小限とするため、適切なアセスメントによる各種診断や家族再統合支援等のための面接、調査を滞りなく行い、定期的に保護の必要性を検討するなど進捗管理を徹底する。
 - ・こどもの視点に立った質の高い支援を行うため、3年ごとの第三者評価及び毎年の自己評価を継続して実施する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している一時保護施設数	1 箇所					

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
第三者評価を実施している一時保護施設数	1か所
第三者評価を実施している一時保護施設割合	100%
一時保護施設の平均入所日数(※1)	46.6日
一時保護施設の平均入所率(※1)	67%

(※1) 令和5年度実績

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(4) 児童相談所の強化等に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）による職員配置基準を踏まえた、児童相談所における児童福祉司や児童心理司などの職員が計画的に配置され、充実した児童相談所の相談支援体制が整備される。</p> <p>各種研修の充実や職場内でのスーパーバイザーの配置、キャリアデザインの明確化などが行われ、児童相談所職員に求められる業務の知識や技術を身につけた高い専門性を備えた人材が育成され、適時適切な対応ができる。</p> <p>児童相談所、区福祉事務所、警察、学校、医療機関その他の連携が強化され、児童虐待の早期発見、早期対応が進む。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 児童相談所の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待については、全国的に児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっていることから、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、令和4年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が定められ、本プランに沿って児童福祉司、児童心理司、弁護士などの増員、配置を行った。 ・令和5年4月1日から、現職警察官1人を配置している。 <p>② 専門性を備えた人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修は、児童福祉司の任用前講習会及び任用後研修、スーパーバイザー研修などの外部研修を受講し、また、所内研修ワーキンググループによる所内研修を実施した。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 児童相談所の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所においては、児童福祉司等の職員を適切に配置しており、配置標準を満たすように努めた。 ・第三者評価は、未実施である。 ・こども家庭ソーシャルワーカー（令和4年改正児童福祉法により創設された認定資格をいう。以下同じ。）の取得に係る研修受講支援について検討を行っている。 ・家族が抱える課題に対し、個別支援会議の開催など、関係機関の連携体制構築を図った。 <p>② 専門性を備えた人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定研修、外部研修及び所内研修を実施し、発達障害など、こどもの特性に応じた職員の資質向上を図った。

【地域の現状】

- ・ 児童福祉法施行令改正に伴い、児童相談所の職員体制について、適時増員を図っている。

児童福祉司配置数（令和6年度）

29人（配置標準充足）

児童心理司配置数（令和6年度）

14人（配置標準充足）

- ・ 平成31年4月1日から児童精神科嘱託医を2人、小児科1人を増員し、5人（児童精神科4人、小児科1人）を配置している。
- ・ 静岡県弁護士会の協力を得て、平成31年4月から非常勤職員として弁護士を配置している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童相談所の管轄人口	786,792人	—	—
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	1か所	1か所
児童福祉司の配置数	29人	30人	1人
児童心理司の配置数	14人	15人	1人
市町村支援児童福祉司の配置数	1人	1人	—
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	6人	6人	—
医師の配置数	5人	5人	—
保健師の配置数	3人	3人	—
弁護士の配置数	2人	2人	—
児童相談所職員の研修受講者数	720人	全職員	全職員
専門職採用者数	1人 (臨床心理士)	1人 (臨床心理士)	—

【資源の整備・取組方針】

- ・ 児童福祉司、児童心理司、スーパーバイザー等の配置標準を満たした適正配置を確保する。
- ・ 職場内研修ワーキンググループによる所内研修や外部機関が実施する研修への参加、OJTの実施を継続する。
- ・ こども家庭ソーシャルワーカー認定資格取得のための研修受講支援を行い、研修受講により職員の専門性向上を図る。
- ・ 連絡調整や技術的援助等を行う市町村支援児童福祉司を中心として、こども家庭センターとの連携等、関係機関と連携体制を構築する。
- ・ 管内小中学校、高等学校等との連携体制の強化、促進を図る。
- ・ こどもの最善の利益を保障し、質の高い支援を行うための第三者評価の実施に向けた検討を行う。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している児童相談所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
児童福祉司の配置数	29人	29人	29人	30人	30人	30人
児童心理司の配置数	14人	14人	14人	15人	15人	15人
市町村支援児童福祉司の配置数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
児童福祉司スーパーバイザーの配置	6人	6人	6人	6人	6人	6人
医師の配置数	5人	5人	5人	5人	5人	5人
常勤	0人	0人	0人	0人	0人	0人
非常勤	5人	5人	5人	5人	5人	5人
保健師の配置数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
常勤	3人	3人	3人	3人	3人	3人
非常勤	0人	0人	0人	0人	0人	0人
弁護士の配置数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
児童相談所職員の研修受講者数	720人	全職員				
専門職採用者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童相談所の管轄人口(※1)	786,792人
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所
児童福祉司の配置数	29人
児童心理司の配置数	14人
市町村支援児童福祉司の配置数	1人
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	6人
医師の配置数	5人
保健師の配置数	3人
弁護士配置数	2人
児童相談所職員の研修受講者数	720人
専門職採用者数	1人

(※1) 令和6年4月1日現在

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

ア 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

【地域の現状】

- ・平成 29 年度から児童相談所に里親推進グループを設置し、里親等支援業務を包括的に実施している。
- ・里親推進グループと担当児童福祉司及び担当児童心理司が連携して家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障に基づいたケースワークを実施している。
- ・早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行い、長期措置を防ぐための支援について、年 4 回の進行管理会議を通して担当職員がスーパーバイズを受ける機会を確保している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行う児童相談所における専門チームの配置など体制整備の状況	里親推進グループを中心とする支援の実施	里親推進グループを中心とする支援の継続	—

【資源の整備・取組方針】

- ・里親推進グループ、担当児童福祉司及び担当児童心理司による家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づいたケースワークを継続していく。
- ・進行管理会議では、対象となるこどもの意向や家族状況を踏まえ、児童相談所が措置中のこどもに対して行う家庭復帰に向けた親子関係再構築支援の進捗確認や評価に加え、家庭養育への移行について検討を行う。
- ・里親推進グループと担当児童福祉司及び担当児童心理司が連携して、実親が里親等委託に不安を抱かないような説明や委託後の親子交流の確保等を行い、里親等委託に対する実親の理解を醸成する。

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
里親への平均委託期間（※1）	3年11か月
ファミリーホームへの平均委託期間（※1）	7年3か月
乳児院への平均措置期間（※1）	1年5か月
児童養護施設への平均措置期間（※1）	5年0か月

（※1） 令和5年度末実績

イ 親子関係再構築に向けた取組

【地域の現状】

- ① 児童相談所における体制強化
 - ・担当児童福祉司と担当児童心理司が連携して親子関係再構築に向けての支援を実施している。
 - ・平成 29 年 3 月に、親子関係再構築支援の取り組みについて解説した児童相談所職員向けの「親子おうえんハンドブック」を作成し、ハンドブックの内容を基にした親子関係再構築支援に関する職員研修を年 2 回実施している。
 - ・親子関係再構築支援の取組として精神科医等の協力を得たカウンセリングやペアレントトレーニング等の保護者支援プログラム等を実施している。
 - ・親子関係再構築支援体制の強化のため、児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関するライセンス取得を促進する。

- ② 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援
 - ・親子分離を行ったこどもの施設等からの退所時の支援等、親子関係再構築に向けた里親・施設等との連携は個別ケースに応じて行われている。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【カウンセリング】(※1)	19件/年	24件/年	5件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【家族療法・保護者支援プログラム】(※2)	20件/年	25件/年	5件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【ファミリーグループカンファレンス】(※3)	29件/年	35件/年	6件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【宿泊型支援事業】(※4)	0件/年	1件/年	1件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【スーパーバイズ】(※5)	18件/年	24件/年	6件/年
親子関係再構築支援体制の整備	親子関係再構築支援のための「親子おうえんハンドブック」を活用した研修及びSVによるサポート体制を整備	必要に応じた「親子おうえんハンドブック」の改訂	現体制を継続しつつ、必要に応じた「親子おうえんハンドブック」の改訂
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	2回/年	2回/年	—
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	28人/年	30人/年	2人/年
保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス取得に向けた体制の整備	整備済	整備済	—
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	未整備	整備済	整備

(※1)【カウンセリング】とは、精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対して行うカウンセリングを言う。

(※2)【家族療法・保護者支援プログラム】とは、こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラム（ペアレント・トレーニングなど）を言う。

(※3)【ファミリーグループカウンセリング】とは、こどもや保護者が参加する個別支援会議など、当事者が主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける支援を言う。

(※4)【宿泊型支援】とは、離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行う支援を言う。

(※5)【スーパーバイズ】とは、学識経験者や医師等から親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受けることを言う。

【資源の整備・取組方針】

- ① 児童相談所における体制強化
- ・担当児童福祉司と担当児童心理司が連携し、親子関係再構築支援を継続実施する。
 - ・親子関係再構築支援を行う際の選択肢の一つとして、保護者支援プログラムの実施ができる体制を整備するため、児童相談所に保護者支援プログラム等の有資格者の設置を促進する。
 - ・「親子おうえんハンドブック」の内容を基にした親子関係再構築支援に関する職員研修を継続して年2回実施するとともに、必要に応じて「親子おうえんハンドブック」の改訂を行っていく。
- ② 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援
- ・施設入所や里親等委託など、分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援については、自立支援計画の策定時等を利用して、児童相談所と支援者（施設職員、里親等）間で親子関係再構築支援の方針、内容について早期から情報共有を行うなど、協働した支援を行う体制の構築を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【カウンセリング】	19件	20件	21件	22件	23件	24件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【家族療法・保護者支援プログラム】	20件	21件	22件	23件	24件	25件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【ファミリーグループカンファレンス】	29件	31件	32件	33件	34件	35件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【宿泊型支援事業】	0件	1件	1件	1件	1件	1件
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【スーパーバイズ】	18件	20件	21件	22件	23件	24件
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	28人	30人	30人	30人	30人	30人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【カウンセリング】(※1)	19件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【家族療法・保護者支援プログラム】(※1)	20件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【ファミリーグループカウンセリング】(※1)	29件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【宿泊型支援事業】(※1)	0件/年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【スーパーバイズ】(※1)	18件/年
親子関係再構築支援体制の整備	整備済
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数(※1)	2回/年
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数(※1)	28人/年
保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス取得に向けた体制の整備	整備済
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	未整備

(※1) 令和5年度実績

ウ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>特別養子縁組制度に関する理解が進み、特別養子縁組等が社会的養護が必要な子どもにとって重要な選択肢のひとつとして認識され、より活用される。</p> <p>乳幼児の代替養育を担う乳児院、医療機関、区福祉事務所等の関係機関と緊密に連携を図りながら、特別養子縁組等が活用され、児童にとって最適な支援につながる。</p> <p>特別養子縁組の対象となる子どもが安心・安全な環境で暮らすことができ、子どもの権利が適切に守られている。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親推進グループを中心に特別養子縁組を前提とした里親とのマッチングから縁組成立後の支援までを実施した。 <p>② 民間あっせん機関等との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間あっせん機関を通じて特別養子縁組を前提とした養育を開始した養親希望者に対して、里親推進グループを中心とした支援を実施した。 ・養子縁組里親について産婦人科医会への制度啓発協力依頼を実施した。 <p>③ 特別養子縁組等の成立後の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縁組成立後の家庭に対し、児童相談所が真実告知や生い立ちの整理など必要に応じた支援を実施した。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の児童相談所での特別養子縁組の成立件数は2件であり、成立件数は横ばいの状態である。 <p>② 民間あっせん機関等との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間あっせん機関を通じて特別養子縁組を前提とした養育を開始した養親希望者に対して支援を実施し、良好な養育環境の確保に努めた。 <p>③ 特別養子縁組等の成立後の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縁組成立後の家庭に対し、児童相談所が真実告知や生い立ちの整理など必要に応じた支援を実施し、子どもの権利擁護に努めた。

【地域の現状】

- ・里親推進グループを中心とした特別養子縁組等の相談支援体制を継続する。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	2件/年	4件/年	2件/年
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数(※1)	0件/年	0件/年	－
児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	里親推進グループを中心とした検討体制	里親推進グループを中心とした検討体制の維持	－
特別養子縁組等の相談支援体制の整備	里親推進グループを中心とした支援体制	里親推進グループを中心とした支援体制の維持	－
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	1人/年	全職員	全職員

(※1)「民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数」は、代替養育を開始したこどもについて、家庭復帰を目指したものの、それが困難なために特別養子縁組を検討する中で、児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合に、民間あっせん機関との連携・協力により特別養子縁組が成立した件数

【資源の整備・取組方針】

- ① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方
- ・ 児童相談所里親推進グループを中心とした特別養子縁組等の相談支援体制を継続しつつ、里親支援センターの設置に向け、役割分担などの検討や調整を実施していく。
 - ・ 家族再統合が極めて困難と判断されるこどもについて、児童相談所長による特別養子縁組適格の審判の申立を検討していく。
 - ・ 特別養子縁組等に関する児童相談所の全職員を対象とした内部研修を実施し、パーマネンシー保障としての養子縁組制度に対する職員の理解を深め、特別養子縁組等の積極的な検討に向けて意識の醸成を図る。
- ② 民間あっせん機関等との連携
- ・ 民間あっせん機関を通じて特別養子縁組を前提とした養育を開始した養親希望者に対して、里親推進グループを中心とした支援を継続する。
- ③ 特別養子縁組等成立後の支援について
- ・ 「児童相談所運営指針」に沿い、成立後少なくとも半年間は児童福祉司指導等による援助を継続する。
 - ・ 特別養子縁組等成立後の家庭に対し、児童相談所が真実告知や生い立ちの整理など必要に応じた支援を継続する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	2件	2件	2件	3件	3件	4件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	1人	全職員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数（※1）	2件／年
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数（※1）	0件／年
児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	整備済
特別養子縁組等の相談支援体制の整備	整備済
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数（※1）	1人／年
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	無

（※1）令和5年度実績

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(2) 里親等への委託の推進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>里親制度について、社会的認知度が向上し、里親登録者が増加することにより、家庭における養育環境と同様の養育環境の受け皿が確保される。</p> <p>代替養育が望ましいこどもの里親やファミリーホームへの委託が進み、こどもの状況に合った養育環境が提供される。</p> <p>里親への包括支援（フォスタリング）や、関係機関との連携強化による支援体制の充実が図られ、質の高い養育支援が提供される。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親推進グループにおいて包括的な里親支援業を実施した。 <p>② 代替養育が必要なこどもの十分な受け皿の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親制度啓発として、月1回の里親制度説明会、里親月間における駅前での啓発活動、ショッピングモールでのパネル展示、電車中吊り広告等を実施した。 ・里親人材育成として、里親登録研修、受託後フォローアップ研修、未委託里親研修、ペアレントトレーニング等を実施した。 <p>③ 里親不調に至った要因分析とその対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親養育支援として、定期的な家庭訪問や面接、里親サロン、レスパイト・ケア等を実施した。
<p>令和6年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末の里親等委託率は、3歳未満73.7%、3歳以上の就学前66.7%、学童期以降22.0%であった。 ・児童相談所職員の意識改革や受け皿となる里親の確保により、乳幼児の委託を積極的に進めた結果、乳幼児について現行計画の目標を達成した。 ・学童期以降の里親等委託については、受託を希望する里親が少なく、愛着形成などの難しさがあることから委託が進んでいない。 <p>② 代替養育が必要なこどもの十分な受け皿の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末の里親登録数は、109組で横ばいである。 ・里親啓発事業を継続しているが、里親制度の社会的認知度は未だ低く、里親登録数が十分に増加していない。 <p>③ 里親不調の要因分析とその対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の里親不調数は0件であった。

【地域の現状】

- ・里親推進グループにおいて包括的な里親支援事業を実施しており、今後も里親支援専門相談員と連携し、家庭養育優先原則に基づく里親等委託の検討、里親・ファミリーホームの確保と育成を図っていく。
- ・里親等委託率に関する資源の必要量は、既に里親・ファミリーホームへの委託中のこども数に加え、市内の乳児院、児童養護施設に入所しているこどもを対象とした状況調査の結果において、里親・ファミリーホームでの養育が望ましいと考えられ、かつ里親等委託を拒否していないこども数をもとに設定した。
- ・里親登録数について、代替養育が必要なこども数に里親委託率の目標値や里親稼働率などを勘案し、資源の必要量を134組とした。
- ・里親登録（認定）に係る社会福祉審議会児童福祉専門分科会は、年2回開催しており、資源の必要量等は、里親登録（認定）の年間申請件数が概ね10組で現在の開催回数で支障は無いと考えられることから、現状維持として設定した。
- ・里親支援センターは未設置であるが、市内に1施設設置するものとして調整を行うこととした。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
里親等委託率	39.7%	56.0%	16.3%
3歳未満	73.7%	75.0%	1.3%
3歳以上の就学前	66.7%	70.0%	3.3%
学童期以降	22.0%	50.0%	28.0%
里親等登録率	108.0%	142%	34.0%
里親等稼働率	36.7%	40.7%	4.0%
里親登録数	109組（重複有）	134組	25組
養育里親	107組	134組	27組
専門里親	4組（重複有）	4組	－
養子縁組里親	54組（重複有）	74組	20組
ファミリーホーム数	1か所	2か所	1か所
里親登録（認定）に係る審議会開催件数	2回／年	2回／年	－
里親支援センターの設置数	0施設	1施設	1施設
民間フォスティング機関の設置数	0か所	0か所	－
児童相談所における里親等支援体制の整備	整備済	里親推進グループによる支援の継続	－
必修研修以外の研修の実施回数	8回／年	10回／年	2回／年
必修研修以外の研修の受講者数	66人／年	100人／年	34人／年

【資源の整備・取組方針】

- ① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援
 - ・ こどもの家庭分離にあたっては、児童相談所において、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に基づき、こどもの意向や状況等を踏まえた適切な代替養育先の検討を行う。
 - ・ 特に乳幼児期は愛着関係の基礎を作る重要な時期であり、特定の大人との安定した愛着形成が、その後のこどもの成長に深く関わることから、積極的な里親等への委託実施を継続していく。
 - ・ 里親等委託を実施する際には、こどもの意見・意向の聴取や心身の状態のアセスメント、委託後の里親等支援体制の構築など、委託後の里親不調を予防するための取組みを着実に実施する。
 - ・ 里親推進グループと担当児童福祉司及び担当児童心理司が連携して、実親が里親等委託に不安を抱かないような説明や委託後の親子交流の確保等を行い、里親等委託に対する実親の理解を醸成する。

- ② 代替養育が必要なこどもの十分な受け皿の確保等
 - ・ デジタル手法を取り入れるなど啓発事業を拡充して里親の社会的認知度を向上させ、短期受け入れ里親や障害児を受け入れられる里親など多様な里親を確保していく。

- ③ 里親不調の要因分析とその対応
 - ・ 令和2年度から令和5年度において、やむを得ず里親委託解除に至ったケースは2ケースが該当した。
 - ・ 2ケースとも学童期以降に新規に里親委託となり、委託から2年以内に委託解除に至っており、委託時の年齢が高年齢であることは里親不調が起こる要因であると考えられる。
 - ・ 里親等委託が可能と考えられる子どもについては、できる限り低年齢のうちに里親等への委託を検討し、委託に当たっては、子どもと里親のマッチング時のアセスメント等を丁寧に行う。
 - ・ 里親推進グループと担当児童福祉司及び担当児童心理司、里親支援専門相談員が連携して里親子面接、必要に応じた医療機関や障害児通所施設、保育園等との調整を行うとともに、レスパイト・ケア制度の積極的な活用を更に進め、里親の負担を軽減することで里親不調を予防するとともに里親等委託の推進を図る。

- ④ 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
 - ・ 里親推進グループによる包括的里親支援を継続しつつ、里親支援センターの設置に向けた調整を実施する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率	39.7%	43.0%	46.5%	50.0%	53.5%	56.0%
3歳未満	73.7%	74.0%	74.3%	74.6%	74.9%	75.0%
3歳以上の就学前	66.7%	67.0%	68.0%	69.0%	69.5%	70.0%
学童期以降	22.0%	28.0%	34.0%	40.0%	46.0%	50.0%
ファミリーホーム数	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
里親登録（認定）に係る審議会開催件数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
里親登録数	109組	114組	119組	124組	129組	134組
養育里親	107組	114組	119組	124組	129組	134組
専門里親	4組	4組	4組	4組	4組	4組
養子縁組里親	54組	58組	62組	66組	70組	74組
里親支援センターの設置数	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	1施設
必修研修以外の研修の実施回数	8回	9回	10回	10回	10回	10回
必修研修以外の研修の受講者数	66人	80人	100人	100人	100人	100人

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
里親等委託率（※1）	39.7%
3歳未満	73.7%
3歳以上の就学前	66.7%
学童期以降	22.0%
里親等登録率（※1）	108.0%
里親等稼働率（※1）	36.7%
里親登録数（※1）	109組
養育里親	107組
専門里親	4組
養子縁組里親	54組
新規里親登録（認定）数（※2）	7組
養育里親	7組
専門里親	0組
養子縁組里親	3組
委託里親数（※1）	37組
養育里親	36組
専門里親	1組
養子縁組里親	0組
委託子ども数（※1）	46人
養育里親	45人
専門里親	1人
養子縁組里親	0人
ファミリーホーム（※1）	
ファミリーホーム数	1か所
新規ホーム数	0か所
委託子ども数	6人
里親登録（認定）に対する委託里親の割合（※2）	41.3%
里親登録（認定）に対する「委託里親」及び「措置によらない形（一時保護等）により養育をしている里親」の割合（※2）	53.2%
里親登録（認定）に係る審議会開催件数	2回/年
里親支援センターの設置数	0施設
民間への委託数	0か所
民間フォスタリング機関の設置数	0か所
必修研修以外の研修の実施回数（※2）	8回/年
必修研修以外の研修の受講者数（※2）	66人/年

（※1）令和5年度末実績 （※2）令和5年度実績

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(3) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>乳児院や児童養護施設における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの整備が促進される。</p> <p>措置されたこどもや保護者に対する施設による集中的な支援の提供により、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等が促進される。</p> <p>専門性の高い職員の配置や職員間の連携強化により養育の質が向上する。</p>
直 近 の 取 組 結 果	<p>① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に3か所ある児童養護施設が小規模かつ地域分散化、高機能化に向けて施設の体制整備を実施している。 ・児童養護施設の小規模かつ地域分散化の取組として、市内に地域小規模施設5施設、分園型小規模グループケア1施設、ユニット化された本体施設1施設を整備している。 ・児童養護施設の高機能化の取組として、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員を3施設、看護師、医療機関等連絡調整員、障害児等受入調整員を2施設で配置している。 ・乳児院の高機能化の取組として、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、医療機関等連絡調整員を配置している。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<p>① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設は、施設地域分散化等加速化プランに則り、計画的に地域小規模児童養護施設の整備に取り組んでいる。 ・各施設の家庭支援専門相談員が中心となり、家庭復帰に向けたこども、保護者への支援を実施している。 ・心理士や看護師等の専門職の配置促進により、専門性の高い養育環境を整備している。

【地域の現状】

- ・各施設と毎年ヒアリングを行うことにより小規模かつ地域分散化の状況について調査し、予算措置を含めた適切な支援を実施している。
- ・施設地域分散化により、施設職員数の確保や本体施設のユニット化により、ケアニーズの高いこどものケアを行う専門職員を確保が課題となっている。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
小規模かつ地域分散化した施設数			
乳児院	0 施設	1 施設	1 施設
児童養護施設	6 施設	9 施設	3 施設
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数			
乳児院	0 人	0 人	-
児童養護施設	32 人	52 人	20 人
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】			
家庭支援専門相談員	1 施設	1 施設	-
心理療法担当職員	1 施設	1 施設	-
養育機能強化のための専門職の加配施設数【児童養護施設】			
家庭支援専門相談員	3 施設	3 施設	-
心理療法担当職員	3 施設	3 施設	-
自立支援担当職員	1 施設	1 施設	-
看護師	2 施設	3 施設	1 施設
職業指導員	0 施設	0 施設	-
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】			
家庭支援専門相談員	1 人	1 人	-
心理療法担当職員	1 人	1 人	-
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】			
家庭支援専門相談員	5 人	5 人	-
心理療法担当職員	4 人	4 人	-
自立支援担当職員	3 人	3 人	-
看護師	2 人	3 人	1 人
職業指導員	0 人	0 人	-
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】			
親子支援事業	0 施設	0 施設	-
家族療法事業	1 施設	1 施設	-
育児指導機能強化事業	1 施設	1 施設	-
医療機関等連携強化事業	1 施設	1 施設	-
障害児等受入体制強化事業	0 施設	0 施設	-
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】			
親子支援事業	1 施設	2 施設	1 施設
家族療法事業	0 施設	1 施設	1 施設
育児指導機能強化事業	0 施設	1 施設	1 施設
医療機関等連携強化事業	2 施設	2 施設	-
障害児等受入体制強化事業	2 施設	2 施設	-

【資源の整備・取組方針】

- ① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化
 - ・各施設への毎年のヒアリングを継続し、小規模かつ地域分散化、高機能化に向けた検討状況や課題等について、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行う。
 - ・今後新たに整備される施設は、できる限り良好な家庭環境を整備し、質の高い個別的なケアを実現するために、施設に対し適切な財政支援等を実施する。また、国へ施設整備補助の必要性を伝え、国の補助事業を活用する。
 - ・養育機能強化のための親子支援事業の実施を促進し、各施設が措置されているこどもの早期家庭復帰支援が行える体制を整備する。

- ② 施設等における人材確保・人材育成等
 - ・ケアニーズの高いこどものケアを行うなど養育機能強化のための専門職員の配置を促進するため、専門職等の人材確保や職員等の処遇改善に係る取組に対して、必要な財政支援を行う。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した施設数						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設
児童養護施設	6 施設	7 施設	6 施設	7 施設	9 施設	9 施設
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数						
乳児院	0 人	0 人	0 人	4 人	4 人	4 人
児童養護施設	32 人	40 人	36 人	42 人	52 人	52 人
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】						
家庭支援専門相談員	1 施設					
心理療法担当職員	1 施設					
養育機能強化のための専門職の加配施設数【児童養護施設】						
家庭支援専門相談員	3 施設					
心理療法担当職員	3 施設					
自立支援担当職員	1 施設					
看護師	2 施設	2 施設	2 施設	3 施設	3 施設	3 施設
職業指導員	0 施設					
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】						
家庭支援専門相談員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
心理療法担当職員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】						
家庭支援専門相談員	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
心理療法担当職員	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
自立支援担当職員	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
看護師	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
職業指導員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】						
親子支援事業	0 施設					
家族療法事業	1 施設					
育児指導機能強化事業	1 施設					
医療機関等連携強化事業	1 施設					
障害児等受入体制強化事業	0 施設					
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】						
親子支援事業	1 施設	1 施設	1 施設	2 施設	2 施設	2 施設
家族療法事業	0 施設	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設
育児指導機能強化事業	0 施設	1 施設				
医療機関等連携強化事業	2 施設					
障害児等受入体制強化事業	2 施設					

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
小規模かつ地域分散化した施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	6 施設
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数	
乳児院	0 人
児童養護施設	32 人
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】	
家庭支援専門相談員	1 施設
心理療法担当職員	1 施設
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】	
家庭支援専門相談員	3 施設
心理療法担当職員	3 施設
自立支援担当職員	1 施設
看護師	2 施設
職業指導員	0 施設
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】	
家庭支援専門相談員	1 人
心理療法担当職員	1 人
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】	
家庭支援専門相談員	5 人
心理療法担当職員	4 人
自立支援担当職員	3 人
看護師	2 人
職業指導員	0 人
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】	
親子支援事業	0 施設
家族療法事業	1 施設
育児指導機能強化事業	1 施設
医療機関等連携強化事業	1 施設
障害児等受入体制強化事業	0 施設
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】	
親子支援事業	1 施設
家族療法事業	0 施設
育児指導機能強化事業	0 施設
医療機関等連携強化事業	2 施設
障害児等受入体制強化事業	2 施設

イ 多機能化・機能転換

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

<p>計画改定前の 目標設定の内容</p>	<p>施設で一時保護委託の受入や里親支援、在宅支援の充実化等、施設の多機能化・機能転換を実施する。 一時保護専用施設の設置等、一時保護委託の受入体制の整備が促進される。 里親を包括的に支援するフォスタリング機関の設置による里親委託を推進する。 児童養護施設等における児童相談所や市町等の関係機関との連携による在宅支援を充実する。</p>
<p>直 近 の 取 組 結 果</p>	<p>① 乳児院、児童養護施設における高機能化・多機能化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護体制の整備を促進し、市内児童養護施設 1 か所で一時保護専用施設を設置している。 ・里親支援体制を整備し、里親支援専門相談員を児童養護施設 2 施設、乳児院 1 施設で配置している。 ・在宅支援機能を強化し、子育て短期支援事業を児童養護施設 3 施設、育児指導機能強化事業を乳児院で実施している。 ・措置中児童の早期家庭復帰を支援するため、乳児院で家族療法支援事業を実施している。
<p>令和 6 年度末時点での 目標の達成見込み</p>	<p>① 乳児院、児童養護施設における高機能化・多機能化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内児童養護施設で一時保護専用施設が整備され、一時保護体制の受入が強化された。 ・各施設で里親支援専門相談員が配置され、里親支援体制が強化された。里親包括支援事業の施設への委託は実施していない。 ・児童養護施設で子育て短期支援事業を実施し、在宅支援機能を強化している。その他の家庭支援事業については実施していない。 ・乳児院で育児指導機能強化事業を実施し、在宅支援機能を強化している。家庭支援事業については実施していない。 ・乳児院で家族療法支援事業を実施し、措置児童の早期家庭復帰支援体制を強化している

【地域の現状】

- ・ 児童養護施設及び乳児院は高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた施設計画を策定している。
- ・ 各施設の在宅支援機能強化に向けた事業実施の人員確保等への支援の実施している。
- ・ 乳児院や母子生活支援施設での妊産婦等生活援助事業は未実施であり、実施に向けて関係機関と調整を行っている。
- ・ 児童養護施設、乳児院での子育て短期支援事業を除く家庭支援事業は実施していない。
- ・ 施設への里親支援センター、里親養育包括支援事業の委託は未実施であり、実施に向けて関係機関と調整を行っている。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
一時保護専用施設の整備施設数			
乳児院	0 施設	1 施設	-
児童養護施設	1 施設		
児童家庭支援センターの設置施設数			
乳児院	0 施設	1 施設	-
児童養護施設	0 施設		
その他 (NPO 法人による運営)	1 施設		
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数			
乳児院	0 施設	2 施設	-
児童養護施設	0 施設		
妊産婦等生活援助事業の実施施設数			
乳児院	0 施設	0 施設	-
児童養護施設	0 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て短期支援事業】			
乳児院	0 施設	3 施設	-
児童養護施設	3 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【養育支援訪問事業】			
乳児院	0 施設	0 施設	-
児童養護施設	0 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【一時預かり事業】			
乳児院	0 施設	0 施設	-
児童養護施設	0 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て世帯訪問支援事業】			
乳児院	0 施設	0 施設	-
児童養護施設	0 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【児童育成支援拠点事業】			
乳児院	0 施設	2 施設	2 施設
児童養護施設	0 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【親子関係形成支援事業】			
乳児院	0 施設	2 施設	2 施設
児童養護施設	0 施設		

【資源の整備・取組方針】

- ① 乳児院、児童養護施設における高機能化・多機能化
 - ・児童養護施設等の小規模化等の整備状況や措置入所及び一時保護の状況を鑑みて、一時保護専用施設の整備の必要性を検討する。整備するうえで、一時保護機能のみならず、子育て短期支援事業やレスパイト・ケアなどへの活用が図られるよう調整を行う。
 - ・児童養護施設等への児童家庭支援センターの設置計画はなく、家庭支援事業の委託を優先して実施に向けた調整を進める。
 - ・児童養護施設等の里親支援センター開設に向けて、里親包括支援事業の段階的な委託を調整する。
 - ・母子生活支援施設での妊産婦等生活援助事業の実施を促進するため、施設との連携及び調整を行う。
 - ・施設の高機能化及び多機能化・機能転換を推進するために必要な専門職の確保や職員の雇用環境の改善、研修への積極的な参加に向けた取組について可能な財政支援や情報提供を行う。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
一時保護専用施設の整備施設数						
乳児院	0 施設	1 施設				
児童養護施設	1 施設					
児童家庭支援センターの設置施設数						
乳児院	0 施設	1 施設				
児童養護施設	0 施設					
その他（NPO 法人による運営）	1 施設					
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数						
乳児院	0 施設					
児童養護施設	0 施設	0 施設	1 施設	2 施設	2 施設	2 施設
（その他社会福祉法人等による運営）	0 施設					
妊産婦等生活援助事業の実施施設数						
乳児院	0 施設					
児童養護施設	0 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て短期支援事業】						
乳児院	0 施設	3 施設				
児童養護施設	3 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【養育支援訪問事業】						
乳児院	0 施設					
児童養護施設	0 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【一時預かり事業】						
乳児院	0 施設					
児童養護施設	0 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て世帯訪問支援事業】						
乳児院	0 施設					
児童養護施設	0 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【児童育成支援拠点事業】						
乳児院	0 施設	2 施設				
児童養護施設	0 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【親子関係形成支援事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	2 施設	2 施設	2 施設
児童養護施設	0 施設					

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
一時保護専用施設の整備施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	1 施設
児童家庭支援センターの設置施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
その他（NPO 法人による運営）	1 施設
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
その他（社会福祉法人等による運営）	0 施設
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
市町の家庭支援事業を委託されている施設数	
子育て短期支援事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	3 施設
養育支援訪問事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
一時預かり事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
子育て世帯訪問支援事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
児童育成支援拠点事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
親子関係形成支援事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(4) 障害児入所施設における支援

【地域の現状】

- ・市内に2か所ある福祉型障害児入所施設はいずれもユニット化されており、「できる限り良好な家庭環境」が整備されている。
- ・医療型の障害児入所施設においてユニット化されている施設はない。

項目	現在の状況
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭環境」を整備している施設数	2施設
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭環境」で生活している障害児の数	45人

【資源の整備・取組方針】

- ① 障害児入所支援施設の小規模化
 - ・引き続き、施設に入所する児童が「良好な家庭的環境」において養育される体制を確保する。

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	2施設
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	45人

4. こどもの自立支援の推進

(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	<p>施設や里親に措置されているこどもに対し、措置中から就労や進学に向けた住居や経済的な問題なども含めた相談支援が行われ、希望に沿った自立ができる。</p> <p>措置解除後も、必要に応じた生活相談や就労相談、居住支援や生活支援など、継続的な支援によりこどもが安心して生活をおくることができる。</p> <p>自立に向けた中間ステップとしての自立援助ホームの設置や活用が促進され、退所後にも安全で温かい生活場所が確保される。</p>
直 近 の 取 組 結 果	<p>① 社会的養護自立支援の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市退所児童等アフターケア事業により、措置中から自立に向けた個別相談支援や社会生活に向けた知識や心構え等の集団講習会を実施している。 ・浜松市退所児童等アフターケア事業により、措置解除後の生活・就労相談を実施している。 <p>② 自立援助ホームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の自立援助ホームは令和2年度の1か所から令和5年度は3か所に増加している。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	<p>① 社会的養護自立支援の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市退所児童等アフターケア事業により、措置中及び措置解除後の自立支援を実施し、措置解除者の生活スタイルや状況、希望に合わせた支援を行っている。 ・浜松市児童養護施設の実家的機能による自立支援事業の実施により、一時的に生活が困難となった措置解除者へ安心安全な生活場所を提供している。 <p>② 自立援助ホームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立援助ホームの増設置により、中学卒業後の自立に向けた生活場所を確保し、こどもの安定した社会生活の基盤づくりに寄与している。

【地域の現状】

- ・ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

現状値	R7	R8	R9	R10	R11
111 人	111 人	108 人	106 人	105 人	102 人

※18 歳から 29 歳までの者を対象として見込を推計

- ・ 社会的養護自立支援拠点事業について未実施であり、児童養護施設等と実施に向けて調整を行っている。
- ・ 社会的養護自立支援協議会について未設置であり、設置の必要性について今後検討する。
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅰ型実施事業所（自立援助ホーム）は市内に3か所設置されている。
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅱ型は市内の児童養護施設3施設で実施されている。
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅲ型は未実施である。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童自立生活援助事業の実施箇所数			
Ⅰ型（定員）	22 人	26 人	4 人
Ⅱ型（定員）	6 人	9 人	3 人
Ⅲ型（定員）	0 人	2 人	2 人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0 箇所	1 箇所	1 箇所
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	未実施	要検討	要検討

【資源の整備・取組方針】

- ① 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ・ 里親委託も含めたすべての措置解除者が自立後の生活を安定的に送るための相談支援体制や自立生活が困難となった者の一時的な避難場所として機能する社会的養護自立支援拠点事業所を市内1か所に整備する。
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業の実施にあたっては、措置解除者が相談しやすい体制を構築する。
 - ・ 児童自立生活援助事業Ⅰ型～Ⅲ型については、施設整備や入所措置の状況を確認しながら、適切に事業が実施できる体制が整備されるよう施設への支援を行う。
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業を実施するなかで、支援を必要とする措置解除者等の数や実情の把握を行い、社会的養護自立支援協議会の設置について検討する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童自立生活援助事業の実施箇所数						
Ⅰ型（定員）	22人	26人	26人	26人	26人	26人
Ⅱ型（定員）	6人	7人	9人	9人	9人	9人
Ⅲ型（定員）	0人	0人	0人	2人	2人	2人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

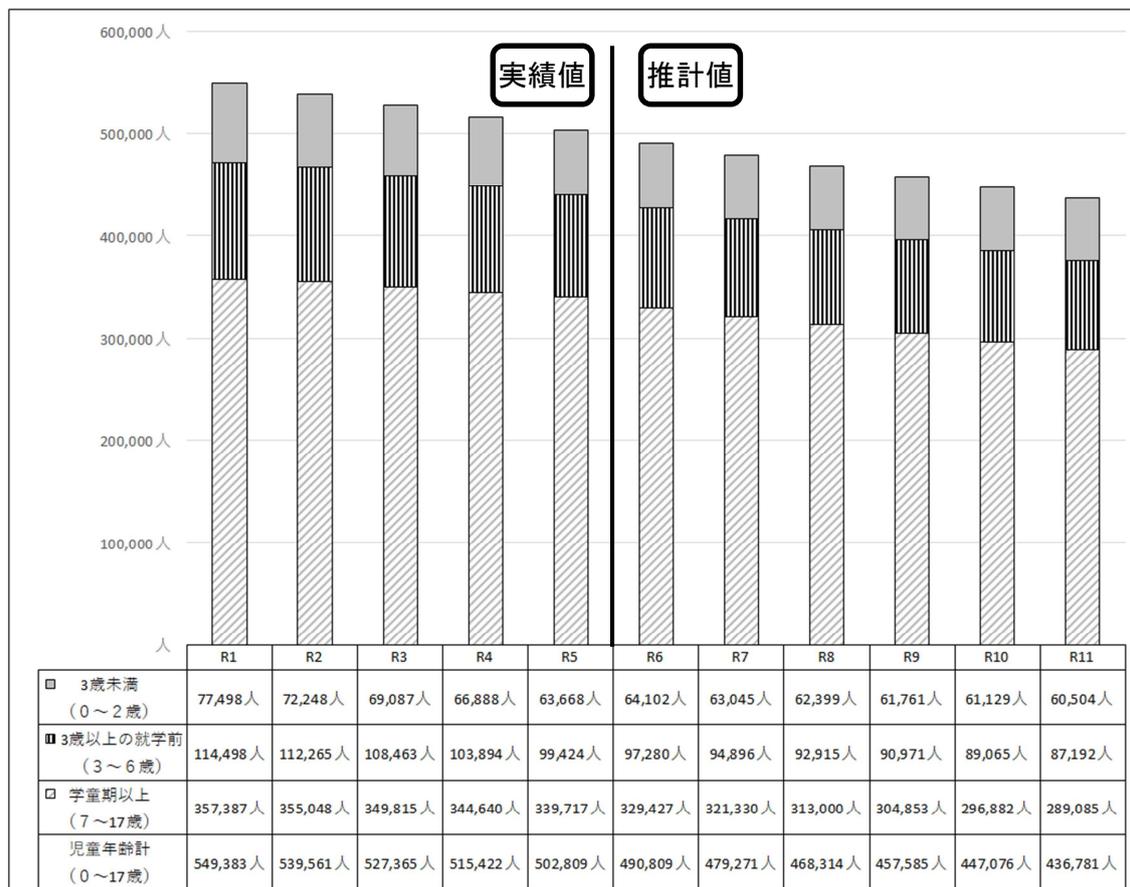
【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童自立生活援助事業の実施箇所数	
Ⅰ型（定員）	22人
Ⅱ型（定員）	6人
Ⅲ型（定員）	0人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	未実施
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	未実施

参考データ

本計画の策定するにあたり参考としたデータ等は次のとおりである。

1 こどもの将来人口



<出典>

令和5年まで 静岡県年齢別推計人口（静岡県）

令和6年以降 日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）
から令和5年度までの実績を踏まえ推計値を算出

2 市町のこども家庭センターの設置状況（令和6年12月1日現在）

市町名	名称	設置年月日
静岡市	葵こども家庭センター	令和6年4月1日
	駿河こども家庭センター	令和6年4月1日
	清水こども家庭センター	令和6年4月1日
浜松市	中央こども家庭センター	令和6年4月1日
	東こども家庭センター	令和6年4月1日
	西こども家庭センター	令和6年4月1日
	南こども家庭センター	令和6年4月1日
	浜名こども家庭センター	令和6年4月1日
	北こども家庭センター	令和6年4月1日
	天竜こども家庭センター	令和6年4月1日
藤枝市	藤枝市こども家庭センター「えだっこサポ」	令和5年4月1日
焼津市	焼津市こども家庭センター	令和5年8月14日
三島市	三島市こども家庭センター	令和5年10月1日
伊豆市	伊豆市こども家庭センター	令和6年4月1日
伊豆の国市	伊豆の国市こども家庭センター	令和6年4月1日
裾野市	こども家庭センター	令和6年4月1日
沼津市	沼津市こども家庭センター	令和6年4月1日
御殿場市	子育てサポートセンターごてんば	令和6年4月1日
清水町	清水町こども家庭センター	令和6年4月1日
長泉町	こども家庭センター	令和6年4月1日
富士市	富士市こども家庭センター	令和6年4月1日
島田市	島田市こども家庭センター	令和6年4月1日
牧之原市	牧之原市こども家庭センター	令和6年4月1日
磐田市	こども若者家庭センター	令和6年4月1日
掛川市	掛川市こども家庭センター	令和6年4月1日
菊川市	菊川市こども家庭センター	令和6年4月1日
伊東市	伊東市こども家庭センター	令和6年8月1日
森町	森町こども家庭センター	令和6年10月1日

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

3 母子生活支援施設数

	R1	R2	R3	R4	R5
静岡県	1	1	1	1	1
静岡市	1	1	1	1	1
浜松市	1	1	1	1	1
計	3	3	3	3	3

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

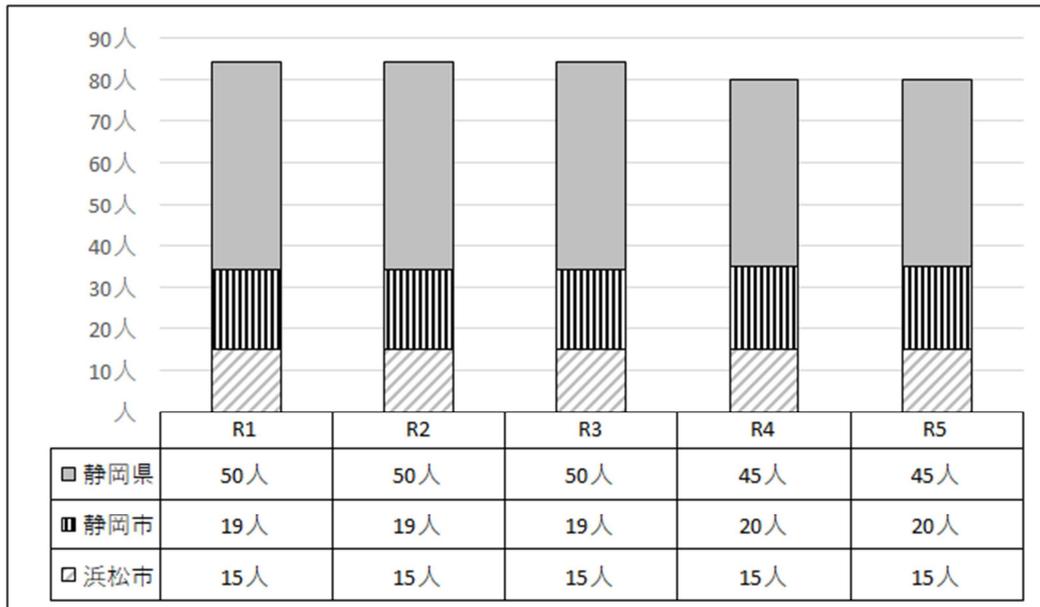
4 児童家庭支援センター設置数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
静岡県	3	3	3	3	3
浜松市	1	1	1	1	1
計	4	4	4	4	4

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

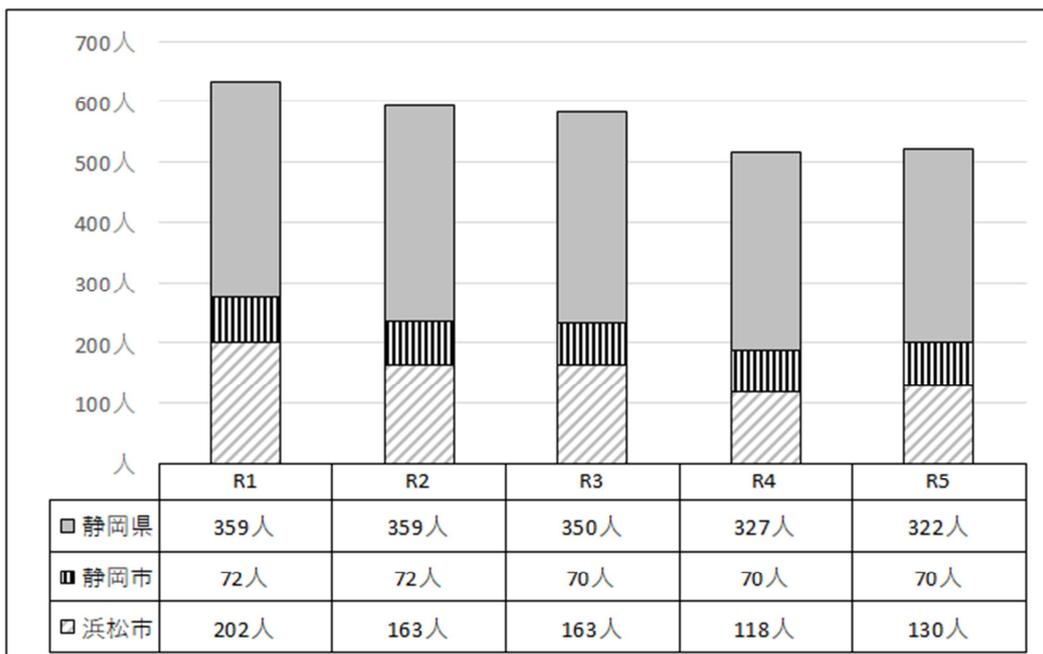
5 施設の状況

○乳児院入所定員数



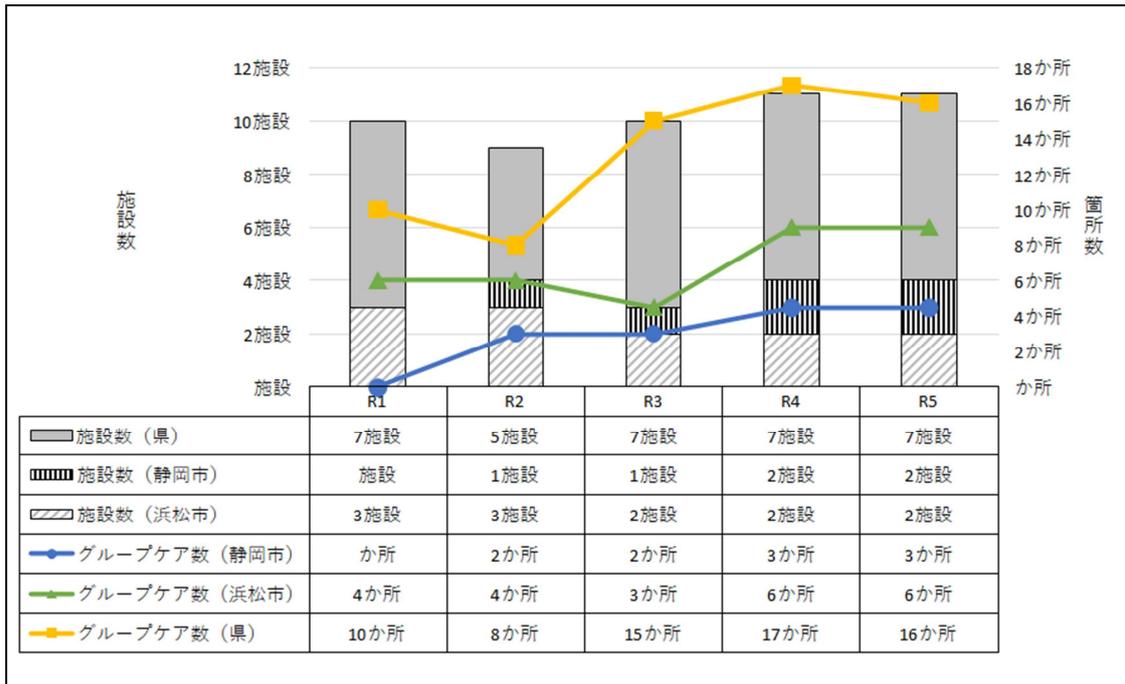
<出典> 静岡県こども家庭課調べ

○児童養護施設入所定員数



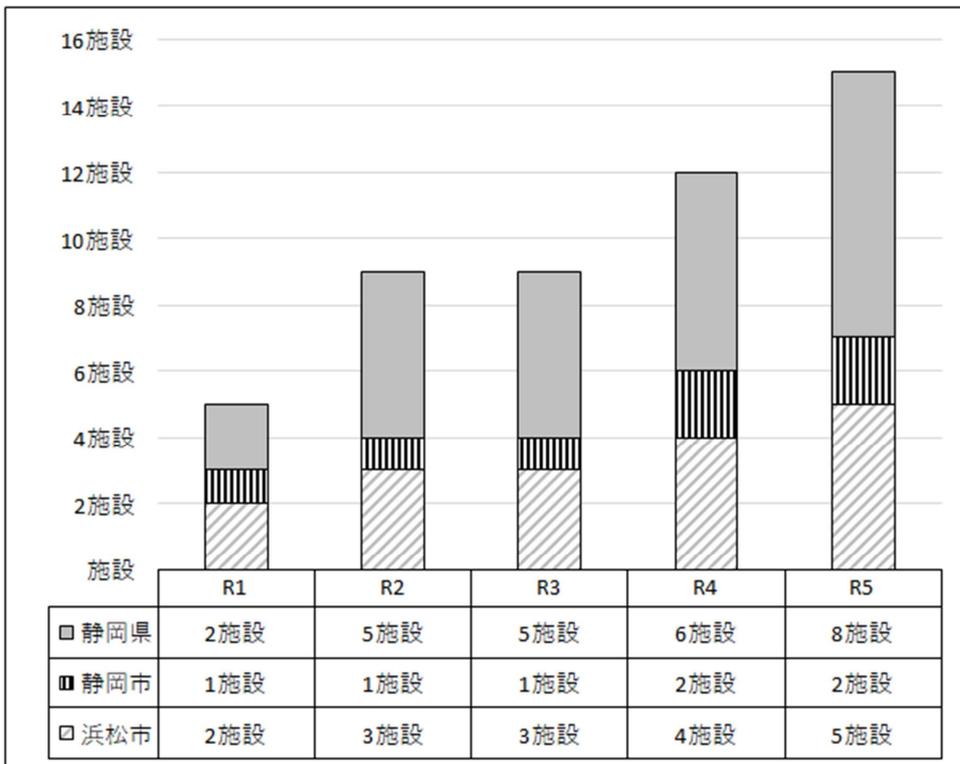
<出典> 静岡県こども家庭課調べ

○小規模グループケア（敷地内+分園型）実施数



<出典> 静岡県こども家庭課調べ

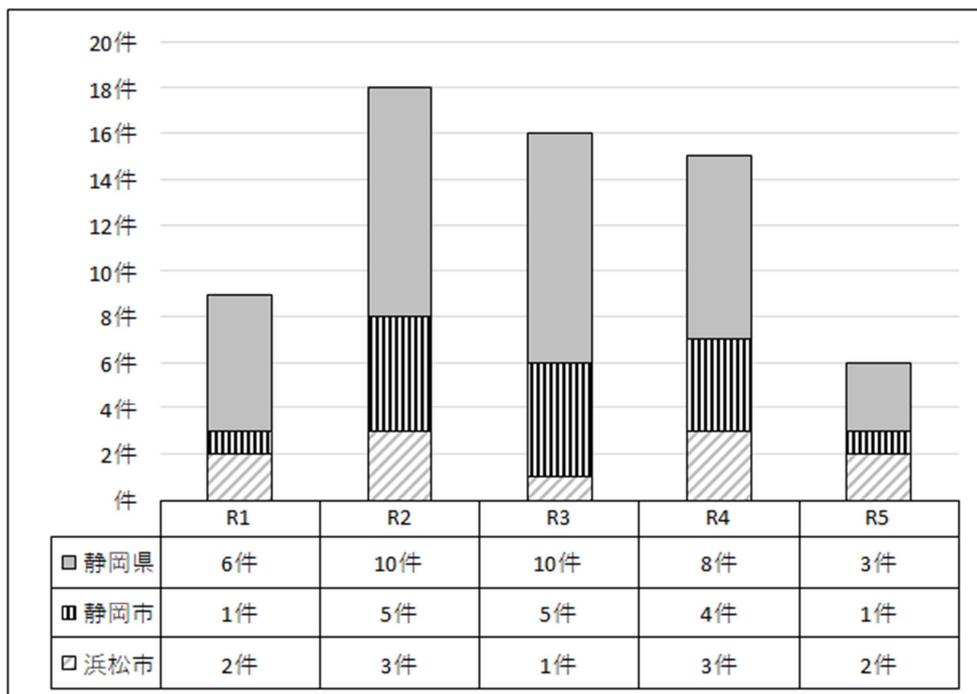
○地域小規模児童養護施設数



<出典> 静岡県こども家庭課調べ

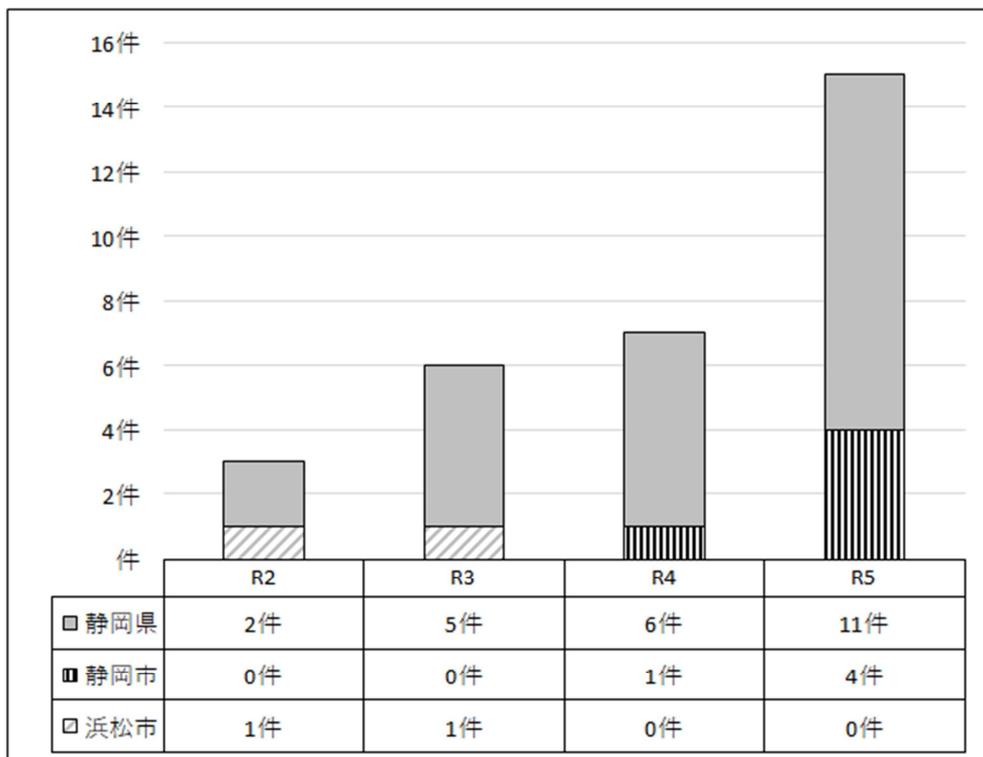
6 特別養子縁組成立件数

○児童相談所のあっせんによる特別養子縁組成立件数



<出典> 静岡県こども家庭課調べ

7 里親不調の状況



<出典> 静岡県こども家庭課調べ

8 自立支援の状況

○社会的養護自立支援事業実施数（継続支援計画作成数）

(人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
静岡県	56人	77人	70人	68人	108人

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

○生活相談支援事業実施数

(人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
静岡市	14人	15人	25人	25人	31人

<出典> 静岡市児童相談所調べ

○退所児童等アフターケア事業実施数

(人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
浜松市	103人	59人	46人	48人	71人

<出典> 浜松市子育て支援課調べ

○自立援助ホーム入所定員数（年度末現在）

(人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
静岡県所管	18人	24人	24人	30人	42人
浜松市所管	6人	6人	12人	12人	21人

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

9 児童相談所の状況（各年度4月1日現在）

○児童福祉司数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
静岡県	58人	66人	72人	81人	86人
静岡市	20人	22人	24人	23人	24人
浜松市	26人	27人	28人	29人	29人

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

○児童心理司数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
静岡県	23人	27人	27人	31人	32人
静岡市	9人	10人	9人	9人	10人
浜松市	12人	12人	12人	13人	14人

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

用語集

あ行

アセスメント	援助を開始するにあたって、問題状況を把握し理解するソーシャルワークのプロセスの一つ。問題状況の確認、情報の収集と分析、援助の方法の選択と計画までを含む幅広い概念である。
新しい社会的養育ビジョン	平成29年8月2日付けで新たな社会的養育の在り方に関する検討会が策定したものの。平成28年改正児童福祉法の理念を具体化するため「新しい社会的養育ビジョン」とそこに至る工程を示すものとしている。
アドボケーター（意見表明等支援員）	こどもの立場に立って、①こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）、②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）者。
新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン	令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定により発表された。令和4年9月2日の関係閣僚会議において、令和4年度改正児童福祉法やこども家庭庁の創設を踏まえた新たな総合的対策である「児童虐待防止対策の更なる推進について」が決定され、児童相談所や市町村の体制強化を引き続き計画的に進めていくため策定された。本プランの対象期間は令和5年度から令和8年度までとし、令和6年度までに児童福祉司を1,060人増員、令和8年度までに児童心理司を950人増員することなどを目標に掲げている。
意見聴取等措置	都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親等委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等に意見聴取等を実施すること。 こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。
意見表明等支援員	こどもの立場に立ってこどもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、こどもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁して伝達したりする者。
意見表明等支援事業	児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっているこども等を対象とし、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等によりこどもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等の支援を行うこと。
一時預かり事業	市町村による家庭支援事業の一つ。家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。
一時保護（緊急一時保護）	こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、虐待を受けたこどもや非行のこども、養護を必要とするこども等の最善の利益を守るために行われるもの。

用語集

援助方針（援助指針）	こどもの最善の利益を追求するための指針（方針）であり、効果的な援助を実施するためには、個々の子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、援助の目標を立て、その目標を達成するために具体的で実効性のあることが求められる。
親子関係形成支援事業	市町村による家庭支援事業の一つ。親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行う。
親子再統合支援事業	親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童福祉司、児童心理司、医師その他の親子の再統合のための相談及び助言その他の必要な支援についての専門的知識及び経験を有する者により、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行うこと。「親子関係再構築支援」と同義。

か行

家族療法・保護者支援プログラム	子どもを含む家族全体へのアプローチによる援助や子どもとの適切な関わり方を学ぶプログラムの実施等、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組のこと。
家庭支援事業	子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援を行う市町村事業。「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「一時預かり事業」の6事業からなる。
家庭養育優先原則	国及び地方公共団体の責務であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるように児童の保護者を支援を行い、これが困難又は適当でない場合には、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境（里親等）」において継続的に養育されるようにし、これも困難な場合には「できる限り良好な家庭的環境（地域小規模児童養護施設等）」において養育されるよう、必要な措置を講じること。
ケースワーク	援助者が、利用者の生活課題を把握し、課題解決の方法として様々なアプローチを実践すること。
行動観察	援助方針を定めるため、一時保護したこどもの生活場面について、子どもと関わりながらこどもの状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討等を行う。
子育て世帯訪問支援事業	市町村による家庭支援事業の一つ。家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みの傾聴や家事・子育て等の支援を実施する。

用語集

子育て短期支援事業	市町村による家庭支援事業の一つ。保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合等に、児童養護施設やその他の保護を適切に行うことができる施設又は里親等が一定期間、養育・保護その他の支援を行う。「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」に分かれる。
こども	心身の発達の過程にある者であり、年齢は問わない。 ※改定前の計画においては、児童福祉法における「児童」と同様に、満18歳未満の者を指す。
こどもの権利ノート	児童養護施設をはじめとする児童福祉施設にこどもたちが入所する際に配布される小冊子。施設内でこどもの権利が守られることに関してわかりやすく説明されているほか、施設の外に相談したくなった際の自治体の担当窓口および施設の第三者委員の連絡先などが掲載されている。
こども家庭センター	市町村における「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。令和4年改正福祉法により、市町村はこども家庭センターの設置に努めることとされた。
こども家庭ソーシャルワーカー	こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を配置していくため、令和4年度改正児童福祉法により創設された認定資格。児童や家庭への相談支援等によるソーシャルワークを行う「児童相談所や市町村（こども家庭センター）、児童福祉施設」への配置が想定されている。
こどもの自立支援資金貸付事業	児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者若しくは里親等の委託が解除された者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援する。 また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援する。

さ行

里親（里親制度）	保護者の病気、家出、離婚あるいは保護者に養育されることが適当でないなどの理由から、家庭で生活することができないこどもたちを、保護者に代わって、一時的にあるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で養育する者。希望する者で都道府県知事がこどもを委託する者として適当と認め、里親名簿に登録された者。
里親会	児童福祉法に規定する里親制度の普及発展を図るとともに、里親相互の研修親睦を行い、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とした組織。

用語集

<p>里親等委託率</p>	<p>乳児院及び児童養護施設に入所措置されているこども及び里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数に占める里親及びファミリーホームに委託されているこども数の割合。</p> <p>【算定式】</p> $(\text{里親・ファミリーホームの委託児童数}) \div (\text{里親・ファミリーホームの委託児童数} + \text{乳児院・児童養護施設の入所児童数})$															
<p>里親等稼働率</p>	<p>里親等が受託可能なこども数に対する里親等へ委託されているこども数の割合。</p> <p>【算定式】</p> $(\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}) \div (\text{乳児院・児童養護施設の入所時同数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数})$															
<p>里親等登録率</p>	<p>代替養育を必要とするこども数に対する里親等が受託可能なこども数の割合。</p> <p>【算定式】</p> $(\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}) \div (\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数})$															
<p>里親支援センター</p>	<p>里親支援事業（フォスタリング業務）を行うほか、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とした児童福祉施設。</p> <p>【里親支援センターと民間フォスタリング機関の比較】</p> <table border="1" data-bbox="595 1070 1313 1518"> <thead> <tr> <th></th> <th>里親支援センター</th> <th>民間フォスタリング機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業内容</td> <td>以下をはじめとした一貫した里親支援業務（＝フォスタリング業務）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・里親等のリクルート及びアセスメント ・里親への研修 ・こどもと里親等のマッチング ・こどもの里親等委託中における里親等養育への支援 ・里親等に委託されたこどもの自立支援 等 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>地方公共団体又は社会福祉法人等</td> <td>都道府県（指定都市等を含む）からフォスタリング業務の委託を受けた民間機関</td> </tr> <tr> <td>運営方法</td> <td>児童福祉施設として認可を受け実施</td> <td>都道府県からフォスタリング業務の全部委託を受け実施 （業務の一部のみの委託も可能）</td> </tr> <tr> <td>制度開始</td> <td>令和6年4月～</td> <td>平成29年4月～ ※フォスタリング業務が都道府県業務として法定化</td> </tr> </tbody> </table>		里親支援センター	民間フォスタリング機関	事業内容	以下をはじめとした一貫した里親支援業務（＝フォスタリング業務）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・里親等のリクルート及びアセスメント ・里親への研修 ・こどもと里親等のマッチング ・こどもの里親等委託中における里親等養育への支援 ・里親等に委託されたこどもの自立支援 等 		実施主体	地方公共団体又は社会福祉法人等	都道府県（指定都市等を含む）からフォスタリング業務の委託を受けた民間機関	運営方法	児童福祉施設として認可を受け実施	都道府県からフォスタリング業務の全部委託を受け実施 （業務の一部のみの委託も可能）	制度開始	令和6年4月～	平成29年4月～ ※フォスタリング業務が都道府県業務として法定化
	里親支援センター	民間フォスタリング機関														
事業内容	以下をはじめとした一貫した里親支援業務（＝フォスタリング業務）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・里親等のリクルート及びアセスメント ・里親への研修 ・こどもと里親等のマッチング ・こどもの里親等委託中における里親等養育への支援 ・里親等に委託されたこどもの自立支援 等 															
実施主体	地方公共団体又は社会福祉法人等	都道府県（指定都市等を含む）からフォスタリング業務の委託を受けた民間機関														
運営方法	児童福祉施設として認可を受け実施	都道府県からフォスタリング業務の全部委託を受け実施 （業務の一部のみの委託も可能）														
制度開始	令和6年4月～	平成29年4月～ ※フォスタリング業務が都道府県業務として法定化														
<p>施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業</p>	<p>児童養護施設等に入所しているこどもや里親に委託されているこどもの将来の安定した自立を図るため、児童福祉法の措置期間が終わる20歳から大学等の卒業までの間、修学支援を実施する。具体的な支援内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 児童養護施設、里親 ほか ・進学先 学校教育法に定める大学、短期大学、専修学校、各種学校 ・対象期間 満20歳の日から20歳時に在籍していた大学等を卒業する月まで ・基準額 毎年度予算で定められた額を支給 															
<p>児童育成支援拠点事業</p>	<p>市町村による家庭支援事業の一つ。虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的として、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎ等の支援を包括的に提供する。</p>															

用語集

児童家庭支援センター	地域のこどもの福祉に関する各般の問題につき、こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする者に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設。
児童自立生活援助事業	義務教育終了後、里親やファミリーホームへの委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業。 自立援助ホームで実施する形態を「Ⅰ型」、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設で実施する形態を「Ⅱ型」、ファミリーホーム又は里親の居宅で実施する形態を「Ⅲ型」という。
児童心理司	児童やその保護者などの相談に応じ、診断面接や心理検査、観察などによって心理診断、また、必要な助言や指導を行う者
児童相談所	都道府県や政令指定都市に設置が義務付けられている児童福祉の第一線機関。児童福祉司、児童相談員、児童心理司、精神科医、小児科医が配置され、こどもの養護に関する相談に応じ、継続して援助が必要であると判断される場合には、医学や心理学社会学などの異なった観点から情報が集められ、これをもとに今後の援助が決定される。また、こどもの安全が脅かされ、緊急に保護を必要とする場合などに一時保護を行う。
児童福祉司	こどもの福祉に関する子どもや保護者からの相談に応じ、支援や調査を行う者
児童養護施設	保護者のないこども、虐待されているこどもなど、環境上養護を要するこどもを入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。原則的に入所対象者は、1歳以上18歳未満だが、必要がある場合には20歳まで延長することが出来る。
社会的養護	様々な事情により家庭で暮らすことのできない子ども達を家庭にかわって、公的に養育する仕組み。
社会的養護自立支援拠点事業	措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行い、将来の自立に結びつける事業。
ショートステイ事業	短期入所生活援助（ショートステイ）事業。 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行う。

用語集

小規模グループケア	児童養護施設においては6人以下、乳児院においては4人以上6人以下の小規模なグループ単位で行われる養護体制。 本体施設内又は敷地内に設置されるものと、分園として設置されるものがある。
自立援助ホーム	義務教育終了後に、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職することも等のうち、なお、援助の必要な子どもを入所させ、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行う事によって、社会的に自立するよう援助する施設。
真実告知	里親や養親等が子どもに生い立ちを伝えること。単に「血縁上の親が別にいること」「養育者と血のつながりがないこと」を告げるという意味ではなく、「この世に生を受けたことのすばらしさ」「あなたと共に暮らせるようになった喜び」や子どもの生い立ちなどについて、嘘の無い「真実」として子どもに伝えること。
SV（スーパービジョン、スーパーバイズ）	スーパーバイザー（熟練した援助者）が、スーパーバイジー（経験の少ない援助者）の専門的知識や技術を向上させ、利用者へのサービスの質を高めるために助言や指導、管理等を行うこと。
専門里親	省令で定める要件に該当する養育里親であって、①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、②非行のある若しくは非行に結び付くおそれのある行動をする児童、又は③身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたもの。
措置（制度）	社会福祉分野においては、福祉サービス提供の可否が行政の判断に基づき行われる給付の決定と給付のことを指す。 児童相談所長には、児童福祉司等による在宅指導措置、児童福祉施設や里親等への入所・委託措置等を行う権限が都道府県知事から委任されている。

た行

第三者評価	事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が評価する事業のこと。
代替養育	子ども自身の家族が適切な支援を受けているにも関わらずその子どもに十分な養護を提供できない場合、子どもの権利を保護し適切な代替的養護を確保すること。
地域小規模児童養護施設	児童養護施設における分園の内、地域小規模児童養護施設設置運営要綱の基準に適合するものとして都道府県知事、政令指定都市市長又は児童相談所設置都市市長の指定を受けたもの。定員6人。
中核市	平成6年6月の自治法の一部改正により創設された制度。人口30万人以上の市の申し出により政令で指定される。令和元年度末時点では、県内には中核市はない。
DV（domestic violence）	家庭内暴力とも呼ばれる。家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為のことであるが、日本では、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

用語集

特別養子縁組	こどもの福祉の増進を図るために、養子となるこどもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。
--------	---

な行

乳児院	乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。原則的に入所対象者は1歳未満だが、必要がある場合には小学校入学以前の幼児も養育することが出来る。
乳児院等多機能化推進事業	乳児院等における育児指導機能の強化、医療機関との連携強化や障害児受け入れ機能の強化など、多機能化等に向けた取組みを推進する事業。
妊産婦等生活援助事業	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

は行

パーマナンスー（保障）	永続的な人間関係や生活の場を保障することであり、こどもの発達支援、自立支援における基本的な視点。永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障。
ピアサポート	専門家によるサポートではなく、同じ悩みを持つ仲間、同じ環境にいる者同士で支え合うこと。お互いに対等な関係の中での相互援助である。
ファミリーホーム	養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもに対し、この事業を行う住居（ファミリーホーム）において、こども間の相互作用を活かしつつ、こどもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、こどもの自立を支援することを目的とするもの。
ファミリーグループカンファレンス	保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者であるこどもや保護者、その親族等を構成員とし、当該こどもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会のこと。
フォスタリング業務	里親等のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親等に対する研修、こどもと里親等のマッチング、こどもの里親等委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援であり、都道府県が行うべき業務。全部又は一部について、民間機関へ委託して実施することが可能。
フォスタリング機関	一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関。 具体的には、里親支援センター、フォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関、児童相談所が該当する。
分園型小規模グループケア	児童養護施設（本体）とは別に敷地外でグループホームとして行われる養護体制。
保護者カウンセリング	児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医、臨床心理士等の協力を得て、こどもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施すること。

用語集

母子生活支援施設	児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
----------	---

ま行

マッチング	家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断されたこどもについて、そのこどもに最も適合すると考えられる委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等。															
民間あっせん機関	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）において、都道府県知事の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者。															
民間フォスタリング機関	<p>都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関。 【里親支援センターと民間フォスタリング機関の比較（再掲）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>里親支援センター</th> <th>民間フォスタリング機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業内容</td> <td colspan="2"> 以下をはじめとした一貫した里親支援業務（＝フォスタリング業務）の実施 ・里親等のリクルート及びアセスメント ・里親への研修 ・こどもと里親等のマッチング ・こどもの里親等委託中における里親等養育への支援 ・里親等に委託されたこどもの自立支援 等 </td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>地方公共団体又は社会福祉法人等</td> <td>都道府県（指定都市等を含む）からフォスタリング業務の委託を受けた民間機関</td> </tr> <tr> <td>運営方法</td> <td>児童福祉施設として認可を受け実施</td> <td>都道府県からフォスタリング業務の全部委託を受け実施（業務の一部のみの委託も可能）</td> </tr> <tr> <td>制度開始</td> <td>令和6年4月～</td> <td>平成29年4月～ ※フォスタリング業務が都道府県業務として法定化</td> </tr> </tbody> </table>		里親支援センター	民間フォスタリング機関	事業内容	以下をはじめとした一貫した里親支援業務（＝フォスタリング業務）の実施 ・里親等のリクルート及びアセスメント ・里親への研修 ・こどもと里親等のマッチング ・こどもの里親等委託中における里親等養育への支援 ・里親等に委託されたこどもの自立支援 等		実施主体	地方公共団体又は社会福祉法人等	都道府県（指定都市等を含む）からフォスタリング業務の委託を受けた民間機関	運営方法	児童福祉施設として認可を受け実施	都道府県からフォスタリング業務の全部委託を受け実施（業務の一部のみの委託も可能）	制度開始	令和6年4月～	平成29年4月～ ※フォスタリング業務が都道府県業務として法定化
	里親支援センター	民間フォスタリング機関														
事業内容	以下をはじめとした一貫した里親支援業務（＝フォスタリング業務）の実施 ・里親等のリクルート及びアセスメント ・里親への研修 ・こどもと里親等のマッチング ・こどもの里親等委託中における里親等養育への支援 ・里親等に委託されたこどもの自立支援 等															
実施主体	地方公共団体又は社会福祉法人等	都道府県（指定都市等を含む）からフォスタリング業務の委託を受けた民間機関														
運営方法	児童福祉施設として認可を受け実施	都道府県からフォスタリング業務の全部委託を受け実施（業務の一部のみの委託も可能）														
制度開始	令和6年4月～	平成29年4月～ ※フォスタリング業務が都道府県業務として法定化														

や行

ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
ヤングケアラー個別ケース支援のためのアドバイザー	ヤングケアラーの支援はヤングケアラーのみならず、そのケアの相手も支援することが求められることから、市町が多機関連携したヤングケアラー支援が行えるよう県が配置した市町に対して助言を行う者。
養育里親	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者のうち、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、名簿に登録されたもの。

用語集

養育支援訪問事業	市町村による家庭支援事業の一つ。対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。 ①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。 ②出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。 ③不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善やこどもの発達保障等のための相談・支援。 ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了によりこどもが復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
養親希望者手数料補助金事業	養親希望者の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料について、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助する事業。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される機関であり、支援対象児童等に関する情報の交換と支援の協議を行う。平成19年改正児童福祉法において地方公共団体における設置が努力義務化されたことから、市町村における設置が促進されている。

ら行

レスパイト・ケア	在宅でケアをしている家族を一時的に代替することで、家族が一時的にケアや介護から離れて休息し、リフレッシュが図れる家族支援サービスの1つ。 児童を養育している里親及びファミリーホーム養育者に対しては、一時的な休息のために、施設や他の里親、ファミリーホームにおいて当該児童の養育を代替するレスパイト・ケア制度がある。
----------	---

英数

OJT (On the Job Training)	仕事中に仕事を通じた教育訓練を行うこと。
---------------------------	----------------------

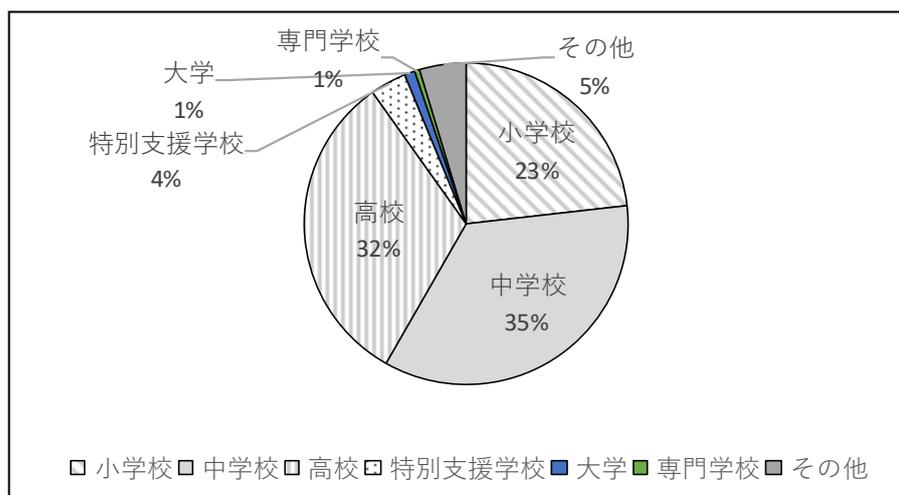
資料編

1 静岡県「こどもの意識アンケート調査」調査結果

区分	内 容				
実施期間	令和6年7月30日～8月30日				
実施目的	静岡県社会的養育推進計画の改定のため児童養護施設等へ入所しているこどもや里親・ファミリーホームに委託されているこどもの意識や状況を把握するため				
実施方法	郵送にて送付、郵送にて回収				
調査対象	令和6年7月1日現在時点で、施設に入所又は里親・ファミリーホームに委託されている小学校4年生以上のこども				
回 答 数	【集計値】				
		対象数	回収数	回収率	
	施設に入所しているこども	171	160	93.6%	
	里親・ファミリーホームに委託されているこども	62	34	54.8%	
	【内訳】				
		施設入所		里親・ファミリーホーム	
		回答者数	割合	回答者数	割合
	小学4年	10人	6.2%	3人	8.8%
	小学5年	15人	9.3%	2人	5.9%
	小学6年	11人	6.9%	3人	8.8%
	中学1年	18人	11.3%	2人	5.9%
	中学2年	17人	10.6%	4人	11.8%
	中学3年	24人	15.0%	3人	8.8%
高校1年	19人	11.9%	3人	8.8%	
高校2年	18人	11.3%	3人	8.8%	
高校3年	12人	7.5%	7人	20.6%	
その他	16人	10.0%	4人	11.8%	
合計	160人	100.0%	34人	100.0%	

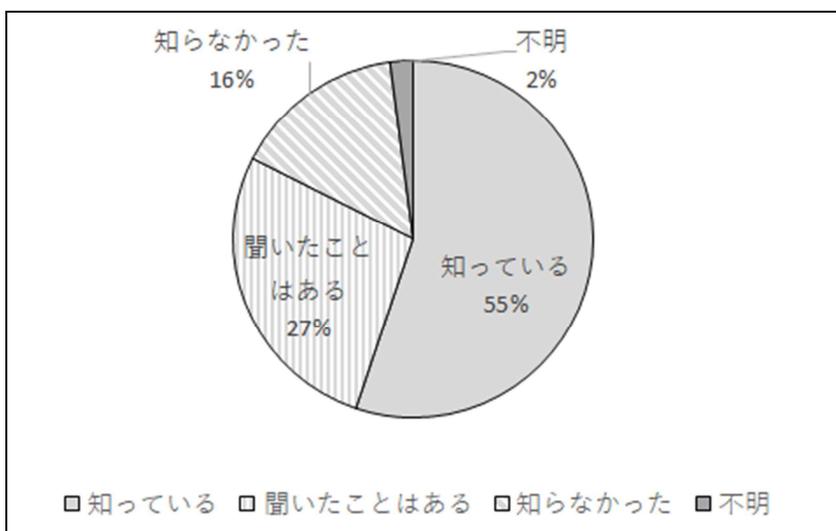
問1 - (1) あなたが通う学校を教えてください。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
小学校	37	23%	8	24%	45	23%
中学校	59	37%	9	26%	68	35%
高校	49	31%	13	38%	62	32%
特別支援学校	6	4%	1	3%	7	4%
大学	1	1%	1	3%	2	1%
専門学校	1	1%	0	0%	1	1%
その他	7	4%	2	6%	9	5%
合計	160	100%	34	100%	194	100%



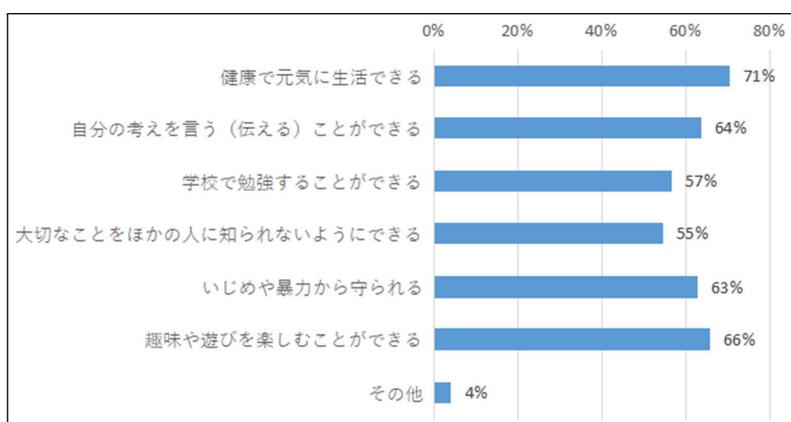
問2 - (1) 「こどもの権利」について知っていますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
知っている	89	56%	18	53%	107	55%
聞いたことはある	40	25%	13	38%	53	27%
知らなかった	29	18%	1	3%	30	15%
不明	2	1%	2	6%	4	2%
合計	160	100%	34	100%	194	100%



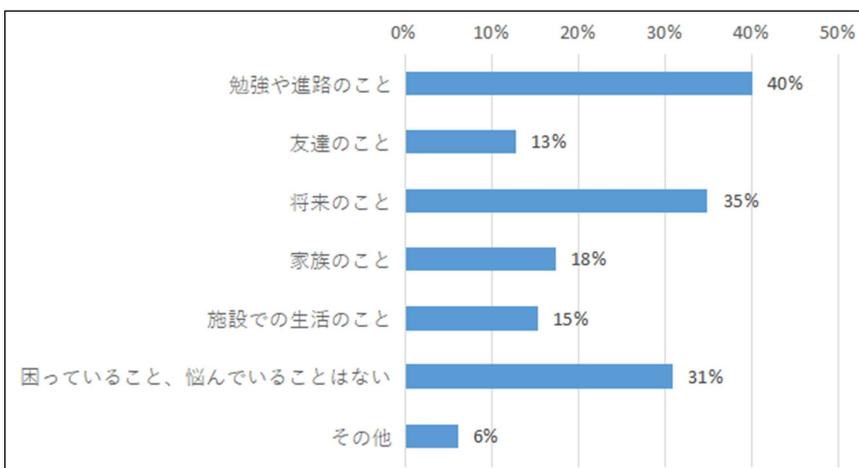
問2 - (2) 「こどもの権利」で特に大切だと思う項目を教えてください。
(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
健康で元気に生活できる	110	69%	27	79%	137	71%
自分の考えを言う(伝える)ことができる	97	61%	27	79%	124	64%
学校で勉強することができる	88	55%	22	65%	110	57%
大切なことをほかの人に知られないようにできる	85	53%	21	62%	106	55%
いじめや暴力から守られる	97	61%	25	74%	122	63%
趣味や遊びを楽しむことができる	106	66%	22	65%	128	66%
その他	7	4%	1	3%	8	4%
合計	590		145		735	



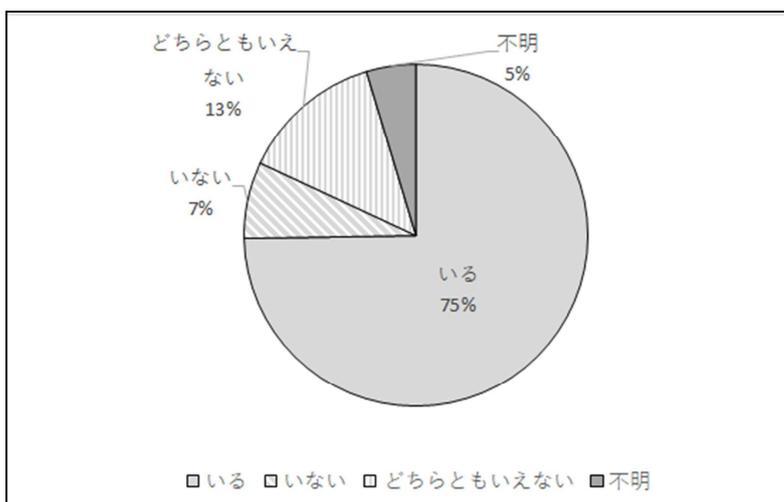
問3 - (1) 今、困っている・悩んでいることを教えてください。(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
勉強や進路のこと	62	39%	16	47%	78	40%
友達のこと	20	13%	5	15%	25	13%
将来のこと	52	33%	16	47%	68	35%
家族のこと	27	17%	7	21%	34	18%
施設での生活のこと	27	17%	3	9%	30	15%
困っていること、悩んでいることはない	50	31%	10	29%	60	31%
その他	11	7%	1	3%	12	6%
合計	249		58		307	



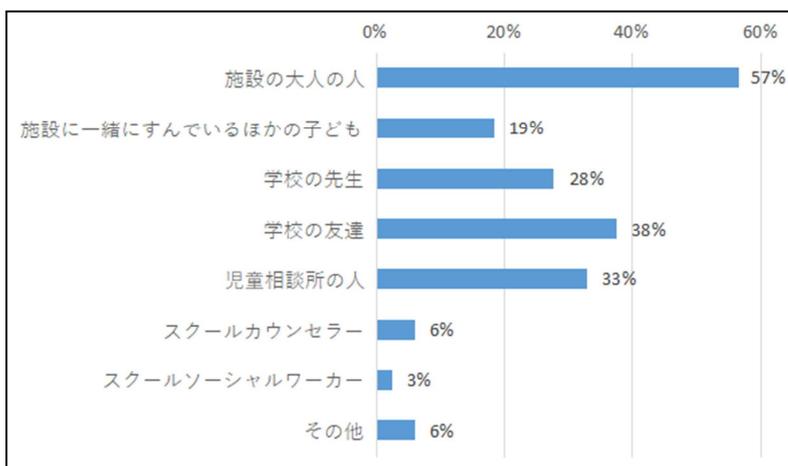
問3 - (2) 困ったり悩んだときに相談できる人がいますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
いる	116	73%	29	85%	145	75%
いない	14	9%	0	0%	14	7%
どちらともいえない	23	14%	3	9%	26	13%
不明	7	4%	2	6%	9	5%
合計	160	100%	34	100%	194	100%



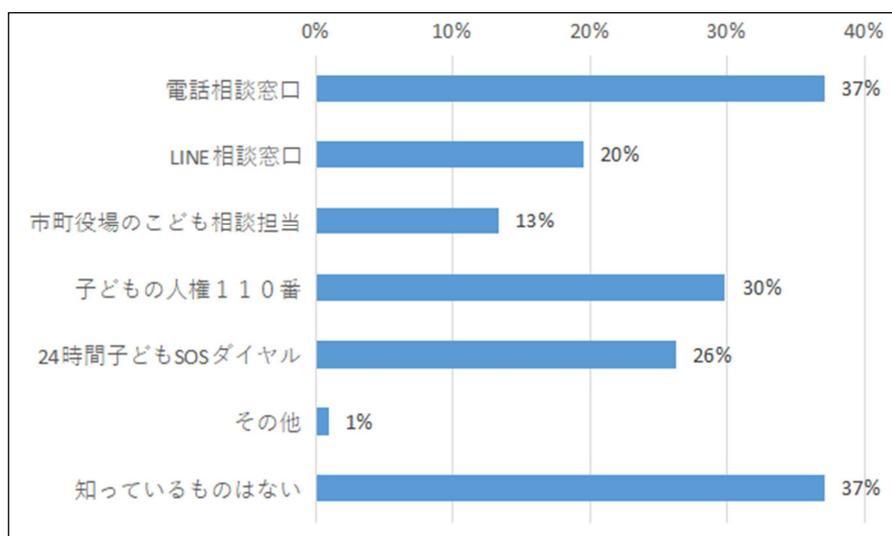
問3 - (3) 困っていたり、悩んだりしている時に相談できる人はいますか。(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
施設の大人の人	84	53%	26	76%	110	57%
施設と一緒にすんでいるほかの子ども	32	20%	4	12%	36	19%
学校の先生	44	28%	10	29%	54	28%
学校の友達	57	36%	16	47%	73	38%
児童相談所の人	47	29%	17	50%	64	33%
スクールカウンセラー	6	4%	6	18%	12	6%
スクールソーシャルワーカー	4	3%	1	3%	5	3%
その他	11	7%	1	3%	12	6%
合計	285		81		366	



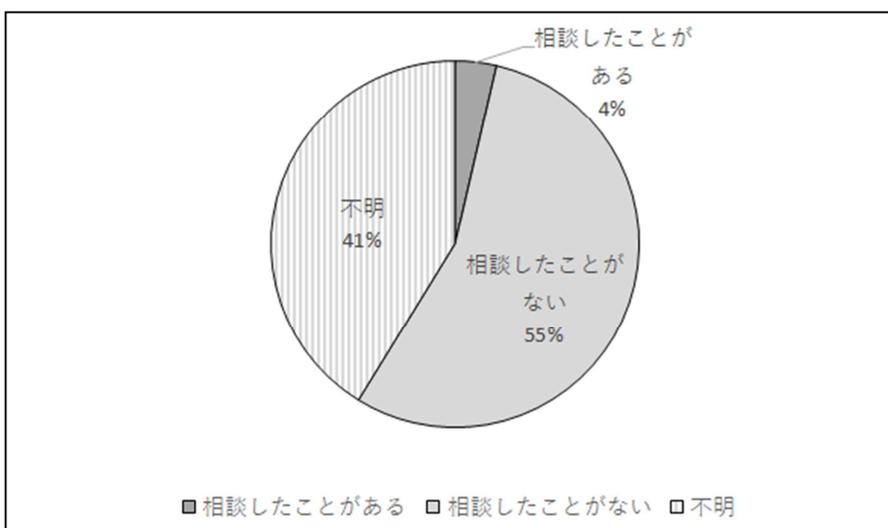
問3 - (4) 相談窓口で知っているところを教えてください。(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
電話相談窓口	55	34%	17	50%	72	37%
LINE相談窓口	27	17%	11	32%	38	20%
市町役場のこども相談担当	24	15%	2	6%	26	13%
子どもの人権110番	43	27%	15	44%	58	30%
24時間子どもSOSダイヤル	40	25%	11	32%	51	26%
その他	1	1%	1	3%	2	1%
知っているものはない	65	41%	7	21%	72	37%
合計	255		64		319	



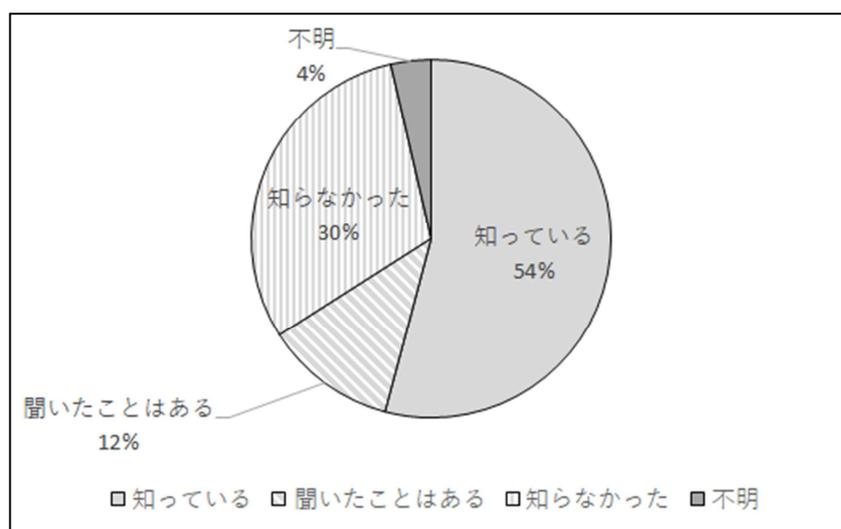
問3 - (5) 相談窓口に相談したことはありますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
相談したことがある	5	3%	2	6%	7	4%
相談したことがない	80	50%	27	79%	107	55%
不明	75	47%	5	15%	80	41%
合計	160	100%	34	100%	194	100%



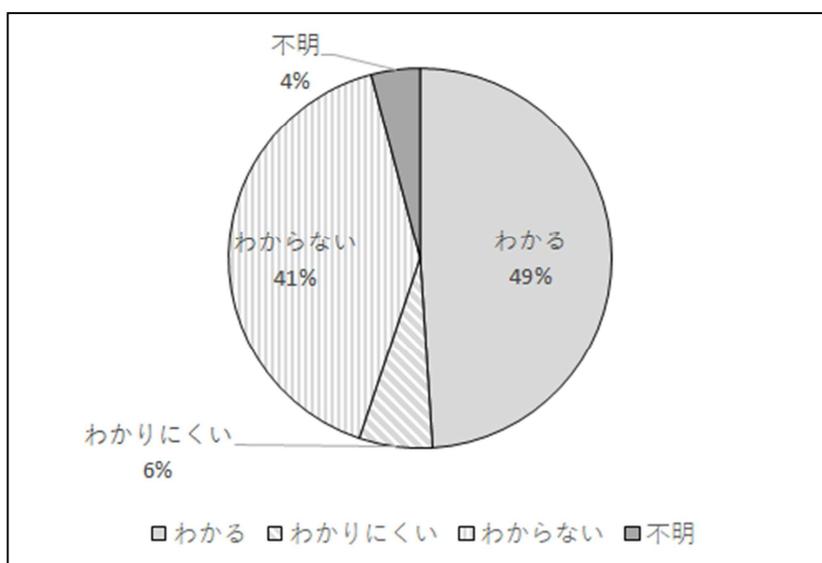
問4－（1）子どもの権利ノートは知っていますか。（回答は1つ）

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
知っている	89	56%	16	47%	105	54%
聞いたことはある	18	11%	5	15%	23	12%
知らなかった	47	29%	12	35%	59	30%
不明	6	4%	1	3%	7	4%
合計	160	100%	34	100%	194	100%



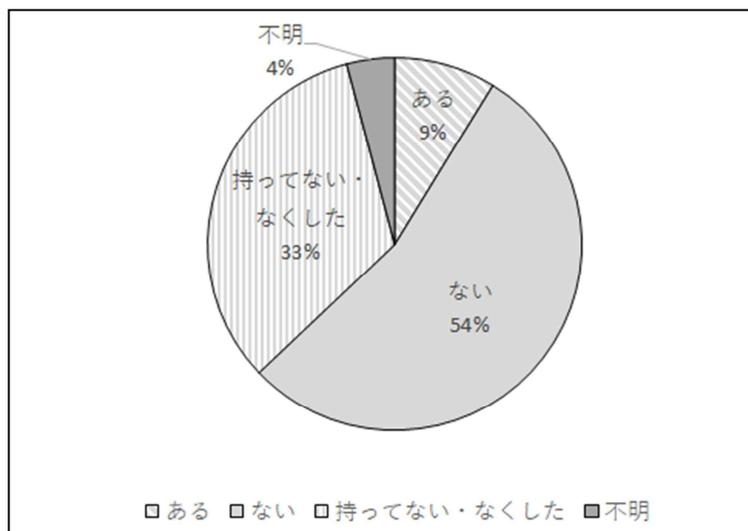
問4－（2）子どもの権利ノートに書いてあることはわかりますか。（回答は1つ）

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
わかる	74	46%	21	62%	95	49%
わかりにくい	11	7%	1	3%	12	6%
わからない	69	43%	10	29%	79	41%
不明	6	4%	2	6%	8	4%
合計	160	100%	34	100%	194	100%



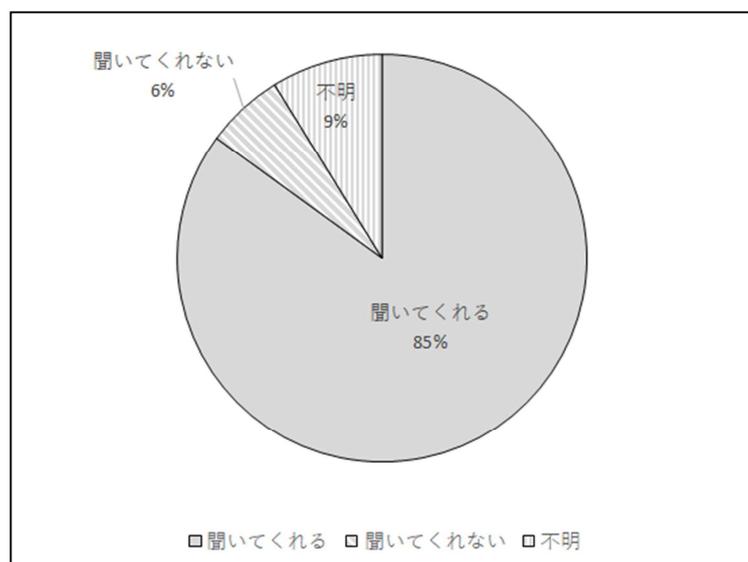
問4 - (3) 生活で困ったことがあったとき、子どもの権利ノートを開きますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
ある	16	10%	1	3%	17	9%
ない	83	52%	22	65%	105	54%
持ってない・なくした	56	35%	8	24%	64	33%
不明	5	3%	3	9%	8	4%
合計	160	100%	34	100%	194	100%



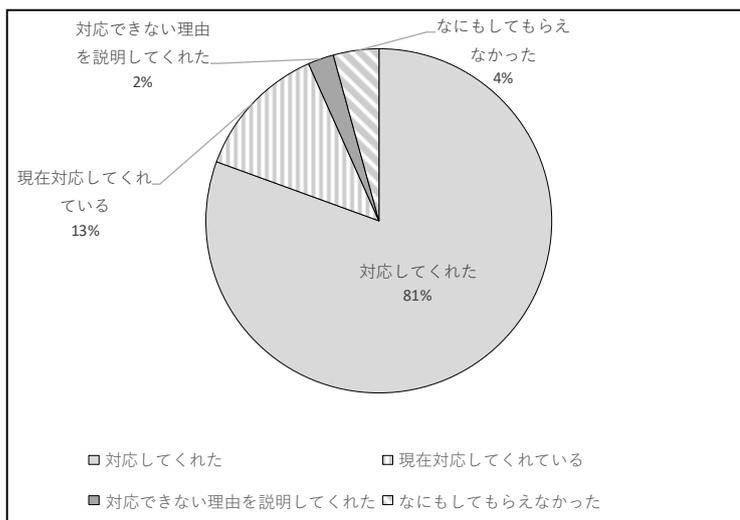
問5 - (1) 児童相談所の人大事なことを決めるときに、事前に意見を聞いてくれますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
聞いてくれる	137	86%	28	82%	165	85%
聞いてくれない	10	6%	2	6%	12	6%
不明	13	8%	4	12%	17	9%
合計	160	100%	34	100%	194	100%



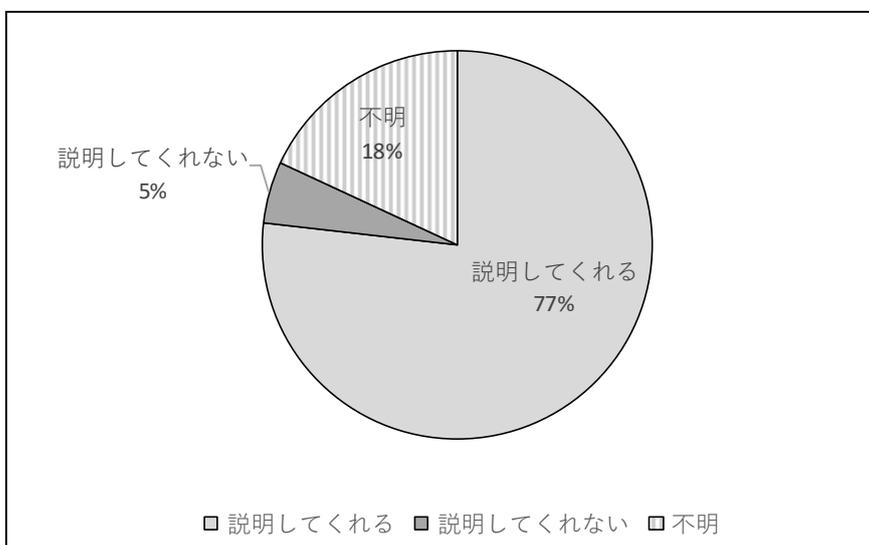
問5 - (2) あなたの意見に対して児童相談所は対応してくれましたか。
(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
対応してくれた	108	79%	25	89%	133	81%
現在対応してくれている	18	13%	3	11%	21	13%
対応できない理由を説明してくれた	4	3%	0	0%	4	2%
なにもしてもらえなかった	7	5%	0	0%	7	4%
合計	137	100%	28	100%	165	100%



問5 - (3) 児童相談所の人は大事なことが決まった後、その理由を説明してくれましたか。

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
説明してくれる	124	78%	25	74%	149	77%
説明してくれない	9	6%	1	3%	10	5%
不明	27	17%	8	24%	35	18%
合計	160	100%	34	100%	194	100%

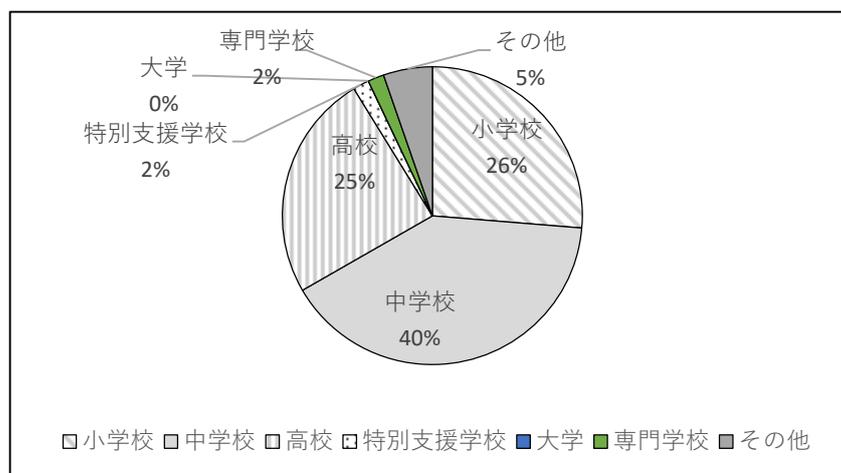


2 静岡市「こどもの意識アンケート調査」調査結果

区分	内 容				
実施期間	令和6年7月30日～8月30日				
実施目的	静岡県社会的養育推進計画の改定のため児童養護施設等へ入所しているこどもや里親・ファミリーホームに委託されているこどもの意識や状況を把握するため				
実施方法	郵送にて送付、郵送にて回収				
調査対象	令和6年7月1日現在時点で、施設に入所又は里親・ファミリーホームに委託されている小学校4年生以上のこども				
回 答 数	【集計値】				
		対象数	回収数	回収率	
	施設に入所しているこども	48	46	95.8%	
	里親・ファミリーホームに委託されているこども	25	11	44.0%	
	【内訳】				
		施設入所		里親・ファミリーホーム	
		回答者数	割合	回答者数	割合
	小学4年	5人	10.9%	1人	9.1%
	小学5年	3人	6.5%	2人	18.2%
	小学6年	4人	8.7%	0人	0%
	中学1年	4人	8.7%	1人	9.1%
	中学2年	5人	10.9%	5人	45.5%
	中学3年	8人	17.4%	0人	0%
高校1年	1人	2.2%	1人	9.1%	
高校2年	4人	8.7%	0人	0%	
高校3年	8人	17.4%	0人	0%	
その他	4人	8.7%	1人	9.1%	
合計	46人	100.0%	11人	100.0%	

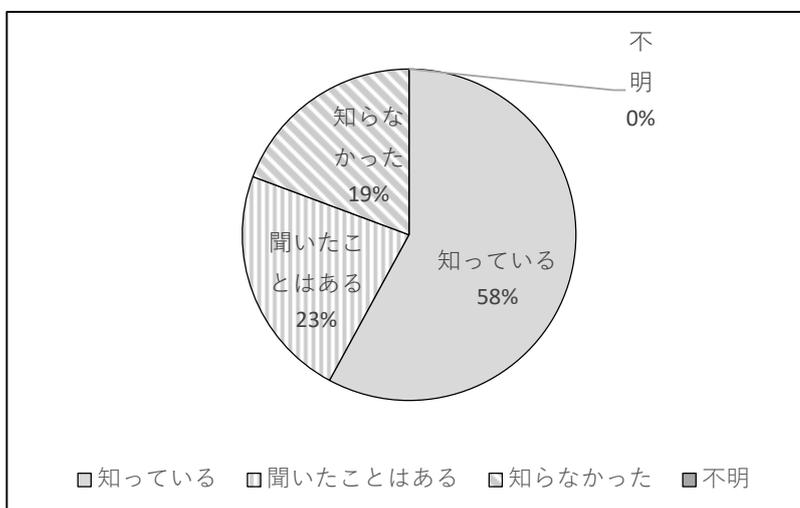
問1 - (1) あなたが通う学校を教えてください。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
小学校	12	26%	3	27%	15	26%
中学校	17	37%	6	55%	23	40%
高校	13	28%	1	9%	14	25%
特別支援学校	0	0%	1	9%	1	2%
大学	0	0%	0	0%	0	0%
専門学校	1	2%	0	0%	1	2%
その他	3	7%	0	0%	3	5%
合計	46	100%	11	100%	57	100%



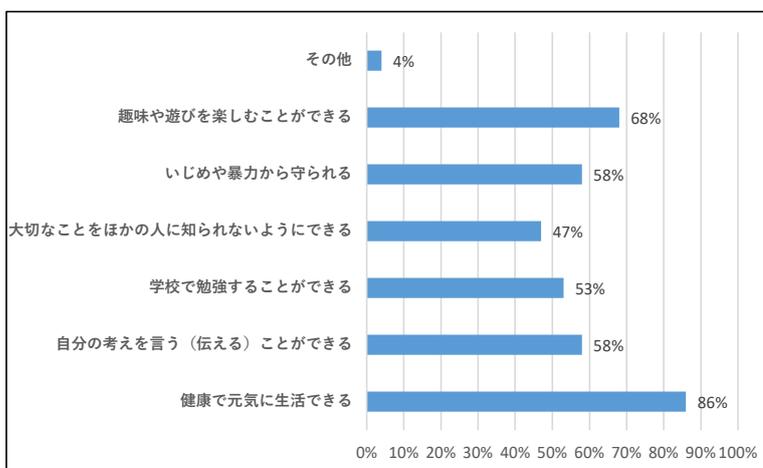
問2 - (1) 「こどもの権利」について知っていますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
知っている	25	54%	8	73%	33	58%
聞いたことはある	12	26%	1	9%	13	23%
知らなかった	9	20%	2	18%	11	19%
不明	0	0%	0	0%	0	0%
合計	46	100%	11	100%	57	100%



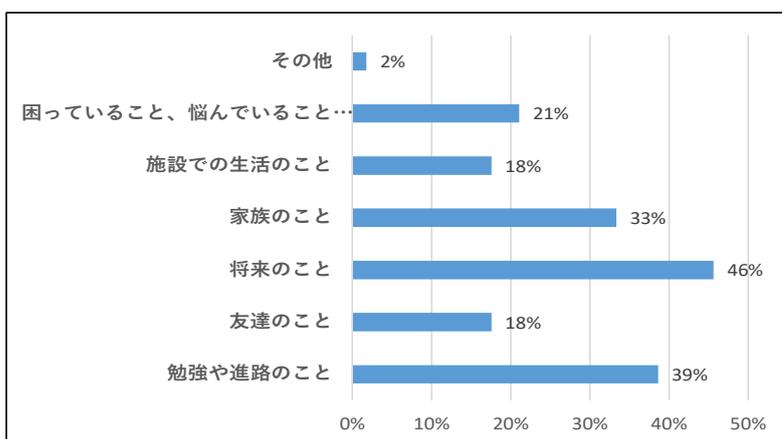
問2 - (2) 「こどもの権利」で特に大切だと思う項目を教えてください。
(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
健康で元気に生活できる	38	23%	11	22%	49	86%
自分の考えを言う(伝える)ことができる	25	15%	8	16%	33	58%
学校で勉強することができる	21	13%	9	18%	30	53%
大切なことをほかの人に知られないようにできる	21	13%	6	12%	27	47%
いじめや暴力から守られる	24	15%	9	18%	33	58%
趣味や遊びを楽しむことができる	31	19%	8	16%	39	68%
その他	2	1%	0	0%	2	4%
合計	162	100%	51	100%	213	



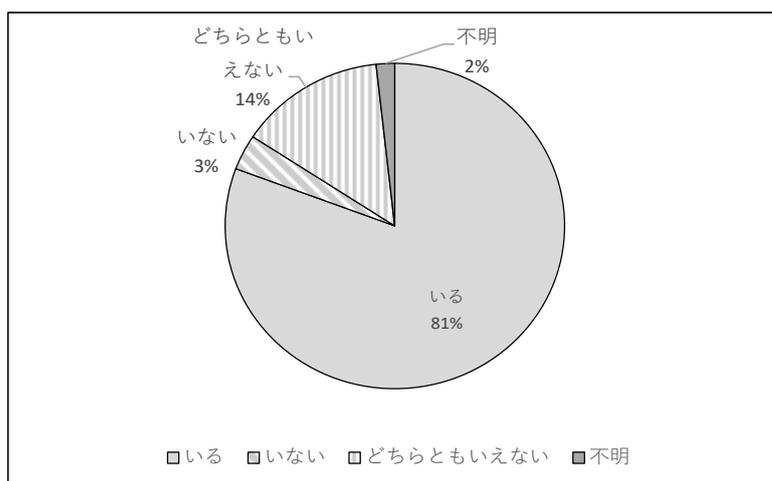
問3 - (1) 今、困っている・悩んでいることを教えてください。(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
勉強や進路のこと	18	22%	4	22%	22	39%
友達のこと	9	11%	1	6%	10	18%
将来のこと	20	24%	6	33%	26	46%
家族のこと	13	16%	6	33%	19	33%
施設での生活のこと	10	12%	0	0%	10	18%
困っていること、悩んでいることはない	11	13%	1	6%	12	21%
その他	1	1%	0	0%	1	2%
合計	82	100%	18	100%	100	



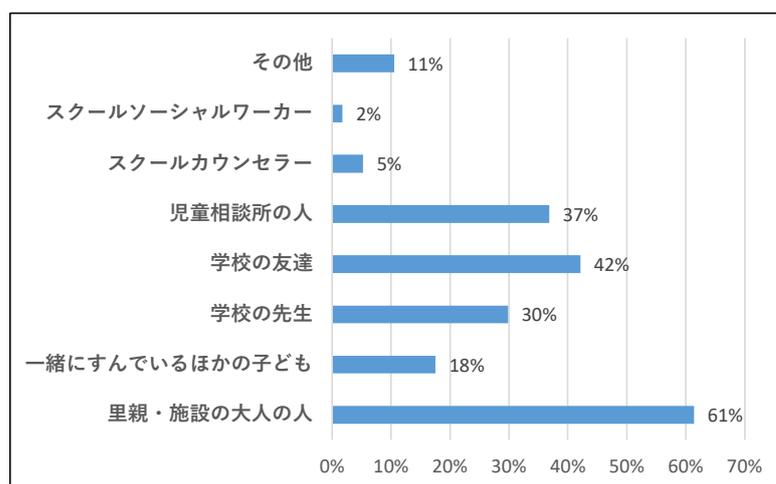
問3 - (2) 困ったり悩んだときに相談できる人がいますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
いる	36	78%	10	91%	46	81%
いない	1	2%	1	9%	2	3%
どちらともいえない	8	17%	0	0%	8	14%
不明	1	2%	0	0%	1	2%
合計	46	100%	11	100%	57	100%



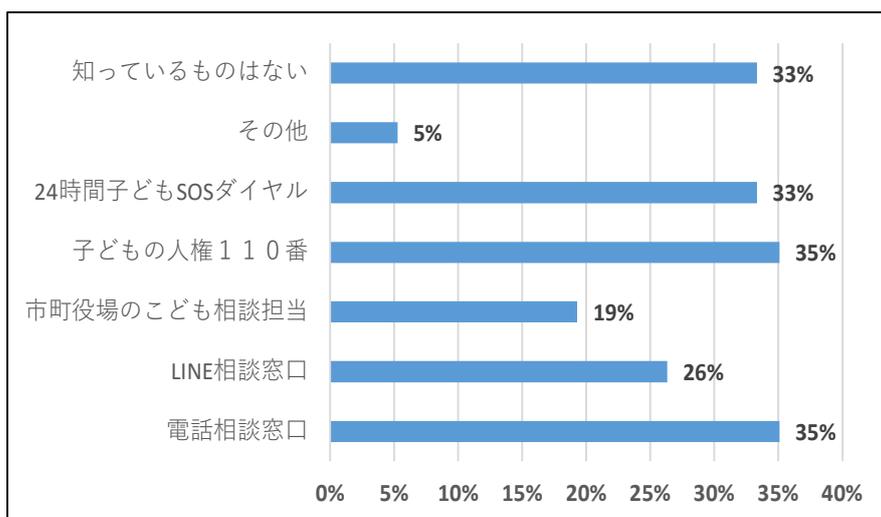
問3 - (3) 困っていたり、悩んだりしている時に相談できる人はいますか。(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
里親・施設の大人の人	26	30%	9	30%	35	61%
一緒にすんでいるほかの子ども	8	9%	2	7%	10	18%
学校の先生	12	14%	5	17%	17	30%
学校の友達	19	22%	5	17%	24	42%
児童相談所の人	16	18%	5	17%	21	37%
スクールカウンセラー	1	1%	2	7%	3	5%
スクールソーシャルワーカー	1	1%	0	0%	1	2%
その他	4	5%	2	7%	6	11%
合計	87	100%	30	100%	117	



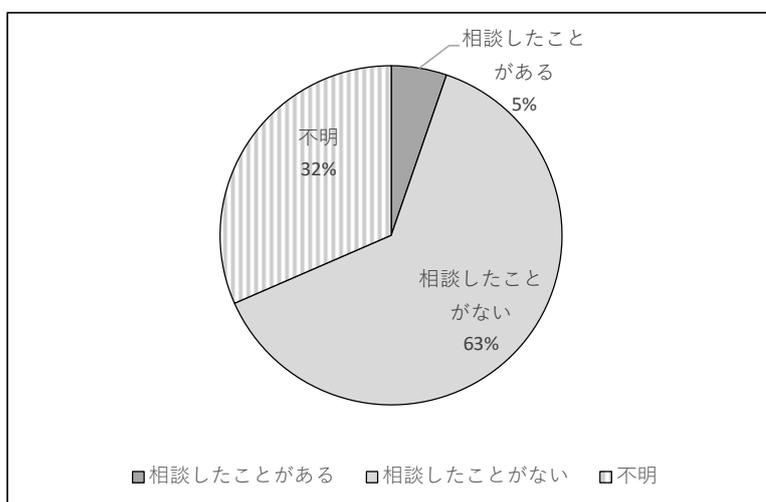
問3 - (4) 相談窓口で知っているところを教えてください。(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
電話相談窓口	16	18%	4	24%	20	35%
LINE相談窓口	13	14%	2	12%	15	26%
市町役場のこども相談担当	10	11%	1	6%	11	19%
子どもの人権110番	18	20%	2	12%	20	35%
24時間子どもSOSダイヤル	15	17%	4	24%	19	33%
その他	3	3%	0	0%	3	5%
知っているものはない	15	17%	4	24%	19	33%
合計	90	100%	17	100%	107	



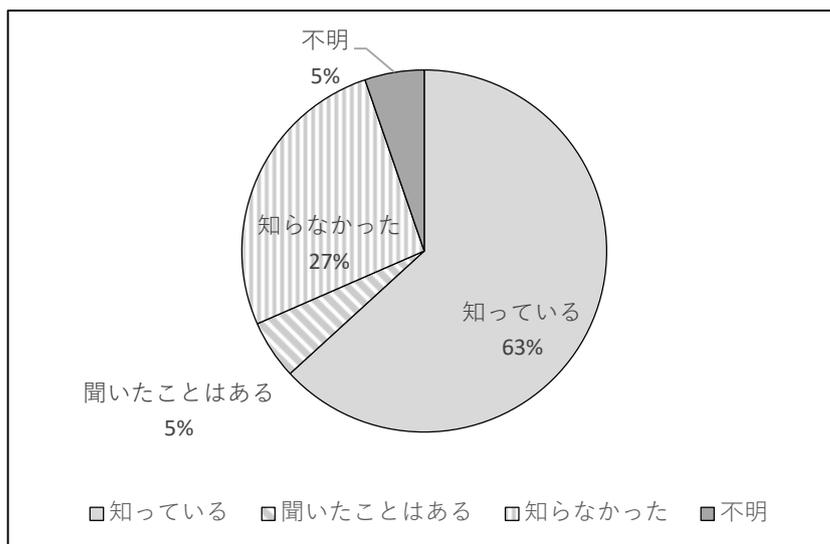
問3 - (5) 相談窓口に相談したことはありますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
相談したことがある	3	7%	0	0%	3	5%
相談したことがない	27	59%	9	8%	36	63%
不明	16	33%	2	82%	18	32%
合計	46	98%	11	100%	57	100%



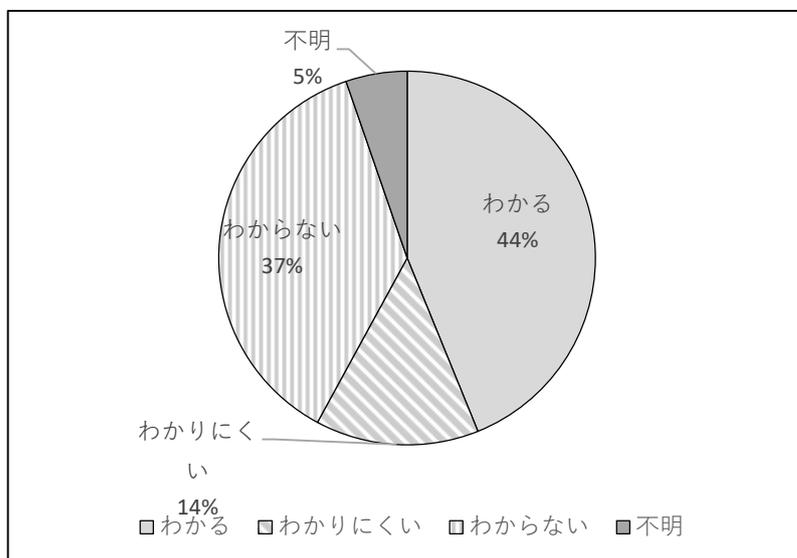
問4－（1）子どもの権利ノートは知っていますか。（回答は1つ）

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
知っている	27	59%	9	82%	36	63%
聞いたことはある	3	7%	0	0%	3	5%
知らなかった	13	28%	2	18%	15	26%
不明	3	7%	0	0%	3	5%
合計	46	100%	11	100%	57	100%



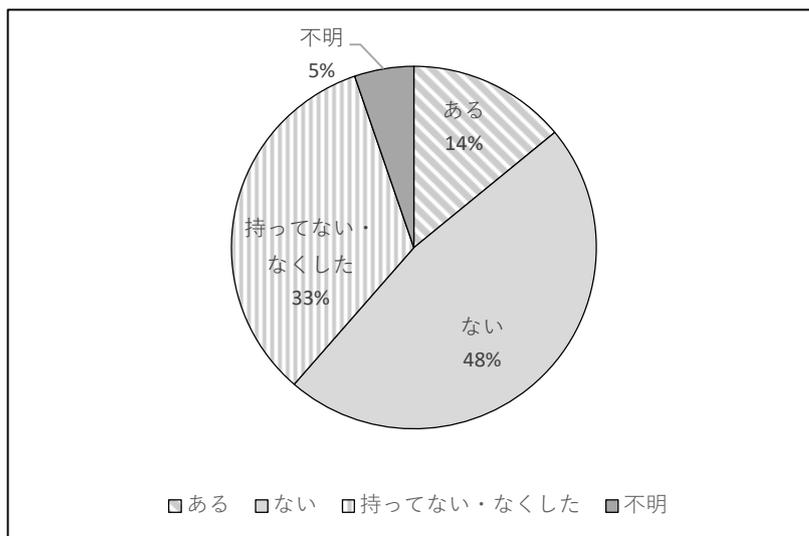
問4－（2）子どもの権利ノートに書いてあることはわかりますか。（回答は1つ）

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
わかる	18	39%	7	64%	25	44%
わかりにくい	6	13%	2	18%	8	14%
わからない	19	41%	2	18%	21	37%
不明	3	7%	0	0%	3	5%
合計	46	100%	11	100%	57	100%



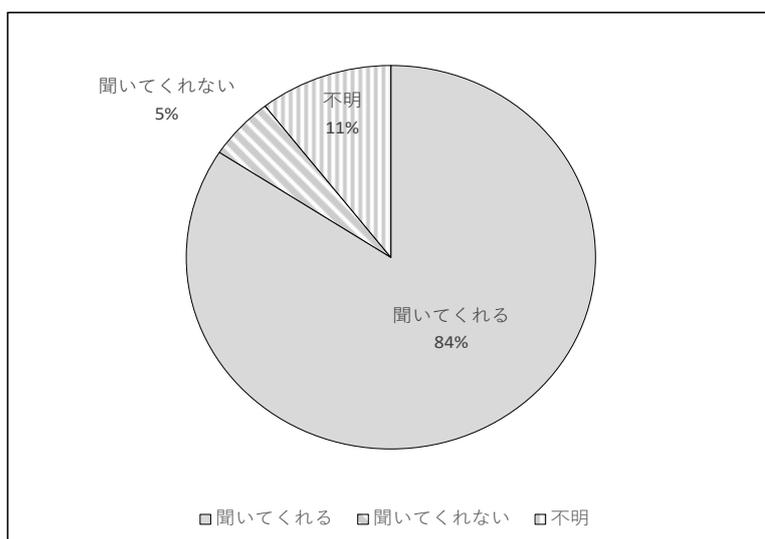
問4 - (3) 生活で困ったことがあったとき、子どもの権利ノートを開きますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
ある	4	9%	4	36%	8	14%
ない	23	50%	4	36%	27	47%
持ってない・なくした	16	35%	3	27%	19	33%
不明	3	7%	0	0%	3	5%
合計	46	100%	11	100%	57	100%



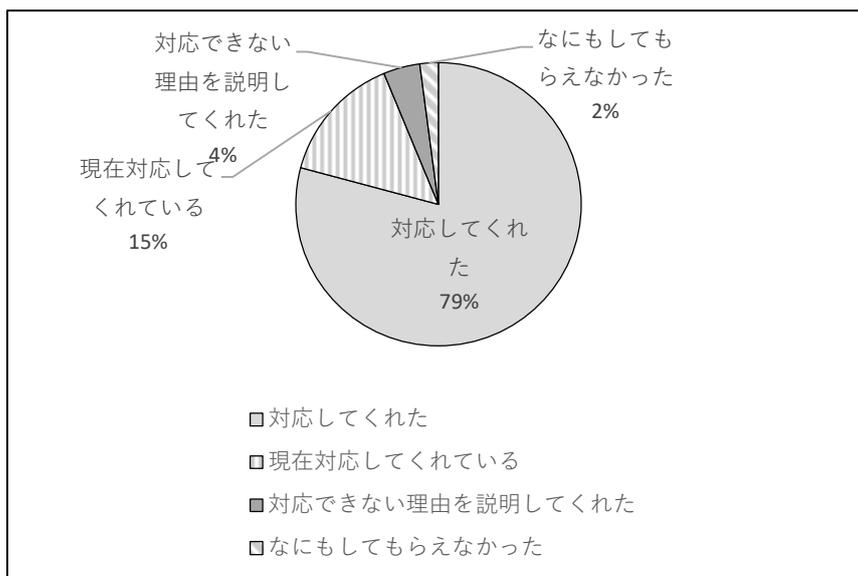
問5 - (1) 児童相談所の人大事なことを決めるときに、事前に意見を聞いてくれますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
聞いてくれる	39	85%	9	82%	48	84%
聞いてくれない	3	7%	0	0%	3	5%
不明	4	9%	2	18%	6	11%
合計	46	100%	11	100%	57	100%



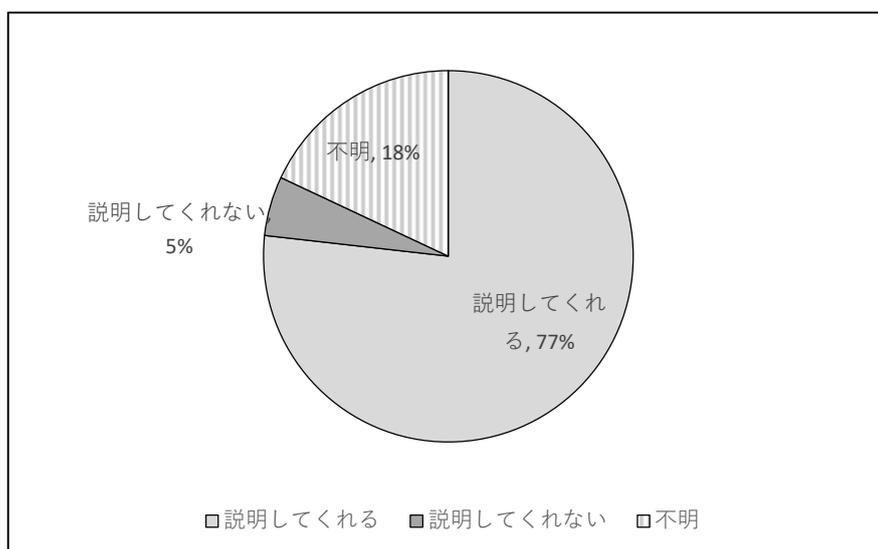
問5 - (2) あなたの意見に対して児童相談所は対応してくれましたか。
(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
対応してくれた	30	77%	8	89%	38	79%
現在対応してくれている	6	15%	1	11%	7	15%
対応できない理由を説明してくれた	2	5%	0	0%	2	4%
なんにもしてもらえなかった	1	3%	0	0%	1	2%
合計	39	100%	9	100%	48	100%



問5 - (3) 児童相談所の人大事なことが決まった後、その理由を説明してくれましたか。

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
説明してくれる	36	78%	9	82%	45	79%
説明してくれない	3	7%	0	0%	3	5%
不明	7	15%	2	18%	9	16%
合計	46	100%	11	100%	57	100%

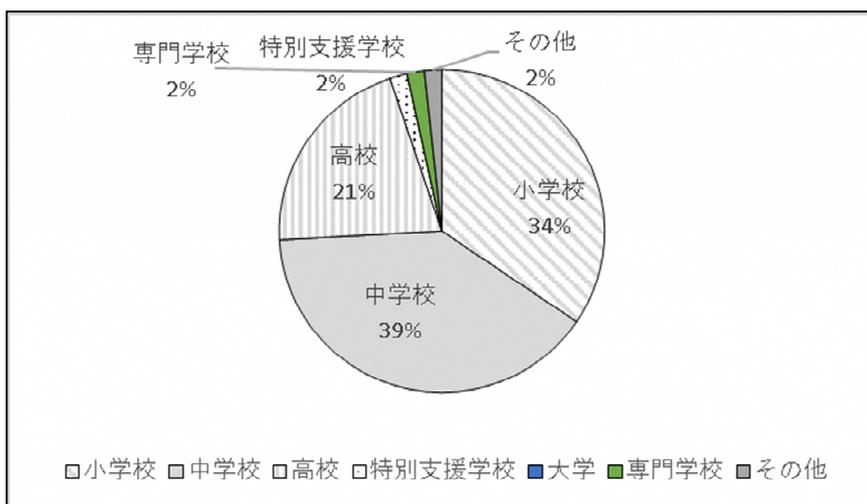


3 浜松市「こどもの意識アンケート調査」調査結果

区 分	内 容				
実施期間	令和6年7月30日～8月30日				
実施目的	静岡県社会的養育推進計画の改定のため児童養護施設等へ入所している子どもや里親・ファミリーホームに委託されているこどもの意識や状況を把握するため				
実施方法	郵送にて送付、郵送にて回収				
調査対象	令和6年7月1日現在時点で、施設に入所又は里親・ファミリーホームに委託されている小学校4年生以上の子ども				
回 答 数	【集計値】				
		対象数	回収数	回収率	
	施設に入所している子ども	56	46	82.1%	
	里親・ファミリーホームに委託されている子ども	16	12	75.0%	
	【内訳】				
		施設入所		里親・ファミリーホーム	
		回答者数	割合	回答者数	割合
	小学4年	7人	15.2%	3人	25.0%
	小学5年	3人	6.5%	1人	8.3%
	小学6年	6人	13.0%	0人	0.0%
	中学1年	9人	19.6%	2人	16.7%
	中学2年	6人	13.0%	2人	16.7%
	中学3年	4人	8.7%	0人	0.0%
高校1年	5人	10.9%	1人	8.3%	
高校2年	4人	8.7%	1人	8.3%	
高校3年	1人	2.2%	1人	8.3%	
その他	1人	2.2%	1人	8.3%	
合計	46人	100.0%	12人	100.0%	

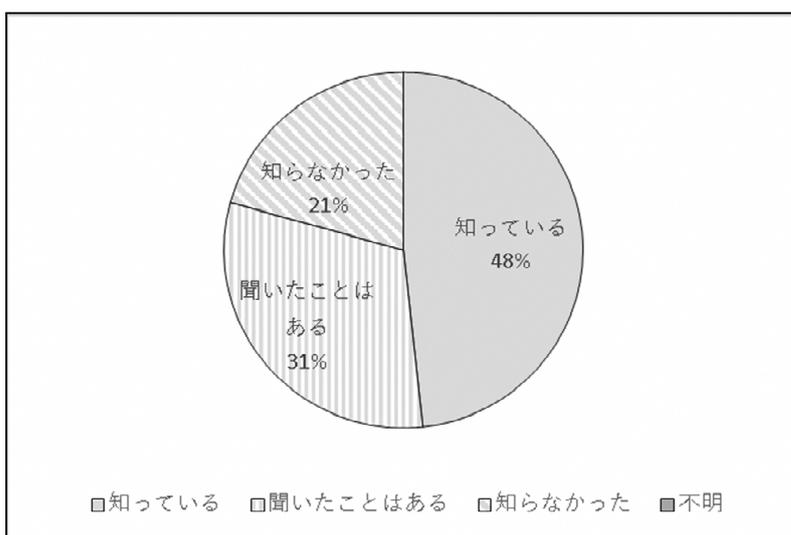
問1 - (1) あなたが通う学校を教えてください。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
小学校	16	35%	4	24%	20	34%
中学校	19	41%	4	26%	23	40%
高校	10	22%	2	38%	12	21%
特別支援学校	0	0%	1	3%	1	2%
大学	0	0%	0	3%	0	0%
専門学校	1	2%	0	0%	1	2%
その他	0	0%	1	6%	1	2%
合計	46	100%	12	100%	58	100%



問2 - (1) 「こどもの権利」について知っていますか。(回答は1つ)

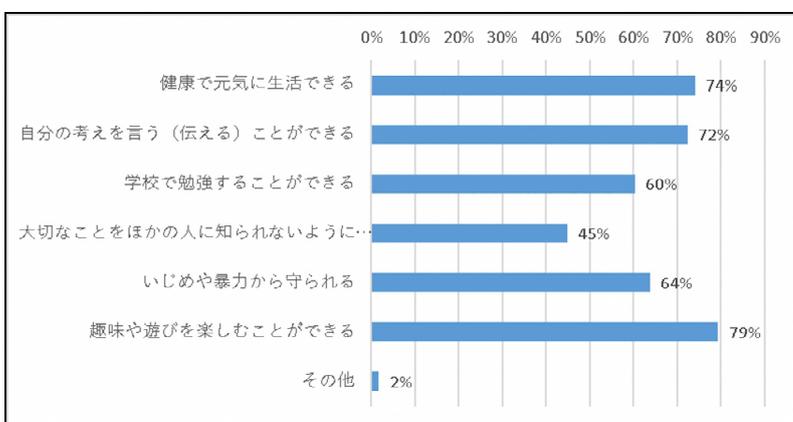
回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
知っている	24	52%	4	53%	28	48%
聞いたことはある	14	30%	4	38%	18	31%
知らなかった	8	17%	4	3%	12	21%
不明	0	0%	0	6%	0	0%
合計	46	100%	12	100%	58	100%



問2 - (2) 「こどもの権利」で特に大切だと思う項目を教えてください。

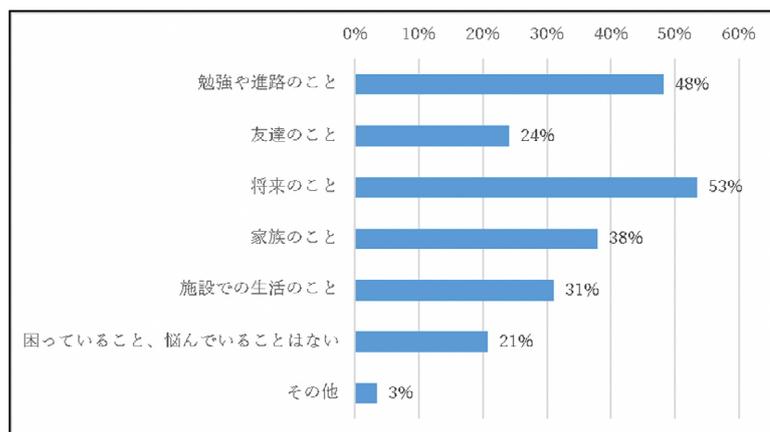
(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
健康で元気に生活できる	33	72%	10	83%	43	74%
自分の考えを言う(伝える)ことができる	32	70%	10	83%	42	72%
学校で勉強することができる	28	61%	7	58%	35	60%
大切なことをほかの人に知られないようにできる	22	48%	4	33%	26	45%
いじめや暴力から守られる	30	65%	7	58%	37	64%
趣味や遊びを楽しむことができる	35	76%	11	92%	46	79%
その他	1	2%	0	0%	1	2%
合計	181		49		230	



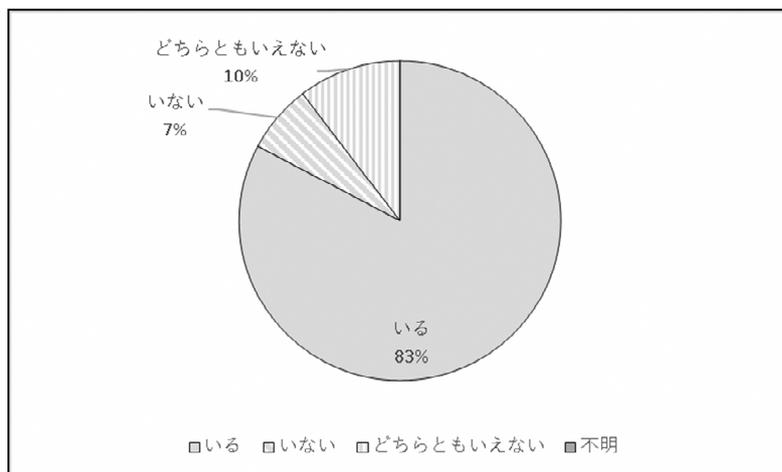
問3 - (1) 今、困っている・悩んでいることを教えてください。(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
勉強や進路のこと	24	52%	4	33%	28	48%
友達のこと	12	26%	2	17%	14	24%
将来のこと	24	52%	7	58%	31	53%
家族のこと	21	46%	1	8%	22	38%
施設での生活のこと	16	35%	2	17%	18	31%
困っていること、悩んでいることはない	7	15%	5	42%	12	21%
その他	2	4%	0	0%	2	3%
合計	106		21		127	



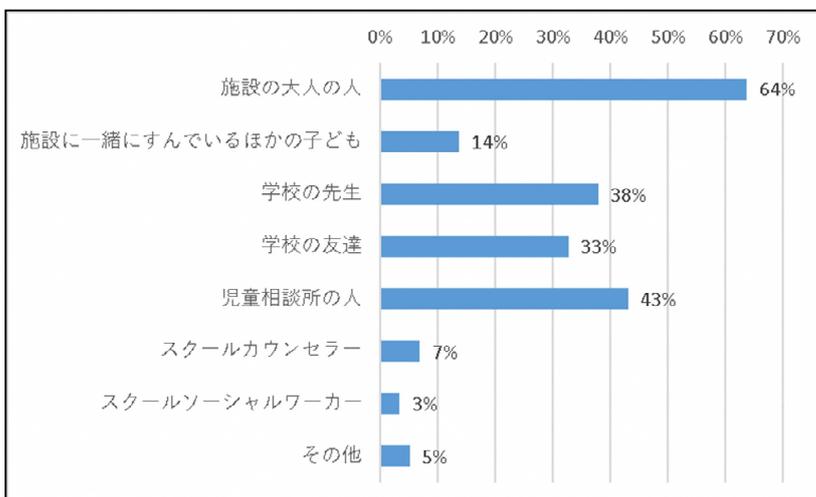
問3 - (2) 困ったり悩んだときに相談できる人がいますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
いる	37	80%	11	85%	48	83%
いない	4	9%	0	0%	4	7%
どちらともいえない	5	11%	1	9%	6	10%
不明	0	0%	0	6%	0	0%
合計	46	100%	12	100%	58	100%



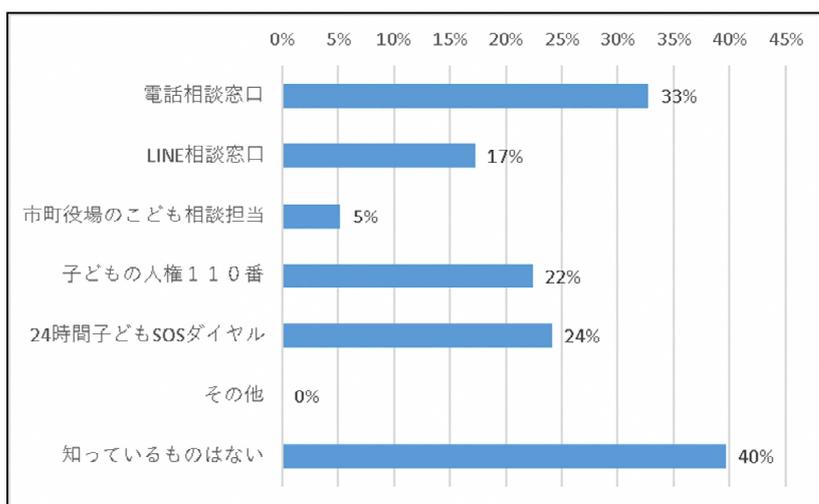
問3 - (3) 困っていたり、悩んだりしている時に相談できる人はいますか。(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
施設の大人の人	29	63%	8	67%	37	64%
施設と一緒にすんでいるほかの子ども	8	17%	0	0%	8	14%
学校の先生	16	35%	6	50%	22	38%
学校の友達	13	28%	6	50%	19	33%
児童相談所の人	18	39%	7	58%	25	43%
スクールカウンセラー	2	4%	2	17%	4	7%
スクールソーシャルワーカー	1	2%	1	8%	2	3%
その他	2	4%	1	8%	3	5%
合計	89		31		120	



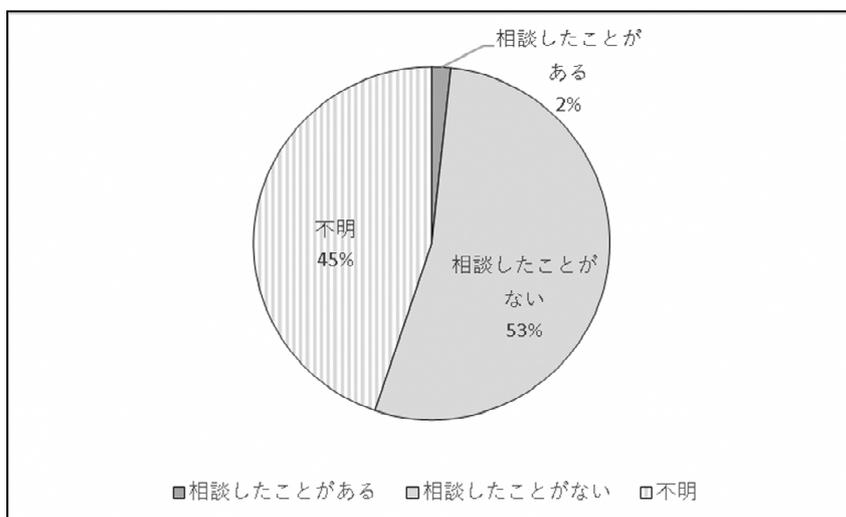
問3 - (4) 相談窓口で知っているところを教えてください。(複数回答)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
電話相談窓口	14	30%	5	42%	19	33%
LINE相談窓口	6	13%	4	33%	10	17%
市町役場のこども相談担当	3	7%	0	0%	3	5%
子どもの人権110番	13	28%	0	0%	13	22%
24時間子どもSOSダイヤル	12	26%	2	17%	14	24%
その他	0	0%	0	0%	0	0%
知っているものはない	16	35%	7	58%	23	40%
合計	64		18		82	



問3 - (5) 相談窓口にご相談したことはありますか。(回答は1つ)

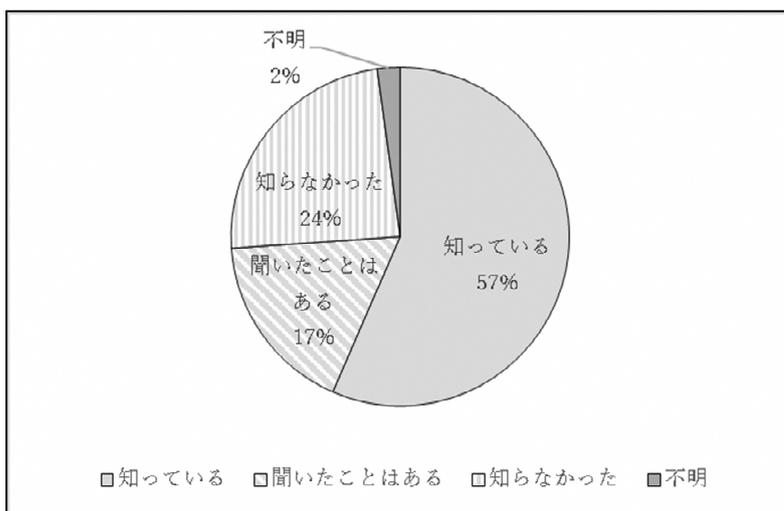
回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
相談したことがある	1	2%	0	6%	1	2%
相談したことがない	26	57%	5	79%	31	53%
不明	19	41%	7	15%	26	45%
合計	46	100%	12	100%	58	100%



問4－（1）子どもの権利ノートは知っていますか。（回答は1つ）

回答	施設	
	回答数	回答率
知っている	26	57%
聞いたことはある	8	17%
知らなかった	11	24%
不明	1	2%
合計	46	100%

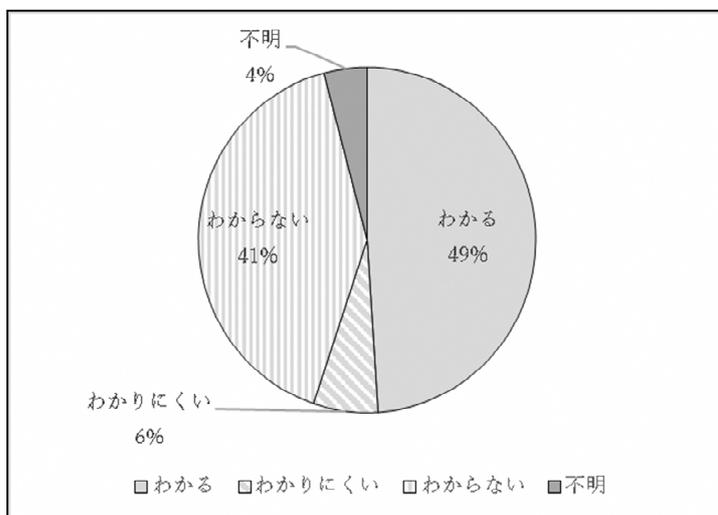
※子どもの権利ノートの配付は施設のみ。



問4－（2）子どもの権利ノートに書いてあることはわかりますか。（回答は1つ）

回答	施設	
	回答数	回答率
わかる	23	50%
わかりにくい	1	2%
わからない	21	46%
不明	1	2%
合計	46	100%

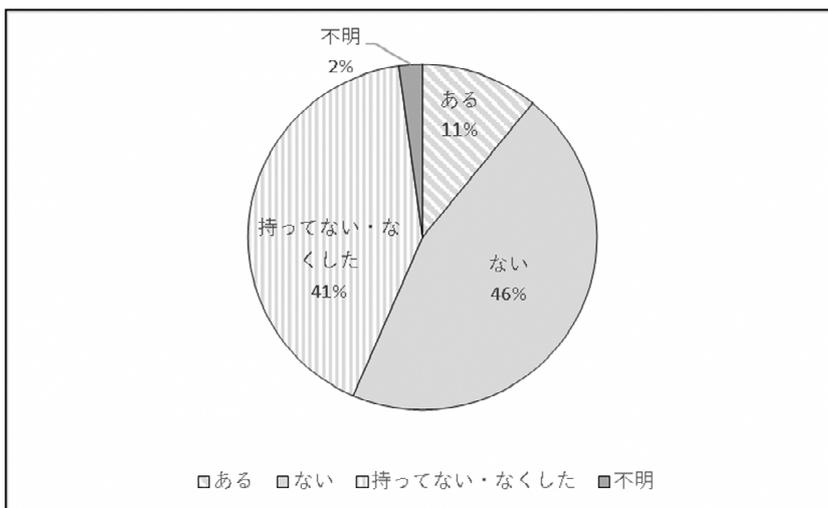
※子どもの権利ノートの配付は施設のみ。



問4 - (3) 生活で困ったことがあったとき、子どもの権利ノートを開きますか。(回答は1つ)

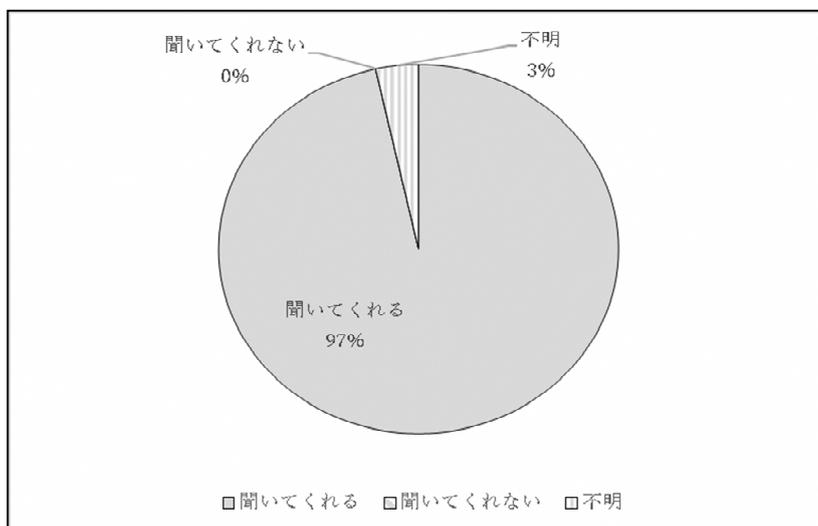
回答	施設	
	回答数	回答率
ある	5	11%
ない	21	46%
持ってない・なくした	19	41%
不明	1	2%
合計	46	100%

※子どもの権利ノートの配付は施設のみ



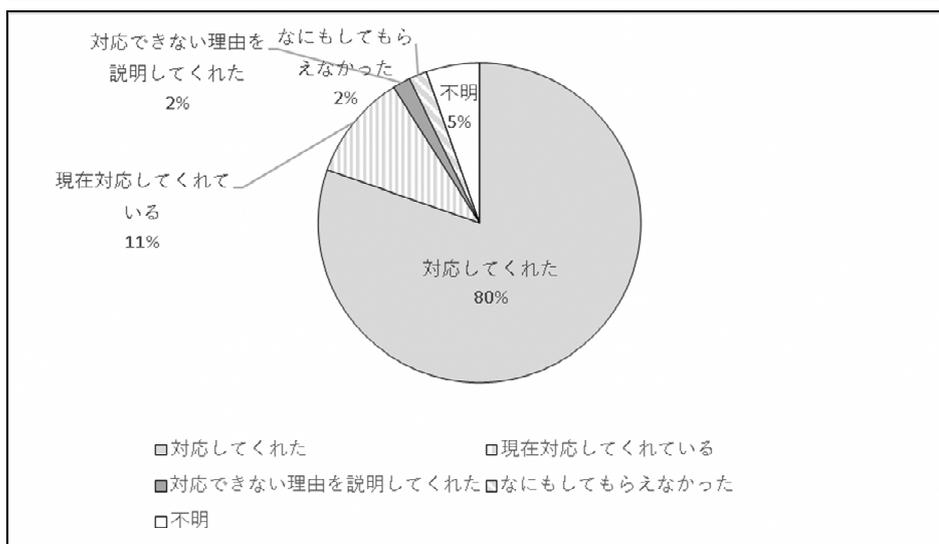
問5 - (1) 児童相談所の人は大事なことを決めるときに、事前に意見を聞いてくれますか。(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
聞いてくれる	45	98%	11	92%	56	97%
聞いてくれない	0	0%	0	0%	0	0%
不明	1	2%	1	8%	2	3%
合計	46	100%	12	100%	58	100%



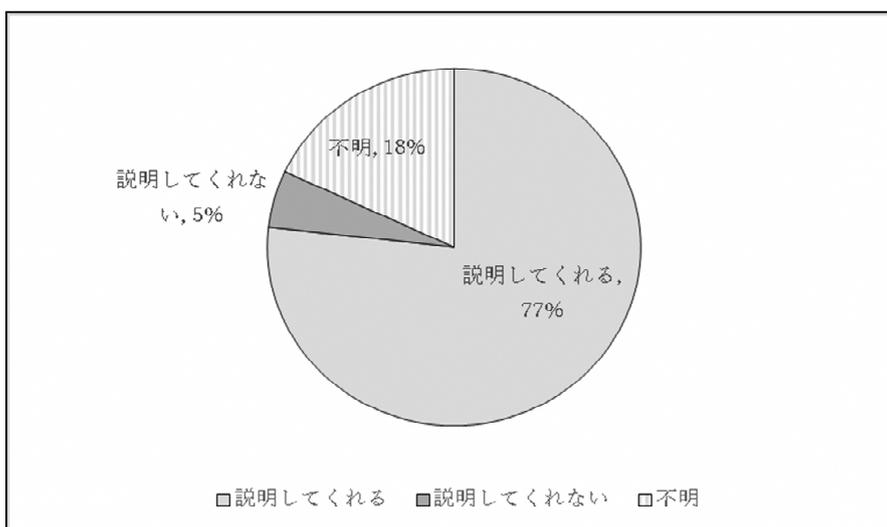
問5 - (2) あなたの意見に対して児童相談所は対応してくれましたか。
(回答は1つ)

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
対応してくれた	37	82%	8	73%	45	80%
現在対応してくれている	3	7%	3	27%	6	11%
対応できない理由を説明してくれた	1	2%	0	0%	1	2%
なにもしてもらえなかった	1	2%	0	0%	1	2%
不明	3	7%	0	0%	3	5%
合計	45	100%	11	100%	56	100%



問5 - (3) 児童相談所の人大事なことが決まった後、その理由を説明してくれましたか。

回答	施設		里親・FH		合計	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
説明してくれる	40	89%	10	91%	50	89%
説明してくれない	1	2%	1	9%	2	4%
不明	4	9%	0	0%	4	7%
合計	45	100%	11	100%	56	100%



4 「里親制度に関する意識調査」調査結果

区 分	内 容
実施期間	令和6年6月7日～6月20日
実施方法	令和6年度県政インターネットモニターアンケート調査
調査対象	県内に在住又は通勤・通学している満15歳以上の方（公募） 673人
回 答 数	有効回答460件（回答率82.4%）

※グラフの中の「n」は、各設問の回答者総数を示す。

静岡県では、保護者の病気、虐待、経済的困窮など、様々な事情により家庭で生活することができないこどもが、より家庭的な環境で養育を受けられるよう、里親制度を推進しています。里親制度の取組を進める参考としたいので、アンケートに御協力をお願いします。

〈里親とは〉

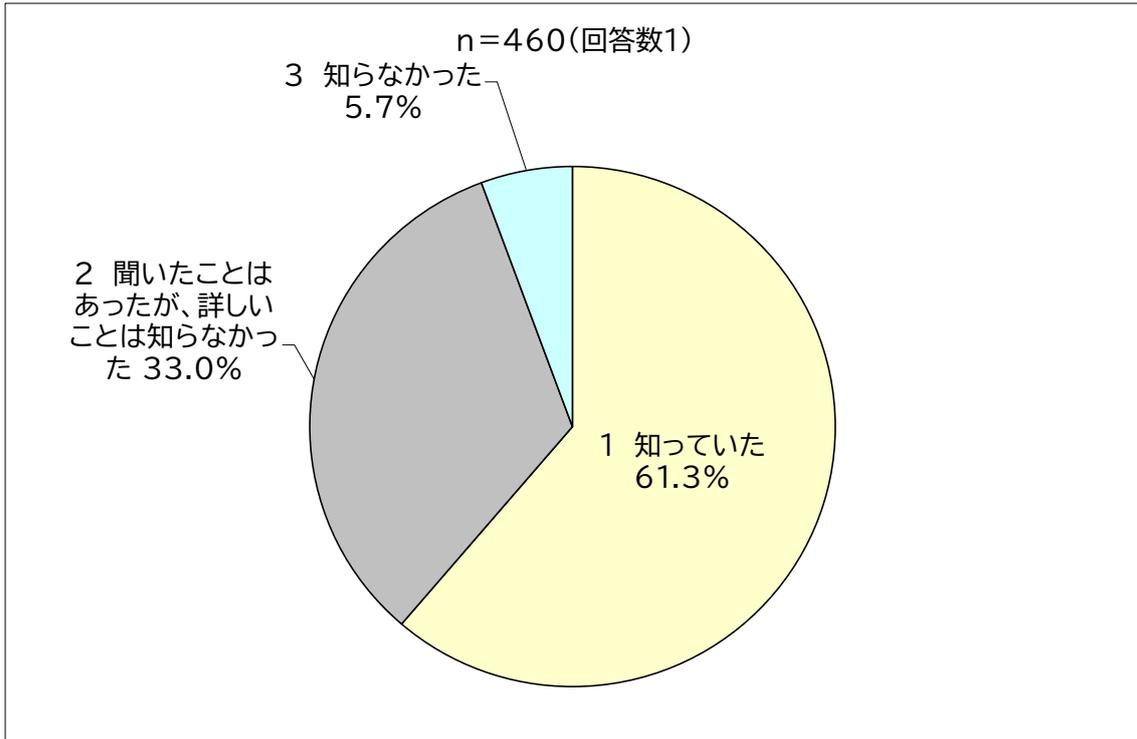
様々な事情により保護者が家庭で養育できないこどもたちは、児童養護施設等や、里親のもとで生活します。

里親とは、このようなこどもたちを、自分の家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解を持って養育してくださる方のことです。里親のもとで生活するこどもたちを里子と呼んでいます。

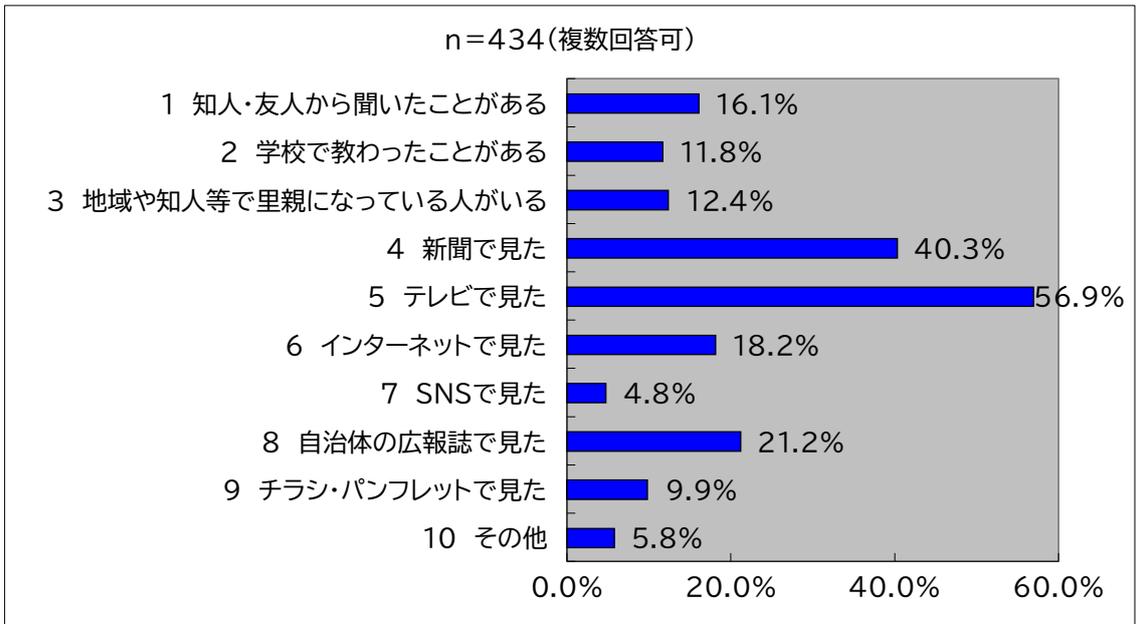
里親には、大別して、こどもが家庭に戻れるまで、又は自立できるか18歳（場合によっては20歳）になるまで養育する養育里親と、養子縁組を希望する養子縁組里親があります。

回答者数：460人（回答率：82.4%）			
	カテゴリー名	回答者数	%
性別	男性	193	42.0%
	女性	264	57.4%
	その他	3	0.7%
年代	10代	12	2.6%
	20代	36	7.8%
	30代	43	9.3%
	40代	78	17.0%
	50代	124	27.0%
	60代	92	20.0%
	70代	58	12.6%
	80代	17	3.7%
住所	90代	0	0.0%
	賀茂	3	0.7%
	東部	139	30.2%
	中部	164	35.7%
	西部	153	33.3%
職業	県外	1	0.2%
	自営業	32	7.0%
	会社員	137	29.8%
	公務員	17	3.7%
	パート・内職従事者	85	18.5%
	学生	37	8.0%
	無職	128	27.8%
その他	24	5.2%	

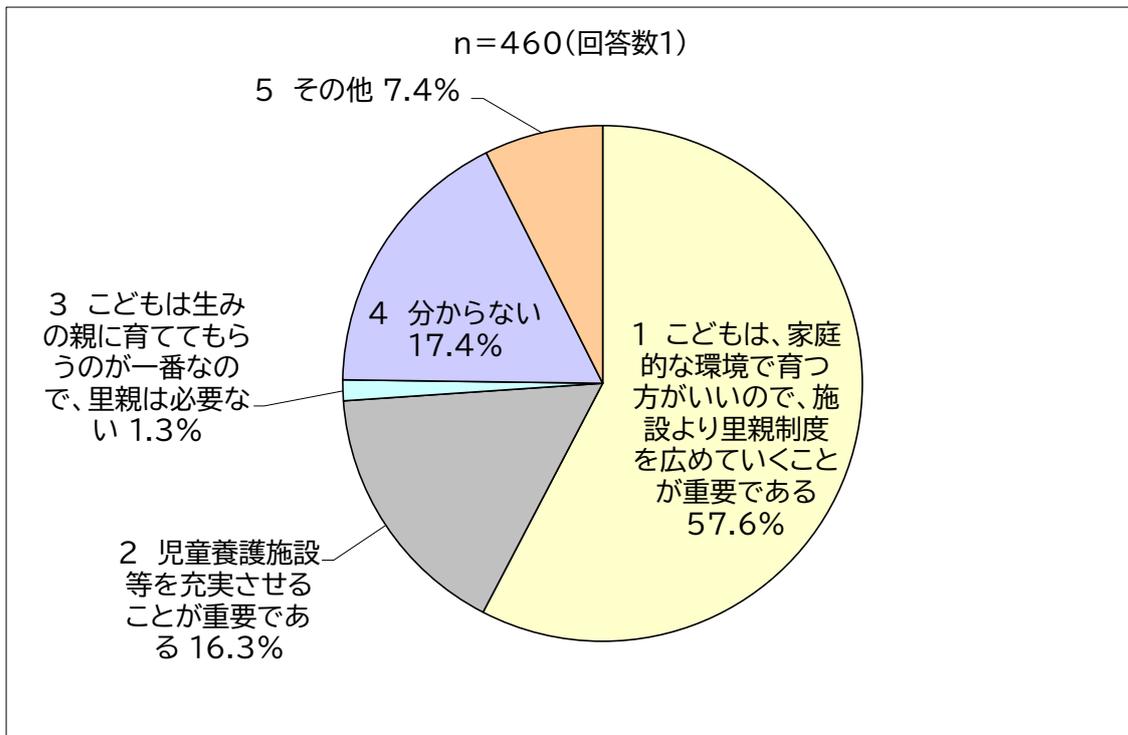
問1 これまで里親について知っていましたか。(回答数は1つ)



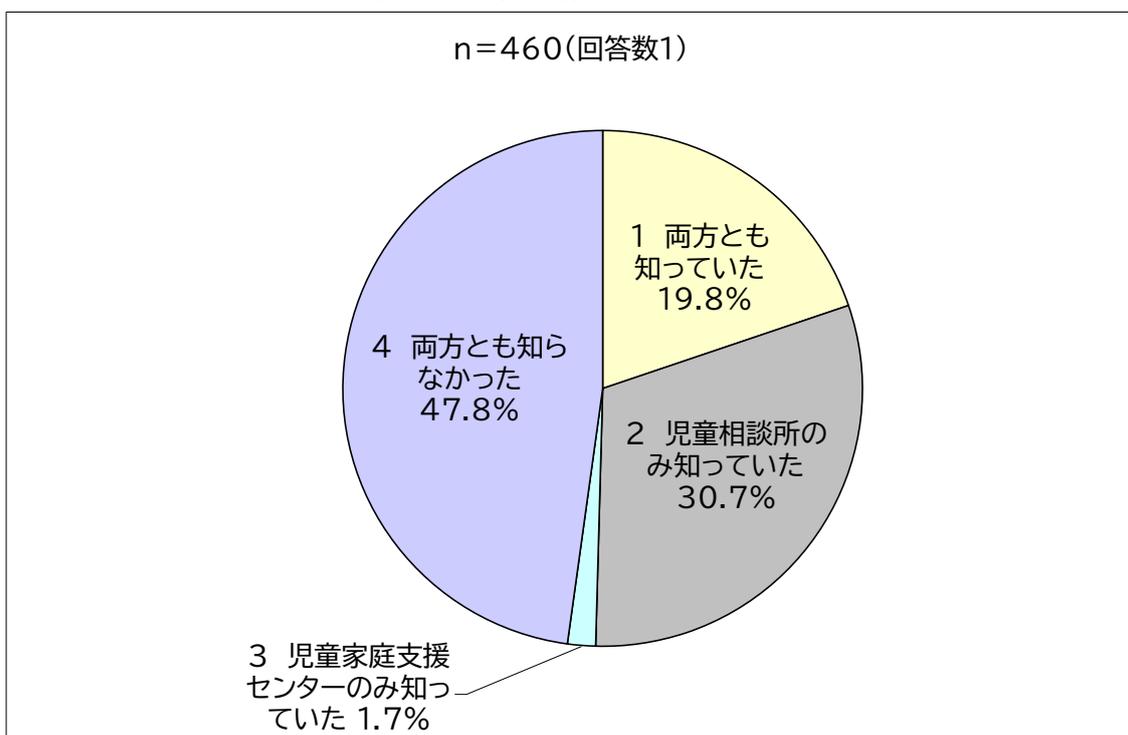
問1-2 問1で選択肢1または2を選択された方に伺います。里親をどのようにして知りましたか。(複数回答可)



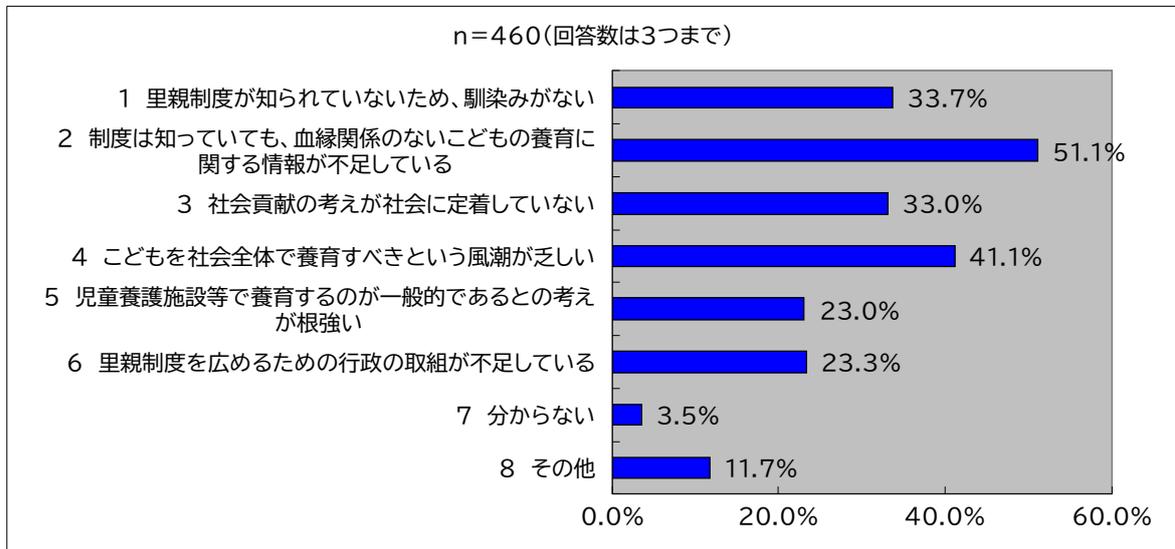
問2 里親の必要性について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。
(回答数は1つ)



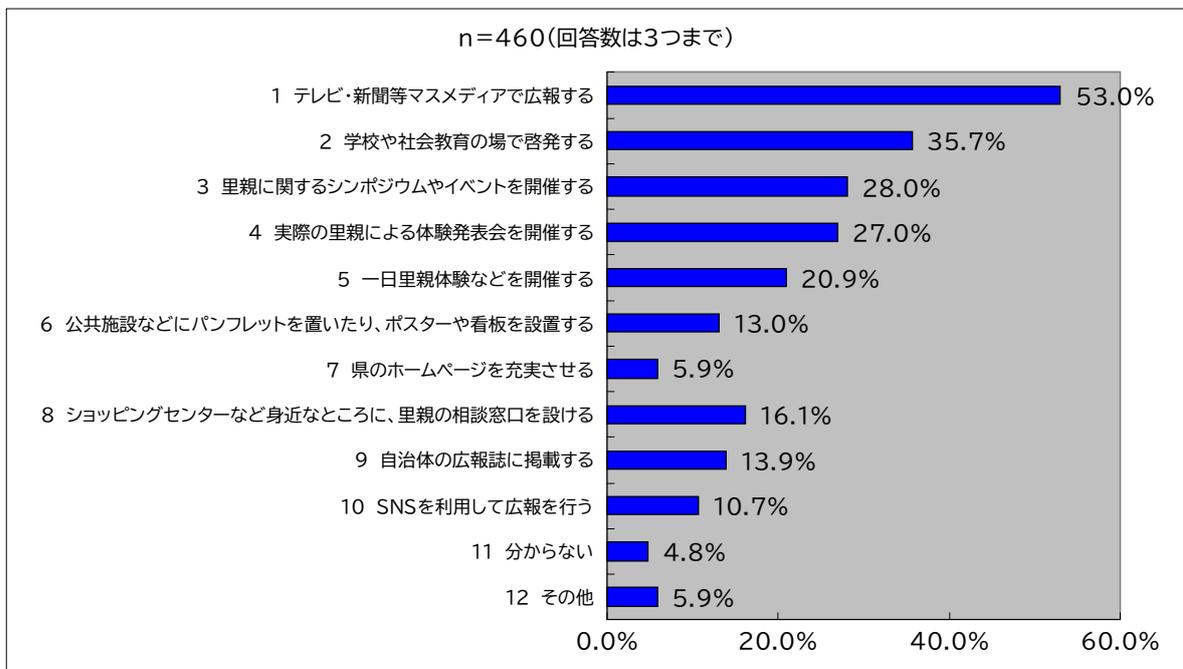
問3 里親制度の相談窓口は児童相談所及び児童家庭支援センターですが、このことを知っていましたか。(回答数は1つ)



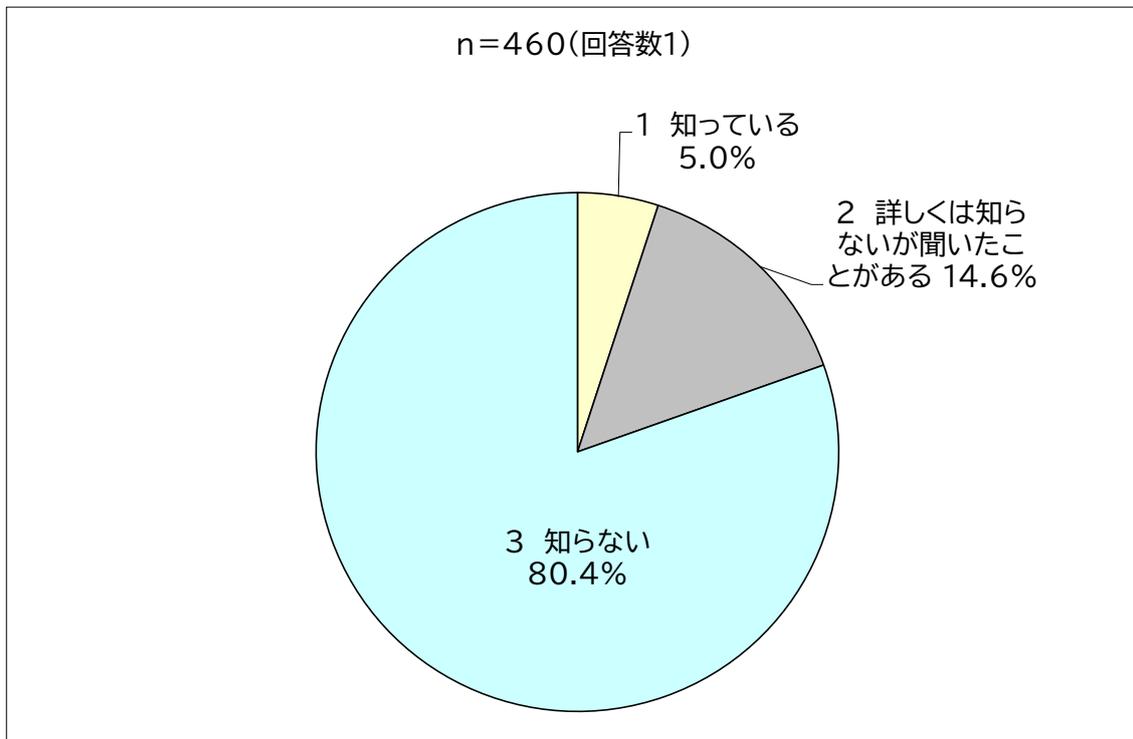
問4 保護者が養育できないこどものうち、里親のもとで生活しているこどもは、アメリカ81.6%、イギリス73.2%（2018年前後）であるのに比べ、日本は23.5%（2021年3月）と、あまり普及していない状況にあります。日本において、里親制度が広く普及しない要因は何だと思いませんか。（回答数は3つまで）



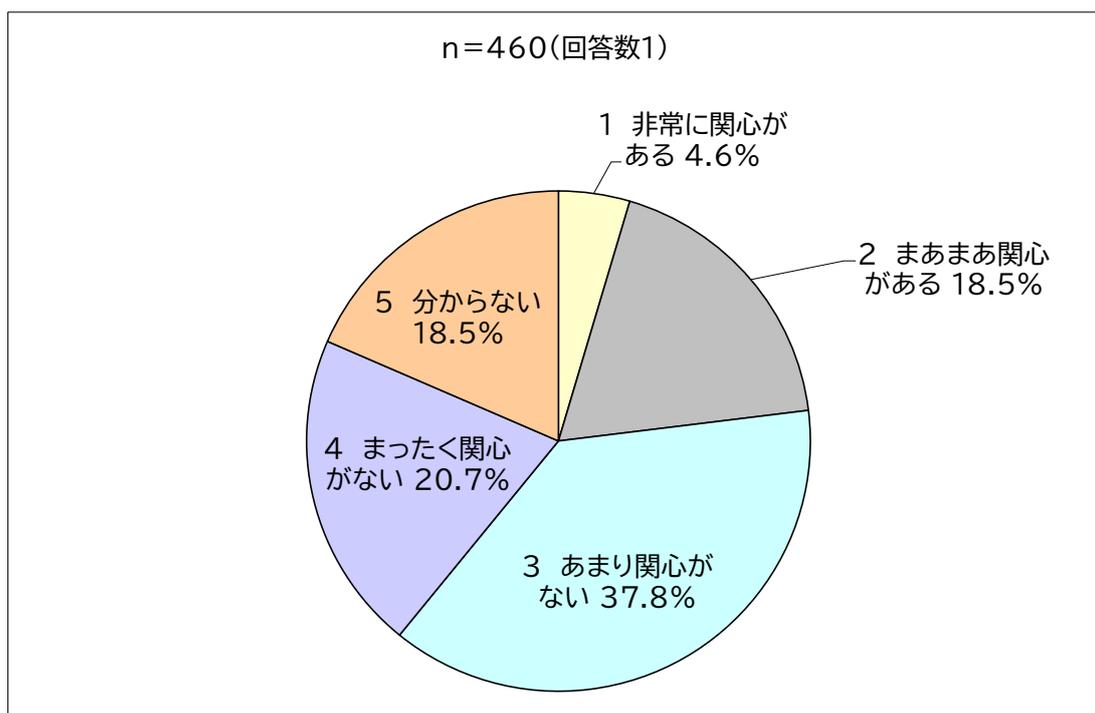
問5 今後、広く県民の皆さんに里親制度に対する理解と協力を求めていくための取組として、効果的だと思うことは何ですか。（回答数は3つまで）



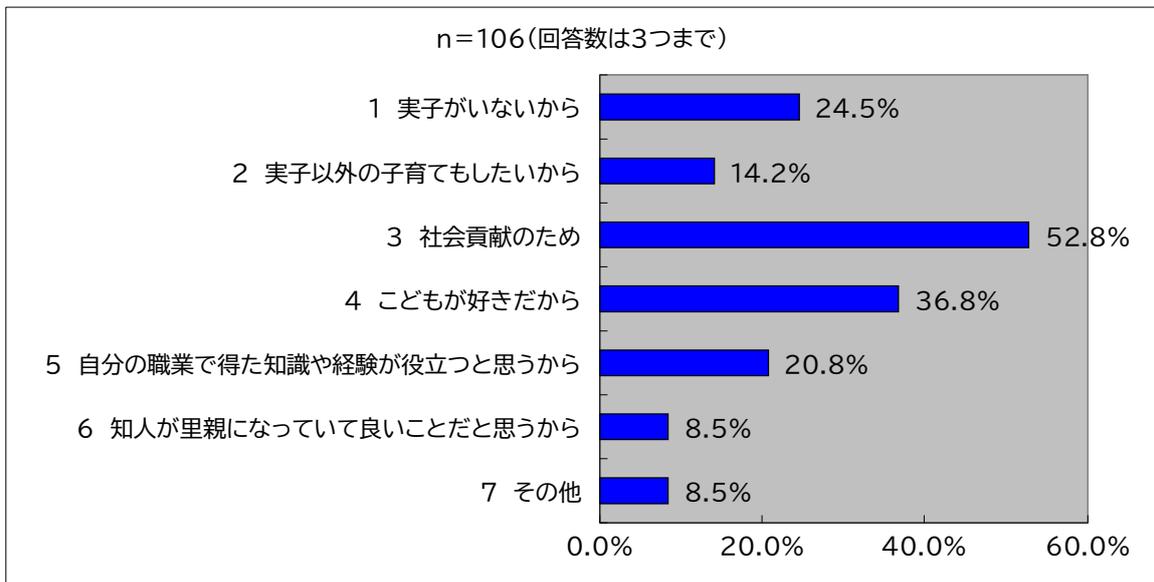
問6 毎年、10月は「里親月間」ですが、知っていますか。(回答数は1つ)
 ※「里親月間」とは、里親制度などを推進するために、集中的な広報啓発を行っている期間です。



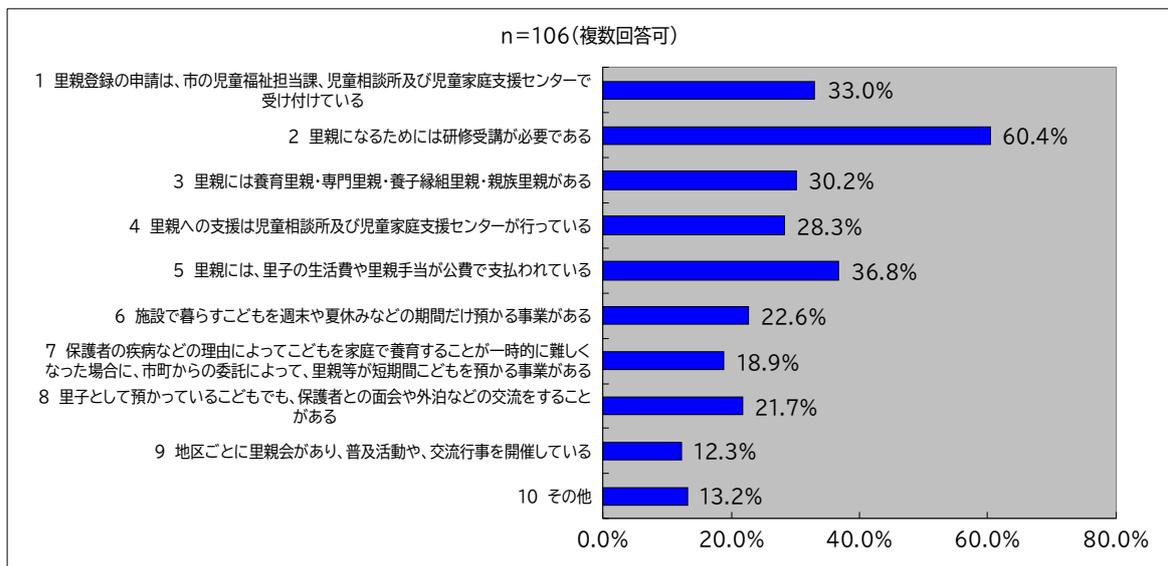
問7 あなた自身が里親となり、子どもを養育することに関心がありますか。(回答数は1つ)



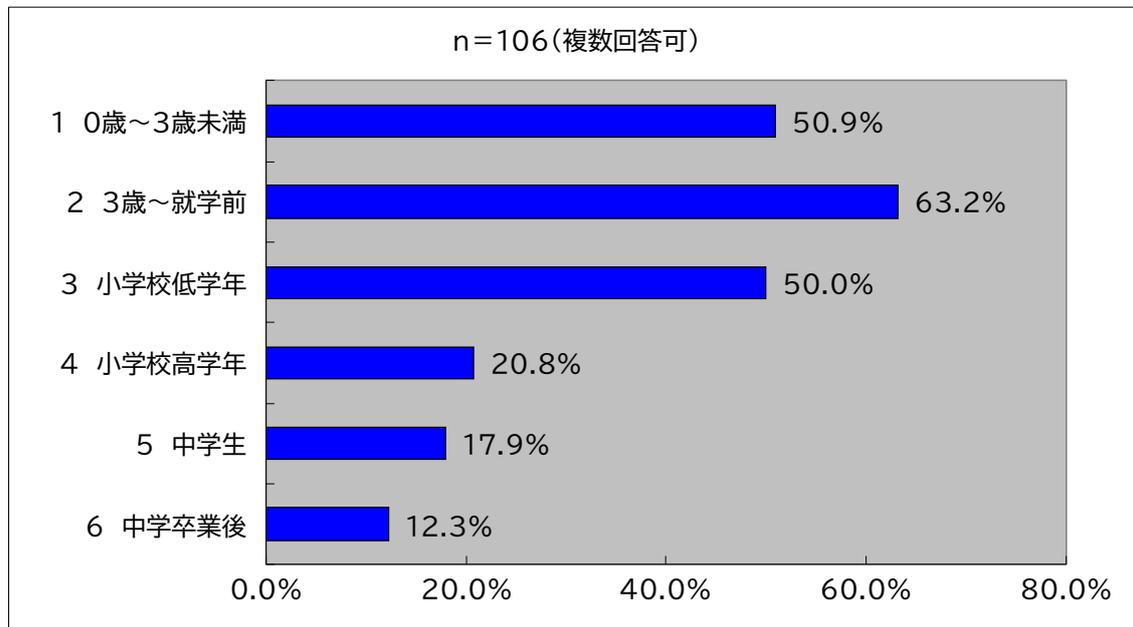
問7-2 問7で選択肢1または2を選択された方に伺います。里親になることに関心がある理由は何ですか。(回答数は3つまで)



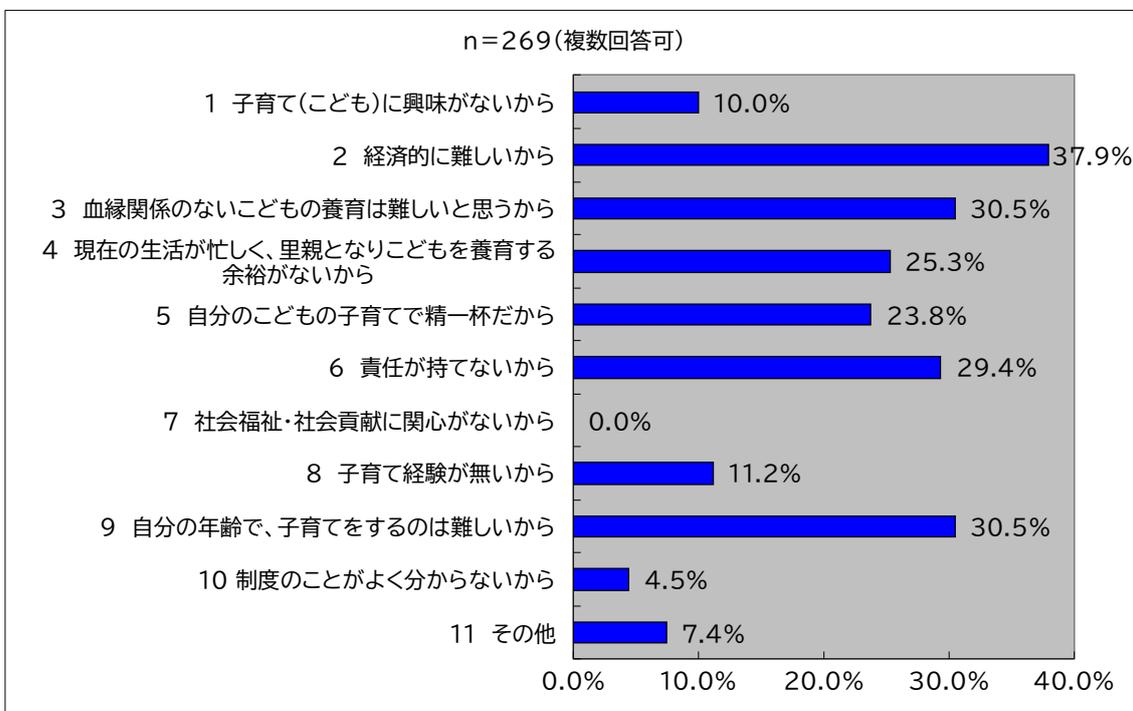
問7-3 問7で選択肢1または2を選択された方に伺います。里親についてどんなことを知っていましたか。(複数回答可)



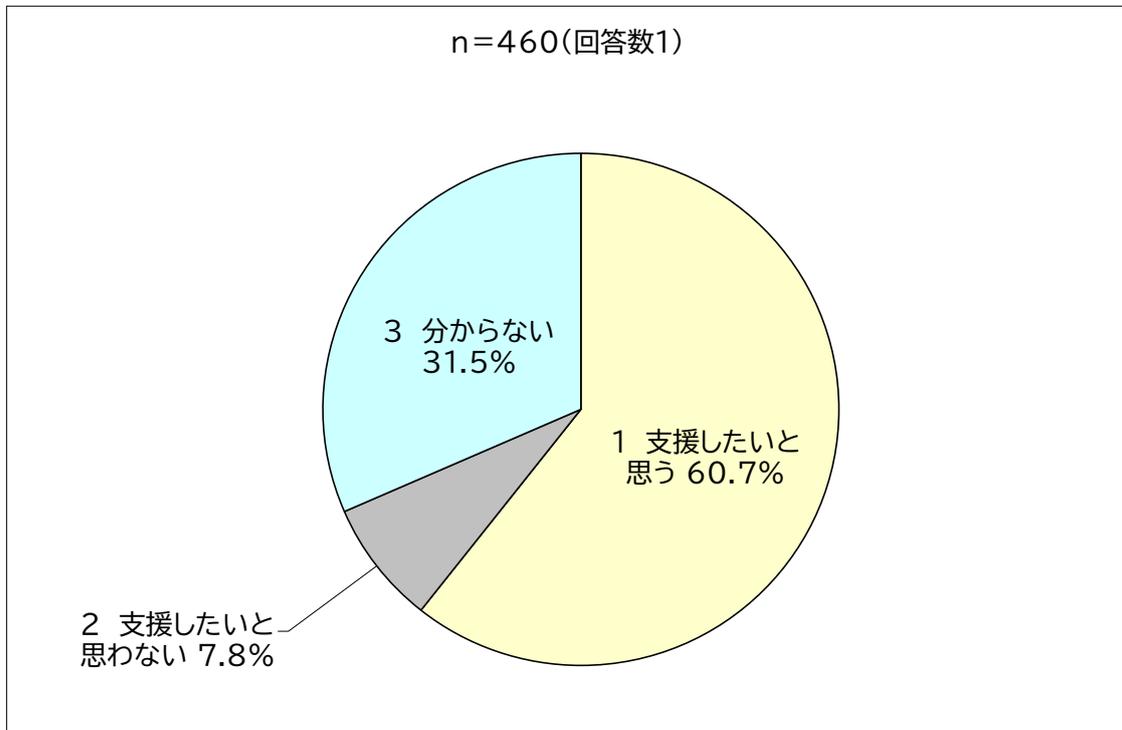
問7-4 問7で選択肢1または2を選択された方に伺います。もし里親になった場合、預かる里子の年齢は何歳くらいをイメージしますか。
(複数回答可)



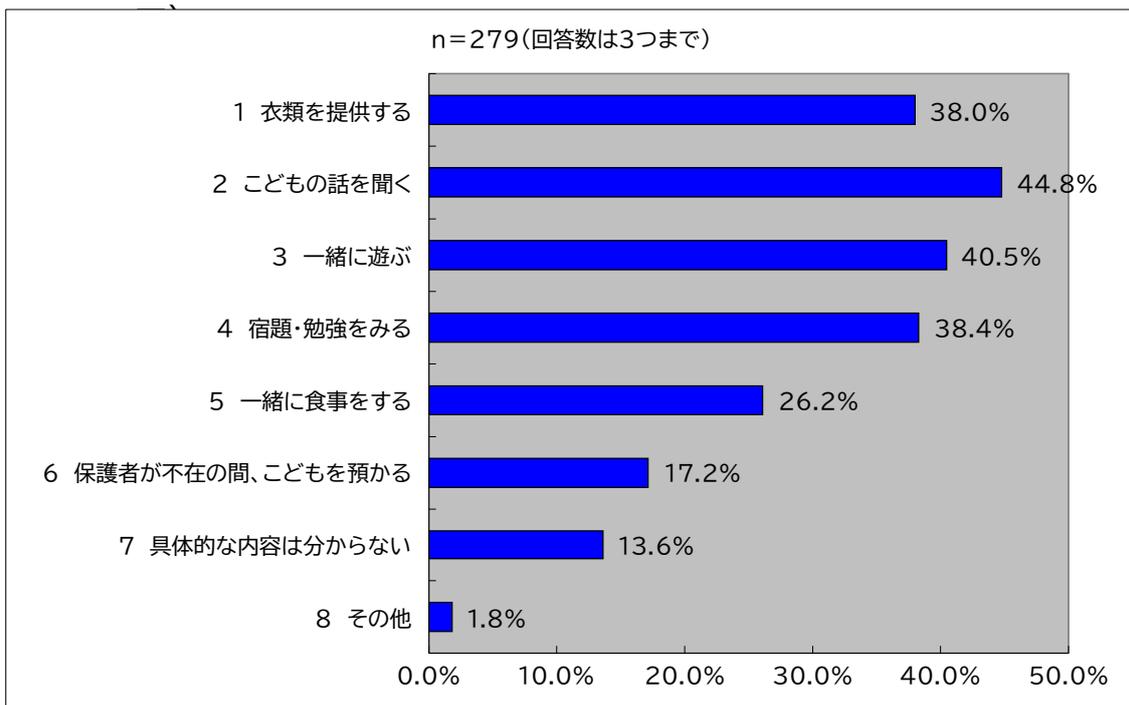
問7-5 問7で選択肢3または4を選択された方に伺います。里親になることに関心がない理由は何ですか。(回答数は3つまで)



問8 児童養護施設に入所したり、里親に養育されていなくても、保護者から十分な養育を受けられず、保護者以外からの支援が必要な子どもがいます。あなたはそのような子ども達に何か支援をしたいと思いますか。
(回答数は1つ)



問8-2 問8で選択肢1を選択された方に伺います。子どもへの支援として、あなたができそうだと思うことを選んでください。(回答数は3つまで)



5 静岡県社会的養育推進計画 策定経過

(1) 有識者による検討会議

	開催日	内容
第1回	令和6年 7月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県社会的養育推進計画の改定 社会的養育を取り巻く状況等 計画の改定に伴う基本理念等
第2回	令和6年 10月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県社会的養育推進計画構成概要 代替養育を必要とするこども数の見込み 里親等委託率の数値目標 社会的養育の推進に向けた取組
第3回	令和6年 12月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県社会的養育推進計画素案
第4回	令和7年 2月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県社会的養育推進計画原案

(2) 各種調査等

①里親制度に関する意識調査

区分	内容
実施期間	令和6年6月7日～6月20日
実施方法	令和6年度県政インターネットモニターアンケート調査
調査対象	県内に在住又は通勤・通学している満15歳以上の方(公募) 673人
回答数	有効回答460件(回答率82.4%)
調査項目	里親・里親制度について 里親制度等の広報啓発について 里親への関心について

②こどもの意識アンケート調査

区 分	内 容
実施期間	令和6年7月末～8月
実施方法	児童養護施設、里親、ファミリーホームに調査票を送付、こども自身が記入
調査対象	児童養護施設、養育里親、ファミリーホームに入所・委託中の子どものうち、令和6年度7月1日時点で入所等している、小学校4年生以上の子ども全員
回 答 数	児童養護施設 160人（回答率 93.6%）、里親・ファミリーホーム 34人（回答率 54.8%）、 合計 194人
調査項目	こどもの権利、困っていること、悩んでいること、困った時に相談や話ができる人 等

③入所等児童状況調査

区 分	内 容
実施期間	令和6年7月末～8月
実施方法	児童相談所に調査票を送付し、児童相談所から回答
調査対象	乳児院、児童養護施設、養育里親、ファミリーホームに入所・委託中の子どもで、令和6年7月1日現在、入所等している子ども全員
回 答 数	415人（100%）
調査項目	こどもの状態 望ましい養育環境の状況 望ましい養育環境に入所等できない理由

④施設計画（案）に関するヒアリング調査

区 分	内 容
実施期間	令和6年8月
実施方法	各施設に訪問し、施設計画（案）に関するヒアリングを実施
調査対象	乳児院：4施設 児童養護施設：12施設

(3) 県民意見提出手続（パブリックコメント）

区 分	内 容
実施期間	令和6年12月25日～令和7年1月22日
実施方法	インターネットで閲覧（静岡県ホームページ） 県窓口での閲覧
意見提出数 （重複あり）	静岡県：13件 静岡市：6件 浜松市：5件

6 静岡県社会的養育推進計画検討会議 委員名簿

(敬称略)

氏名	職業等	備考
川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター長	議長
北上 紘生	静岡県弁護士会	
石川 順	静岡県児童養護施設協議会会長	
内藤 好彦	静岡県乳児院協議会会長	
見原 照久	静岡県児童家庭支援センター協議会会長	
森 茂雄	静岡県母子生活支援施設協議会会長	
鈴木 都志江	静岡県ファミリーホーム協議会会長	
鈴木 智一郎	県立磐田学園長	
寺田 あゆ子	静岡県里親連合会会長	
水元 雅弘	静岡市里親会会長	
田口 修	浜松市里親会会長	
松下 ゆりか	社会的養護経験者	
豊田 大	静岡県健康福祉部こども未来局長	
市原 眞記	静岡県中央児童相談所長	
松下 龍一	静岡市子ども未来局子ども家庭課長	
大石 剛久	静岡市児童相談所長	
仲谷 美樹	浜松市こども家庭部子育て支援課家庭支援担当課長	
鈴木 勝	浜松市児童相談所長	

静岡県社会的養育推進計画

令和7年3月策定

- 事務局 ○静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
TEL : 054-221-2307 FAX:054-221-3521
E-mail:kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
- 静岡市子ども未来局子ども家庭課
〒424-8701 静岡県静岡市清水区旭町6番8号
TEL : 054-354-2643 FAX:054-352-7734
E-mail:kodomokatei@city.shizuoka.lg.jp
- 浜松市こども家庭部子育て支援課
〒430-0933 静岡県浜松市中央区鍛冶町100番地の1
ザザシティ浜松中央館5階
TEL : 053-457-2792 FAX:053-457-3011
E-mail:kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp